日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について
（報告）

平成２６年１月３１日

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会

＜目次＞

１．はじめに……４ページ
２．全般的な状況について……４ページ
３．日本語教育の推進に当たっての主な論点について……２１ページ
（１）日本語教育の推進体制について……２１ページ
論点１　日本語教育に関する政策のビジョンについて……２１ページ
論点２　日本語教育の効果的・効率的な推進体制について……４０ページ
（２）日本語教育の内容及び方法について……５９ページ
論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）……５９ページ
論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（②判定基準について）……６８ページ
論点４　カリキュラム案等の活用について……７６ページ
（３）日本語教育に携わる人材について……８２ページ
論点５　日本語教育の資格について……８２ページ
論点６　日本語教員の養成・研修について……９５ページ
論点７　日本語教育のボランティアについて……１０２ページ
（４）日本語教育に関する調査研究について……１１５ページ
論点８　日本語教育に関する調査研究の体制について……１１５ページ
（５）その他……１１８ページ
論点９　総合的な視点からの検討について……１１８ページ
論点１０　外国人児童生徒等に対する日本語教育について……１２６ページ
論点１１　国外における日本語教育について……１２９ページ
４．おわりに……１３４ページ

参考資料……１３５ページ

【参考】１１の論点に関する状況等のデータの一覧

（1）日本語教育の推進体制について

論点１　日本語教育に関する政策のビジョンについて

１－１　外国人の人口移動について
１－２　労働者の国際移動に関する世論調査（外国人労働者に求めることについて）
１－３　国語に関する世論調査（外国人に求める日本語能力について）
１－４　外国人の現在の日本語能力と外国人が求める将来の日本語能力について
１－５「生活者としての外国人」に対する総合的対応策について
１－６　外国人に対する総合的な対応の指針
１－７　外国人に対する総合的な対応プランについて
１－８　外国人に対する総合的な対応プランの実施状況について
１－９　外国人に対する日本語教育について扱っている法令等について
１－１０　住民の規定について
１－１１　多文化共生の推進について
１－１２　地域の多文化共生推進におけるコミュニケーション支援について①
１－１３　地域の多文化共生推進におけるコミュニケーション支援について②
１－１４　「外国人との共生社会」実現検討会議について
１－１５　多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況について
１－１６　成長戦略の進化について
１－１７　平成２３年度愛知県「県政モニターアンケート」

論点２　日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

２－１　日本語学習の状況について
２－２　日本語学習についての悩み・不満について
２－３　日本語を学習していない理由について
２－４　日本語学習の方法について
２－５　日本語教育関係機関・省庁間を横断した取組について
２－６　国と都道府県，政令指定都市の日本語教育担当者との意見交換について
２－７　地方自治法における国，都道府県，市町村の役割分担について
２－８　地域における多文化共生推進プラン～国，都道府県，市町村，ＮＰＯ，ＮＧＯ等との役割分担について～
２－９　自助・共助・公助について
２－１０　国内における日本語教育（概況）
２－１１　日本語教育に係る情報の流通システムについて

（2）日本語教育の内容及び方法について

論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）

３－１　日本語学習の必要性について
３－２　日本語学習の目的，理由について
３－３　外国人の日本語能力の現状と外国人が求める将来の日本語能力について
３－４　「生活者としての外国人」に対する日本語教育について
３－５　ＪＦ日本語教育スタンダードについて

論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（②判定基準について）

３－６　能力評価について
３－７　日本語能力試験について
３－８　とよた日本語能力判定について
３－９　ＢＪＴビジネス日本語能力テストについて
３－１０　日本留学試験について

論点４　カリキュラム案等の活用について

４－１　カリキュラム案等の５点セットについて
４－２　カリキュラム案等の「想定される利用者」について
４－３　カリキュラム案の周知・活用の支援について（日本語教育大会，日本語教育研究協議会）

（３）日本語教育の資格について

論点５　日本語教育の資格について

５－１　日本語教育能力検定試験（公益社団法人日本語教育学会認定）について
５－２　「指導力評価」について
５－３　地域日本語教育コーディネーター研修について
５－４　地域日本語教育専門家やコーディネーターに求められる知識・能力
５－５　地域日本語教育・支援に関わる人々に求められる資質・能力
５－６　日本語教育に関するコーディネーターの状況について

論点６　日本語教員の養成・研修について

６－１　日本語教師養成・研修の状況について（都道府県別）
６－２　日本語教師養成・研修の状況について（都道府県別・機関種別）
６－３　日本語教師養成・研修を担当する教師の雇用形態について
６－４　日本語教師養成・研修に関する推移について
６－５　留学生施策の動向について

論点７　日本語教育のボランティアについて

７－１　域内に日本語教室がある地方公共団体の数について（都道府県別）
７－２　外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について
７－３　外国人住民比率別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について
７－４　地方公共団体における外国人施策に対する体制について
７－５　地域における日本語教育における教師一人当たりの学習者数について（都道府県別）
７－６　地域における日本語教師の雇用形態及び年代別の割合について
７－７　「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について
７－８　都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修について

（４）日本語教育に関する調査研究について

論点８　日本語教育に関する調査研究の体制について

８－１　日本語教育に関する調査研究について　※平成１９年度以降

（５）その他

論点９　総合的な視点からの検討について

９－１　外国人住民が増えることの効果と課題について
９－２　人材別採用の要件について
９－３　外国人労働者に求める日本語能力について
９－４　日本語能力と離職期間の関係について
９－５　医療機関の利用等と日本語について
９－６　子育て，教育と日本語教育について

論点１０　外国人児童生徒等に対する日本語教育について

１０－１　日本語指導が必要な児童生徒数について
１０－２　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について

論点１１　国外における日本語教育について

１１－１　海外における日本語教育について
１１－２　「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会　最終報告書」

１　はじめに

第１３期文化審議会国語分科会は，平成２５年５月１７日に第１回の総会を開催し，日本語教育小委員会[1]を設置した。

今期（平成２５年３月～平成２６年３月）の日本語教育小委員会では，第１２期文化審議会国語分科会日本語教育小委員会のもとに設置された課題整理に関するワーキンググループ[2]で平成２５年２月１８日に取りまとめた「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（以下「論点整理」という。）で整理した１１の論点について，意見やデータの収集を行ってきた。今後，日本語教育の具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策について議論していくため，各論点ごとに意見やデータを整理したので，ここに報告する。

本報告の構成について，「２　全般的な状況について」では，検討の背景や，外国人及び日本語教育の動向及び状況についてデータを基に概観する。「３　日本語教育の推進に当たっての主な論点について」では，１１の論点ごとに①論点の概要，②論点に関する意見（論点に関する意見のまとめ及び論点に関して挙げられた意見），③論点に関する状況等のデータを示す。最後，「４　おわりに」では，次期以降の検討について，今期の意見やデータを踏まえたまとめを示す。

なお，意見やデータの収集は，具体的には日本語教育小委員会において関係者からヒアリングを行ったほか，文化庁主催事業[3]（文化庁日本語教育大会，日本語教育研究協議会，地域における日本語教育協議会，日本語教育推進会議，地域日本語教育コーディネーター研修，都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修）等を利用して行った。

２　全般的な状況について

我が国に在留する外国人数は，平成２年の「出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）」の改正法の施行等に伴い，この２０年間で約１００万人から約２００万人に倍増し，また，国内の日本語学習者数も約６万人から約１４万人と増加している。入管法改正法の施行前後から，入国・在留する外国人の大幅な増加が見られ，それに伴い，我が国への定住化が進んでいる。当初は南米日系人が中心だったが，次第に中国やフィリピンなどアジア系の外国人が増加し，外国人の国籍の多様化が進んでいる。

日本で生活する外国人の増加とそれに伴って生じる様々な問題を踏まえ，政府全体としても定住化する「生活者としての外国人」を念頭に，「「生活者としての外国人」に関する総合的対応策」や「日系定住外国人施策」の推進など総合的な取組を行ってきた。日本語教育は，このうち最も基本的な取組の一つに位置付けられ，実施されてきた。

文化庁では，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法に関する一連の計画的な検討作業の区切りが付いたことを受け，平成２５年度にこれまで東京で開催していた文化庁日本語教育大会に加え，「生活者としての外国人」に対する日本語教育のカリキュラム案等を周知するため，仙台，大阪，福岡で主に日本語指導者等を対象とした「日本語教育研究協議会」を実施した。さらに，平成２５年度には，今後の日本語教育施策に関する検討を深めるため，都道府県，政令指定都市における日本語教育担当者との意見交換，情報交換の場として，東京，仙台，大阪，福岡で「地域における日本語教育協議会」を

1　平成１９年７月に戦後初めて「日本語教育」をその名称に冠する国の審議会の組織として文化審議会国語分科会に設置された。文化審議会国語分科会では，まず，平成２０年１月２８日に「国語分科会日本語教育小委員会における審議について - 今後検討すべき日本語教育の課題 - 」を取りまとめ，それを踏まえ，平成２１年１月２７日に「国語分科会日本語教育小委員会における審議について―日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討―」を取りまとめている（以下「２１年報告」という）。さらに，その後，２１年報告で示された「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標及び内容の大枠に基づいて，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法について検討を行い，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を計画的に取りまとめた。カリキュラム案等については７８ページ参照。

2　日本語教育小委員会において，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容・方法に関する一連の計画的な検討作業が終了すること等を受け，日本語教育に関する諸課題の整理等の作業を行うため，平成２４年５月２８日に日本語教育小委員会に設置された。

3　それぞれの内容等について，日本語教育大会は７９ページ，日本語教育研究協議会は８０ページ，地域における日本語教育協議会は４９ページ，日本語教育推進会議は４７ページ，地域日本語教育コーディネーター研修は８９ページ，都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修は１１３ページを参照。

実施した。

「生活者としての外国人」に関する取組みのほかにも，平成２５年３月に外務省に「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会」が設置され，同年１２月には「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会　最終報告書」がまとめられた。このほか，平成２４年度に外国人の高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度が導入され，日本語能力がポイント項目の一つとされたが，平成２５年度には高い日本語能力を有していることに関する評価を高めることが適当であるため，日本語能力に係るポイントの配分が１０点から１５点へと引き上げられた。

学校教育においては文部科学省初等中等教育局に設置された「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」において，平成２５年５月３１日に「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」が取りまとめられた。同まとめ等を踏まえ，小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部及び中学部において，日本語指導が必要な児童生徒（例：帰国児童生徒又は外国人児童生徒など）に対して，その日本語能力に応じた特別の指導を行う場合には，「特別の教育課程」を編成・実施することができるようになった（１２８ページ参照）。

また，我が国の少子高齢化社会の進展などに対応し，外国人の受入れの在り方について議論すべき時期に来ているのではないかという指摘（「外国人との共生社会」実現検討会議）があり，具体的には，高度外国人材や留学生等が日本で就職するかを判断する際の要素として，魅力ある就労環境に加え，家族を含め地域で日本語をしっかり教えてくれるかどうかが重要なポイントであるとされている。よって，日本語教育の充実は外国人受入れ環境整備の最も基本的な取組であると言える。

さらに，自治体での取組について，平成１３年に南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する自治体が集まり発足した外国人集住都市会議は，活動開始から１０年以上を経ているが，会員数が当初の１３自治体から２７自治体（平成２５年４月１日現在）に増加し，多文化共生社会を目指して，地域の日本語教育をはじめ外国人の問題に積極的に取り組んでいる。また，外国人が散在している地域では外国人の存在の把握も困難であり，日本語学習に関するニーズも顕在化しにくいため，日本語教育の実施には様々な課題が生じており，各地域における取組にはばらつきが見られる。

他方，これまで右肩上がりで増えてきた我が国に在留する外国人数は，ここ数年の推移を見ると，平成２０年秋以降の世界的な経済危機や平成２３年３月の東日本大震災の影響等により，平成２０年末の約２２１万７千人をピークに減少が続いており，平成２４年末で約２０３万８千人（在留外国人数の日本の総人口に占める割合は１．６０％）となっている。

グラフ１　［日本に在留する外国人数の推移について］

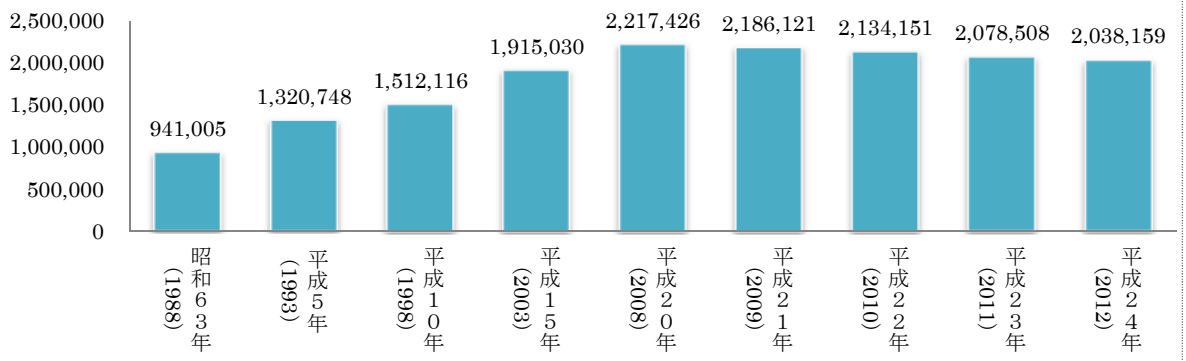

※　法務省調べ。いずれも各年末現在。なお，平成 23 年までは外国人登録者数，平成 24 年からは外国人登録制度が廃止されたため，在留外国人数を示している。

我が国に在留する在留資格別の外国人数の推移について見ると，在留資格「永住者」により我が国に在留する者の数及び在留資格「永住者」により我が国の在留する者が外国人全体に占める割合は年々増加しており，外国人の定住化が進んでいると言える。

表１［在留資格別の外国人数の推移について］

	平成20年	構成比	平成21年	構成比	平成22年	構成比	平成23年	構成比	平成24年	構成比
総数	2,217,426	100.00%	2,186,121	100.00%	2,134,151	100.00%	2,078,508	100.00%	2,033,656	100.00%
永住者	**912,361**	**41.10%**	**943,037**	**43.10%**	**964,195**	**45.20%**	**987,525**	**47.50%**	**1,005,865**	**49.46%**
永住者	492,056	22.20%	533,472	24.40%	565,089	26.50%	598,440	28.80%	624,501	30.71%
特別永住者	420,305	19.00%	409,565	18.70%	399,106	18.70%	389,085	18.70%	381,364	18.75%
非永住者	**1,305,065**	**58.90%**	**1,243,084**	**56.90%**	**1,169,956**	**54.80%**	**1,090,983**	**52.50%**	**1,027,791**	**50.54%**
留学 ※1	179,827	8.10%	192,668	8.80%	201,511	9.40%	188,605	9.10%	180,919	8.90%
日本人の配偶者等	245,497	11.10%	221,923	10.20%	196,248	9.20%	181,617	8.70%	162,332	7.98%
定住者	258,498	11.70%	221,771	10.10%	194,602	9.10%	177,983	8.60%	165,001	8.11%
技能実習 ※2	-	-	-	-	100,008	4.70%	141,994	6.80%	151,477	7.45%
家族滞在	107,641	4.90%	115,081	5.30%	118,865	5.60%	119,359	5.70%	120,693	5.93%
人文知識・国際業務	67,291	3.00%	69,395	3.20%	68,467	3.20%	67,854	3.30%	69,721	3.43%
技術	52,273	2.40%	50,493	2.30%	46,592	2.20%	42,634	2.10%	42,273	2.08%
技能	25,863	1.20%	29,030	1.30%	30,142	1.40%	31,751	1.50%	33,863	1.67%
短期滞在	40,407	8.20%	33,378	6.30%	29,093	5.10%	23,978	2.10%	-	-
特定活動	121,863	24.80%	130,636	24.50%	72,374	12.80%	22,751	1.50%	20,159	1.13%
永住者の配偶者等	17,839	0.80%	19,570	0.90%	20,251	0.90%	21,647	1.00%	22,946	1.00%
企業内転勤	17,798	0.80%	16,786	0.80%	16,140	0.80%	14,636	0.70%	14,867	0.73%
投資・経営	8,895	0.40%	9,840	0.50%	10,908	0.50%	11,778	0.60%	12,609	0.62%
教育	10,070	0.50%	10,129	0.50%	10,012	0.50%	10,106	0.50%	10,121	0.50%
研修	86,826	3.90%	65,209	3.00%	9,343	0.40%	3,388	0.20%	1,804	0.09%
その他	69,353	3.13%	64,477	2.95%	57,175	2.68%	45,400	2.18%	30,902	1.52%

※　法務省調べ。平成 23 年までは外国人登録者数，平成 24 年は在留外国人数を示す。（なお，短期滞在は在留外国人数に含まれない）
※　それぞれの在留資格の内容については，１１ページの在留資格一覧表を参照。
※1　「留学」は平成 22 年末までは，在留資格「留学」と「就学」の合算数。
※2　「技能実習」は「技能実習１号イ」「技能実習１号ロ」「技能実習２号イ」「技能実習２号ロ」の合算数。

また，国内の日本語学習者数は，東日本大震災の影響を受け，平成２３年については減少したが，平成２４年には再び増加に転じている。

グラフ２［国内における日本語教師数，日本語学習者数，日本語教育実施機関・施設等数の推移について］

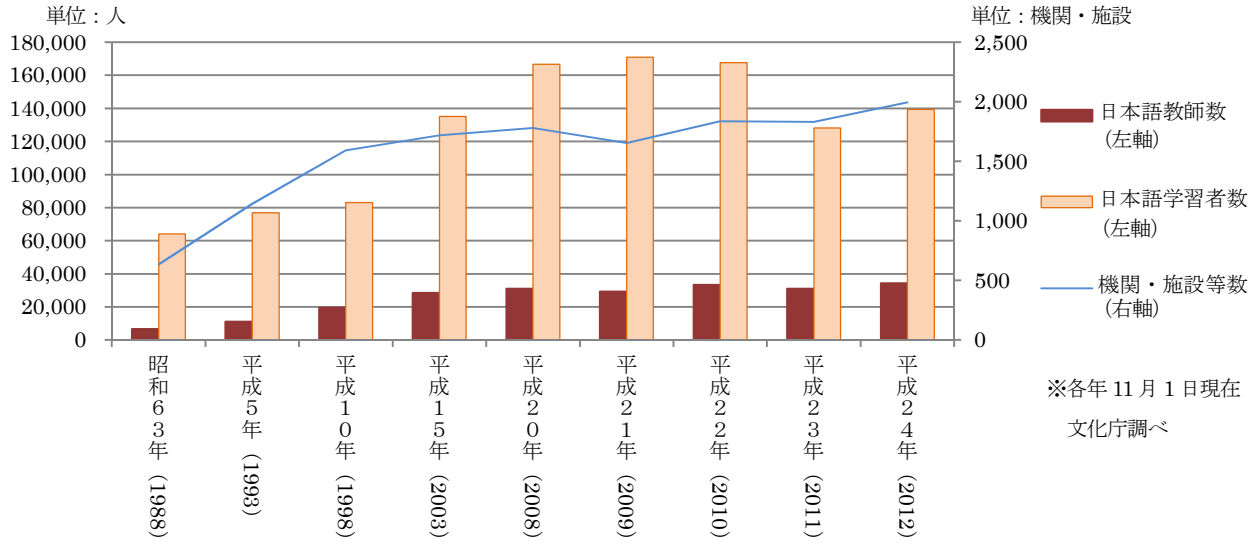

このような状況の変化に適切に対応しつつ，日本語教育をさらに推進していくことが求められている。

２０２０年に開催される東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて，日本に来日・在住する外国人数の増が見込まれる。来日・在住外国人が日本語を学ぶことにより，母国で日本文化や日本語を積極的に紹介することになれば，国際文化交流の第一歩となるため，この点からも日本語教育は重要な意味を持つ。

以上のような状況も念頭に置きつつ，「論点整理」で改めて次のとおり整理した「日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について」（以下「基本的な考え方」という。）等を踏まえた検討が必要となっている。

「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（抜粋）

平成 25 年 2 月 18 日　文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループ

２　日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について

（１）日本語教育を推進する意義について

経済のグローバル化が進展し，人の国際移動も活発化することが見込まれるが，言うまでもなく，日本語は我が国における共通言語であり，日本語能力を身に付けることは，外国人が日本で生活していく上で極めて重要である。このことは，我が国における外国人の実際のコミュニケーションが常に日本語で行われるとは限らないとしても，また，外国人の母語は尊重すべきであるとしても，変わることはない。

このような日本語を外国人に教えることを柱とする日本語教育を推進する意義としては，例えば「生活者としての外国人」に対する日本語教育を念頭に置くと，次のようなことが挙げられる。

- 外国人が日本で生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け，日本語で意思疎通を図り，生活できるようにする。これは，「国際人権規約」，「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致するものである。
- 日本語による円滑なコミュニケーションを実現し，住みやすい地域づくりや地域の活性化につながる。
- 地域住民が日本語教育に関わることを通じ，その生きがいや自己実現につながるとともに，異文化に対する理解が深まり，多文化共生社会の実現につながる。
- 日本語は，日本の文化の基盤であり，日本の文化そのものと言え，日本の文化や日本に対する外国人の理解が深まり，友好的な国際関係の構築につながる。
- 日本語教育は，外国人の受入れ環境の最も基本的なものであり，開かれた国としての我が国の評価や魅力を高めることにつながる。

このほか，我が国の少子高齢化の進展に対しては，少子化対策を推進するとともに，若者・女性・高齢者等の労働市場への参加を一層促進することが重要であるが，より中長期的な観点からは，外国人労働者の受入れの在り方についても議論すべき時期に来ているのではないかという指摘もあり，日本語教育の充実は外国人の受入れ環境整備の最も基本的な取組であると言える。

また，政府として単純労働者を受け入れるかどうかについては意見があるものの，外国人労働者には日本語が求められる。また，在住するものについても日常生活に困らない程度の日本語が求められているところである。日本語を学習する機会の充実が求められているところであるが，その手法や予算，役割分担については議論がある。

なお，平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災の被災地や被災者のために何らかの支援をした外国人や，今後大きな災害があった時に機会があればボランティアをしたいと思う外国人が少なくないことなどから，外国人を支援の対象として見るだけでなく，外国人が日本社会の一員として支援する側になるという面もあることに留意すべきである。

このように日本語教育は，外国人を支援するためはもとより，日本の社会全体にとっても大きな意義を有するものである。ただし，この点についてはこれまで必ずしも広く意識されているとは言い難い状況にある。

今後，更に日本語教育を推進するに当たっては，このような日本語教育の多面的な意義について，日本語教育の関係者にとどまらず，幅広く国民の理解を得られるよう努めていくことがますます重要になってくると考える。

（２）日本語教育に関する国と自治体との役割分担について

日本語教育が「教育」という営みである以上，そこには学習者と学習支援者が存在する。この学習支援者としては，直接学習者と向き合って日本語を教える指導者に加え，日本語教室を設置・運営する国際交流協会，ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人），ボランティア団体などの各種団体，外国人を雇用する企業，大学，自治体，国等があり，それぞれの性格や役割に応じて日本語教育に関する取組を行っている。

このうち，公的部門である国と自治体との役割分担については，平成２１年１月２７日に文化審議会国語分科会が「国語分科会日本語教育小委員会における審議について―日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討―」（以下「２１年報告」という。）において，国，都道府県，市町村に分けて整理を行っている。

○　「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容・方法，さらには，地域における日本語教育の体制整備の在り方を，指針として示すこと。
○　この指針を踏まえつつ，「生活者としての外国人」に対する日本語教育に係る日本語能力の測定方法及び指導力の評価方法についても，一定の指針を示すこと。
○　指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を地域で実践するためには，大学，研究機関，日本語教育機関及び地域のボランティア団体その他関係団体の協力を得て，その指針を地域の特性に応じて具体化することが必要であることから，都道府県及び市町村と連携してそれを担う人材を養成すること。
○　地域に日本語教室が開設されていないという状況や，日本語教室は開設されていてもその内容が地域の外国人のニーズにそぐわないなどの状況を改善し，学習者のニーズにこたえることができるよう，適切な財政支援を行うなど地域における日本語学習の環境整備のための支援を行うこと。
○　指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法について，地域の日本語教育の指導者に適切に指導助言できる「指導者の指導者」を養成すること。

また，域内の市町村の状況を踏まえつつ，必要に応じ，国との連絡調整を行う立場の都道府県の担うべき役割として，おおむね次のような点などを挙げている。

○　それぞれの実情に応じた域内の日本語教育の体制整備を行うこと。
○　指針として国が示す「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的な内容・方法を参考にそれぞれの実情に応じた日本語教育の内容・方法を検討・調整すること。
○　域内の市町村において，日本語教育を事業化し推進できる人材を，市町村と連携して養成すること。
○　学習者の背景・ニーズや教室数・講師数など，域内の日本語教育に関する実態把握を行うこと，域内関係者の連絡会議を開催すること，他事業との連携協力や活動内容の広報を行うこと。

さらに，日本語教育の現場を抱える立場の市町村の担うべき役割として，おおむね次のような点などを挙げている。

○　都道府県が検討・調整した日本語教育の内容・方法を，現場の実情に沿って具体的に編成・実施すること。
○　国が養成する「指導者の指導者」を活用するなどして，地域における日本語教育の指導者を養成すること。
○　日本語教室の設置運営を行うこと，学習者及び指導者からの相談に応ずること，域内外の人材・情報リソース（資源）を活用すること。

これらの整理は，今日においても基本的に妥当なものである。地域の日本語教育の課題が，外国人の集住地域に加え，散住地域にも顕在化しつつある中，国，都道府県，市町村はこうした役割分担を再確認の上，適切な役割分担の下，連携・協力しながら日本語教育を推進していく必要がある。

（３）多様な日本語学習者の学習目的・ニーズへの対応について

平成２年の「出入国管理及び難民認定法」の改正法の施行等に伴い，南米日系人が増加し，平成２３年末現在，「定住者」など日本での活動に制限のない「身分又は地位に基づく在留資格」で在留する者が全体の約４７％を占め，外国人の定住化が進んでいる。

このため，日本での一時的な滞在ではなく，定住を前提として必要な日本語能力を身に付けることが大きな課題となっている。

また，日本語を学習する外国人は，南米日系人のほか，留学生，難民，ビジネスパーソン，日本人の配偶者など極めて多様であり，その学習目的やニーズも同様である。

このようなことから，日本語教育に関する取組については，その目的や分野に応じて，様々な関係府省や関係機関・団体等が自らの役割を踏まえ行っている。

こうした状況は時に「縦割り」として指摘されることがある。しかし，日本語教育が有する多様性を考えれば，それぞれの目的や分野の日本語教育がより効果的・専門的に実施されるために必要な役割分担であると捉えた上で，必要な連携・協力を図りつつ，その役割を十分に果たしていくことが重要である。

なお，日本語教育の推進方策等について議論を進める際には，抽象的な観念論や専門的な技術論にとどまらず，日本語教育が有するこのような多様性を十分に踏まえ，どのような外国人を対象に，何のために，どのような日本語教育を念頭に考えるのか明確にした上で，具体的にきめ細かく政策的な議論を積み上げていく必要がある。

なお，「論点整理」では具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策などを検討する際の留意点（以下「検討の留意点」という。）として以下の４点を示している。

- 日本語教育を含め外国人施策全体を見据えてどうすべきかという総合的な視点を持つこと。そのためにも，日本語教育推進会議などの関係府省や関係機関・団体等との横断的な会議等を活用し，関連する政策との連携を図ること。
- 日本語教育の関係者にとどまらず，幅広く国民の理解を得られるようなものとなるよう努めること。
- 日本語学習者である外国人のニーズをできる限り踏まえること。
- 客観的なデータなどを活用しながら，論拠を明確にするよう努めること，

今後，日本語教育の具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策について検討する際には「基本的な考え方」及び「検討の留意点」を踏まえて行うことが必要であり，「３　日本語教育の推進に当たっての主な論点について」（21～133 ページ）で１１の論点ごとにデータ[4]や意見を示すが，10～20 ページでは，日本語教育全般に関わるものを示す（参考１～１０）。

なお，本報告では日本語教育実施機関・団体について，以下のとおり分類して，整理を行っている[5]。

表２　［本報告における日本語教育実施機関・団体の分類について］

本報告における カテゴリー	カテゴリーに属する機関・団体の種別
「大学等機関」	大学（大学院を含む），短期大学，高等専門学校
「法務省告示校」	法務省告示校
「地域」及び「地域における日本語教育」	地方公共団体，教育委員会，国際交流協会，特定非営利活動法人，学校法人・准学校法人，株式会社・有限会社，社団法人・財団法人，上記以外の法人，任意団体 ※　ただし，学校教育の枠内における日本語教育を実施している機関・団体は除く。

4　データのうち，国内の日本語教育に関する部分のうち，「文化庁調べ」とあるものは，主に「日本語教育実態調査」に基づく。同調査は外国人に対する日本語教育又は日本語教師養成・研修を実施している国内の機関・施設等に調査票を送付し，そのうち回答のあったものについて集計したものである。したがって，回答を得られなかった機関・施設等については集計していない。参考として，平成 24 年度の同調査における調査票の回収数は大学等機関（983 件），法務省告示校（369 件），地方公共団体・教育委員会（1,556 件），国際交流協会（507 件），その他（587 件）であり，合計 4,002 件である。

5　日本語教育実態調査では，大きくは，大学等機関，一般の施設・団体（「法務省告示校」及び「地域及び地域における日本語教育」）の二つに分類している。

【参考１】表３［在留資格別・出身別の外国人数について］

	総数	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペルー	米国	タイ	インドネシア	ネパール	その他
総数	2,033,656	652,555	530,046	202,974	190,581	52,364	49,248	48,357	40,130	25,530	24,069	217,802
永住者	624,501	191,946	62,522	106,397	114,632	11,158	33,330	14,283	16,997	4,743	2,260	66,233
(各国籍・出身に占める割合)	30.71%	29.41%	11.80%	52.42%	60.15%	21.31%	67.68%	29.54%	42.35%	18.58%	9.39%	30.41%
特別永住者	381,364	2,116	377,350	46	26	-	5	680	11	8	3	1,119
(各国籍・出身に占める割合)	18.75%	0.32%	71.19%	0.02%	0.01%	-	0.01%	1.41%	0.03%	0.03%	0.01%	0.51%
留学	180,919	113,980	18,643	707	312	8,811	87	2,438	3,212	2,917	4,793	25,019
(各国籍・出身に占める割合)	8.90%	17.47%	3.52%	0.35%	0.16%	16.83%	0.18%	5.04%	8.00%	11.43%	19.91%	11.49%
定住者	165,001	27,148	7,774	40,707	53,044	5,556	11,938	1,156	3,799	1,714	529	11,636
(各国籍・出身に占める割合)	8.11%	4.16%	1.47%	20.06%	27.83%	10.61%	24.24%	2.39%	9.47%	6.71%	2.20%	5.34%
日本人の配偶者等	162,332	43,771	17,017	33,122	19,519	1,702	2,358	8,401	7,974	2,216	502	25,750
(各国籍・出身に占める割合)	7.98%	6.71%	3.21%	16.32%	10.24%	3.25%	4.79%	17.37%	19.87%	8.68%	2.09%	11.82%
技能実習	151,394	111,395	66	8,842	2	16,715	25	21	3,464	9,098	310	1,456
(各国籍・出身に占める割合)	7.44%	17.07%	0.01%	4.36%	0.00%	31.92%	0.05%	0.04%	8.63%	35.64%	1.29%	0.67%
家族滞在	120,693	62,359	15,117	2,253	326	2,373	30	3,976	649	2,022	6,991	24,597
(各国籍・出身に占める割合)	5.93%	9.56%	2.85%	1.11%	0.17%	4.53%	0.06%	8.22%	1.62%	7.92%	29.05%	11.29%
人文知識・国際業務	69,721	33,537	9,755	964	78	807	10	6,157	544	327	645	16,897
(各国籍・出身に占める割合)	3.43%	5.14%	1.84%	0.47%	0.04%	1.54%	0.02%	12.73%	1.36%	1.28%	2.68%	7.76%
技術	42,273	20,924	5,367	1,934	47	2,985	12	786	331	662	335	8,890
(各国籍・出身に占める割合)	2.08%	3.21%	1.01%	0.95%	0.02%	5.70%	0.02%	1.63%	0.82%	2.59%	1.39%	4.08%
技能	33,863	19,023	1,394	330	41	179	23	107	1,032	177	6,209	5,348
(各国籍・出身に占める割合)	1.67%	2.92%	0.26%	0.16%	0.02%	0.34%	0.05%	0.22%	2.57%	0.69%	25.80%	2.46%
特定活動	20,159	3,143	5,027	1,863	50	63	42	165	193	746	590	8,277
(各国籍・出身に占める割合)	0.99%	0.48%	0.95%	0.92%	0.03%	0.12%	0.09%	0.34%	0.48%	2.92%	2.45%	3.80%
永住者の配偶者等	22,946	8,792	2,429	3,647	2,067	911	1,328	193	552	161	238	2,628
(各国籍・出身に占める割合)	1.13%	1.35%	0.46%	1.80%	1.08%	1.74%	2.70%	0.40%	1.38%	0.63%	0.99%	1.21%
企業内転勤	14,867	5,257	1,750	1,023	90	415	5	980	565	313	39	4,430
(各国籍・出身に占める割合)	0.73%	0.81%	0.33%	0.50%	0.05%	0.79%	0.01%	2.03%	1.41%	1.23%	0.16%	2.03%
投資・経営	12,609	4,423	2,941	38	19	23	5	687	108	23	513	3,829
(各国籍・出身に占める割合)	0.62%	0.68%	0.55%	0.02%	0.01%	0.04%	0.01%	1.42%	0.27%	0.09%	2.13%	1.76%
教育	10,121	84	93	256	15	1	8	5,250	3	5	12	4,394
(各国籍・出身に占める割合)	0.50%	0.01%	0.02%	0.13%	0.01%	0.00%	0.02%	10.86%	0.01%	0.02%	0.05%	2.02%
文化活動	2,320	772	250	20	27	51	5	169	79	46	10	891
(各国籍・出身に占める割合)	0.11%	0.12%	0.05%	0.01%	0.01%	0.10%	0.01%	0.35%	0.20%	0.18%	0.04%	0.41%
その他	18,573	3,885	2,551	825	286	614	37	2,908	617	352	90	6,408
(各国籍・出身に占める割合)	0.91%	0.60%	0.48%	0.41%	0.15%	1.17%	0.08%	6.01%	1.54%	1.38%	0.37%	2.94%

※　法務省調べ。平成 24 年末現在。

【参考２】表４［日本に在留する外国人数の国籍・出身別の推移について（５年ごと）］

	平成 15 年末	平成 20 年末	平成 25 年 6 月末
中国	445,166	644,265	647,230
韓国・朝鮮	599,231	580,760	526,575
フィリピン	167,215	193,426	206,769
ブラジル	269,907	309,448	185,644
ベトナム	23,003	40,524	61,920
米国	46,832	51,704	49,216
ペルー	47,122	56,050	48,979
タイ	26,044	36,560	40,699
台湾	-	-	29,466
ネパール	3,270	11,556	27,584
インドネシア	20,432	26,190	26,171
その他	156,473	194,199	198,870

※　法務省調べ。平成 20 年末までは外国人登録者数，平成 24 年に外国人登録制度が廃止されたため，平成 25 年末は在留外国人数を示している。

【参考３】表５［在留資格一覧］

在留資格	本邦において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員，条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使，公使，総領事，代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員，国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	５年，３年，１年，３月，３０日又は１５日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究，研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	５年，３年，１年又は３月
芸術	収入を伴う音楽，美術，文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家，画家，著述家等	５年，３年，１年又は３月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	５年，３年，１年又は３月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者，カメラマン	５年，３年，１年又は３月
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。）	外資系企業等の経営者・管理者	５年，３年，１年又は３月
法律・会計業務	外国法事務弁護士，外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士，公認会計士等	５年，３年，１年又は３月
医療	医師，歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師，歯科医師，看護師	５年，３年，１年又は３月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	５年，３年，１年又は３月
教育	本邦の小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	５年，３年，１年又は３月
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学，工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（この表の教授の項，投資・経営の項，医療の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者	５年，３年，１年又は３月

人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学，経済学，社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授の項，芸術の項，報道の項，投資・経営の項から教育の項まで，企業内転勤の項及び興行の項に掲げる活動を除く。）	通訳，デザイナー，私企業の語学教師等	５年，３年，１年又は３月
企業内転勤	本邦に本店，支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	５年，３年，１年又は３月
興行	演劇，演芸，演奏，スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の投資・経営の項に掲げる活動を除く。）	俳優，歌手，ダンサー，プロスポーツ選手等	３年，１年，６月，３月又は１５日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師，スポーツ指導者，航空機の操縦者，貴金属等の加工職人等	５年，３年，１年又は３月
技能実習	１号 イ　本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む） ロ　法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき，当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動 ２号 イ　１号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が，当該技能等に習熟するため，法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動 ロ　１号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が，当該技能等に習熟するため，法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）	技能実習生	１年，６月又は法務大臣が個々に指定する期間（１年を超えない範囲）
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学の項及び研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	３年，１年，６月又は３月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光，保養，スポーツ，親族の訪問，見学，講習又は会合への参加，業務連絡その他これらに類似する活動	観光客，会議参加者等	９０日若しくは３０日，１５日又は１５日以内の日を単位とする期間
留学	本邦の大学，高等専門学校，高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部，専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学，短期大学，高等専門学校及び高等学校等の学生	４年３月，４年，３年３月，３年，２年３月，２年，１年３月，１年，６月又は３月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術，技能又は知識の修得をする活動（この表の技能実習１号及び留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	１年，６月又は３月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	５年，４年３月，４年，３年３月，３年，２年３月，２年，１年３月，１年，６月又は３月

特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	高度研究者,外交官等の家事使用人，ワーキング・ホリデー等，経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補	５年，４年，３年，２年，１年，６月，３月又は法務大臣が個々に指定する期間（５年を超えない範囲）
在留資格	本邦において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治２９年法律第８９号）第８１７条の２の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	５年，３年，１年又は６月
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している子	５年，３年，１年又は６月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民，日系３世，中国残留邦人等	５年，３年，１年，６月又は法務大臣が個々に指定する期間（５年を超えない範囲）

※　「特別永住者」については，「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により，規定されている。

【参考４】表６［平成 24 年度　日本語教育実施機関数，教師数，学習者数（都道府県別）］

	地域における日本語教育			大学等機関			法務省告示校			実態調査総数		
	機関数	教師数	学習者数	機関数	教師数	学習者数	機関数	教師数	学習者数	機関数	教師数	学習者数
北海道	21	668	1,758	25	124	1,233	4	28	87	50	820	3,078
青森県	7	51	141	4	16	176	0	0	0	11	67	317
岩手県	11	82	177	4	22	69	1	9	44	16	113	290
宮城県	18	159	505	5	87	500	7	74	366	30	320	1,371
秋田県	18	149	383	4	23	173	0	0	0	22	172	556
山形県	21	137	229	4	37	108	1	3	0	26	177	337
福島県	17	136	383	4	13	113	1	10	36	22	159	532
茨城県	30	617	1,239	7	75	796	3	17	48	40	709	2,083
栃木県	25	353	742	7	21	267	6	49	221	38	423	1,230
群馬県	16	337	1,223	7	29	429	1	35	367	24	401	2,019
埼玉県	74	1,515	3,498	21	163	1,845	12	130	744	107	1,808	6,087
千葉県	48	1,389	2,698	25	160	2,228	17	218	1,338	90	1,767	6,264
東京都	102	3,857	10,153	91	1,736	12,698	128	2,569	19,271	321	8,162	42,122
神奈川県	58	1,634	6,588	14	215	524	19	315	1,796	91	2,164	8,908
新潟県	18	183	445	9	45	436	1	18	156	28	246	1,037
富山県	13	142	431	5	24	153	2	22	70	20	188	654
石川県	16	212	399	6	76	961	1	5	47	23	293	1407
福井県	14	189	384	3	24	94	1	7	16	18	220	494
山梨県	10	106	211	5	26	503	2	31	176	17	163	890
長野県	47	387	1,547	8	33	337	5	47	425	60	467	2,309
岐阜県	18	358	990	7	48	352	5	52	372	30	458	1,714
静岡県	45	677	2,195	6	27	246	8	86	592	59	790	3,033
愛知県	69	1,646	4,516	31	297	1,824	18	245	1,316	118	2,188	7,656
三重県	22	454	818	7	28	576	2	19	102	31	501	1,496
滋賀県	17	217	537	4	5	39	0	0	0	21	222	576
京都府	16	397	567	20	328	2,738	12	225	1,734	48	950	5,039
大阪府	83	1,560	3,567	34	485	3,361	31	545	3,370	148	2,590	10,298
兵庫県	49	3,070	2,667	25	153	1,700	15	172	828	89	3,395	5,195
奈良県	11	127	196	6	40	719	3	23	78	20	190	993
和歌山県	5	36	96	2	40	53	1	11	84	8	87	233
鳥取県	4	124	277	2	13	103	0	0	0	6	137	380
島根県	13	121	196	3	8	59	0	0	0	16	129	255
岡山県	15	279	908	7	80	835	6	85	528	28	444	2,271
広島県	34	353	2,523	13	75	554	10	167	611	57	595	3,688
山口県	10	120	404	11	54	1,098	2	8	54	23	182	1,556
徳島県	8	108	315	4	16	121	0	0	0	12	124	436
香川県	13	151	271	4	27	129	1	11	111	18	189	511
愛媛県	8	85	348	7	31	176	1	5	28	16	121	552
高知県	7	33	137	3	16	121	0	0	0	10	49	258
福岡県	43	768	1,813	27	243	2,110	22	294	2,335	92	1,305	6,258
佐賀県	3	44	37	4	25	99	2	15	189	9	84	325
長崎県	4	80	48	8	91	656	0	0	0	12	171	704
熊本県	8	154	537	5	40	273	3	32	69	16	226	879
大分県	4	44	50	7	76	1,737	1	10	63	12	130	1,850
宮崎県	2	48	137	5	26	74	1	4	13	8	78	224
鹿児島県	6	31	109	7	44	386	2	12	79	15	87	574
沖縄県	4	24	31	8	55	322	7	51	321	19	130	674
合計	1,105	23,413	57,424	525	5,320	43,837	365	5,659	38,085	1,995	34,392	139,346

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

【参考５】表７［日本語教育実施機関数，教師数，学習者数（都道府県別の推移について）］

	日本語教育実施機関数の推移			日本語教師数の推移			【参考】外国人数（法務省調べ）			学習者数の推移					
	H14	H19	H24	H14	H19	H24	H14	H19	H24	H14(学習者率)		H19(学習者率)		H24(学習者率)	
北海道	43	50	50	312	365	820	16,969	20,639	22,042	1,406	8.3%	1,835	8.9%	3078	14.0%
青森県	7	12	11	45	69	67	4,765	4,649	3,928	1,158	24.3%	1,192	25.6%	317	8.1%
岩手県	12	18	16	54	105	113	6,151	6,567	5,374	227	3.7%	537	8.2%	290	5.4%
宮城県	29	28	30	463	322	320	15,485	15,976	14,221	2,380	15.4%	2,485	15.6%	1,371	9.6%
秋田県	20	22	22	132	151	172	4,648	4,476	3,704	439	9.4%	669	14.9%	556	15.0%
山形県	28	30	26	188	238	177	6,848	7,384	6,218	514	7.5%	640	8.7%	337	5.4%
福島県	20	18	22	422	219	159	12,376	12,857	9,260	669	5.4%	643	5.0%	532	5.7%
茨城県	43	45	40	583	569	709	47,012	54,580	50,640	2,519	5.4%	2,008	3.7%	2,083	4.1%
栃木県	28	40	38	284	374	423	29,481	34,192	30,164	1,449	4.9%	1,277	3.7%	1,230	4.1%
群馬県	22	24	24	297	427	401	41,818	46,878	41,323	1,498	3.6%	1,603	3.4%	2,019	4.9%
埼玉県	64	70	107	1,241	1,396	1808	93,982	115,098	117,989	4,632	4.9%	6,607	5.7%	6,087	5.2%
千葉県	73	81	90	1,927	2,310	1767	87,347	104,692	105,616	5,536	6.3%	8,413	8.0%	6,264	5.9%
東京都	354	344	321	8,099	7,844	8162	334,751	382,153	393,974	44,187	13.2%	55,911	14.6%	42,122	10.7%
神奈川県	90	89	91	2,104	2,304	2164	138,391	163,947	162,325	8,671	6.3%	13,518	8.2%	8,908	5.5%
新潟県	21	32	28	420	291	246	13,583	14,266	13,143	1,122	8.3%	1,393	9.8%	1,037	7.9%
富山県	14	16	20	93	167	188	10,786	15,477	13,699	415	3.8%	844	5.5%	654	4.8%
石川県	18	16	23	254	201	293	8,545	11,303	10,859	1276	14.9%	981	8.7%	1,407	13.0%
福井県	12	20	18	153	154	220	12,776	14,198	12,222	481	3.8%	872	6.1%	494	4.0%
山梨県	14	14	17	113	64	163	15,728	17,061	14,423	868	5.5%	469	2.7%	890	6.2%
長野県	28	38	60	275	260	467	41,102	43,336	31,943	941	2.3%	1,268	2.9%	2,309	7.2%
岐阜県	21	24	30	227	425	458	41,545	57,250	46,152	1703	4.1%	1,410	2.5%	1,714	3.7%
静岡県	42	50	59	555	652	790	78,712	101,316	78,129	2,454	3.1%	3,407	3.4%	3,033	3.9%
愛知県	84	105	118	1,422	2,012	2188	157,377	222,184	197,149	5,267	3.3%	9,156	4.1%	7,656	3.9%
三重県	18	25	31	276	361	501	36,792	51,835	43,206	884	2.4%	1,480	2.9%	1,496	3.5%
滋賀県	15	16	21	182	228	222	24,772	31,458	24,903	335	1.4%	581	1.8%	576	2.3%
京都府	41	47	48	552	915	950	56,229	53,295	52,116	3,051	5.4%	7,012	13.2%	5,039	9.7%
大阪府	91	110	148	1,953	2,956	2590	210,897	211,758	203,465	8,061	3.8%	11,742	5.5%	10,298	5.1%
兵庫県	77	90	89	1,469	2,178	3395	101,941	101,527	97,239	5,690	5.6%	5,474	5.4%	5,195	5.3%
奈良県	16	21	20	174	258	190	11,051	11,572	11,139	789	7.1%	1,242	10.7%	993	8.9%
和歌山県	6	11	8	50	96	87	6,807	6,437	5,792	251	3.7%	467	7.3%	233	4.0%
鳥取県	4	6	6	359	93	137	4,293	4,688	3,952	291	6.8%	380	8.1%	380	9.6%
島根県	5	12	16	67	162	129	5,249	6,133	5,490	151	2.9%	198	3.2%	255	4.6%
岡山県	19	30	28	262	574	444	17,464	22,284	20,985	1,500	8.6%	2,979	13.4%	2,271	10.8%
広島県	37	39	57	372	412	595	32,290	40,741	38,583	2,054	6.4%	2,533	6.2%	3,688	9.6%
山口県	16	21	23	176	169	182	15,469	14,801	13,500	1067	6.9%	725	4.9%	1,556	11.5%
徳島県	10	13	12	46	106	124	4,996	5,459	4,984	340	6.8%	540	9.9%	436	8.7%
香川県	15	13	18	83	89	189	7,000	8,708	8,281	522	7.5%	541	6.2%	511	6.2%
愛媛県	16	19	16	250	156	121	7,824	9,554	8,912	1491	19.1%	1244	13.0%	552	6.2%
高知県	6	6	10	26	15	49	3,609	3,532	3,383	169	4.7%	109	3.1%	258	7.6%
福岡県	67	63	92	887	940	1305	42,428	48,635	53,393	5,285	12.5%	5,972	12.3%	6,258	11.7%
佐賀県	6	4	9	26	76	84	3,673	4,384	4,359	248	6.8%	477	10.9%	325	7.5%
長崎県	15	12	12	94	90	171	6,544	7,616	7,292	525	8.0%	507	6.7%	704	9.7%
熊本県	16	12	16	101	109	226	7,135	9,107	9,113	524	7.3%	471	5.2%	879	9.6%
大分県	10	6	12	93	72	130	7,991	10,250	9,918	1371	17.2%	404	3.9%	1,850	18.7%
宮崎県	9	10	8	30	48	78	3,748	4,150	4,127	145	3.9%	245	5.9%	224	5.4%
鹿児島県	11	14	15	90	89	87	5,348	5,656	6,318	576	10.8%	425	7.5%	574	9.1%
沖縄県	12	15	19	91	123	130	8,030	8,914	9,408	1218	15.2%	784	8.8%	674	7.2%
合　計	1,625	1,801	1,995	2,7372	3,1234	3,4392	1,851,758	2,152,973	2,038,159	126,350	6.8%	163,670	7.6%	139,346	6.8%
指 数 ＊	-	111	123	-	114	126	-	116	110	-	-	130	-	110	-

※　文化庁調べ。赤く色付けしている部分は５年前（H19 は H14，H24 は H19）から増加しているところを示す。いずれも各年１１月１日現在。外国人数については，法務省調べ。各年末現在。

※　各都道府県に在留する外国人のうち，何%が日本語学習者として日本語教室に通っているかということを学習者率として示している。

＊　「指数」の欄は，平成 14 年度の数字を「100」とした場合の指数を示す。

【参考６】表８［日本語教育機関全体（大学，法務省告示機関，地域）における出身別学習者数］

	総数	中国	韓国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペルー	米国	タイ	インドネシア	ネパール	台湾	インド	英国	パキスタン	その他
北海道	3,078	30.4%	5.9%	0.8%	0.4%	1.0%	0.2%	3.4%	1.2%	1.2%	0.6%	3.8%	0.5%	1.4%	0.2%	13.6%
青森県	317	32.2%	3.5%	3.2%	0.0%	8.2%	0.0%	20.2%	7.6%	0.6%	1.6%	2.8%	0.3%	1.3%	0.0%	18.6%
岩手県	290	32.4%	4.1%	13.4%	0.3%	20.3%	0.0%	2.8%	1.0%	2.4%	2.4%	3.8%	0.0%	1.0%	0.3%	14.8%
宮城県	1,371	33.4%	13.1%	3.1%	0.7%	13.2%	0.2%	2.4%	3.1%	2.6%	2.2%	3.1%	0.4%	0.9%	0.9%	20.1%
秋田県	556	40.1%	4.1%	15.5%	0.0%	0.0%	0.0%	11.3%	2.3%	0.4%	0.4%	4.1%	0.0%	3.6%	1.1%	14.4%
山形県	337	43.9%	20.8%	4.5%	0.0%	1.2%	0.0%	4.5%	3.3%	1.2%	0.0%	3.9%	0.0%	0.3%	0.3%	15.7%
福島県	532	38.7%	3.0%	10.2%	0.0%	4.7%	0.0%	5.8%	8.8%	1.9%	6.4%	2.6%	1.5%	0.9%	0.2%	15.2%
茨城県	2,083	33.7%	4.4%	7.3%	2.0%	6.8%	1.0%	3.0%	4.2%	4.3%	0.4%	4.0%	1.2%	0.5%	1.2%	25.7%
栃木県	1,230	34.1%	4.1%	7.3%	6.3%	4.1%	6.0%	2.0%	5.9%	3.7%	1.7%	3.8%	1.2%	0.8%	2.4%	15.5%
群馬県	2,019	40.8%	1.4%	7.2%	9.7%	8.7%	7.5%	2.5%	2.7%	4.9%	1.7%	0.3%	1.0%	0.4%	1.5%	8.8%
埼玉県	6,087	65.6%	3.9%	5.0%	1.1%	3.9%	1.3%	1.3%	1.8%	1.7%	0.9%	1.5%	0.4%	0.3%	0.9%	8.0%
千葉県	6,264	53.3%	4.9%	6.3%	0.8%	6.8%	1.0%	1.5%	2.8%	1.7%	3.2%	2.6%	0.5%	0.5%	0.2%	13.7%
東京都	42,122	40.2%	9.7%	2.2%	2.8%	4.1%	1.7%	2.3%	2.1%	1.0%	1.4%	3.8%	0.8%	0.8%	0.1%	16.2%
神奈川県	8,908	29.1%	3.4%	5.3%	0.9%	4.1%	1.7%	2.3%	3.0%	0.8%	1.4%	2.6%	1.4%	0.3%	0.3%	41.5%
新潟県	1,037	50.0%	3.8%	7.8%	0.4%	5.8%	0.0%	1.8%	2.4%	2.1%	1.2%	2.4%	1.4%	0.4%	0.8%	18.3%
富山県	654	36.5%	1.8%	10.1%	27.7%	2.9%	0.6%	1.2%	0.6%	0.8%	1.4%	0.9%	0.0%	0.3%	5.4%	8.7%
石川県	1,407	69.1%	2.1%	1.6%	3.0%	3.1%	0.1%	3.5%	2.5%	3.6%	0.6%	1.0%	0.6%	0.9%	0.1%	8.2%
福井県	494	44.3%	3.8%	9.1%	9.5%	1.8%	0.6%	8.1%	3.8%	3.6%	0.0%	1.0%	0.0%	0.4%	0.0%	12.8%
山梨県	890	56.2%	9.4%	2.0%	2.9%	3.0%	1.1%	4.0%	3.0%	1.3%	1.2%	3.0%	1.2%	0.6%	0.0%	8.2%
長野県	2,309	43.5%	6.1%	8.0%	11.1%	6.8%	1.9%	1.0%	3.2%	4.8%	3.2%	1.5%	0.0%	0.3%	0.2%	8.1%
岐阜県	1,714	33.3%	0.9%	13.0%	12.9%	15.3%	1.3%	0.9%	1.1%	2.6%	7.2%	0.6%	0.2%	0.6%	0.6%	24.6%
静岡県	3,033	20.4%	1.3%	15.6%	24.5%	5.7%	5.1%	1.2%	3.0%	6.0%	1.8%	0.8%	1.1%	0.4%	0.1%	12.5%
愛知県	7,656	38.4%	4.1%	6.1%	11.8%	8.5%	3.6%	4.6%	2.2%	3.0%	1.8%	2.1%	0.8%	0.9%	0.3%	11.1%
三重県	1,496	40.4%	3.2%	8.0%	14.0%	8.2%	2.9%	2.1%	2.1%	1.8%	5.1%	0.5%	0.4%	0.3%	2.3%	10.8%
滋賀県	576	30.6%	3.6%	6.6%	21.2%	5.0%	8.2%	3.8%	4.2%	3.8%	1.6%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%	9.7%
京都府	5,039	52.3%	9.7%	1.4%	0.3%	1.4%	0.1%	4.3%	2.0%	1.5%	0.2%	7.3%	0.4%	1.1%	0.0%	17.7%
大阪府	10,298	55.0%	9.9%	1.7%	0.9%	7.1%	0.5%	2.8%	2.1%	2.0%	0.9%	5.6%	0.3%	0.4%	0.0%	9.8%
兵庫県	5,195	47.6%	8.2%	3.4%	1.0%	6.9%	0.7%	5.9%	1.6%	1.6%	0.8%	1.7%	2.5%	1.6%	0.3%	11.6%
奈良県	993	66.8%	2.9%	1.5%	0.5%	6.9%	0.1%	1.6%	1.7%	1.6%	2.1%	2.6%	0.2%	0.5%	0.9%	10.7%
和歌山県	233	50.2%	4.7%	8.2%	0.0%	2.1%	0.0%	5.6%	4.3%	4.7%	0.0%	6.0%	0.0%	2.6%	0.0%	11.6%
鳥取県	380	46.8%	9.2%	8.9%	1.6%	1.3%	0.3%	4.2%	1.1%	3.7%	0.0%	3.2%	2.1%	0.8%	0.5%	17.4%
島根県	255	36.1%	27.5%	18.4%	4.3%	3.5%	0.0%	18.4%	2.0%	1.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%
岡山県	2,271	62.7%	6.3%	1.8%	2.2%	5.7%	0.4%	3.4%	1.8%	2.5%	1.1%	1.1%	0.6%	1.2%	0.0%	7.8%
広島県	3,688	50.4%	1.8%	3.1%	2.2%	8.1%	0.7%	2.0%	1.7%	3.3%	0.9%	1.1%	0.5%	0.6%	0.2%	9.6%
山口県	1,556	62.3%	10.0%	2.8%	0.3%	2.9%	0.1%	6.3%	1.7%	3.9%	1.8%	1.7%	0.6%	0.4%	0.0%	5.1%
徳島県	436	42.0%	0.9%	14.0%	0.7%	1.1%	0.9%	2.5%	2.5%	3.9%	0.2%	0.5%	0.0%	1.4%	0.0%	8.5%
香川県	511	45.0%	5.7%	10.4%	2.3%	2.9%	2.3%	4.3%	3.3%	2.2%	7.2%	2.3%	0.2%	1.2%	0.0%	8.8%
愛媛県	552	46.0%	8.0%	2.2%	1.8%	1.4%	1.1%	9.1%	1.1%	8.3%	1.3%	3.1%	0.5%	3.8%	1.1%	13.6%
高知県	258	41.9%	83.3%	5.8%	0.0%	1.6%	0.4%	4.3%	4.7%	3.9%	0.8%	3.1%	0.0%	3.1%	0.0%	21.3%
福岡県	6,258	53.4%	2.7%	2.6%	0.1%	12.7%	0.1%	1.6%	1.1%	2.8%	7.3%	1.9%	0.2%	0.9%	0.0%	9.1%
佐賀県	325	28.9%	6.8%	2.2%	0.0%	28.3%	0.0%	0.6%	2.2%	2.5%	17.5%	1.8%	0.0%	0.0%	1.5%	9.2%
長崎県	704	64.9%	12.5%	1.0%	0.3%	1.1%	0.0%	3.0%	2.4%	0.4%	0.3%	3.3%	0.0%	0.7%	0.0%	6.1%
熊本県	879	42.1%	9.2%	7.2%	0.1%	3.5%	0.2%	4.7%	1.1%	9.6%	0.5%	3.2%	0.3%	1.6%	0.2%	15.2%
大分県	1,850	32.9%	10.3%	1.2%	0.2%	15.0%	0.0%	2.2%	5.3%	10.3%	3.3%	3.7%	0.8%	0.5%	0.2%	13.8%
宮崎県	224	42.9%	10.3%	7.1%	0.9%	2.2%	0.0%	10.7%	1.3%	0.9%	1.8%	1.8%	0.0%	3.6%	0.0%	17.0%
鹿児島県	574	52.3%	7.0%	3.1%	0.5%	6.8%	0.2%	3.1%	0.5%	3.3%	3.5%	4.9%	0.2%	2.6%	0.5%	11.7%
沖縄県	674	20.0%	3.3%	1.5%	0.9%	6.7%	1.5%	1.9%	1.0%	3.6%	33.4%	5.2%	1.8%	2.2%	0.1%	16.2%
全国平均	139,613	44.2%	7.0%	4.1%	3.5%	5.8%	1.5%	2.8%	2.3%	2.2%	2.0%	3.1%	0.7%	0.8%	0.3%	15.2%

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

※　全国平均と比べ，2 倍以上の割合を示しているあるいは 50.0%以上の割合を示している部分に赤色を付している。また，全国平均と比べ，半分以下の割合を示している部分に水色を付している。

【参考７】表９［日本語教育機関（地域）における出身別学習者数］

	総数	中国	韓国	フィリピン	ブラジル	ベトナム	ペルー	米国	タイ	インドネシア	ネパール	台湾	インド	英国	パキスタン	その他
北海道	1,758	9.2%	2.2%	1.0%	0.5%	0.9%	0.2%	3.0%	0.6%	0.7%	0.7%	3.4%	0.3%	0.9%	0.2%	13.8%
青森県	141	21.3%	0.7%	7.1%	0.0%	0.7%	0.0%	43.3%	1.4%	0.0%	3.5%	3.5%	0.7%	2.8%	0.0%	14.9%
岩手県	177	28.2%	3.4%	22.0%	0.0%	12.4%	0.0%	3.4%	1.1%	4.0%	3.4%	5.1%	0.0%	1.7%	0.6%	13.6%
宮城県	505	25.9%	24.6%	7.5%	0.8%	1.6%	0.4%	4.6%	4.4%	1.6%	0.2%	3.4%	0.8%	1.8%	1.4%	19.8%
秋田県	383	51.2%	2.1%	21.1%	0.0%	0.0%	0.0%	6.0%	2.1%	0.5%	0.5%	0.3%	0.0%	2.1%	1.6%	8.6%
山形県	229	44.5%	22.7%	6.6%	0.0%	0.9%	0.0%	4.8%	2.6%	1.3%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.4%	11.8%
福島県	383	39.9%	3.1%	13.8%	0.0%	2.3%	0.0%	7.0%	12.3%	2.3%	1.8%	0.5%	2.1%	1.3%	0.3%	13.1%
茨城県	1,239	17.9%	3.8%	11.9%	3.0%	7.7%	1.2%	3.6%	6.0%	6.3%	0.6%	4.3%	1.8%	0.8%	1.6%	28.8%
栃木県	742	20.6%	2.0%	11.6%	10.4%	3.4%	10.0%	2.8%	7.1%	5.5%	2.0%	2.0%	1.3%	1.3%	3.8%	14.4%
群馬県	1,223	16.4%	0.9%	11.8%	15.7%	12.1%	12.0%	3.8%	3.7%	7.0%	0.4%	0.2%	1.5%	0.7%	2.4%	10.3%
埼玉県	3,498	57.9%	1.9%	8.6%	2.0%	4.8%	2.3%	1.6%	2.2%	2.9%	0.8%	1.4%	0.6%	0.3%	1.3%	9.6%
千葉県	2,698	39.8%	5.3%	13.8%	1.5%	2.7%	2.1%	2.1%	4.2%	1.6%	1.3%	2.9%	0.8%	1.0%	0.3%	19.8%
東京都	10,153	26.2%	6.7%	7.7%	11.0%	1.9%	6.8%	5.0%	2.3%	1.2%	1.5%	2.5%	2.5%	1.9%	0.1%	20.6%
神奈川県	6,588	17.9%	2.2%	7.1%	1.2%	3.9%	2.3%	2.9%	2.5%	0.9%	0.7%	1.7%	1.8%	0.4%	0.3%	51.8%
新潟県	445	48.3%	5.2%	17.5%	0.7%	0.9%	0.0%	3.4%	2.7%	4.3%	0.2%	1.8%	1.3%	0.7%	0.7%	9.2%
富山県	431	17.4%	0.9%	15.3%	41.8%	2.6%	0.9%	1.9%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%	0.0%	0.2%	8.1%	7.2%
石川県	399	42.6%	3.3%	4.8%	10.0%	5.3%	0.3%	7.3%	3.3%	5.0%	0.0%	2.0%	0.3%	2.0%	0.0%	13.5%
福井県	384	38.8%	4.4%	10.7%	12.2%	1.8%	0.8%	9.9%	4.9%	4.2%	0.0%	0.8%	0.0%	0.5%	0.0%	9.6%
山梨県	211	14.2%	12.3%	7.1%	12.3%	0.0%	4.7%	8.5%	2.8%	0.0%	0.0%	4.7%	4.7%	1.4%	0.0%	16.1%
長野県	1,547	39.9%	3.2%	11.1%	16.5%	5.4%	2.8%	1.2%	3.7%	5.7%	0.8%	1.6%	0.1%	0.5%	0.3%	6.7%
岐阜県	990	26.3%	1.1%	21.8%	22.2%	8.0%	2.1%	1.3%	1.2%	3.5%	0.2%	0.2%	0.3%	1.1%	0.7%	6.6%
静岡県	2,195	11.5%	1.0%	21.1%	33.8%	3.1%	7.0%	1.6%	3.4%	5.0%	0.1%	0.5%	0.9%	0.5%	0.1%	9.4%
愛知県	4,516	25.8%	2.3%	9.7%	19.7%	11.5%	6.0%	3.2%	3.0%	3.9%	0.8%	1.4%	0.7%	0.8%	0.4%	9.7%
三重県	818	21.8%	0.5%	13.2%	25.7%	11.1%	5.3%	3.5%	3.5%	2.4%	1.2%	0.4%	0.5%	0.6%	4.3%	10.0%
滋賀県	537	27.7%	3.7%	7.1%	22.7%	4.8%	8.8%	4.1%	4.1%	3.9%	1.5%	0.7%	0.9%	0.2%	0.2%	9.7%
京都府	567	18.7%	4.2%	7.6%	0.5%	3.9%	0.9%	4.8%	1.2%	3.9%	0.7%	3.5%	0.4%	3.4%	0.2%	43.4%
大阪府	3,567	46.9%	7.5%	3.5%	2.2%	11.9%	1.5%	1.2%	3.0%	3.2%	1.7%	2.7%	0.6%	0.4%	0.0%	10.8%
兵庫県	2,667	25.6%	7.4%	5.9%	2.0%	10.7%	1.3%	8.1%	2.3%	2.5%	1.1%	1.2%	4.8%	1.9%	0.5%	15.8%
奈良県	196	42.3%	3.1%	7.1%	1.0%	14.8%	0.0%	4.1%	4.6%	6.6%	1.5%	1.5%	0.5%	2.0%	4.6%	9.7%
和歌山県	96	24.0%	7.3%	17.7%	0.0%	3.1%	0.0%	11.5%	10.4%	9.4%	0.0%	6.3%	0.0%	3.1%	0.0%	7.3%
鳥取県	277	51.6%	2.5%	12.3%	1.4%	1.1%	0.4%	5.8%	0.4%	3.6%	0.0%	1.8%	2.9%	1.1%	0.7%	15.9%
島根県	196	33.2%	34.2%	23.5%	5.6%	0.0%	0.0%	24.0%	2.6%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%
岡山県	908	33.9%	6.4%	4.0%	5.4%	8.9%	1.1%	8.5%	2.8%	6.2%	1.4%	0.8%	1.5%	3.0%	0.1%	12.6%
広島県	2,523	43.3%	1.0%	4.3%	3.2%	5.9%	1.0%	2.3%	1.5%	3.8%	0.7%	1.0%	0.5%	0.8%	0.2%	10.1%
山口県	404	22.8%	2.2%	10.6%	1.0%	5.9%	0.5%	23.3%	3.0%	13.9%	1.2%	1.0%	2.2%	1.5%	0.0%	10.1%
徳島県	315	54.6%	1.3%	19.4%	1.0%	0.0%	1.3%	3.5%	1.6%	5.1%	0.3%	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	9.2%
香川県	271	40.6%	1.1%	19.6%	3.7%	2.2%	4.4%	6.6%	1.8%	3.7%	1.5%	0.4%	0.4%	2.2%	0.0%	8.5%
愛媛県	348	34.2%	6.0%	2.6%	2.6%	1.4%	1.7%	14.1%	0.9%	8.3%	1.4%	0.9%	0.9%	5.5%	1.4%	19.5%
高知県	137	42.3%	7.3%	10.2%	0.0%	0.0%	0.7%	8.0%	3.6%	4.4%	0.7%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%	16.8%
福岡県	1,813	31.1%	0.4%	8.4%	0.3%	8.9%	0.3%	3.4%	2.2%	4.8%	3.1%	4.2%	0.4%	1.6%	0.0%	18.6%
佐賀県	37	21.6%	2.7%	18.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	21.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.5%	32.4%
長崎県	48	14.6%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	10.4%
熊本県	537	37.8%	7.1%	11.4%	0.2%	3.7%	0.4%	6.7%	1.1%	10.2%	0.6%	2.0%	0.6%	1.3%	0.4%	14.5%
大分県	50	50.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	6.0%	0.0%	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	6.0%
宮崎県	137	32.8%	3.6%	11.7%	0.0%	2.2%	0.0%	16.8%	2.2%	1.5%	0.7%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%	22.6%
鹿児島県	109	26.6%	3.7%	14.7%	0.0%	0.9%	0.0%	14.7%	0.0%	8.3%	2.8%	3.7%	0.0%	11.0%	0.0%	13.8%
沖縄県	31	6.5%	3.2%	16.1%	6.5%	0.0%	32.3%	3.2%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%
全国平均	57,424	30.0%	4.2%	9.1%	8.1%	5.5%	4.2%	4.0%	2.8%	3.1%	1.1%	1.9%	1.3%	1.1%	0.6%	18.8%

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

※　全国平均と比べ，2 倍以上の割合を示しているあるいは 50.0%以上の割合を示している部分に赤色を付している。また，全国平均と比べ，半分以下の割合を示している部分に水色を付している。

【参考８】表１０［日本語教育機関全体（大学，法務省告示機関，地域）における来日目的及び身分別学習者数］

	総数	中国帰国者及びその家族	難民及びその家族	南米日系人及びその家族	日本人配偶者及びその家族	留学生	研修生，技能実習生	ビジネス関係者及びその家族	観光や親族訪問等による短期滞在	その他	不明
北海道	3,078	34.8%	0.0%	0.1%	3.3%	43.6%	0.4%	2.7%	0.4%	3.5%	11.1%
青森県	317	0.6%	0.0%	0.0%	14.5%	58.7%	1.3%	23.0%	0.0%	1.9%	0.0%
岩手県	290	7.6%	0.0%	0.0%	18.3%	45.5%	16.9%	5.9%	0.0%	1.7%	4.1%
宮城県	1,371	0.1%	0.0%	0.2%	14.6%	58.8%	1.3%	2.3%	0.3%	3.9%	18.5%
秋田県	556	9.7%	0.0%	0.0%	44.4%	25.7%	0.0%	7.2%	0.2%	1.1%	11.7%
山形県	337	2.4%	0.0%	0.9%	50.1%	32.9%	2.1%	8.3%	0.6%	0.3%	2.4%
福島県	532	0.2%	0.2%	0.4%	18.6%	25.2%	4.3%	10.9%	0.0%	1.3%	38.9%
茨城県	2,083	0.5%	0.1%	1.0%	15.1%	40.4%	16.5%	7.4%	1.3%	1.8%	15.9%
栃木県	1,230	0.4%	0.0%	5.3%	12.4%	37.0%	6.4%	10.4%	1.8%	2.4%	23.9%
群馬県	2,019	0.5%	0.1%	11.4%	4.8%	39.1%	2.3%	4.0%	0.1%	0.9%	36.8%
埼玉県	6,087	22.8%	0.0%	1.2%	8.9%	41.5%	1.9%	6.5%	0.4%	1.6%	14.0%
千葉県	6,264	3.6%	0.1%	0.6%	9.6%	54.9%	1.1%	6.1%	0.6%	2.3%	21.1%
東京都	42,122	1.5%	0.1%	5.5%	3.6%	70.1%	0.9%	4.6%	1.4%	2.3%	9.8%
神奈川県	8,908	3.4%	0.2%	1.7%	5.6%	25.7%	2.2%	5.1%	0.8%	3.5%	51.9%
新潟県	1,037	0.7%	0.0%	0.4%	27.8%	56.3%	3.4%	3.2%	1.2%	2.0%	5.1%
富山県	654	0.0%	0.0%	21.7%	20.8%	31.7%	2.4%	5.4%	0.2%	1.8%	16.1%
石川県	1,407	0.7%	0.0%	2.8%	9.5%	58.5%	6.1%	4.3%	0.2%	0.9%	16.9%
福井県	494	1.6%	0.0%	6.5%	27.9%	26.5%	12.1%	20.9%	0.2%	2.6%	1.6%
山梨県	890	0.6%	0.0%	3.0%	6.5%	72.9%	0.2%	7.2%	0.2%	1.0%	5.8%
長野県	2,309	4.2%	0.0%	4.9%	26.5%	36.9%	11.0%	4.5%	0.5%	0.5%	10.9%
岐阜県	1,714	3.9%	0.0%	8.4%	6.4%	35.5%	9.3%	7.1%	0.2%	1.5%	27.8%
静岡県	3,033	0.3%	0.1%	23.6%	7.9%	27.1%	6.4%	7.9%	0.5%	3.0%	23.2%
愛知県	7,656	1.8%	0.1%	8.3%	6.4%	38.2%	7.0%	4.3%	1.6%	2.6%	30.1%
三重県	1,496	0.3%	0.0%	17.4%	5.0%	42.8%	4.3%	3.9%	0.5%	2.5%	23.1%
滋賀県	576	1.0%	0.2%	21.9%	15.1%	9.4%	16.0%	9.9%	0.0%	3.0%	23.6%
京都府	5,039	0.3%	0.0%	0.4%	1.9%	86.5%	1.5%	1.5%	0.8%	2.0%	5.1%
大阪府	10,298	8.0%	0.2%	1.0%	7.1%	62.4%	3.8%	2.8%	1.3%	5.2%	8.1%
兵庫県	5,195	2.6%	0.6%	1.5%	7.6%	47.7%	5.4%	7.1%	0.3%	2.2%	24.9%
奈良県	993	0.5%	0.0%	0.2%	4.8%	79.6%	10.0%	2.7%	0.3%	0.7%	1.2%
和歌山県	233	0.0%	0.0%	0.9%	22.7%	53.6%	10.7%	8.2%	2.1%	1.7%	0.0%
鳥取県	380	3.9%	0.0%	1.1%	27.6%	36.8%	12.6%	12.9%	1.1%	3.7%	0.3%
島根県	255	0.8%	0.0%	3.9%	25.5%	24.7%	17.6%	2.0%	0.0%	18.8%	6.7%
岡山県	2,271	0.3%	0.0%	2.3%	11.4%	42.0%	8.3%	2.8%	2.6%	0.4%	6.7%
広島県	3,688	28.3%	0.0%	0.8%	9.7%	34.6%	6.6%	3.9%	0.3%	2.7%	13.2%
山口県	1,556	0.5%	0.0%	0.2%	5.0%	75.4%	5.5%	6.0%	0.1%	6.0%	1.4%
徳島県	436	3.4%	0.0%	3.0%	29.8%	9.6%	18.8%	3.2%	0.5%	0.5%	11.0%
香川県	511	5.7%	0.0%	5.3%	11.7%	47.6%	15.7%	9.6%	0.0%	0.8%	3.7%
愛媛県	552	0.0%	0.0%	1.3%	9.6%	47.6%	8.0%	12.0%	3.3%	13.6%	4.7%
高知県	258	19.0%	0.0%	0.0%	10.5%	53.9%	0.4%	9.3%	0.0%	2.7%	0.4%
福岡県	6,258	1.0%	0.5%	0.1%	3.8%	72.5%	1.6%	3.7%	0.3%	1.5%	15.1%
佐賀県	325	0.3%	0.0%	0.0%	0.6%	90.5%	0.0%	0.0%	0.0%	4.0%	4.6%
長崎県	704	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	92.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.3%	0.1%
熊本県	879	3.4%	0.0%	0.0%	22.5%	50.3%	3.2%	11.9%	2.8%	0.7%	5.1%
大分県	1,850	1.2%	0.0%	0.1%	1.1%	97.0%	0.1%	0.3%	0.3%	0.0%	0.0%
宮崎県	224	0.4%	0.0%	0.0%	25.9%	37.9%	2.2%	21.4%	6.3%	2.7%	3.1%
鹿児島県	574	0.3%	0.0%	2.1%	5.7%	77.4%	2.8%	6.8%	0.2%	4.4%	0.3%
沖縄県	674	0.1%	0.0%	1.6%	3.3%	80.3%	0.3%	9.5%	0.4%	0.9%	0.1%
全国平均	139,613	4.6%	0.1%	4.0%	7.2%	56.2%	3.3%	4.9%	1.0%	2.5%	15.8%

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

※　全国平均と比べ，2 倍以上の割合を示しているあるいは 50.0%以上の割合を示している部分に赤色を付している。また，全国平均と比べ，半分以下の割合を示している部分に水色を付している。なお，本表の一番右，「不明」の欄については色付けを行っていない。

※　カテゴリーは必ずしも在留資格とは一致しない。なお，「留学生」は高校，大学，日本語教育機関等で勉強することを目的に来日した者を対象としているが，中国帰国者及びその家族，難民及びその家族，南米日系人及びその家族，日本人配偶者及びその家族で，高校，大学，日本語教育機関等で勉強している場合は，できるだけ中国帰国者及びその家族，難民及びその家族，日系南米人及びぞの家族，日本人配偶者及びその家族でカウントしている。「研修生，技能実習生」は，技能実習制度に基づき来日した者を指す。「ビジネス関係者及びその家族」は就労を目的に来日した者（ビジネスやＩＴ技師，調理師等）とその家族を指す。「その他」には，ワーキングホリデー，帰国子女等を含む。

【参考９】表１１［日本語教育機関（地域）における来日目的及び身分別学習者数］

	総数	中国帰国者及びその家族	難民及びその家族	南米日系人及びその家族	日本人配偶者及びその家族	留学生	研修生，技能実習生	ビジネス関係者及びその家族	観光や親族訪問等による短期滞在	その他	不明
北海道	1,758	61.0%	0.1%	0.2%	5.7%	4.4%	0.7%	4.7%	0.5%	5.7%	17.0%
青森県	141	1.4%	0.0%	0.0%	32.6%	7.1%	2.8%	51.8%	0.0%	4.3%	0.0%
岩手県	177	12.4%	0.0%	0.0%	28.8%	13.6%	27.7%	9.6%	0.0%	1.1%	6.8%
宮城県	505	0.2%	0.0%	0.4%	36.0%	0.8%	3.6%	5.5%	0.4%	3.0%	50.1%
秋田県	383	14.1%	0.0%	0.0%	64.5%	5.5%	0.0%	10.4%	0.3%	1.6%	3.7%
山形県	229	3.5%	0.0%	1.3%	72.1%	3.9%	3.1%	11.8%	0.9%	0.4%	3.1%
福島県	383	0.3%	0.3%	0.5%	24.3%	3.4%	6.0%	11.0%	0.0%	0.5%	53.8%
茨城県	1,239	0.9%	0.2%	1.6%	24.5%	2.3%	27.7%	12.2%	1.8%	2.4%	26.4%
栃木県	742	0.7%	0.0%	8.6%	19.3%	2.0%	10.6%	16.4%	1.6%	2.4%	38.3%
群馬県	1,223	0.8%	0.2%	18.8%	7.1%	2.0%	3.8%	6.6%	0.1%	0.2%	60.5%
埼玉県	3,498	39.2%	0.1%	2.0%	14.4%	3.6%	3.2%	11.2%	0.7%	1.3%	24.4%
千葉県	2,698	7.9%	0.1%	1.4%	19.8%	3.7%	2.4%	13.0%	0.5%	4.4%	46.7%
東京都	10,153	6.3%	0.5%	22.1%	11.4%	4.4%	3.5%	15.4%	0.8%	2.4%	33.3%
神奈川県	6,588	4.5%	0.3%	2.2%	7.1%	1.9%	2.9%	6.0%	0.7%	4.3%	70.1%
新潟県	445	1.6%	0.0%	0.9%	62.7%	4.7%	7.9%	7.0%	2.0%	1.3%	11.9%
富山県	431	0.0%	0.0%	32.9%	27.6%	0.7%	3.7%	7.9%	0.0%	2.8%	24.4%
石川県	399	2.5%	0.0%	9.8%	32.6%	13.8%	21.6%	15.3%	0.8%	3.3%	0.5%
福井県	384	2.1%	0.0%	8.3%	35.2%	6.3%	15.6%	26.8%	0.3%	3.4%	2.1%
山梨県	211	2.4%	0.0%	12.8%	23.7%	1.9%	0.9%	27.5%	0.5%	1.4%	18.5%
長野県	1,547	6.3%	0.0%	7.0%	37.4%	9.4%	16.0%	6.4%	0.6%	0.6%	16.3%
岐阜県	990	0.2%	0.0%	14.4%	9.4%	0.1%	13.3%	12.1%	0.0%	2.2%	48.2%
静岡県	2,195	0.4%	0.1%	32.4%	10.3%	1.0%	8.9%	10.5%	0.5%	4.0%	32.1%
愛知県	4,516	2.3%	0.1%	14.0%	9.0%	1.5%	11.9%	6.1%	1.6%	2.9%	50.6%
三重県	818	0.6%	0.0%	31.8%	7.1%	0.2%	7.9%	6.0%	0.9%	4.0%	41.4%
滋賀県	537	1.1%	0.2%	23.5%	16.2%	2.8%	17.1%	10.6%	0.0%	3.2%	25.3%
京都府	567	2.8%	0.0%	2.5%	12.7%	7.8%	10.9%	11.6%	0.0%	8.6%	43.0%
大阪府	3,567	23.1%	0.5%	2.6%	18.3%	6.2%	10.1%	7.3%	1.5%	10.7%	19.5%
兵庫県	2,667	5.0%	1.1%	3.0%	14.4%	3.7%	8.0%	13.0%	0.4%	2.9%	48.5%
奈良県	196	2.6%	0.0%	0.0%	24.0%	0.5%	50.5%	12.2%	1.5%	2.6%	6.1%
和歌山県	96	0.0%	0.0%	2.1%	53.1%	13.5%	14.6%	12.5%	2.1%	2.1%	0.0%
鳥取県	277	5.4%	0.0%	1.4%	37.9%	15.5%	17.3%	17.7%	1.4%	2.9%	0.4%
島根県	196	1.0%	0.0%	5.1%	33.2%	2.0%	23.0%	2.6%	0.0%	24.5%	8.7%
岡山県	908	0.7%	0.0%	5.7%	28.4%	13.1%	20.8%	6.9%	6.6%	1.0%	16.7%
広島県	2,523	41.4%	0.0%	1.1%	12.9%	6.8%	9.4%	5.5%	0.4%	3.4%	19.2%
山口県	404	2.0%	0.0%	0.7%	18.6%	8.4%	18.6%	23.0%	0.2%	23.0%	5.4%
徳島県	315	4.8%	0.0%	4.1%	40.3%	3.8%	26.0%	4.4%	0.6%	0.6%	15.2%
香川県	271	10.7%	0.0%	9.2%	20.7%	4.4%	29.5%	17.0%	0.0%	1.5%	7.0%
愛媛県	348	0.0%	0.0%	2.0%	14.4%	19.0%	12.6%	19.0%	4.3%	21.6%	7.2%
高知県	137	35.8%	0.0%	0.0%	19.7%	16.8%	0.7%	17.5%	0.0%	1.5%	0.7%
福岡県	1,813	0.8%	0.0%	0.2%	12.7%	25.2%	5.4%	12.2%	0.7%	4.5%	38.3%
佐賀県	37	2.7%	0.0%	0.0%	5.4%	18.9%	0.0%	0.0%	0.0%	32.4%	40.5%
長崎県	48	14.6%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	20.8%	0.0%	0.0%	2.1%
熊本県	537	5.6%	0.0%	0.0%	35.6%	21.6%	5.2%	19.0%	4.7%	0.0%	8.4%
大分県	50	46.0%	0.0%	0.0%	32.0%	4.0%	2.0%	8.0%	8.0%	0.0%	0.0%
宮崎県	137	0.7%	0.0%	0.0%	40.1%	2.2%	3.6%	35.0%	9.5%	3.6%	5.1%
鹿児島県	109	1.8%	0.0%	9.2%	22.0%	4.6%	13.8%	35.8%	0.0%	11.0%	1.8%
沖縄県	31	0.0%	0.0%	29.0%	45.2%	0.0%	9.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
全国平均	57,424	10.8%	0.2%	9.4%	15.8%	4.9%	7.8%	10.8%	1.0%	3.8%	35.6%

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

※　全国平均と比べ，2 倍以上の割合を示しているあるいは 50.0%以上の割合を示している部分に赤色を付している。また，全国平均と比べ，半分以下の割合を示している部分に水色を付している。なお，本表の一番右，「不明」の欄については色付けを行っていない。

※　カテゴリーは必ずしも在留資格とは一致しない。なお，「留学生」は高校，大学，日本語教育機関等で勉強することを目的に来日した者を対象としているが，中国帰国者及びその家族，難民及びその家族，南米日系人及びその家族，日本人配偶者及びその家族で，高校，大学，日本語教育機関等で勉強している場合は，できるだけ中国帰国者及びその家族，難民及びその家族，日系南米人及びぞの家族，日本人配偶者及びその家族でカウントしている。「研修生，技能実習生」は，技能実習制度に基づき来日した者を指す。「ビジネス関係者及びその家族」は就労を目的に来日した者（ビジネスやＩＴ技師，調理師等）とその家族を指す。「その他」には，ワーキングホリデー，帰国子女等を含む。

【参考１０】表１２［日本語教育の基本的な数値について］

	日本語教育機関全体（大学，法務省告示機関，地域）について		地域における日本語教育について	
日本語教育実施機関数		1,995 機関・団体		1,105 機関・団体
学習者について				
学習者数		139,346 人		57,424 人
学習者の出身	中国	44.2%	中国	30.0%
	韓国	7.0%	フィリピン	9.1%
	ベトナム	5.8%	ブラジル	8.1%
	フィリピン	4.1%	ベトナム	5.5%
	ブラジル	3.5%	韓国	4.2%
	台湾	3.1%	米国	4.0%
	米国	2.8%	ペルー	3.5%
	タイ	2.3%	インドネシア	3.1%
	インドネシア	2.2%	タイ	2.8%
	ネパール	2.0%	台湾	1.9%
	ペルー	1.5%	インド	1.3%
	英国	0.8%	ネパール	1.1%
	インド	0.7%	英国	1.1%
	パキスタン	0.3%	パキスタン	0.6%
	その他	15.2%	その他	18.8%
学習者の来日目的及び身分	留学生	56.2%	日本人配偶者及びその家族	15.8%
	日本人配偶者及びその家族	7.2%	中国帰国者及びその家族	10.8%
	ビジネス関係者及びその家族	4.9%	ビジネス関係者及びその家族	10.8%
	中国帰国者及びその家族	4.6%	南米日系人及びその家族	9.4%
	南米人日系及びその家族	4.0%	研修生，技能実習生	7.8%
	研修生，技能実習生	3.3%	留学生	4.9%
	観光や親族訪問等による短期滞在	1.0%	観光や親族訪問等による短期滞在	1.0%
	難民及びその家族	0.1%	難民及びその家族	0.2%
	その他	2.5%	その他	3.8%
	不明	15.8%	不明	35.6%
日本語教師について				
教師数		34,392 人		23,413 人
日本語教師の雇用形態	常勤	11.6%	常勤	3.3%
	非常勤	28.0%	非常勤	10.8%
	ボランティア	60.4%	ボランティア	85.9%
日本語教師の年代	～20 代	0.5%	～20 代	0.4%
	20 代	6.8%	20 代	5.5%
	30 代	13.2%	30 代	8.5%
	40 代	15.8%	40 代	11.4%
	50 代	19.9%	50 代	17.2%
	60 代	20.8%	60 代	25.1%
	70 代～	6.3%	70 代～	8.6%
	不明	16.6%	不明	23.2%

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

※　学習者の来日目的及び身分に関するカテゴリーは必ずしも在留資格とは一致しない。なお，「留学生」は高校，大学，日本語教育機関等で勉強することを目的に来日した者を対象としているが，中国帰国者及びその家族，難民及びその家族，日系南米人及びぞの家族，日本人配偶者及びその家族で，高校，大学，日本語教育機関等で勉強している場合は，できるだけ中国帰国者及びその家族，難民及びその家族，南米日系人及びその家族，日本人配偶者及びその家族でカウントしている。「研修生，技能実習生」は，技能実習制度に基づき来日した者を指す。「ビジネス関係者及びその家族」は就労を目的に来日した者（ビジネスやＩＴ技師，調理師等）とその家族を指す。「その他」には，ワーキングホリデー，帰国子女等を含む。

３　日本語教育の推進に当たっての主な論点について

ここでは，「論点整理」で示した１１の論点のそれぞれについて，①論点の概要，②論点に関する意見（論点に関する意見のまとめ及び論点に関して挙げられた意見），③論点に関する状況等のデータを示す。

（１）日本語教育の推進体制について

論点１　日本語教育に関する政策のビジョンについて

①論点１の概要　（※「論点整理」p.23～24 から転載。）

○　どのような外国人を対象に，どのような目的や分野の日本語教育を念頭に置いて考えるのか明確にした上で，既にある政府全体の総合的な対応プランなど現行の枠組みでは不十分であり，それを克服するためにどのような内容を盛り込むのか具体的な検証が必要。その上で，次のような点に関して十分な議論が必要。

- 多様な日本語教育を盛り込むとすれば，留学生政策，入国管理政策，就労政策など関係府省の個別の政策の実現手段となっている日本語教育を横断的に対象とすることとなるが，可能か，また，適切か。
- 外国人が抱える問題は生活全般にわたり，教育，就労，医療，社会保障，住宅，産業，地域づくり，多文化共生など他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは十分とは言えず，どう考えればよいか。
- 我が国の将来像も念頭に，日本語教育を推進する論拠を突き詰めていくと避けて通れない外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるか。
- 日本語教育推進上，幅広く国民の理解を得るために説得力ある論拠をどう示すか。

②論点１に関する意見

～論点１に関する意見のまとめ～

- 地域によって日本語教育に対する認識，取組の状況は異なるが，特に行政については，日本語教育施策のよりどころとなるものを国において作成し，示すことについて検討が必要ではないか。そのためには，多様化する外国人の状況や日本語学習に関するニーズについて，より詳細に把握した上で，日本語学習が必要な外国人像を描き出す必要がある。その際，現行の枠組みが不十分かどうか，何が不十分か等について具体的な検証が必要である。

  また，日本語教育施策のよりどころについて検討する際，日本語教室の役割は日本語学習だけではなく，地域住民との交流や外国人住民の社会参加支援など幅広いものとなっていることを踏まえる必要がある。

  さらに，関係府省の個別の政策における日本語教育や他の外国人施策との整合性，外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるか，幅広く国民の理解を得るために説得力ある論拠をどう考えるかということについて検討すべきである。

  このほか，日本語教育を実施する意義について広く伝えるために，その意義をより具体化して示すことについても検討が必要である。

～論点１に関して挙げられた意見～

（外国人の動向について）

- リーマンショック直後，学習者が急激に増えた地域があったが，経済状況の上向きとともに学習者は減少していった。
- 東日本大震災後，結婚移住女性が減ってきており，日本語教室の学習者数も減少傾向にある。
- これまで，ブラジルなどの南米日系人が目立っていた地域においても，フィリピンやベトナムなどアジア出身の外国人が増えてきているところがあり，施策のターゲットについて検討する必要性が出てきているのではないか。※【参考２】（11 ページ）参照。
- 在留資格「永住者」「家族滞在」「日本人の配偶者等」で日本に在留する者が増えてきている。家族単位で来日し，長期に在留する人が数として増えてきているだけでなく，日本に在留する外国人全体に占める

割合も高くなってきている。正に生活者としての視点や，地域で子供が成長していくといった視点が求められている。さらに，今後高齢化の進展も予測されている。　※表１（6ページ）参照。

・　外国人について，どういった日本語がどれぐらい必要かということを見るためには，国籍別や年齢別のデータだけではなく，国籍，年齢，在留資格，性別をクロスしたデータを基に検討することが必要ではないだろうか。　※［１－２］,［１－３］(24～25ページ）参照。

（日本語学習に関するニーズについて）

・　主に南米日系人についてであるが，高い学習意欲を持ちながらも，不安定な雇用状況や経済的事情により，移動が頻繁で地域社会に生活基盤を築きにくく，日本語学習を継続することが極めて難しい状況にある場合がある。また，日本語を話せても，読み書きが困難な者が多い。　※［１－４］(26ページ）参照。

　日本人の地域住民との間に共通言語が少ないこと，地域住民との文化的差異が大きいこと，日本語を余り使わない生活環境にあることが，日本語習得の難しさを助長している。　※［１－６］(27ページ）参照。

・　日本人の配偶者の中には母国での日本語学習経験がない人が多く，また，夫や家族が妻の母語を理解していないケースが多いので，来日直後から日本語のみの環境での生活となることが多い。また，地域住民として「永住」することを前提としており，日本語習得の必要性が高い。

・　外国人集住都市における南米日系人のように外国人が集住している場合はニーズ等の把握も比較的容易だが，外国人が集住しておらず分散している場合は存在の把握も困難であり，さらに，日本語学習のニーズなども顕在化しにくい。

・　日本語教育が必要な学習者像をどのようにして描くか。日本に在留する外国人は多様であり，地域により大きく異なる。また，教室に来ない／来られない外国人の状況や日本語学習に関するニーズをどうやって把握するか。　※［１－２］,［１－３］,［１－４］(24～26ページ）参照。

（日本語学習以外の日本語教室の役割について）

・　日本語を習得することで外出が自由にできるようになったり，人間関係に広がりができたりすると感じる外国人がいる。身近な日本人との関わりが日本語学習，日常生活及び子育てにおける助けになったり，日本社会に参加していると感じる経験となっている。

・　外国人の散在地域では外国人が集まる場所が少なく，日本語教室が地域の情報，様々な情報を得る貴重な場になっている。言葉を学ぶだけでなく，様々な情報を得て，様々なネットワークを構築し，その地域で自立した生活をしていくための基礎体力を養う場になっているのではないかと考えられる。そのため，日本語教室に通えないことで社会から孤立してしまう可能性がある。　※［１－１１］(35ページ）参照。

・　東日本大震災の際，地域の日本語教室での人間関係が，情報や物資，支援に関する情報などが流通するルートとなり，セーフティネットとして機能した。　※［１－５］(27ページ),［１－１３］(36ページ）参照。

・　日本語教室を日本人・外国人住民がつながる場とし，交流を通して，日本語習得とコミュニケーション能力の向上を図ることが重要ではないか。また，学習教材は地域情報を盛り込むことで，情報提供ツールとしての役割を果たすことができる。　※［２－６］(49～54ページ）参照。

・　日本語教室は外国人住民の自立と社会参加を支援する基盤システムとしての役割を果たすことができる。

（日本語教育に対する認識について）

・　平成２３年度愛知県「県政モニターアンケート」によると，今後，日本人住民と外国人住民がともに暮らしやすい社会にしていくために，県や市町村などの行政が「外国人に対し，日本語の学習を支援する」ことが必要だと回答した者が60.9%おり，外国人に対して日本語教育は必要と考える者は多いと言える。
※［１－１７］(39ページ）参照。

（行政における日本語教育の位置付けについて）

・　日本語教育について，各地域で国際交流協会やＮＰＯ法人，ボランティアなどが中心となって取り組んでいるが，外国人が計画的・継続的に日本語学習を行うのためには，言語学習の制度化（国による公的な学習制度等）あるいは言語保障や生活支援の側面を考慮した日本語教育の実施が必要になるのではないか。

・　成人については，ある一定の年数までは日本語教育を集中して受けることを義務付け，また，そのための公的な機関があることが望ましいのではないか。

・　日本語教室の開設状況は地域によって差がある。例えば，愛知県には日本語教室が多数あるが，市町村別に見た場合，全ての市町村に日本語教室があるというわけではない。　※［７－１］(104 ページ）参照。
・　行政によっては日本語教育に関する関心が低く，費用対効果等の面を考えても，財政的に非常に厳しい状況がある。そのため，需要やニーズの変化，費用対効果等の観点から事業全体について精査した際に，事業の優先順位によっては日本語教育を実施しないという選択肢があり得る。※［２－６］(49～54 ページ）参照。
・　入門期の日本語学習を行政等が担うべきだということも議論されているが，難しい課題である。
・　日本語教育を専門とする職員がいない場合，日本語教育の細かな内容の面で踏み込んだビジョンを描くことができない。　※［２－６］(49～54 ページ)，［５－５］(93 ページ）参照。

（日本語教育を実施する際のよりどころの必要性について）
・　地域において実施されている日本語教室は，多文化共生のほかにも，多様な観点を大事にしているが，常に立ち戻れるように「日本語教育」という観点を軸にしたビジョンや考え方が必要であり，そういった取組の土台となるものを国が作成することが必要ではないか。
　その際，日本語学習の義務と権利，外国人コミュニティ内の付き合いのみで生活のほとんどを過ごしていて日本語を話せなくても日常生活にさほど不便を感じていない外国人住民との共生の在り方等についても検討すべきではないか。
・　現在，様々な主体が様々な形で日本語教室や指導者養成の講座を開いていたりするが，「多文化共生」や「日本語教育」など様々な目的が絡み合っている。国でも多文化共生を打ち出しており，また，自治体でも多文化共生プランを策定しているところが多い以上，日本語教育も多文化共生を目的に行うべきではないか。　※［１－１１］，［１－１２］，［１－１３］(35～38 ページ）参照

（日本語教育を実施する意義について）
・　日本語教育を実施する意義について，日本語教育を推進することにより，日本に在留する外国人がどのような日本語能力を身に付けることができ，どういった社会課題を解決することができるようになるのか，日本語教育を推進しないことにより，どういったコスト（通訳・翻訳費等）や社会的影響（職場・隣人との意思疎通，社会参加）が生じるのかという両面から検討して，日本語教育を実施することが円滑な社会の構築につながるといったことを網羅的に示すことが必要ではないか。
・　「基本的な考え方」に照らして，日本語教育を実施する意義をより具体的に示していく等，広く伝えるための工夫について検討すべきではないか。

③論点１に関する状況等のデータ

［論点１に関する状況等のデータの一覧］
１－１　外国人の人口移動について
１－２　労働者の国際移動に関する世論調査（外国人労働者に求めることについて）
１－３　国語に関する世論調査（外国人に求める日本語能力について）
１－４　外国人の現在の日本語能力と外国人が求める将来の日本語能力について
１－５　「生活者としての外国人」に対する総合的対応策について
１－６　外国人に対する総合的な対応の指針
１－７　外国人に対する総合的な対応プランについて
１－８　外国人に対する総合的な対応プランの実施状況について
１－９　外国人に対する日本語教育について扱っている法令等について
１－１０　住民の規定について
１－１１　多文化共生の推進について
１－１２　地域の多文化共生推進におけるコミュニケーション支援について①
１－１３　地域の多文化共生推進におけるコミュニケーション支援について②
１－１４　「外国人との共生社会」実現検討会議について
１－１５　多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況について
１－１６　成長戦略の進化について
１－１７　平成２３年度愛知県「県政モニターアンケート」

［１－１　外国人の人口移動について］

グラフ３

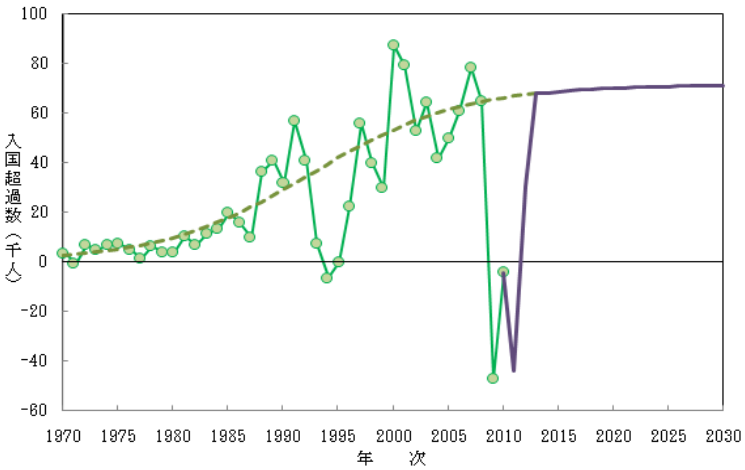

Ⅲ　推計の方法と仮定

５．国際人口移動率（数）の仮定

（１）近年における国際人口移動の動向

国際人口移動の動向は，国際化の進展や社会経済情勢の変化，また出入国管理制度や関連規制等によって大きな影響を受ける。また，内外における社会経済事象や災害の発生は国際人口移動に大きな変動をもたらすことがある。近年では同時多発テロ(2001 年)，新型肺炎の発生(2002～3 年)，リーマンショック(2008 年)などがこれにあたる。さらには，平成 23(2011)年３月に発生した東日本大震災はわが国における外国人の出入国に大きな変動をもたらした。

（２）国際人口移動の仮定設定

国際人口移動数・率の実績値の動向をみると，日本人と外国人では異なった推移傾向を示している。また人口学的にみると日本人の移動は人口の年齢構造による影響を受けるが，外国人の場合にはわが国の人口規模あるいは年齢構造との関係は限定的である。そのため，本推計においては国際人口移動の仮定は日本人と外国人に分け，日本人については入国超過率，外国人については入国超過数を基礎として仮定値の設定を行った。

２）外国人の国際人口移動

外国人の国際人口移動の実績をみると，不規則な上下動を繰り返しつつも，概ね入国超過数が増加する傾向が続いてきた。ただし，直近の年次においてはリーマンショックや東日本大震災に起因する大規模な出国超過が生じるなど，外国人の出入国傾向は短期間に大きな変動を示している。

そこで，外国人の国際人口移動が顕在化した昭和 45(1970)年から平成 22(2010)年までの外国人入国超過数(男女合計)の実績値のうち，社会経済事象・災害等の影響により一時的に大きく変動したとみなされる年次のデータを除いたうえで，趨勢を将来に投影することによって平成 42(2030)年までの長期的な仮定を設定した（注１）。

ただし，直近においては，世界同時不況(リーマンショック)ならびに東日本大震災(2011 年３月以降）の影響による月別変動を参考に，短期的に出国超過の効果を平成 24(2012)年まで見込んだうえで，平成 25(2013)年以降は再び長期的趨勢に復帰するものとした。

（注１）　除外した年次は，1971 年，1993～96 年，1999～2000 年，2004 年，2007 年，2009～10 年である。

※国立社会保障・人口問題研究所ＨＰ「日本の将来推計人口」より転載。

［１－２　日本語教育の必要性について］

「労働者の国際移動に関する世論調査」

平成 22 年 7 月　内閣府

＜調査時期＞　平成 22 年 7 月 15 日～7 月 25 日（個別面接聴取の期間）
＜調査対象＞　全国の 20 歳以上の者を母集団とし，層化二段無作為抽出法により，3,000 人を標本として抽出。
＜調査方法＞　調査員による個別面接聴取。有効回収数は 1,913 人（63.8%）

グラフ４　外国人労働者に求めること：日本語能力

グラフ５　外国人労働者に求めること：日本文化に対する理解

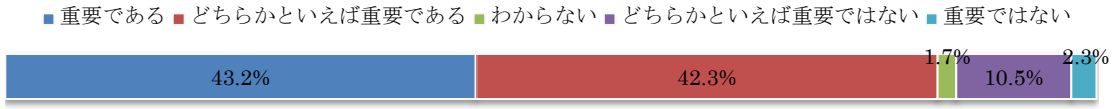

グラフ６　外国人労働者に求めること：日本の慣習に対する理解

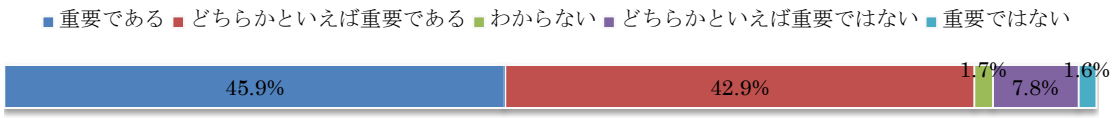

［１－３　外国人に求める日本語能力について］

国語に関する世論調査

平成 22 年 5 月　文化庁

＜調査時期＞　平成 21 年 2 月（調査員による個別面接聴取の期間）
＜調査対象＞　全国の 16 歳以上の者を母集団とし，層化二段無作為抽出法により，3,000 人を標本として抽出。
＜調査方法＞　調査員による個別面接聴取。有効回収数は 2,104 人（60.4%）

グラフ７　日本に在住する外国人はどの程度日本語の会話ができるといいか

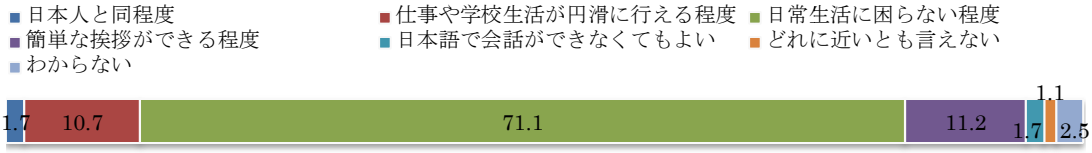

グラフ８　日本に在住する外国人はどの程度日本語の読み書きができるといいか

グラフ９　日本に在住する外国人が日本語能力を身に付けるために必要な取組

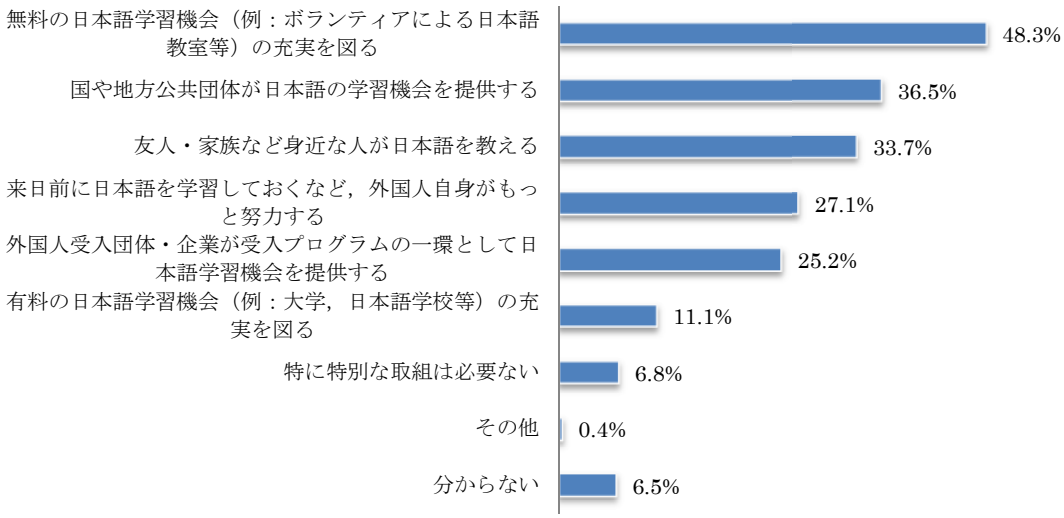

［１－４　外国人の現在の日本語能力と外国人が求める将来の日本語能力について］

［生活のための日本語：全国調査］独立行政法人国立国語研究所

＜調査時期＞　2008 年 10 月～12 月

＜調査対象＞　原則として 20 歳以上の外国人

＜調査方法＞　国際交流協会や日本語教育関係者等を介して配布し，個別郵送あるいは調査協力者による回収。回収数は 1,662。以下の地域において 50 部以上配布（かっこ内の数字は回収数）。北海道（76），岩手県（61），山形県（77），千葉県（94），東京都（47），新潟県（134），富山県（87），石川県（56），長野県（91），静岡県（135），愛知県（116），京都府（98），大阪府（93），広島県（171），島根県（66），徳島県（40），高知県（49），佐賀県（33），鹿児島県（59），沖縄県（43）のそれぞれで 50 部以上配布。

グラフ１０　【話す】

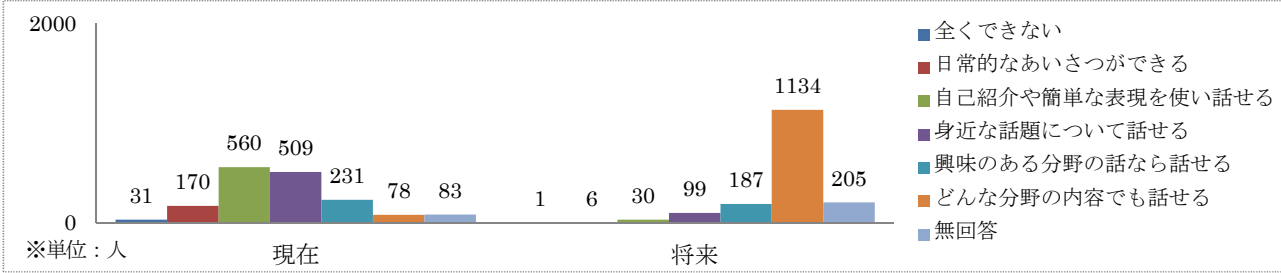

グラフ１１　【聞く】

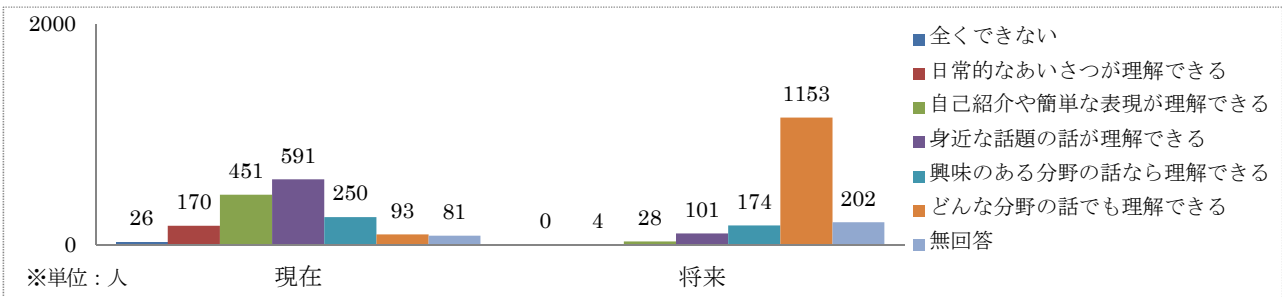

グラフ１２　【読む】

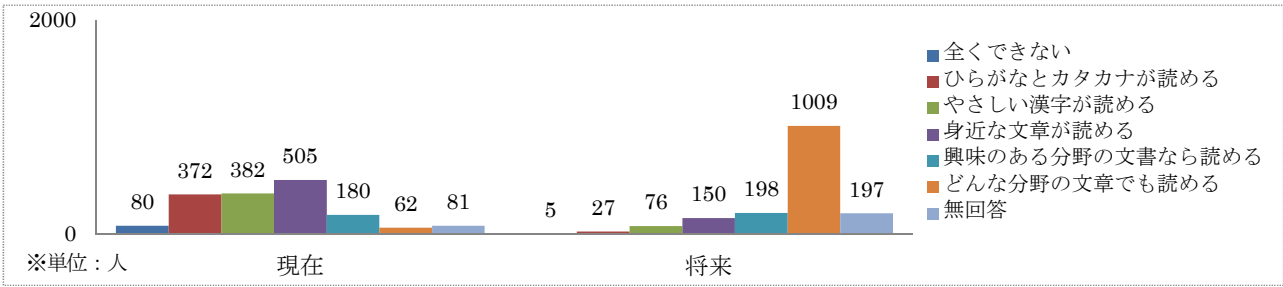

グラフ１３　【書く】

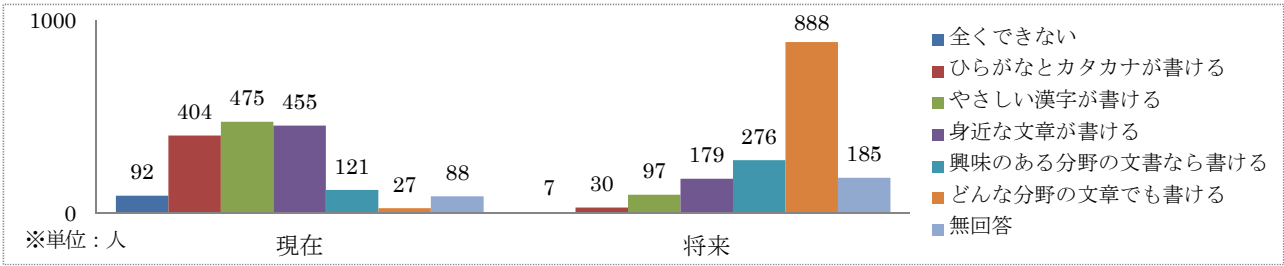

［１－５　「生活者としての外国人」に関する総合的対応策について］

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（抄）

平成 18 年 12 月 25 日　外国人労働者問題関係省庁連絡会議

１．外国人が暮らしやすい地域社会づくり

外国人は，言葉や，文化・習慣の違い等から，地域社会になじめなかったり，軋轢・衝突が生じている場合も少なくない。そのため，住宅への入居が制限される例も見られる。また，行政・生活情報の提供は日本語によるものが主であることから，必要な公共サービスを受けられないといった問題があるほか，災害発生時における特別な支援の必要性も高まりつつある。

このため，日本語教育の充実，外国語による情報・サービスの提供，住宅への入居支援等を推進する。あわせて地方自治体における多文化共生のための取組を推進すること等により，外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進する。

【対策】

（１）日本語教育の充実

地域の日本語教育の充実を図るため，平成１８年度より人材育成，日本語教室の設置運営，教材作成，連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を，好事例として普及し，また，施策への反映等を図る。

日系人を活用した日本語教室の設置，退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成，外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。（外国人の生活環境適応加速プログラム）

［１－６　外国人に対する総合的な対応の指針］

「日系定住外国人施策に関する基本指針」（抄）

平成 22 年 8 月 31 日　日系定住外国人施策推進会議

１．日系定住外国人が置かれている状況と今後の対応

（１）日系定住外国人が置かれている状況

・　（略）日系定住外国人は，これまでは主として派遣・請負等の雇用形態で製造業などで雇用されており，労働者派遣事業者や請負事業者が生活全般の面倒をみたため，日本語を介した日本社会との関わりを持たなくても生活が可能であった。このため，長期にわたり居住しながら日本語能力が不十分である者も多くみられる。

・　彼らは，地域経済を支え，活力をもたらす存在として，これまで我が国の経済発展に貢献してきたところであるが，平成 20 年秋以降の世界的な経済危機により，従来の形での就労が不可能になり，日本語能力が不十分であることなどから再就職も難しく，生活困難な状況に置かれる者が増加した。

・　これに伴い，経済的困窮からブラジル人学校等に通えなくなったことなどにより，不就学の子どもが増加した。

・　（略）依然として厳しい経済状況の下，就職の見込みのない者など日本での生活を断念する者が相当数帰国したものと見込まれる。一方で，日本に残り続けている者がかなりの数に上っており，日本での暮らしが長期に及んだ者はこのまま定住を希望する傾向にある。

（２）今後の対応

・　国としては，雇用，教育などの面で緊急の対策を講じているところであるが，こうした状況を踏まえると，単に定住を認めるだけに留まらず，日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れていくべきであり，そのための方策を考える必要がある。

・　これまで，日系定住外国人を日本社会の一員として受け入れる体制が完全には整っていなかったことが，今回このような状況を招いたともいえる。

・　今後もこれらの人々の定住を認める以上，日本社会の一員として受け入れ，社会から排除されないようにするための施策を国の責任として講じていくことが必要である。

３．日系定住外国人施策の具体的な方向性

（１）日本語で生活できるために

・　日本に定住し，日本社会に受け入れられるためには，日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語をしっかりと習得することが必要である。

・　日本語能力が不十分であることにより，子どもの教育，就職，行政や地域社会とのコミュニケーション等日本での生活のあらゆる場面で支障が生ずる。

・　このため，日系定住外国人が日本での生活に必要な日本語を習得するための体制を整備する必要がある。

・　同時に，日本語の習得に時間がかかる日系定住外国人もいることが想定されることから，多言語による相談体制を整えるとともに，生活に必要な最低限の情報について多言語化を進める必要がある。

（中略）

４．国として今後取り組む又は検討する施策

＜日本語で生活できるために必要な施策＞

・　日系定住外国人に対する日本語教育の総合的な推進体制を整備するとともに，地域の日本語教育や日本語学校等における教育体制の充実を図る。また，日本語教育の標準的なカリキュラム・教材や，日本語能力・指導力の評価基準等の策定，日本語教員等の養成・研修のあり方等について検討する。（文部科学省）

・　日本に入国・在留を希望する日系定住外国人に対して，各種手続の機会を捉えて日本語教育を受けることを促すなど，日本語習得の促進を図るための方策を検討する。（各省庁）

［１－７　外国人に対する総合的な対応プランについて］

「日系定住外国人施策に関する行動計画」（抄）

平成２３年３月３１日　　日系定住外国人施策推進会議

２．分野ごとの具体的施策

（１）日本語で生活できるために必要な施策

① 日本語教育の総合的な推進体制の整備等

a　日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し，日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに，課題を整理するための情報交換を行う。（文部科学省）

b　我が国に居住する外国人にとって，日本語能力等が十分でないこと等から，外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し，外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう，引き続き，日本語教室の設置運営，日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成，ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「「生活者としての外国人」のための日本語教育事業」を実施する。（文部科学省）

c　政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し，横断的に利用できるシステムを検討するとともに，平成 22 年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い，インターネットを通じて提供する。（文部科学省）

d　「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的カリキュラム案及び教材例について，日本語教育機関・団体に周知を行う。また，国語分科会日本語教育小委員会において，標準的カリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。（文部科学省）

e　「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し，カリキュラム等の分析を行い，日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。（文部科学省）

② 各種手続の機会を捉えた日本語習得の促進

a　日本語学習の必要性，日本語学習や日常生活に関する情報，入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版，スペイン語版等を作成し，全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか，文化庁ホームページに掲載しているところであり，今後も引き続き情報提供に努める。（文部科学省）

b　平成 21 年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において，入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習，医療・保険，教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに，訪日予定の外国人に対して，査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。（外務省）

c ①や②ｂの施策の進捗状況を踏まえつつ，各種手続の機会を捉え，日本語習得状況について確認し，必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど，日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。（内閣府，各省庁）

（２）子どもを大切に育てていくために必要な施策

① 子どもの教育に対する支援

a 適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに，学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。（文部科学省）

b 就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や，日本語能力が不十分な親への支援，日本の教育制度等の情報提供を行う要員（就学促進員）を配置することができるよう，国が費用の１／３を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。（文部科学省）

d 日本語指導について，各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。（文部科学省）

e 外国人児童生徒の日本語指導等についての実態を聞き取り等により把握し，日本語能力等に配慮した指導を行うための教育課程の編成について，制度面についての具体的な検討を行う。（文部科学省）

f 学齢を超過した者の受入れや，教科学習に必要な日本語能力が足りない者の下学年への受入れなど，外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。（文部科学省）

g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに，その配置の改善について検討を行う。（文部科学省）

h 外国人児童生徒受入校の教員，教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として，外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。（文部科学省）

i 中央教育審議会における，教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で，日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行う。（文部科学省）

l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように，平成 23 年度から，同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する，日本語能力試験Ｎ２以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。（文部科学省）

② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援，ブラジル本国政府などへの要請等

d 日本語教育の機会の充実を図るため，定住外国人の子どもの就学支援事業（「虹の架け橋教室」事業）について，平成 23 年度も引き続き実施する。また，事業の評価や検証を行うとともに，子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め，より効果的・効率的な事業として，平成 24 年度以降の継続について検討する。（文部科学省）

（３）安定して働くために必要な施策

① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育，職業訓練等

a 外国人求職者のニーズに対応し，日系定住外国人が集住する地域において，安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に，日本語コミュニケーション能力の向上，我が国の労働法令，雇用慣行，労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を，平成 21 年度からの３年間の緊急経済対策の一環として，平成 23 年度においても実施する。（厚生労働省）

b 日系定住外国人が集住する地域において，訓練等の受講に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に，その日本語能力等に配慮した職業訓練を，地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。（厚生労働省）

（４）社会の中で困ったときのために必要な施策

① 情報の多言語化，日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供

f 平成 21 年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において，入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習，医療・保険，教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに，訪日予定の外国人に対して，査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。（再掲）（外務省）

g 日本語学習の必要性，日本語学習や日常生活に関する情報，入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版，スペイン語版等を作成し，全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか，文化庁ホームページに掲載しているところであり，今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（文部科学省）

⑦ 外国語で相談できる体制の整備，人材やＮＰＯの育成の推進

b 日系定住外国人とのコミュニケーションを円滑化し，生活を支援するためには，行政機関だけではなく日系定住外国人を支援するＮＰＯ等の「新しい公共」の担い手とも協働して取り組むことが重要であり，ＮＰＯ等に対する情報提供等を通

じ，ＮＰＯ等や社会的活動を担う人材の育成を積極的に図る。（内閣府，各省庁）

ｅ 日系定住外国人に対する医療を支援するため，新成長戦略に基づき実施した医療言語人材の育成のノウハウの活用について，検討する。（経済産業省）

（５）その他

① 地方自治体における自主的な多文化共生の取組の促進

ａ 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため，平成 18 年３月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について，各種会議等を通じて周知する等必要な施策の普及を引き続き図る。（総務省）

ｂ 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため，地方自治体の先進的な取組事例等参考となる情報を提供する。（総務省）

② 日系定住外国人の社会への受入れの必要性・意義についての周知等

ａ 「定住外国人施策ポータルサイト」の活用等により，集住地域を有する地方自治体のまちづくりの成果やＮＰＯ，企業等の活動実績の紹介等を通じ，地方自治体，ＮＰＯ，企業等による取組を奨励し，日系定住外国人の日本社会への受入れを積極的に行う環境を整備するとともに，日系定住外国人の日本社会への受入れの必要性・意義について国民一人ひとりがその理解をより一層深めるための取組を進める。（一部再掲）（内閣府，各省庁）

３．推進体制

（１）本行動計画に盛り込まれた施策については，外国人に係る住民基本台帳制度のスタート（平成 24 年夏を想定）も踏まえ，実施していくこととする。

（２）本行動計画に盛り込まれた事項の推進状況については，日系定住外国人施策推進会議幹事会等において適宜フォローアップすることとする。

（３）なお，施策の推進に当たっては，地方自治体，ＮＰＯなどの支援団体等との連携を積極的に図り，地方自治体等の知恵を活かしながら施策を実施することとする。

［１－８　外国人に対する総合的な対応プランの実施状況について］

「日系定住外国人施策に関する行動計画」実施状況（抄）（平成 25 年 10 月）　※日本語教育に関係する部分を抜粋。

日系定住外国人施策に関する行動計画 （H23.3.31 日系定住外国人施策推進会議）	実施状況
（１）日本語で生活できるために必要な施策	
①日本語教育の総合的な推進体制の整備等	
ａ 日本語教育関係機関等を参集した日本語教育推進会議や関係府省の実務者からなる日本語教育関係府省連絡会議を開催し，日本語教育全般に係る取組の現状を把握するとともに，課題を整理するための情報交換を行う。（文部科学省）	・関係機関・団体や関係府省からなる本語教育推進会議の第 1 回を平成 24 年 1 月 23 日，第 2 回を平成 24 年 3 月 12 日，第 3 回を平成 24 年 9 月 21 日，第 4 回を平成 25 年 9 月 25 日に開催し，日本語教育全般に係る取組の現状を把握するための情報交換を行っている。（文部科学省）
ｂ 我が国に居住する外国人にとって，日本語能力等が十分でないこと等から，外国人が安心・安全に生活できないという問題を解決し，外国人が円滑に日本社会の一員として生活を送ることができるよう，引き続き，日本語教室の設置運営，日本語能力等を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成，ボランティアを対象とした実践的研修等を行う「「生活者としての外国人」のための 日本語教育事業」を実施する。（文部科学省）	・外国人の円滑な社会生活の促進を図るため，平成19年度から「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施している。平成25年度は，「標準的なカリキュラム案」等を活用した，日本語教室の実施，人材の養成及び教材の成を支援するとともに，地域の文化活動・市民 活動等に外国人の参加を促しつつ日本語教育を実施する取組など，日本語教育に関する地域における連携体制を構築 ・強化する取組等を支援している。（平成25年度採択件数：68件）また，各地における日本語教育の中核的な人材となる地域日本語教育コーディネーターの研修や，日本語教育の総合的な推進体制について実践的な調査研究を実施している。（文部科学省）
ｃ 政府内外の日本語教育関係機関等が持つ日本語教育に関する各種コンテンツについて情報を集約し，横断的に利用できるシステムを検討するとともに，平成22年に文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い，インターネットを通じて提供する。（文部科学省）	・平成23年度には文化審議会国語分科会において取りまとめた「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案のデータベース化を行い現在インターネットを通じて提供している。また，日本語教育に関する各種コンテンツを横断的に利用できるシステムの開発を行い，日本語教育コンテンツ共有システム「ＮＥＷＳ」として平成25年度から公開している。（文部科学省）
ｄ 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的	・文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において，「生

カリキュラム案及び教材例について，日本語教育機関・団体に周知を行う。また，国語分科会日本語教育小委員会において，標準的カリキュラム案の内容を踏まえた日本語能力及び指導能力の評価基準等について検討を行う。　（文部科学省）	活者としての外国人」に対する日本語教育の参考として平成22年の「標準的なカリキュラム案」，平成23年の「活用のためのガイドブック」，平成24年の「教材例集」及び「日本語能力評価」，平成25年の「指導力評価」について計画的に取りまとめ，ホームページや，日本語教育研究協議会及び都道府県・政令指定都市担当者研修を通じてその周知に努めている。平成25年度は，新たにこれら一連の成果物を分かりやすく解説したハンドブックを作成するとともに，これまで 全国一か所で開催していた日本語教育研究協議会を4か所に拡充して開催し，ハンドブックを活用した説明会を実施している。（文部科学省）
ｅ　「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し，カリキュラム等の分析を行い，日本語教員等の養成・研修の在り方について検討を行う。　（文部科学省）	・「日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議」を開催し，日本語教員等の養成・研修の在り方について検討し，平成23年度末に取りまとめ，ホームページで周知している。（文部科学省）
②各種手続きの機会を捉えた日本語習得の促進	
ａ　日本語学習の必要性，日本語学習や日常生活に関する情報，入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版，スペイン語版等を作成し，全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか，文化庁ホームページに掲載しているところであり，今後も引き続き情報提供に努める。　（文部科学省）	・日本語学習の必要性，日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」 のポルトガル語版，スペイン語版等を作成し，希望に応じて，配布を行っているほか，文化庁ホームページで公開している。（文部科学省）
ｂ　平成21年度に開催した「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」において，入国前の外国人に対する情報提供のコンテンツ（日本語学習，医療・保険，教育など）について多言語で作成した成果物を引き続き外務省及び在外公館のホームページに掲載するとともに，訪日予定の外国人に対して，査証発給時等に在外公館において引き続き配布する。　（外務省）	・日本で生活を開始する上で最低限必要な情報をとりまとめた「日本で生活を始めることを予定している皆様へ」（生活ガイド）及び「日本での生活手引き」（リーフレット） を外務省ホームページに引き続き掲載するとともに，在外公館の領事窓口に配備しており，今後も引き続き情報提供に努める。（外務省）
ｃ　①や②ｂの施策の進捗状況を踏まえつつ，各種手続の機会を捉え，日本語習得状況について確認し，必要に応じ日本語教育を受けることを促すなど，日本語習得の促進を図るための方策について引き続き検討する。　（内閣府，各省庁）	・定住外国人施策ポータルサイトにおいて，生活者向け情報に「日本語学習の必要性」を掲載したほか，各自治体における取り組み事例をまとめて紹介することを通して日本語習得の促進を図る取組を各省庁と連携して進めている。（内閣府，各省庁）
（２）子どもを大切に育てていくために必要な施策	
①子どもの教育に対する支援	
ａ　適応指導・日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインについて周知を図るとともに，学校において利用可能な日本語能力の測定方法及び日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発を行う。　（文部科学省）	・ＪＳＬカリキュラムの活用法の普及のため，平成19年度～平成20年度において，「ＪＳＬカリキュラム実践支援事業」を行い，実践事例の集積を行うとともに，平成21年3月に「ＪＳＬカリキュラム実践支援事業事例集」をとりまとめた。 ・「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において，ＪＳＬカリキュラムの活用方法等も含む，日本語指導担当教員等のための研修マニュアルや学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発（平成22年度～平成24年度）を行い，これらを平成25年度中に配布予定。また，日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインとして「外国人児童生徒受入れの手引き」の作成・配布，地域 の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねっと」の公開の取組（平成22年度）を行った。　（文部科学省）
ｂ　就学前の外国人の子どもへのプレクラスの実施に必要な支援員や，日本語能力が不十分な親への支援，日本の教育制度等の情報提供を行う要員（就学促進員）を配置することができるよう，国が費用の１／３を補助する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を引き続き実施する。　（文部科学省）	・「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」（「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」のメニューの一つ）において，就学前の外国人の子どもへの初期指導教室（プレクラス）の実施，域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による，帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援しており，平成24年度予算においては，8,516百万円の内数を措置。 なお，平成25年度は，帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため，各自治体が行う地域人材との連携による，公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する「公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するき

	め細かな支援事業」（予算：91百万円）を措置。平成26年度概算要求では，98百万円を計上して いる。 ・外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行い，平成２５年度予算においては，児童生徒支援加配7,877人の内数を盛り込んでいる。（文部科学省）
d 日本語指導について，各地で既に使用されている指導法や教材のうち優れたものに関する情報や外国人児童生徒への対応のノウハウや経験の事例等の情報提供を引き続き行う。（文部科学省）	・「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において，地域の実践事例の集約と提供として情報検索サイト「かすたねっと」の公開の取組（平成22年度）を行った。≪再掲≫（文部科学省）
f 学齢を超過した者の受入れや，教科学習に必要な日本語能力が足りない者の下学年への受入れなど，外国人児童生徒が公立学校に入学・編入学しやすい環境の整備を促進する。（文部科学省）	・学齢超過者の受入れ状況について調査し，自治体における受入れに対する取組を把握。 ・下学年への受入れについては，平成21年3月27日付け「定住外国人の子どもに対する緊急支援について（通知）」により，各都道府県等に周知済み。（文部科学省）
g 外国人児童生徒に対して日本語指導を行う教員についての定数措置を引き続き実施するとともに，その配置の改善について検討を行う。（文部科学省）	・外国人児童生徒等に対する日本語指導等に対応した教員定数の加配措置を行い，平成25年度予算においては，児童生徒支援加配7,877人の内数を盛り込んでいる。≪再掲≫（文部科学省）
h 外国人児童生徒受入校の教員，教育委員会の外国人児童生徒教育担当の指導主事等を対象として，外国人児童生徒に対する日本語指導等の専門的な研修を引き続き実施する。（文部科学省）	・日本語指導者等に対する研修については，独立行政法人教員研修センターにおいて，外国人児童生徒教育に携わる教員や校長，副校長，教頭の管理職及び指導主事を対象として，日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施している。（平成25年度については，6月11日～6月14日に実施した。）（文部科学省）
i 中央教育審議会における，教員の資質向上方策の見直しについての審議の中で，日本語指導に携わる教員の養成についての検討を行う。（文部科学省）	・中央教育審議会において「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」を平成24年8月にとりまとめ。いじめ・暴力行為・不登校等生徒指導上の諸課題への対応，特別支援教育の充実，外国人児童生徒への対応，ＩＣＴの活用の要請をはじめ，複雑かつ多様な課題に対応することができる教員の養成を提言。（文部科学省）
l 外国人の子ども等が中学校卒業程度認定試験を受験しやすくなるように，平成23年度から，同試験における全ての漢字に振り仮名を振った問題冊子を作成する，日本語能力試験Ｎ２以上の合格者について国語の科目免除を認める等の措置を講じる。（文部科学省）	・中学卒業程度認定試験については，平成22年7月から専門家による会議を開催し，振り仮名付きの問題冊子の使用や科目の免除についての措置を決定。それを受け，平成23年8月に省令改正し，同年11月の試験から対応。（文部科学省）
② ブラジル人学校等の各種学校・準学校法人化の促進等の支援，ブラジル本国政府などへの要請等	
d 日本語教育の機会の充実を図るため，定住外国人の子どもの就学支援事業（「虹の架け橋教室」事業）について，平成23年度も引き続き実施する。また，事業の評価や検証を行うとともに，子どもの就学状況や新たなニーズの把握に努め，より効果的・効率的な事業として，平成24年度以降の継続について検討する。（文部科学省）	・国際移住機関（ＩＯＭ）に37億円を拠出し，「定住外国人の子どもの就学支援事業」を平成21年度より実施している。平成25年度においては，21教室において事業を実施し，平成24年度までに約1,500人が公立学校等へ，約1,200人がブラジル人学校等へ就学した。（文部科学省）
（３）安定して働くために必要な施策	
① 仕事に必要な日本語の習得などを図る職業教育，職業訓練等	
a 外国人求職者のニーズに対応し，日系定住外国人が集住する地域において，安定就労への意欲及びその必要性の高い日系定住外国人求職者を対象に，日本語コミュニケーション能力の向上，我が国の労働法令，雇用慣行，労働・社会保障制度等に関する知識の習得を図る日系人就労準備研修を，平成21年度からの3年間の緊急経済対策の一環として，平成23年度においても実施する。（厚生労働省）	・平成21年度より，多数の日系人が求職活動を行っている地域において，安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に，日本語コミュニケーション能力の向上，労働法令，雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を，財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。（実績：平成21年度受講者数6,298人（全国63地域346コース），平成22年度受講者数6,288人（全国97地域459コース），平成23年度受講者数4,231人（全国75地域290コース））平成24年度受講者数3,576人（全国72地域227コース）平成25年度計画数2,800人（全国71地域190コース） ・また，平成 25 年度は，定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練について，茨城県，神奈川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県，滋賀県，大阪府の８県で実施予定としている。（平成 24 年度実施地域：茨城県，神奈川県，静岡県，愛知県，三重県，滋賀県，大阪府の７県）《再掲》（厚生労働省）
b 日系定住外国人が集住する地域において，訓練等の受講	・平成24年9月に「関係機関の連携による定住外国人に対する

に当たって一定の日本語能力を有する日系定住外国人求職者を対象に，その日本語能力等に配慮した職業訓練を，地域のニーズ等を踏まえつつ引き続き実施する。（厚生労働省）	就労支援及び職業訓練の強化について」を発出し，日本語能力が不足している等定住外国人の特性に配慮した職業訓練の機会の提供や，職業相談から訓練，職業紹介，定着支援までの一貫した就労支援の取組を推進することについて，関係機関に取組の依頼を行った。 ・平成25年度より，外国人の特性に配慮した職業訓練機会の提供や，職業相談から訓練，職業紹介，定着支援までの一貫した就労支援の取組を進め安定就労につなげるために，労働局・ハローワークに就職支援コーディネーターを設置。関係機関との連携強化のため連絡会議を開催。（平成25年度実施地域：群馬，埼玉，千葉，神奈川，長野，岐阜，静岡，愛知，三重，滋賀の10県） ・平成 20 年度より，都道府県に定住外国人職業訓練コーディネーターを設置し，委託訓練先の開拓，ハローワークとの連携調整，受講生への訓練情報の提供等の業務を実施している。（平成 25 年度実施地域：茨城県，静岡県，滋賀県の３県）（厚生労働省）
（４）社会の中で困ったときのために必要な施策	
① 情報の多言語化，日本に関する情報や日本語の基礎についての情報提供	
ｇ 日本語学習の必要性，日本語学習や日常生活に関する情報，入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版，スペイン語版等を作成し，全都道府県（教育委員会を含む。）等に配布しているほか，文化庁ホームページに掲載しているところであり，今後も引き続き情報提供に努める。（再掲）（文部科学省）	・日本語学習の必要性，日本語学習や入門的な日本語の知識等についてまとめた「日本語学習・生活ハンドブック」のポルトガル語版，スペイン語版等を作成し，希望に応じ，配布を行っているほか，文化庁ホームページで公開している。《再掲》（文部科学省）

［１－９　外国人に対する日本語教育について扱っている法令等について］

文化芸術振興基本法（抄）

（平成十三年法律第百四十八号）（平成十三年十二月七日公布）

（目的）

第一条　この法律は，文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ，文化芸術の振興に関し，基本理念を定め，並びに国及び地方公共団体の責務を 明らかにするとともに，文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより，文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者 （文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として，文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り，もって心豊かな国民生 活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条　文化芸術の振興に当たっては，文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

８　文化芸術の振興に当たっては，文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条　国は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，文化芸術の振興に関し，国との連携を図りつつ，自主的かつ主体的に，その地域の特性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（日本語教育の充実）

第十九条　国は，外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう，外国人に対する日本語教育の充実を図るため，日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備，日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第３次基本方針）（抄）

平成２３年２月８日　閣議決定

６．日本語教育の普及及び充実

近年，日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており，また，学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し，外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう，次の施策を講ずる。

その際，我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため，関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため，日本語教育の指導内容・方法等の調査研究，日本語教育教材等の開発及び提供，日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。
- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により，地域の実情に応じた日本語教室の開設や，幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など，地域における日本語教育の充実を図る。その際，特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として，日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに応えるため，日本語教員等の海外派遣・招聘研修を推進するとともに，インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

［１－１０　住民の規定について］

地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）最終改正：平成二五年六月二八日法律第七〇号

第一章　通則

第一条の二　地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として，地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

〇２　国は，前項の規定の趣旨を達成するため，国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務，全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い，住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として，地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに，地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて，地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

〇５　都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，第二項の事務で，広域にわたるもの，市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

〇６　都道府県及び市町村は，その事務を処理するに当つては，相互に競合しないようにしなければならない。

〇８　この法律において「自治事務」とは，地方公共団体が処理する事務のうち，法定受託事務以外のものをいう。

〇９　この法律において「法定受託事務」とは，次に掲げる事務をいう。

一　法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであつて，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二　法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて，都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

第二章　住民

第十条　市町村の区域内に住所を有する者は，当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

〇２　住民は，法律の定めるところにより，その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し，その負担を分任する義務を負う。

第十一条　日本国民たる普通地方公共団体の住民は，この法律の定めるところにより，その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

［１－１１　多文化共生の推進について］

多文化共生の推進に関する研究会報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～

平成 18 年 3 月　総務省

第１章総論

４．外国人住民を取り巻く課題

日本政府が１９８０年前後に「国際人権規約」を批准し，「難民の地位に関する条約」に加入したことによって，社会保障の分野を中心とする内外人平等が一定程度実現したものの，生活者としての外国人住民は，今日なお数多くの困難を抱えている。

外国人住民を取り巻く課題としては，まず言語の問題がある。特にニューカマーの中には日本語を理解できない人もおり，日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じている。文化や習慣等のちがいによる生活上の困難も大きい。さらに，日本の行政の仕組みや地域にかかわる情報や知識が不足しているために，日本人住民と同等の立場で行政サービスを受けることが困難なことも多い。

次に，外国人住民は定住化の傾向を示しているが，定住生活の上で必要となる基本的な条件が十分に日本の社会システムの中に整っていないことが問題としてあげられる。例えば，外国人住民の中には健康保険に未加入の者も多く，医療の問題が深刻である。また，在住外国人の増加によって外国人の子どもも増えており，教育現場では様々な課題が生じている。

その他にも，地域社会での交流機会が不足し孤立するという問題がある。また，地域社会において日本人住民と外国人住民との間に軋轢が生じることも少なくない。住居や仕事を探す外国人住民に対する差別の問題，在日韓国・朝鮮人における高齢者福祉や介護等社会保障の問題，外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題や外国人住民の社会参画の問題も指摘されている。

以上のように，外国人住民の増加と定住化の進展に伴い，行政が直面するニーズは多様化・複雑化しており，これまでの施策では十分とはいえない現状にある。

５．地域における多文化共生推進の必要性

外国人の定住化が進む現在，外国人を観光客や一時的滞在者としてのみならず，生活者・地域住民として認識する視点が日本社会には求められており，外国人住民への支援を総合的に行うと同時に，地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築することが重要である。すなわち，従来の外国人支援の視点を超えて，新しい地域社会のあり方として，国籍や民族のちがいを超えた「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増しているのである。

前述のように，今後，日本の総人口は急速に減少していくことが予想される。グローバル化の進展により，人の国際移動がますます活発になる中で，社会の活力を維持するためには，外国人を含めた全ての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが不可欠であり，地域において多文化共生を推進する必要性はより一層高まることとなろう。

そこで，本研究会においては，地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が，互いの文化的ちがいを認め合い，対等な関係を築こうとしながら，地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義し，その推進について検討を行った。

なお，この定義からもわかるとおり，多文化共生を推進していくためには，日本人住民も外国人住民も共に地域社会を支える主体であるという認識をもつことが大切である。

６．地方自治体が多文化共生施策を推進する意義

外国人の出入国に関する行政は国の所管であり，外国人をどのような形態で日本社会に受け入れるかについての基本的なスタンスの決定は，国が第一義的な責務を有している。

しかし，いったん入国した外国人の地域社会への受入れ主体として，行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方自治体であり，多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きい。

地方自治体が多文化共生施策を推進することは，「国際人権規約」，「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致する。

また，世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって，地域社会の活性化がもたらされ，地域産業・経済の振興につながる。

さらに，多文化共生のまちづくりを進めることで，地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることも可能となる上に，多様な文化的背景をもつ住民が共生する地域社会の形成は，ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進することにもなろう。

［１－１２　地域の多文化共生推進におけるコミュニケーション支援について①］

地域における多文化共生推進プラン（抄）

平成 18 年 3 月 27 日　総務省自治行政局国際室長

３．地域における多文化共生の推進に係る具体的な施策

（１）コミュニケーション支援

②日本語及び日本社会に関する学習支援

ア．地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施

外国人登録時等の機会を利用し，外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し，行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供すること。

イ．日本語及び日本社会に関する学習機会の提供

オリエンテーション実施後も，外国人住民が継続的に日本語及び日本社会を学習するための機会の提供を行うこと。

［１－１３　地域の多文化共生推進におけるコミュニケーション支援について②］

多文化共生の推進に関する研究会報告書２００７（抄）

平成 19 年 3 月　総務省

２．コミュニケーション支援のあり方

（１）地域における情報の多言語化推進の具体策

①現状

各種行政情報の多言語化のニーズを受けて，外国人住民が多い地域では，多言語による生活ガイドブックを作成し，外国人登録時に配布している市町村が多い。しかし，ガイドブック等を手渡しするのみで，職員の語学力の制約等により，健康保険や児童生徒の就学手続等の諸手続についての案内が不十分な市町村もある。

②今後必要な取組

昨年度の報告書では，地域における情報の多言語化に関して，今後必要な取組として，以下の５つを指摘している。

Ａ．多様な言語，多様なメディアによる行政・生活情報の提供

地域における情報の多言語化として，まず必要となるのが，多様な言語・多様なメディアによる行政・生活情報の提供である。いくら熱心に外国人住民施策に取り組んでも，外国人住民へ的確に情報が伝わらないと意味がないことから，住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容，地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習，地域が主催するイベント等については，多様な言語・多様なメディアによる情報提供を行う。

多様な言語による情報提供に当たっては，各地方自治体の外国人住民の構成を勘案し，適切な言語による対応を行う必要がある。また，ふりがなをふる，理解しやすい表現に置き換える等，日本語での表記についても多様な住民の存在に配慮した工夫が求められる。

また，多様な言語による情報の提供に関しては，効果的な流通ルートを確保することが重要である。地方自治体の窓口のみならず，図書館や公民館のようなコミュニティ施設や，日本語教室等を通じた情報の提供が効果的である。

多様なメディアによる情報提供に当たっては，広報紙を始めとして，コミュニティＦＭやエスニック・メディアの活用，インターネットや携帯電話の活用も有効である。

Ｂ．外国人住民の生活相談のための窓口の設置，専門家の養成

Ｃ．ＮＰＯ等との連携による多言語情報の提供

Ｄ．地域の外国人住民の相談員等としての活用

Ｅ．ＪＥＴプログラムの国際交流員（ＣＩＲ）の活用等

以上に加えて，次のような取組も重要である。

Ｆ．行政情報の多言語化の計画的な取組

Ｇ．通訳・翻訳サービスの充実

需要が大きい言語から取り組み，少数言語の対応は，地域国際化協会等やＮＰＯと連携して行う。日本語によるコミュニケーションが困難な外国人住民にとって，生活に必要な情報を取得し，また，必要な事項を地方自治体，地域の関係機関等に的確に伝えるためには，異なる言語間のコミュニケーションを容易にする通訳・翻訳サービスが必要不可欠であり，その量的質的充実を図る。特に，医療，教育，福祉，雇用等のような専門性の高い分野においては，専門用語や制度・システムの知識，通訳スキル等が必要であることから，適正な通訳・翻訳人材育成プログラムと，それに基づいた通訳・翻訳サービスの充実が望まれる。

Ｈ．外国人住民によるサポートの推進

Ｉ．企業等を含めた地域社会全体による多言語化の推進

２．コミュニケーション支援のあり方

（２）日本語及び日本社会に関する学習支援の具体策

①現状

現在，外国人住民にとっての日本語学習の機会は，高額の学費を払って通う日本語学校か，ボランティアが運営する週１，２回程度の日本語教室ぐらいしか選択肢が用意されていない地域が多い。地域国際化協会等や地方自治体の生涯学習担当課等が日本語教室を主催している例はあるが，学習者のニーズに即した日本語学習の機会は質・量ともに不足しているといえよう。

②今後必要な取組

昨年度の当研究会報告書では，地方自治体において検討すべき取組として以下の２つを指摘した。

Ａ．地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施

外国人登録時等の機会を利用し，外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し，行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。

Ｂ．日本語および日本社会に関する学習機会の提供

上記オリエンテーションの実施後も，外国人住民が継続的に日本語および日本社会を学習するための機会の提供を行う。

また，国において検討すべき取組として，以下の３つを指摘した。

Ｃ．日本語および日本社会に関する学習の支援

近年急増しているニューカマーは，滞在が結果として長期にわたることも少なくない。諸外国の中には，外国人の受入れに当たり，国レベルで語学，文化・歴史等のオリエンテーションを行っている国もある。例えばドイツでは，2004 年に移住者法が制定され，外国人のためのドイツ語講座を国の財政的な負担により実施している。日本においても，地方自治体の取組に任せるだけではなく，出入国政策と連動した形での入国時および入国後の日本語および日本社会に関する学習支援施策のあり方を，国の責任において検討すべきである。

Ｄ．国の関係機関等のノウハウの活用

中国帰国者やインドシナ難民については，来日後，中国帰国者定着促進センター等の国の機関で日本語教育や社会適応のための生活指導等を受けるプログラムが実施されてきた。こうしたセンター等には，日本に定住することになる日本語を母語としない人々に対する日本語教育のノウハウが蓄積されていることから，ニューカマーに対する日本語教育にも，今後これらの活用を検討すべきである。

Ｅ．永住許可取得時の日本語能力の考慮

近年は永住資格を取得する者が急増しているが，永住許可にあたっては，日本語によるコミュニケーション能力を考慮することについて検討する必要がある。その際には，高齢者等，日本語の習得が困難な状況にある申請者の存在にも留意する必要がある。

以上に加えて，次のような取組も重要であろう。

Ｆ．国における取組

現状では，十分な日本語学習の機会を持てない外国人住民も多い。定住外国人に対する日本語及び日本社会に関する学習に関して，地方自治体や企業，ＮＰＯ等民間団体と連携して，計画的，総合的に推進する体制整備を，諸外国の制度も参考に検討する。

Ｇ．地方自治体における取組

日本語学習に関わる支０援は，国が中心となって教材開発，人材育成等の計画を整備するのが望ましいが，地方自治体においては，例えば，公民館等が主催する生涯学習メニューの中に「日本語学習」を入れることが有益であろう。

Ｈ．地方自治体と企業が連携した取組

地方自治体が商工会議所や商工会等地域経済団体と連携し，外国人を受け入れた企業に対して，日本語学習機会の提供に加え，職場の安全管理や，社会のルール（交通ルール，ゴミ出し等）やマナー等，地域生活面も含めた対応を呼びかけることも考えられる。

［１－１４　「外国人との共生社会」実現検討会議について］

「外国人との共生社会の実現に向けて（中間的整理）」

平成 24 年 8 月 27 日　「外国人との共生社会」実現検討会議

Ⅴ　今後の検討課題について（抜粋）

（１）今後の検討課題について

中長期的には，各府省庁等の取組をより体系的，総合的かつ持続的に推進する観点から，外国人との共生社会に関する政策の基本となる法律の要否や外国人との共生社会に関する政策全体を包括的に推進する組織体制の在り方等について検討することも課題となってこよう。

（２）外国人の受入れのあり方も含めた日本社会のグランドデザインに関する国民的議論の活性化や留意点等について

外国人の受入れがどのようにあるべきかは，我が国の産業，治安，労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として，国民的コンセンサスを踏まえつつ，我が国のあるべき将来像と併せ，幅広く検討・議論していく必要がある。外国人の受入れの在り方については，積極・慎重の意見を含め，様々な議論が予想されるなか，我が国の将来の形や我が国の社会の在り方そのものに関わるこの問題について，国民的な議論を活性化し，国全体としての方策を検討していく必要がある。幅広い国民的議論の活性化に資するよう，まずは必要なデータの収集整理，国民への情報提供等に努めるとともに，どのような検討方法がふさわしいか等について，引き続き検討を進めることが必要である。

［１－１５　多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況について］

表１３

回答	都道府県	指定都市	市（指定都市除く）	区	町	村	全体
１．多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	14（30%）	6（30%）	45（6%）	5（22%）	1（0%）	0（0%）	71（4%）
２．国際課施策一般に関する指針・計画の中で，多文化共生施策を含めている	23（49%）	13（65%）	55（7%）	4（17%）	5（1%）	1（1%）	101（6%）
３．総合計画の中で，多文化共生施策を含めている。	9（19%）	1（5%）	256（33%）	9（39%）	97（13%）	15（8%）	387（22%）
策定している（計）	46（98%）	20（100%）	356（46%）	18（78%）	103（14%）	16（9%）	559（31%）
４．策定していないが，今後策定野予定がある。	0（0%）	0（0%）	46（6%）	1（4%）	26（3%）	3（2%）	76（4%）
５．策定しておらず，今後策定の予定もない	1（2%）	0（0%）	365（48%）	4（17%）	619（83%）	165（90%）	1,154（65%）
策定していない（計）	1（2%）	0（0%）	411（54%）	5（22%）	645（86%）	168（91%）	123（69%）
総計	47（100%）	20（100%）	767（100%）	23（100%）	748（100%）	184（100%）	1,789（100%）
無回答	0	0	0	0	0	0	0
自治体数	47	20	767	23	748	184	1,789

※　平成 24 年 7 月総務省自治行政局国際室調査による。（平成 24 年 4 月 1 日現在）
※　調査対象団体数 1,789（都道府県 47＋市区町村 1,719＋特別区 23）

表１４（多文化共生の推進に係る指針・計画に日本語教育を含むかどうか）

内容	日本語教育を含む割合
47 都道府県のうち，19 で日本語教育に関する内容を含む	40.4%
20 指定都市のうち，14 で日本語教育に関する内容を含む	70.0%

※　文化庁調べ

［１－１６　成長戦略の進化について］

「成長戦略進化のための今後の検討方針」

平成２６年１月２０日　産業競争力会議

Ⅰ．働く人と企業にとって世界トップレベルの活動しやすい環境の実現
２．日本社会の内なるグローバル化

世界のヒト，モノ，カネを惹きつけ，イノベーションを促進し，女性・高齢者等を含む全員参加型社会を実現するための環境を整え，人口減少下における日本の社会機能維持を補完するため，日本国内の徹底したグローバル化を進める。このため，多様な価値観や経験，ノウハウ，技術を持った海外の優秀な人材を惹きつけ，その受入れを拡大していくための制度改革・環境整備や，国際金融センターとしての地位確立を目指した金融・資本市場の活性化に向けた課題に取り組む。

①外国人受入環境の整備・技能実習制度の見直し

外国人人材受入のための司令塔を設置し，高度人材の受入れはもとより，労働人口の減少等を踏まえ，持続可能な経済成長を達成していくために必要な外国人人材活用の在り方について，必要分野・人数等も見据えながら，国民的議論を進める。高度な外国人材が海外と同じような環境・条件で働くことができるようにするため，生活環境を整備するための制度改革を含む総合的な推進方策も検討する。

また，技能実習制度について，制度の適正化とともに，一定の要件の下で再技能実習を認めることや，介護等の分野を追加することを含めた制度の見直しについて制度本来の目的を踏まえた検討を行い，平成 26 年年央までに方向性を出す。

［１－１７　平成２３年度愛知県「県政モニターアンケート」］

グラフ１４　愛知県　平成２３年度県政モニターアンケート報告書　テーマ「国際化の推進」

平成２４年１月

＜調査時期＞　平成２３年１０月３日～１０月１８日
＜調査対象＞　県政モニター　４９６人
＜調査方法＞　郵送・インターネット（選択）。回答者数は４８８人（回収率 98.4%）。

問１２　「今後，日本人住民と外国人住民がともに暮らしやすい社会にしていくために，県や市町村など行政は，どのような取組に力をいれるべきだと思いますか。(回答はいくつでも)」

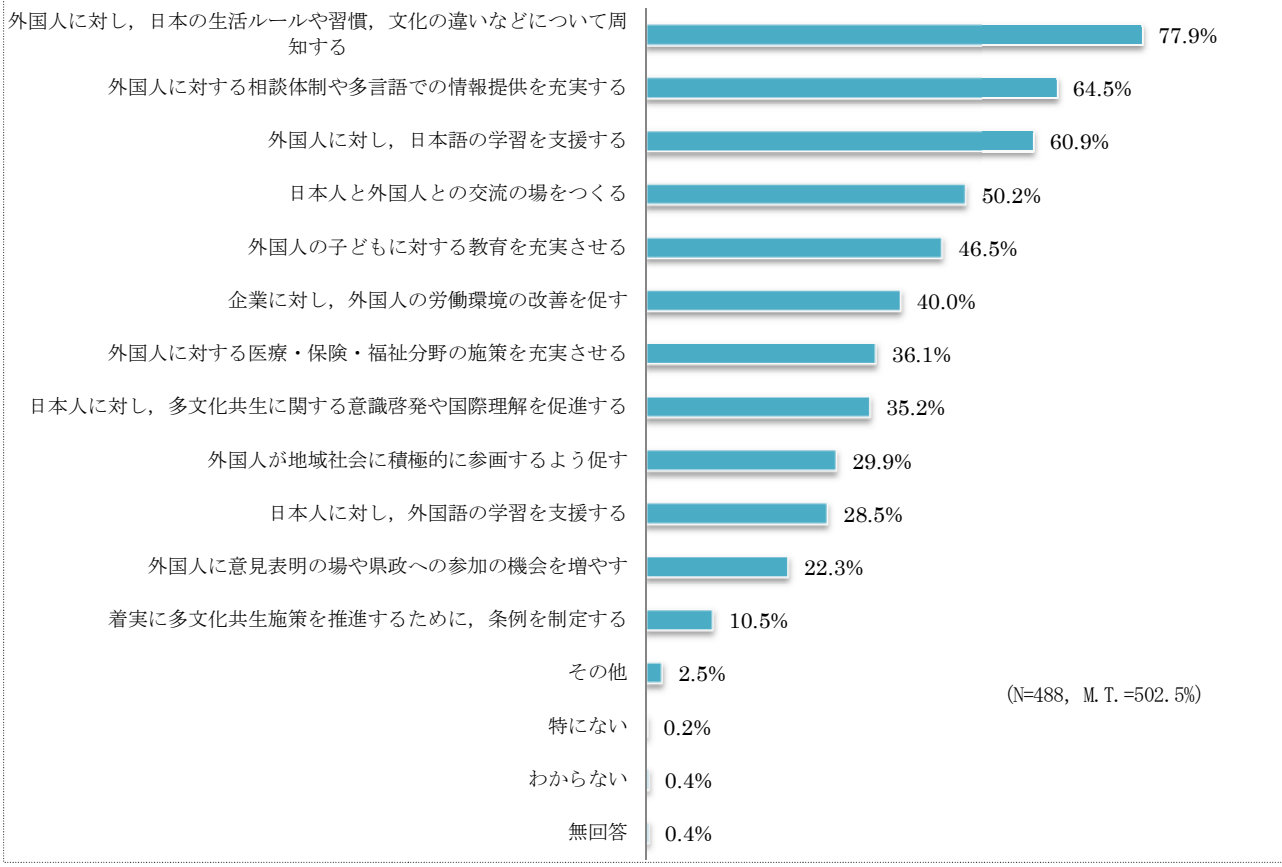

論点２　日本語教育の効果的・効率的な推進体制について

①論点２の概要（※「論点整理」p.24 から転載。）

○　様々な関係府省や関係機関・団体等により行われる日本語教育が全体として効果的・効率的に推進されているかとの指摘は，日本語教育の多様性を考えれば，必要な役割分担であると捉え，連携・協力を図り，それぞれの役割を果たしていくことが大切。

文化庁では，平成２２年７月に関係府省からなる連絡会議を，平成２４年１月には関係府省と関係機関・団体等からなる日本語教育推進会議を発足させ，意見交換等を実施。

また，各種コンテンツの所在情報を横断的に検索・利用できるシステムを整備し，平成２５年度から利用開始予定。こうした日本語教育に関する横断的な取組を通じて，全体として効果的・効率的に推進していくことが必要。

②論点２に関する意見

～論点２に関する意見のまとめ～

・　効果的・効率的に日本語教育を推進するため，日本語教育の実施体制として，関係府省・地方公共団体等の行政及び国際交流協会，さらに，行政からの委託事業を行うなど公的な役割を果たしている団体等の役割を明確にし，その上で，それらと大学や日本語学校等，各種関係機関・団体とのネットワーク，情報共有の在り方及び外国人に対する情報提供の在り方について検討すべきである。

～論点２に関して挙げられた意見～

（日本語教室の体制について）

・　日本語教室を設置する際，外国人がより参加しやすいように入門・初級レベルのコースの内容をどのように企画するかということも重要であるが，目指す出口（就職，就学や高校進学等）につながるように日本語教室のコース全体をデザインすることが重要であり，それにはコーディネーターが必要である。
・　多様なニーズへの対応について，個々のニーズに対応できるようにマンツーマン等の教室形式を取ることも重要であるが，課題別・目的別に日本語教室（防災や地域交流，子育てや上級者向けなど）を設置することも大事である。いずれにしても，各教室にコーディネーターを置き，教室間での情報共有や調整を行うことが求められる。　※［２－６］(49～54 ページ)，［５－３］(89～92 ページ）参照。
・　多様なレベルにはマンツーマン指導が有効であると思われる。ただし，人材の確保など，体制等の問題で実施できないところもある。　※［２－６］(49～54 ページ）参照。
・　日本語を習得した経験がある人から教わることは，分かりやすいというだけでなく，日本語学習のロールモデルとしても非常に大事である。
・　学習者に対するフォローについて指導者や通訳等，関係者の間で役割分担が必要である。学習者が高齢で外出が困難であったり，家庭内で日本語学習ができる状況にない場合は特に必要である。
・　「外国人は地域の行事に参加しない」という声を聞くこともあるが，日本語能力の問題以前に，そもそも外国人に地域の行事等が十分に周知されていないことがある。　※［２－４］(47 ページ）参照。

（連携・ネットワークについて）

・　行政，学校，ボランティア，日本語学校など多様な機関による連携は難しいのが現状であるが，行政などが行う公的な役割を持つ日本語教室と民間の団体が行っている日本語教室等の在り方について検討が必要ではないか。
・　個々の日本語教室が孤立せず，それぞれの教室の特徴，ミッションを語れるようになり，教室同士の相互の関係についても説明できるようになり，ネットワークが形成されることが理想ではないか。　※［２－６］(49～54 ページ）参照。
・　外国人が多数働いている企業で日本語教室を開催することで従業員である外国人の参加が見込めるのではないか。取組の例として，当事者，企業，市が３分の１ずつ費用負担を行い，国際交流協会がコーディネートと講師派遣を行って日本語教室を開催している例がある。　※［２－６］(49～54 ページ）参照。
・　日本語学校では，日本語をどのように教えるか，外国人と日本語でどのようにコミュニケーションを行うかということを正に日々実践しており，それこそが強みである。ただし，地域で教える際に，日本語学校で教える際の知識やスキルだけで十分かどうかということには留意すべきである。
・　大学についても，大学の社会貢献のような形で地域の日本語教育への関与を求めることはできないか。

・　文化庁の委託事業（「生活者としての外国人」のための日本語教育事業）を活用することで，自治体と大学など多様な機関の間での連携が容易かつ情報収集・発信・人的交流がスムーズになる一方で，同事業は単年度単位での委託となるため，安定的・継続的な教室運営・人材育成が困難である。
・　近隣地域との相互連携の強化，地域間ネットワークの形成が重要である。例えば，東北地方では，地域における日本語教室の指導者やボランティアの情報交換の場として，東北地方の自治体国際化協会や大学等が協力し，ネットワーク会議を開催している。
・　日本語教室以外の場所でも日本語の学習を推進することは可能である。例えば，市民による演劇集団の取組に外国人が参加することで，日本語がレベルアップしたりする例がある。また，演劇集団の活動をうまく活用することで，広く地域住民に外国人の存在や状況等について情報発信を行うことも可能である。
　さらに，日本語教室には外国人から日本語学習以外に関する相談が持ち込まれることも多く，十分に対応ができないケースや，当該日本語教室において日本語指導者の役割が不明瞭になるケースがある。
　日本語教育以外の分野，領域とのネットワークも重要であると考えられる。

（行政による日本語教育について）
・　日本語教育事業について，国際交流協会ではなく，市の担当課が直接実施すると，市役所内の他の関連部署との連携がスムーズになるが，一方で，国際交流協会がないと，専門的な職員がおらず，人事異動もあるため安定的な事業運営が困難になる。
・　地域において日本語教育を実施する際，立場の違いによる見解の相違（行政とボランティア等）が生まれたり，人事異動により安定的な事業運営に困難を伴ったりすることがあるが，コーディネーターを配置することにより解決が可能になるのではないか。
・　行政職員の人事異動に対しては，業務マニュアルの作成により，対応できるようになるのではないか。
・　外国人が少ない地域では，日本語教育が社会的課題として認識されにくく，行政の中での優先順位が低い。行政が余り取組を行っていない地域では，日本語教室の開設などは関心のある一部のボランティアに委ねられていることが多く，行政の支援を受けて安定的に教室運営を行うことは困難である。　※［２－６］（49～54ページ）参照。
・　行政全体の予算が減少している中，日本語教育等に関する予算を確保することが課題である。また，学習者を日本語のレベル（入門・初級・中級等）に分けて授業を実施しているところでは，受講者が増加すると，その対応のため，人件費等の予算上の問題が生じる。　※［２－６］（49～54ページ）参照。

（行政による民への支援について）
・　地域の日本語教室が無理なく持続的に活動を続けるためには，行政からの支援が必要である。　※［２－６］（49～54ページ）参照。
・　国際交流協会の事業として，外国人への支援だけでなく，外国人支援を行う民間団体を育成し，その団体を支援しているケースがある。例えば，専門家等をアドバイザーとして派遣し，日本語教室の運営や先進的な教育内容・方法に関する情報提供等を行ったり，研修やシンポジウム等を開催しているケースがある。また，日本語指導者等への支援として，必要なときに立ち寄り，相談できる拠点（リソースセンター等）が必要である。　※［５－５］（93ページ）参照。
・　日本語教室は地域の交流拠点であるが，それぞれが孤立したり，指導者だけで悩んだりしないように，教室同士あるいは国際交流センターのような拠点同士で顔の見える関係作りを行っている。また，役所や国際交流協会等に来た外国人をそれぞれの日本語教室につなぐことも重要である。
・　行政主導でボランティアによる日本語教育を立ち上げたのち，ボランティアが自立的に活動を行えるようになるには，ボランティアの人数が十分なだけではなく，十分な経験の蓄積も必要である。さらに，人材を養成するための場と財政の継続的確保が不可欠である。

（情報の流通について）
・　これまで様々に開発されてきた教材や情報がうまく流通しておらず，効果的に活用されていないのではないか。　※［２－１１］（58ページ）参照。

（日本語教室の開設状況と外国人のアクセスについて）
・　論点１でも見たように，地域における日本語教室は外国人が日本語を学ぶことはもちろん，外国人が生

活相談をしたり，情報を入手したりする拠点となっている。

しかし，日本語教室の開設状況について，日本語教室が多い地域とほとんどない地域があったり，また，全体として日本語講座を開設している市町村が半数以下であったりする都道府県がある。

また，日本語教室が開設されていたとしても，その情報が外国人に届いていなかったり，情報が届いていたとしても「日本語教室の時間や内容が合わない」，「仕事・家事で時間がない」，「交通手段がない」といった理由により，日本語教室に通えていない者がいる。※［２－１］，［２－２］，［７－１］（42～44，104 ページ）参照。

（効果的・効率的な日本語教育の推進について）

- 日本語教室の開設や運営に留まらず，ｅラーニングなどによる日本語学習機会の充実や情報提供の方法について，検討を行う必要があるのではないか。
- 効果や効率を見ていくためには，目的や基準が必要になるのではないか。
- 政府全体での取組，連携を促すための効果的な枠組みを検討する必要があるのではないか。

③論点２に関する状況等のデータ

［論点２に関する状況等のデータの一覧］

２－１　日本語学習の状況について
２－２　日本語学習についての悩み・不満について
２－３　日本語を学習していない理由について
２－４　日本語学習の方法について
２－５　日本語教育関係機関・省庁間を横断した取組について
２－６　国と都道府県，政令指定都市の日本語教育担当者との意見交換について
２－７　地方自治法における国，都道府県，市町村の役割分担について
２－８　地域における多文化共生推進プラン～国，都道府県，市町村，ＮＰＯ，ＮＧＯ等との役割分担について～
２－９　自助・共助・公助について
２－１０　国内における日本語教育（概況）
２－１１　日本語教育に係る情報の流通システムについて

［２－１　日本語学習の状況について］

※　それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「日本語学習の状況」に関係する部分をまとめて整理したもの。
※　「いいえ」と回答した者について，「学びたいが学べない／学んでいない者」だけではなく，「（十分に日本語力が付いたあるいは日常生活において日本語を使うことがなく）必要性がないために学んでいない者」を含み得る。
※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。

グラフ１５　日本語を学んでいるか（都道府県レベル）

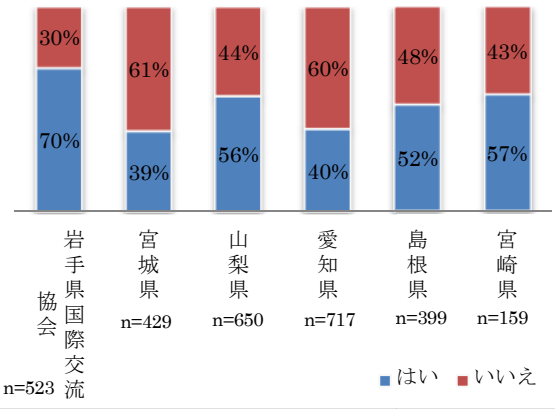

グラフ１６　日本語を学んでいるか（政令指定都市レベル）

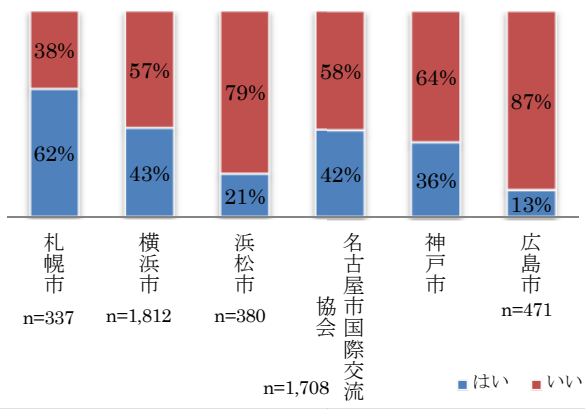

※神戸市については，「%」のみ示している。

［２－２　日本語を学習していない理由について］

※それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「日本語を学習していない理由」について記載している部分をまとめて，整理したもの。
※赤枠・赤字（数字）は「日本語学習の必要がない」，黄色の矢印は「日本語教室がない・合わない」，赤の矢印は「日本語学習の時間がない」，青の矢印は「日本語教室の情報がない」ものを示す。
※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。
※（　）内の年度は調査実施年度を示す。

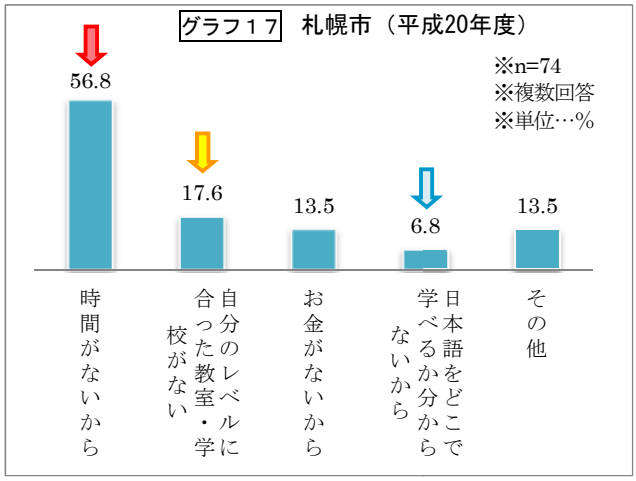

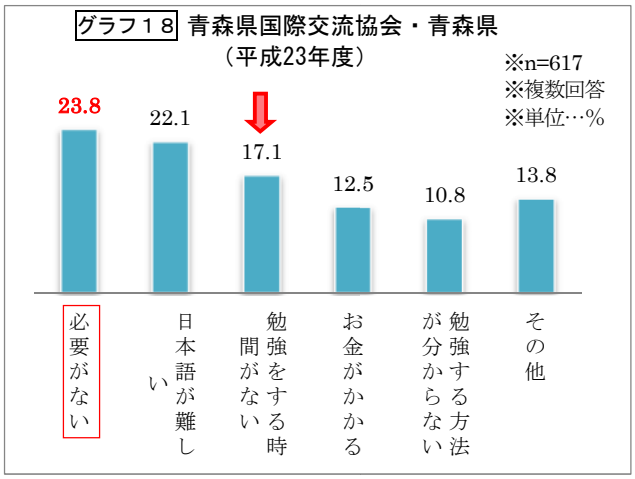

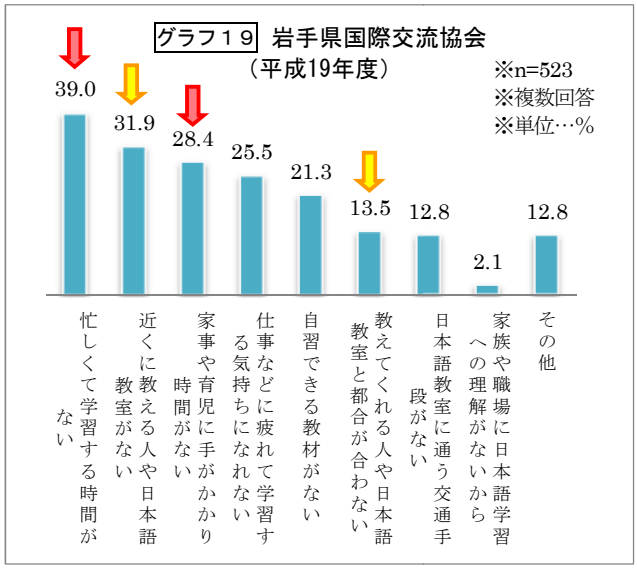

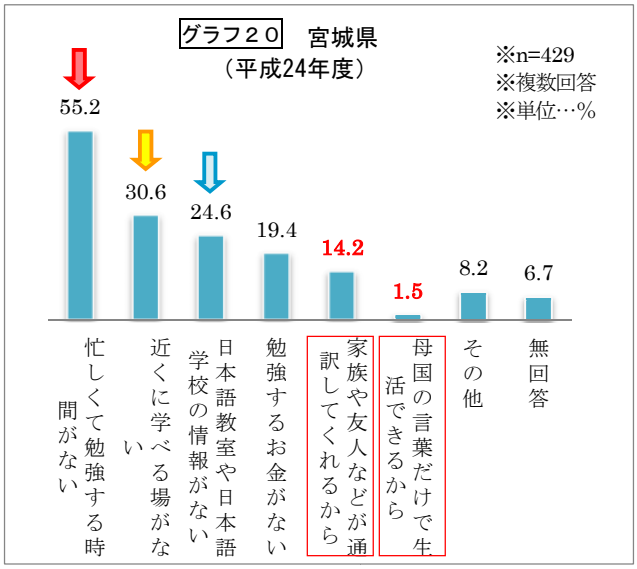

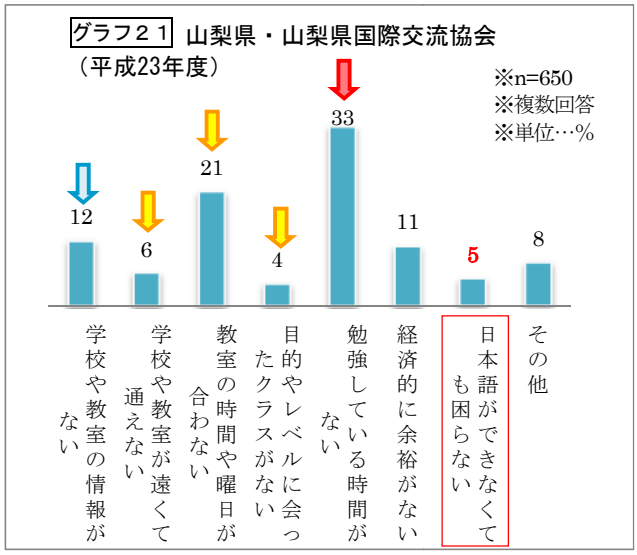

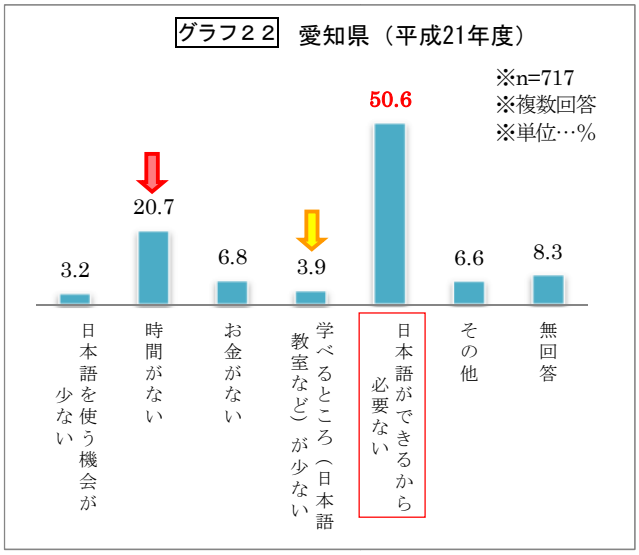

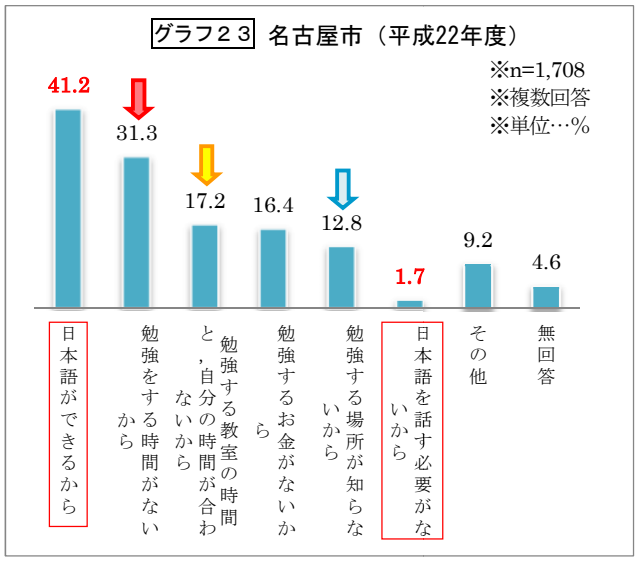
グラフ２３ 名古屋市（平成22年度）
※n=1,708
※複数回答
※単位…%
41.2
31.3
17.2
16.4
12.8
1.7
9.2
4.6
日本語ができるから
勉強をする時間がないから
勉強する教室の時間と，自分の時間が合わないから
勉強するお金がないから
勉強する場所が知らないから
日本語を話す必要がないから
その他
無回答

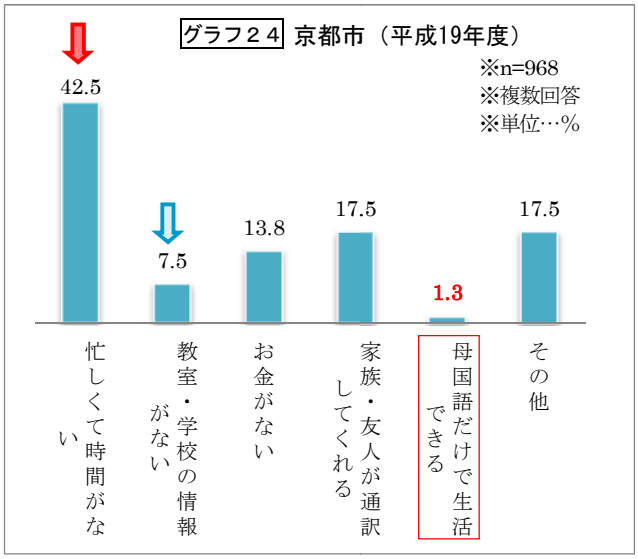
グラフ２４ 京都市（平成19年度）
※n=968
※複数回答
※単位…%
42.5
7.5
13.8
17.5
1.3
17.5
忙しくて時間がない
教室・学校の情報がない
お金がない
家族・友人が通訳してくれる
母国語だけで生活できる
その他

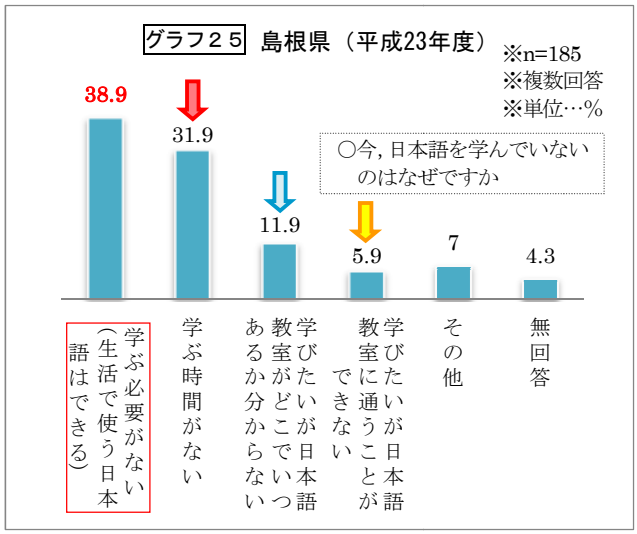
グラフ２５ 島根県（平成23年度）
※n=185
※複数回答
※単位…%
○今，日本語を学んでいないのはなぜですか
38.9
31.9
11.9
5.9
7
4.3
学ぶ必要がない（生活で使う日本語はできる）
学ぶ時間がない
学びたいが日本語教室がどこでいつあるか分からない
学びたいが日本語教室に通うことができない
その他
無回答

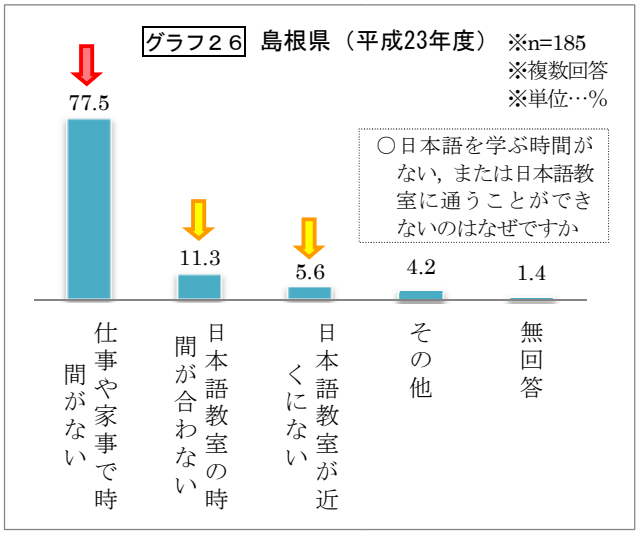
グラフ２６ 島根県（平成23年度）
※n=185
※複数回答
※単位…%
○日本語を学ぶ時間がない，または日本語教室に通うことができないのはなぜですか
77.5
11.3
5.6
4.2
1.4
仕事や家事で時間がない
日本語教室の時間が合わない
日本語教室が近くにない
その他
無回答

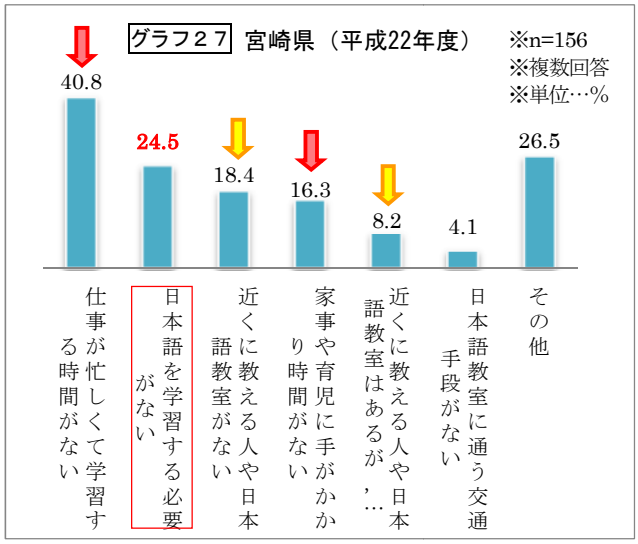
グラフ２７ 宮崎県（平成22年度）
※n=156
※複数回答
※単位…%
40.8
24.5
18.4
16.3
8.2
4.1
26.5
仕事が忙しくて学習する時間がない
日本語を学習する必要がない
近くに教える人や日本語教室がない
家事や育児に手がかかり時間がない
近くに教える人や日本語教室はあるが，…
日本語教室に通う交通手段がない
その他

［２－３　日本語学習の方法について］

※それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「日本語学習の方法」について記載している部分をまとめて，整理したもの。赤枠は日本語教室に関するものを示す。

※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。

グラフ２８　札幌市（平成20年度）

※n=208
※複数回答
※単位…%

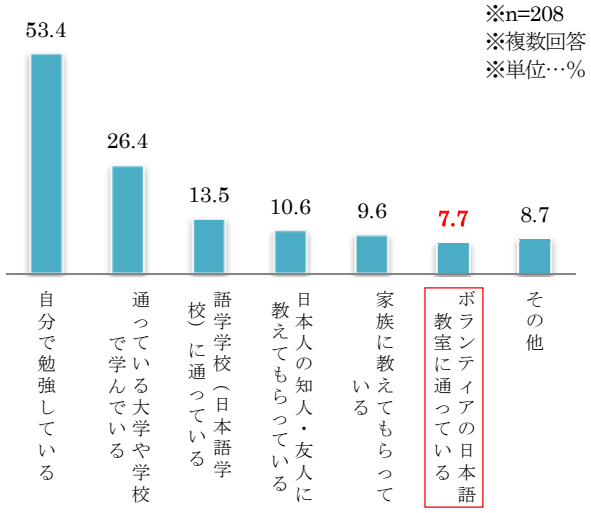

グラフ２９　青森県・青森県国際交流協会（平成24年度）

※n=703
※複数回答
※単位…%

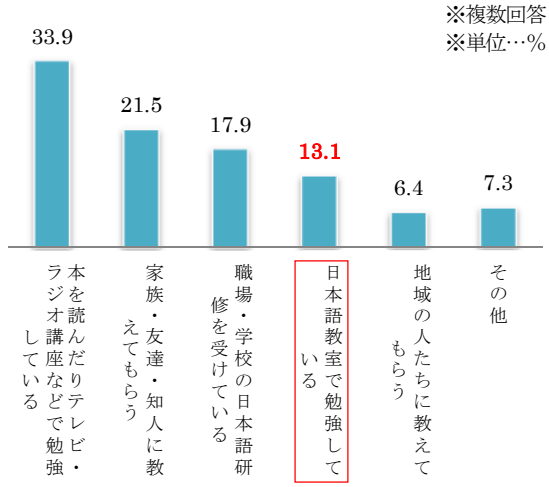

グラフ３０　宮城県（平成24年度）

※n=239
※複数回答
※単位…%

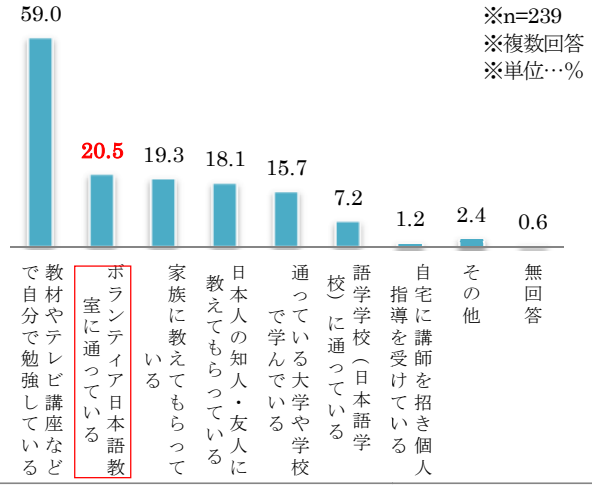

グラフ３１　山形県・山形県国際交流協会（平成22年度）

※n=594
※複数回答
※単位…%

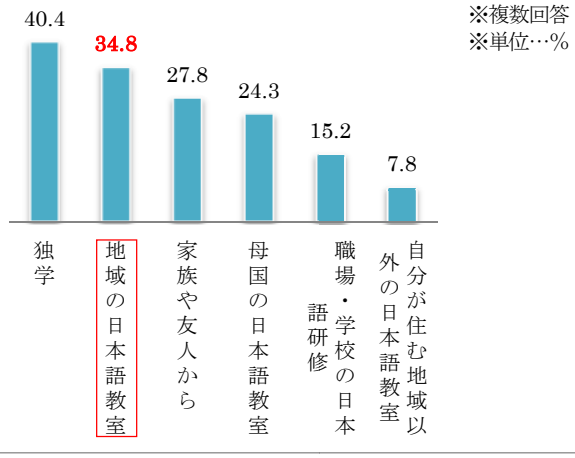

グラフ３２　横浜市（平成21年度）

※n=766
※複数回答
※単位…%

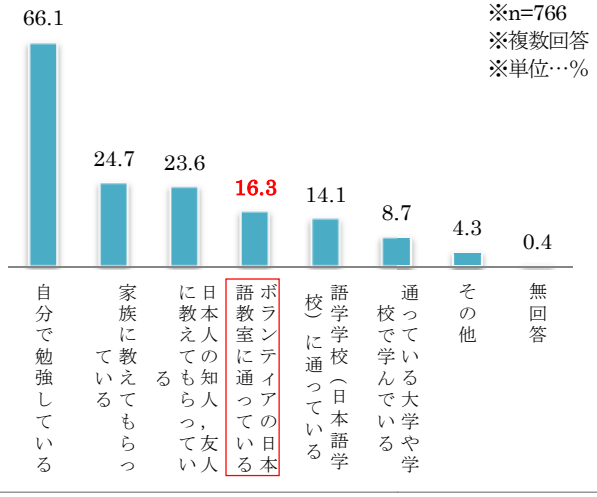

グラフ３３　山梨県・山梨県国際交流協会（平成23年度）

※n=432
※複数回答
※単位…%

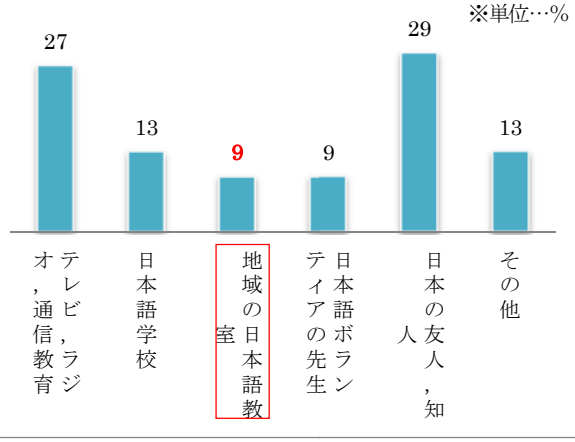

グラフ３４　愛知県（平成21年度）

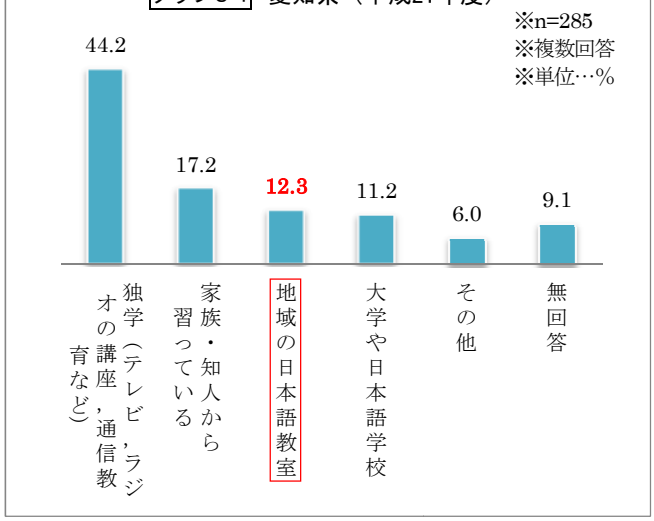

グラフ３５　名古屋市（平成22年度）

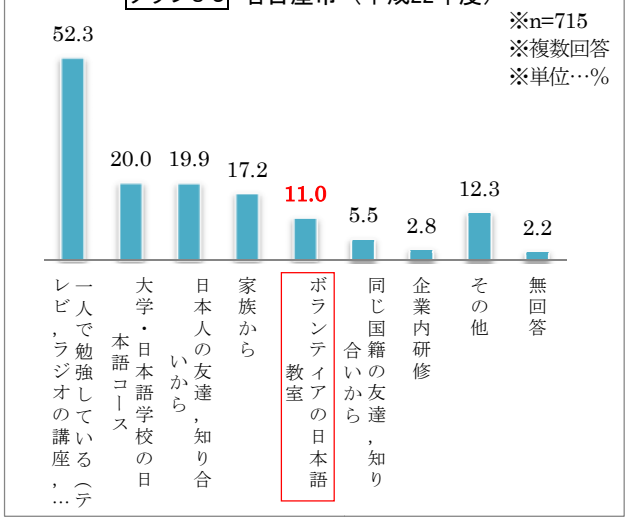

グラフ３６　島根県（平成23年度）

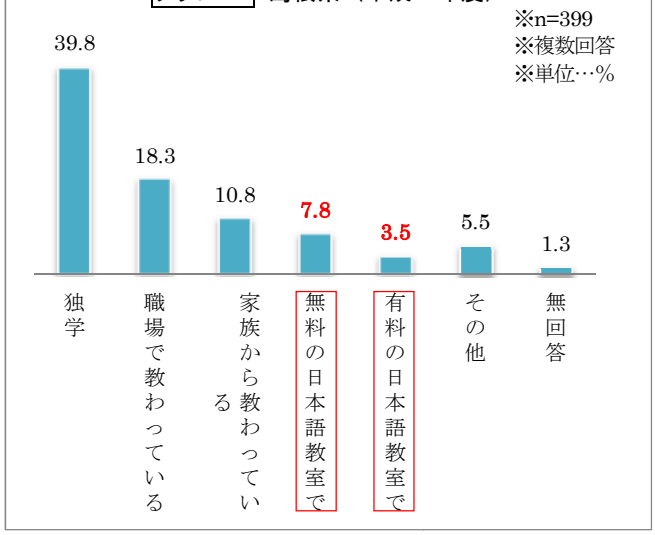

グラフ３７　宮崎県（平成22年度）

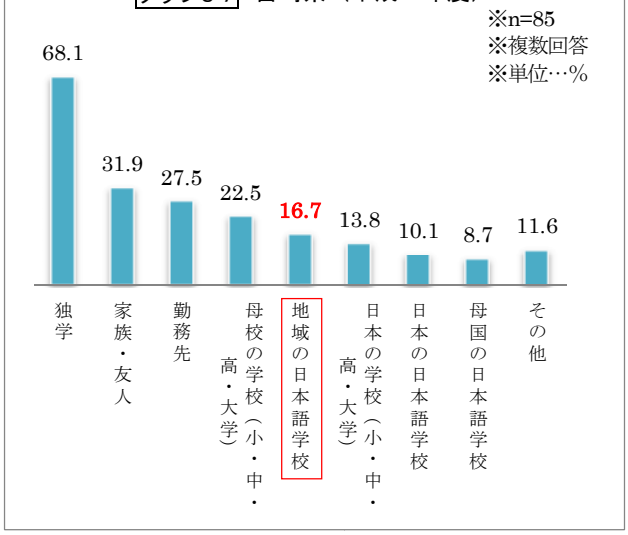

グラフ３８　沖縄県（平成20年度）

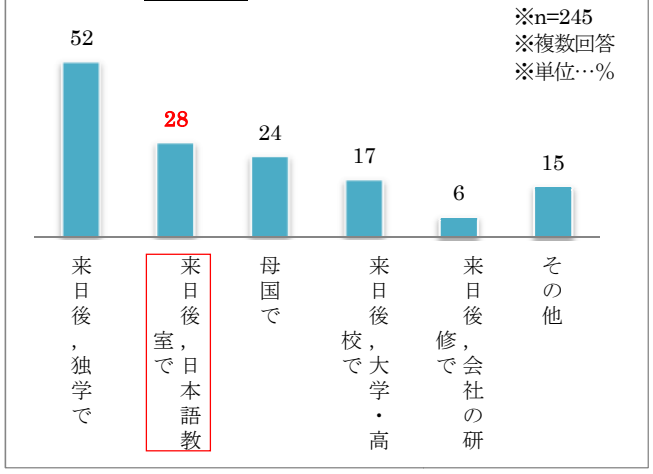

［２－４　日本語学習についての悩み・不満について］

グラフ３９

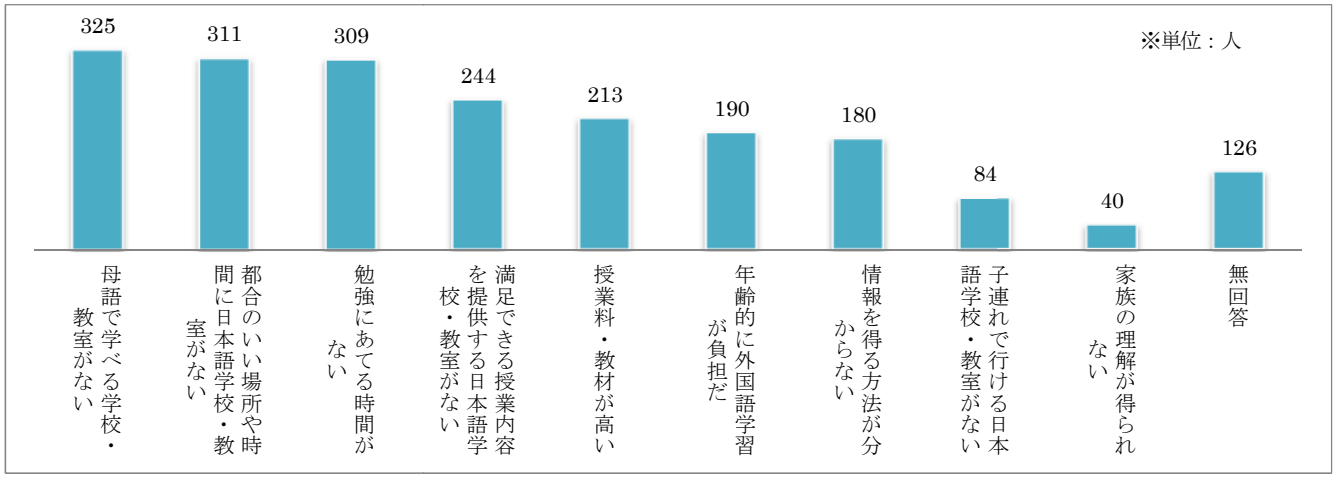

※出典：「生活のための日本語」に関する基盤的研究 - 段階的発達の支援をめざして（中間報告書） -

＜調査時期＞　2008 年 10 月～12 月

＜調査対象＞　原則として 20 歳以上の外国人

＜調査方法＞　国際交流協会や日本語教育関係者等を介して配布し，個別郵送あるいは調査協力者による回収。回収数は 1,662。以下の地域において 50 部以上配布（かっこ内の数字は回収数）。北海道（76），岩手県（61），山形県（77），千葉県（94），東京都（47），新潟県（134），富山県（87），石川県（56），長野県（91），静岡県（135），愛知県（116），京都府（98），大阪府（93），広島県（171），島根県（66），徳島県（40），高知県（49），佐賀県（33），鹿児島県（59），沖縄県（43）のそれぞれで 50 部以上配布。

＜研究代表者＞　金田智子（人間文化研究機構　国立国語研究所）
平成 20 年度～23 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））

［２－５　日本語教育関係機関・省庁間を横断した取組について］

日本語教育推進会議

１．趣旨

日本語教育関係機関・団体及び関係府省が，それぞれの目的に応じ実施している日本語教育に関する取組について情報交換を行い，現状を把握し，課題を整理し，日本語教育施策や関係機関・団体等の今後の取組の参考に供するため，日本語教育推進会議を開催する。

２．検討事項　六つの分野ごとに関係機関・団体の取組の現状を把握し，課題を整理する。

３．参加機関等　参加を求める関係機関・団体及び関係府省は次のとおりとする。

表１５

独立行政法人	日本学生支援機構，国際協力機構，国際交流基金
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構国立国語研究所
公益社団法人	国際日本語普及協会
公益財団法人	アジア福祉教育財団難民事業本部，国際研修協力機構，国際文化フォーラム，中国残留孤児援護基金，日本国際教育支援協会
社団法人	日本語教育学会
財団法人	海外産業人材育成協会，日本国際協力センター，日本語教育振興協会
一般社団法人	全国日本語学校連合会，全国日本語教師養成協議会
国立大学法人	筑波大学，東京外国語大学，名古屋大学，広島大学
学校法人	早稲田大学
大学等関係	国立大学日本語教育研究協議会，全国各種学校日本語学校協議会，

	全国専門学校日語教育協会，大学日本語教員養成課程研究協議会， 日本私立大学団体連合会
自治体関係	多文化共生推進協議会，外国人集住都市会議

関係府省：内閣官房，内閣府，総務省，法務省，外務省，文部科学省，厚生労働省，経済産業省

４．開催実績

○第１回会議

日時：平成２４年1月２３日（月）１４：００～

場所：三田共用会議所

（主な議題）

①関係府省における平成２４年度予算案等について

②日本語教育関係機関・団体における取組の現状と課題について

（※外国人集住都市会議，国際日本語普及協会から発表）

○第２回会議

日時：平成２４年3月１２日（月）１５：００～

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

（主な議題）

①日本語教育機関・団体における取組の現状と課題について

（※全国日本語教師養成協議会，日本国際教育支援協会，日本語教育振興協会，全国各種学校日本語学校協議会，大学日本語教員養成課程研究協議会，海外技術者研修協会（現，海外産業人材育成協会），国際文化フォーラム，国際交流基金，日本語教育学会，名古屋大学，広島大学，早稲田大学から発表）

○第３回会議

日時：平成２４年9月２１日（金）１４：００～

場所：文部科学省第二講堂

（主な議題）

①各府省の取組状況について

②日本語教育機関・団体における取組状況について

（※全国日本語教師養成協議会，国際交流基金からの報告）

○第４回会議

日時：平成２５年9月２５日（水）１４：００～

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター

（主な議題）

①各府省の取組状況について

②日本語教育機関・団体における取組状況について

（※全国日本語教師養成協議会，筑波大学，国際交流基金からの報告）

［２－６　国と都道府県，政令指定都市の日本語教育担当者との意見交換について］

地域における日本語教育協議会

［趣旨］

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループでは「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点について（報告）」（平成 25 年 2 月 18 日）を取りまとめ，今後，各論点についての見解を深め，日本語教育の推進方策を検討するに当たっては各方面からの意見を広く収集することが重要であるとされていることを踏まえ，都道府県，政令指定都市及び自治体国際化協会において日本語教育を担当している者の協力を得て，各地における日本語教育の状況の把握及び意見交換を行う。

［目的］

各地域における日本語教育の情報の共有・意見交換を行い，今後の日本語教育施策の推進に資する。

［主催］　文化庁

［実施日時・実施会場］全国４か所において開催する。詳細は以下のとおり。

表１６

ブロック	実施地	実施日時	対象
関東甲信越 （※東海，甲信越の一部を含む）	東京	8 月 30 日（金） 10 時～12 時 20 分	［都道府県］ 北海道，青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県，茨城県，栃木県 ［政令市］ 札幌市，仙台市
北海道・東北 （※関東の一部を含む）	仙台	10 月 11 日（金） 14 時～16 時 20 分	［都道府県］ 群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，静岡県，愛知県 ［政令市］ さいたま市，千葉市，川崎市，横浜市，相模原市，新潟市，静岡市，浜松市，名古屋市
近畿・東海 （※中国の一部を含む）	大阪	11 月 1 日（金） 14 時～16 時 20 分	［都道府県］ 富山県，石川県，福井県，岐阜県，三重県，滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県，岡山県，鳥取県 ［政令市］ 京都市，大阪市，堺市，神戸市，岡山市
中国・四国・九州・沖縄	福岡	11 月 22 日（金） 14 時～16 時 20 分	［都道府県］ 島根県，広島県，山口県，徳島県，香川県，愛媛県，高知県，福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県，鹿児島県，沖縄県 ［政令市］ 広島市，北九州市，福岡市，熊本市

［参加者］

各都道府県，政令指定都市の国際担当部署及び地域国際化協会において日本語教育を担当する者

［経費負担］

各都道府県，各政令指定都市（それぞれ地域国際化協会を含む）から出席する者のうち，１名分の旅費を文化庁が負担。

［内容］

○開会，参加者紹介
○各地域における日本語教育の状況に関する説明
　（各自治体ごとに日本語教育に関するニーズや課題，施策等について報告）
○意見交換
○閉会

表１７　［地域における日本語教育協議会において出された日本語教育に関するニーズについて］

※以下，各都道府県，政令市から挙げられたものを列記するものであり，必ずしも日本全体における傾向を分析の上示したものではない。

項目	内容
学習機会について （※論点２「日本語教育の効果的・効率的な	○　（居住地区内に）日本語を学べる場所がない。 ○　地域の日本語学習を行う団体がない市町が県内に残っている。 ○　休日や夜間に利用できる教室を希望する人も多い。

推進体制について」，論点７「日本語教育のボランティアについて」に関連。）	○　学習意思はあるにも関わらず日本語を学んでいない理由としては，「仕事・家事で時間がない」，「日本語教室の時間が合わない」「日本語教室が近くにない」ことが挙げられている。 ○　日本語を勉強したいが近所に日本語教室がない。どこで勉強すればいいか分からない
日本語教育の内容について （※論点３「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について)」，論点４「カリキュラム案等の活用について」，論点９「総合的な視点からの検討について」，論点１０「外国人児童生徒等に対する日本語教育について」に関連。）	**【内容】** ○　職場や地域の人たち，学校とコミュニケーションを取るために日本語を勉強している人が多く，それぞれの場面ですぐに役立つ日本語を求めている。具体的には以下の場面，内容に関する日本語学習のニーズ（或いは既に日本語教室で対応していること）が挙げられた。 ●来日間もない人の初めての日本語 ●生活に必要な日本語 - 日本文化・習慣，生活にルールや各種制度 - 子供の学校から渡される保護者向けの資料 - ゴミの出し方 - 公的資料の読み方 - 友達を作る，地域の付き合い，主婦など日常会話 - 災害時・緊急時の対応，安全確保への情報提供 - 医療機関での受診時のコミュニケーション - 仕事に役立つ日本語 - 学校とのコミュニケーション（学校からの保護者向けの資料や進学の仕組み等） - 余暇（旅行や料理，音楽やゲーム，マンガ，スポーツ施設の利用等） ●子供 - 日常会話 - 学習言語及び教科学習 - 受験対策 ●留学生（学部生，院生）の論文 ●日本語能力試験などの検定対策 ●日本語について - 平仮名，片仮名，漢字の読み書き - 方言 ○　日本語の会話や読み書きが上手になりたいだけでなく，日本の文化・風習を学ぶための手段としての日本語学習のニーズや，友達を作りたいというニーズも多い。 ○　仕事に役立つ日本語を学びたいという人が増えてきている。 **【方法】** ○　実践型の授業を希望するケースが増えてきている。（バスの乗り方・ピザや寿司などの注文の仕方・施設の営業時間を問い合わせ等)。 **【つながり】** ○　生活全般について，区や地域での集いの場，催しなどへの参加を通じ，同一出身国同士や地域住民との仲間作りを行うきっかけを求めている。 ○　日本語教室において，同じ出身国の友人を作りたい（特に来日したばかりの外国人)，また，いろいろと情報を受けたい。他の受講生から仕事の求人情報を収集したい。 **【その他】** ○　社会にもっと貢献したいと思っている外国人はいるが，言葉の問題がある
在留資格や属性別の動向について （※「外国人の動向及び状況について」，論点３「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）」に関連。）	**【全般的な傾向】** ○　日本語教室では，アジア出身の研修生・技能実習生が増加している。帰国後，日本語能力が仕事に有利なこともあり，真面目に参加している。一方，南米出身者が多く住む地域であっても，日本社会との接点がない場合は日本語学習の必要性を感じないためか，参加者が少ない。 ○　日系ブラジル人の多い地域では日本語能力が就職や現在の生活の維持に直結しているのでより切実である。 ○　国際結婚した中国籍・タイの女性やインドネシア，ベトナム，中国からの技能実習生からの日本語学習相談が多い。技能実習生の場合，座学で初級日本語を習っているが，中には，日本語能力試験Ｎ１，Ｎ２を目指している学習者もいる。国際結婚したフィリピン人は，丁寧な日本語会話や漢字を習いたい人が多い。 ○　生活をより円滑にするため，漢字，日常生活の敬語，方言の習得などが必要になってくる。 **【特に配偶者について】** ・　日常生活を営む上で必要な基礎日本語を学びたいというニーズが多く寄せられている。 ・　日本語習得の必要性が高い者が多いが，ある程度の日本語能力が備わると，働くことを希望する者も多く，就職の機会や，それに関する情報を求める声も多い。東日本大震災後は，各種支援制度への申請や，資格取得を目指した学習のため，漢字の読み書き能力の必要性を再確認したという声も聞かれた。 ・　より日本人に近い日本語力を身に付けることで生活の質の向上を図りたいと考えている。

	多くは体系的に日本語を学んだ機会がないことから読み書きや語彙力，文章の構成力などの習得がニーズとしてあると考える。 ・　日本人と結婚した外国人配偶者の連れ子が学齢期に来日するケースが多く，その子供への日本語教育，学校への適応のサポートの必要がある。 ・　留学生の配偶者の中には日本語ができない者も多いが，家事や子供の教育にあたって，サポートが乏しい中での生活を余儀なくされる。
定住化により求められる対応について （※論点３「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について，②判定基準について）」，論点８「日本語教育に関する調査研究の体制について」，論点１０「外国人児童生徒等に対する日本語教育について」に関連。）	○　日本に長年滞在し，日本語で日常会話はできるので，読み書きを勉強したいという人がいる。 ○　在住歴，学習歴が長くなるにつれ，日本語能力試験Ｎ１，Ｎ２レベルなど資格取得のための学習や，社会に出て働いている人からは職場で同僚や上司，取引先とのコミュニケーションの際にきちんと敬語を使いこなせるようになりたいといったニーズがある。 ○　在留外国人の定住化により，生活する上で必要な運転免許の取得や，就職のための日本語能力試験やヘルパーなどの資格取得のための学習のニーズ，また，子供の学校からの文書を理解し返事を書けるようになりたいといった学習のニーズが高まっている。 ○　子供が幼稚園や小学校に入ったことを契機に，漢字が読めるようになりたいという「学び直し」の学習者が増加傾向にある。 ○　来日間もない外国人向けの「入門」「初級」レベルの学習内容よりも，生活者向けの「中級」「上級」レベルの学習内容のニーズが高まっていると思われる。 ○　定住化を反映して，外国にルーツを持つ子供の日本語学習の問題が表面化してきている。以前は，国際結婚による中国や韓国，フィリピンなどの母国に残した前夫の子供の呼び寄せが一般的だったが，最近は，「日本で生まれたが，一時的に母国の祖父母に育てられ再来日した」「外国出身の母親の日本語力が低く，子供は日本で生まれ育ったが，日本語能力が低い。」「外国で生まれ育ったが，家族の帰国に合わせて来日した。」など学習者の育った環境が多様化してきており，出身国もこれまでの中国，韓国，フィリピンなどだけでなく，インド，パキスタン，タイなどと多様化している。
日本語教室におけるレベル設定について （※論点２「日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」，論点７「日本語教育のボランティアについて」に関連。）	○　中級までのクラスが多く，就職等のための上級クラスには対応していない。 ○　日常生活での会話ができるようになりたいという者が多いが，国際結婚の配偶者等を中心に高度な読み書きを指向する者も少なくない。 ○　日本語能力を向上したいというニーズがある（例えば，日本語能力試験のＮ１等）。 ○　学習者の日本語習得のレベルや学習進度にあったきめ細かなカリキュラムの編成が求められている。 ○　外国人の日本語習得レベルに合わせた日本語学習の機会が必要である。
ニーズの把握や対応の難しさについて （※論点２「日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」，論点７「日本語教育のボランティアについて」，論点９「総合的な視点からの検討に付いて」に関連。）	○　市内の日本語学習支援はボランティア活動に支えられており，学習希望者のニーズ（日時，場所）に完全に対応しているとは言えない。 ○　日本語学習者数は減少傾向にある。在留外国人からは，日本語教室に参加しない理由として，「漢字圏の中国出身学習者とは，学習ペースが合わない。」「教室の時間が，家や仕事の関係で合わない。」「教室までの足が確保できない。」「学びたいことを教えてくれない。」などといった声がある。日本語学習者が減少傾向にある中，ボランティアによる日本語教室は，多様化する外国人の日本語学習ニーズにどこまで対応できるかという問題に直面している。 ○　配偶者からＤＶ（ドメスティックバイオレンス）を受けている（と思われる）が，どうしたらよいか分からない。
児童生徒に対する日本語教育等について （※論点９「総合的な視点からの検討について」，論点１０「外国人児童生徒等に対する日本語教育について」に関連。）	**【児童生徒】** ○　日本語指導が必要な外国人生徒は増加傾向にあり，特に教科教育や進学指導を含めた日本語学習の必要性が高まっている。 ○　日本の学校に進学・編入したい子供の日本語力についての相談が増えてきている。 ○　生活言語だけではなく，学習言語が学べる体制や教材が求められている。学習支援は，子供が通う学校や身近な地域で行われることが求められている。 **【未就学児童や保護者】** ○　就学している児童生徒に対する日本語教育や就学前の児童への日本語教育，その保護者に対する日本語学習の必要性が出てきている。具体的には以下のような課題がある。 ・　子供の学校行事・宿題等が理解できない。 ・　教育施設における案内が全て日本語で書かれているため理解できない。 ・　学校行事・面談等の際に問題が生じている。 ・　学校教育について，学校の説明が難しく，よく理解できない。特に進学に関する制度や必要経費等詳しい説明が必要。 ・　大学に入学するためのシステムについて知りたい。奨学金やその他のインセンティブについての情報がほしい。 ・　子供に日本語を教えたいが，自分でもできないのに，どうやって教えたらいいのか。 ・　子供が保育所で話している言葉が分からない。

表１８　［地域における日本語教育協議会において出された日本語教育施策に関する主な課題について］

※以下，各都道府県，政令市から挙げられたものを列記するものであり，必ずしも日本全体における傾向を分析の上示したものではない。

項目	内容
実施体制について （※論点１「日本語教育に関する政策のビジョンについて」，論点２「日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」，論点７「日本語教育のボランティアについて」に関連。）	**【日本語教育に関する制度】** ○　日本語学習については，地域において，国際交流協会やＮＰＯ法人，ボランティア等が中心となって取り組んでいるが，計画的・継続的な日本語学習のためには，言語学習の制度化（国による公的な学習制度等）あるいは言語保障や生活支援の側面を考慮した日本語教育の実施が必要ではないか。 ○　成人については，ある一定の年数までは日本語教育を集中して受けることを義務付け，また，それを与える公的な機関があることが望ましいのではないか。 ○　入門期の日本語学習を行政等が担うべきということも議論されているが，現状では難しい課題である。 ○　日本語教育施策を含め多文化共生，国際化施策について総合的に整理，分析，検討を行う必要があるのではないか。その際，日常生活の範囲が外国人コミュニティ内の付き合いに限定されているため，日本語を話せなくても日常生活にさほど不便を感じていない外国人住民との共生の在り方，地方での日本語教育の在り方，安定した日本語教室の運営や周知の方法，日本語クラスに来られない学習者への対応や日本語教室がない地域での教育方法についても検討が必要ではないか。 **【実施体制】** ○　地域日本語教室と地域国際化協会等との関係性の強化，企業との連携が課題である。 ○　広域連携を考えると，各地域で共通認識を持っておく必要があると思われるが，現状では難しい。日本語教室運営に関してのノウハウは地域格差が大きく，平準化を図る必要がある。 ○　都道府県の地域国際化協会における専門職員の不安定な雇用・組織体制が課題である。 ○　日本語教育の有資格者とボランティアが協力し，定住外国人の日本能力を確実に向上させる日本語教室を設立する必要がある。 ○　市町に日本語教育に関する専門職員がいないところが多い。 ○　日本語教室は，地域における多文化共生の拠点にもなる得るため，各市区町村の生涯学習センターや公民館等，各地域で日本語教室が立ち上がるよう，ボランティアの育成など関係機関・団体と連携していく必要があるのではないか。 ○　日本語ボランティアの数が不足しているところもあれば，逆に，ボランティアは大勢いるが学習者が少ない地域もある。マッチングがスムーズにできるようなシステム作りが期待される。 **【行政による日本語教室への支援】** ○　地域における日本語教育に対する支援が不足している。 ○　地域の日本語教室は人員も少なく，財政的にも脆弱な上，行政の支援を得ているところも限られ，ボランティアの善意と熱意で成り立っている状況である。運営資金や人材確保等の点で安定的な運営が難しく，苦慮しているケースが多い。 ○　ボランティアによる活動では，地域によっては活動場所の確保が難しい地域もある。 ○　国際交流協会やＮＰＯ法人，任意団体等により，ボランティアによる日本語教室が行われていたり，ボランティア育成が行われているが，都道府県としては主体的に参加する部分が難しいところがある。 ○　財政的な支援のほかに，新規に立ち上がる教室の支援の在り方と継続的なフォローアップを行っているところ（ミーティングや研修会のほか，教材や教室活動の方法の紹介等）があるが，その方法と内容について改めて検討が必要である。 **【予算】** ○　全体の予算が減少してきている中，日本語教育等に関する予算の確保が課題である。 ○　受講者の増加もあり，学習者のレベルにそった授業（入門・初級・中級のクラス分け）を実施しているところでは，その対応のため，人件費等予算上の問題も生じてきている。 ○　ボランティアでの活動と有資格者の活動を区別し，有資格者の活動については予算措置を行う必要があると思われるが，現状，その活動の重要性が理解されていない。 ○　外国人住民の日本語学習に関するニーズは多様であるが，都市部と比較して外国人住民人口が少ない地域では，行政施策として実施することが難しい状況となっている。 ○　例えば，国は，移民政策とまでいかなくとも，外国人と地域が共存していくために，３か月以上滞在予定の来日間もない外国人に対する初期の日本語学習プログラムを策定し，それを既存のボランティア日本語教室や市町村国際交流協会などに委託するといった方法も検討するべきではないだろうか。 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について，日本語教育の実施主体である団体（地域のボランティア日本語教室や市町村国際交流協会，その他関係団体など）へ必要なお金がより簡単に流れる仕組み（対象の拡大や手続きの簡略化など）を作り，実効性の高いものとしていく必要があるのではないだろうか。 ○　内閣府において，平成２３年３月「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定し，日本語教育の総合的な推進体制や各種機会を捉えた日本語取得の促進等が位置付けているが，国からの財政的支援がない。

学習者について （※「外国人の動向及び状況について」に関連。）	○　日本語が必要な外国人が増えていることが統計的に明らかになっているにも関わらず，地域の民間ボランティアによる日本語クラスの受講生が順調に増えておらず，伸び悩んでいる。 ○　新規来日者の減少やボランティアの高齢化などにより，日本語教室が休校・閉校するところが出てきている。 ○　日本語学習を始めても，日本語の習得より就業（日本語を必要としない）が優先されるため，日本語が身に付かないままとなってしまうケースが増えてきている。
ニーズの把握について （※「外国人の動向及び状況について」に関連。）	○　外国人の日本語学習に関するニーズの把握が必要であり，それぞれの地域の外国人が置かれる状況や生活スタイルなど，各地域により多様化した日本語学習の目的やニーズを的確に把握する必要があると思われるが，どの地域にどのようなレベルの日本語習得のニーズがあるのかを把握していない。 ○　在留外国人から，日本語習得に限らず，同じ出身国の友人を作りたいという相談が寄せられている。協会で実施している「日本語教室」が在留外国人の交流の場・情報交換の場ともなっているが，日本語教室の定員がいっぱいで，キャンセル待ちの状態であり，対応ができていない。 ○　正確な外国人の実態調査が必要であり，それに基づく施策を考える必要がある。
日本語教育の内容について （※論点３「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）」に関連。）	**【ニーズへの対応】** ○　学習者のニーズに沿った内容を提供することが課題である。 ○　日常生活で使う日本語の習得を目指している人が多いが，しかし，実際に安定した生活を送るには就業することが必要であり，次のステップとして，就業を目的とした日本語学習につなげていく必要がある。漢字の読み書き能力の向上などを目的とした講座など，ニーズに応じた学習内容の講座の必要性も生じている。 ○　日本語について学ぶだけでなく，地域住民との交流や日本文化や生活習慣を学ぶ機会も取り入れる必要がある。 ○　学習者の職業や年齢，レベル等の違いによる，ニーズに合った講座の開催が必要である。 ○　定住外国人の日本語学習について，強制することができないため，受講しやすくかつ継続性のある内容を取り入れる必要がある。 **【教材等，日本語教育に関するリソースの開発】** ○　県内各地で開催されている日本語教室において，共有可能な教材の作成が必要である。 ○　ベトナム出身の学習者が増えてきているが，ベトナム語の日本語学習図書が少ない。 ○　口頭･会話能力測定法の確立が求められる。
人材について （※論点２「日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」，論点６「日本語教員の養成・研修について」，論点７「日本語教育のボランティアについて」に関連。）	**【養成】** ○　行政内部に，財源を含め，専門人材の安定的な確保が急務であるが，多文化共生あるいは日本語教育について一般的な無知・無関心のせいもあってか，十分に進められていないのが現状である。また，専門性，専門性に基づいた実務に関する評価方法についても確立されておらず，恣意的と言わざるを得ない状況である（正当に評価できる人材の不在）。 ○　多様化する学習者のニーズに対応できる日本語教育者の地方における人材が不足している。 ○　学習者の出身が多様になってきており，学習者の言語に対応できる講師（バイリンガル講師等）を確保するのが困難である。 ○　コーディネーターが不足している。 ○　県内各地域のボランティア日本語教室において，日本語指導者の転勤や高齢化による新たな指導者の確保が課題となっている。 ○　育成体制の整備が必要である。 **【研修】** ○　日本語教室の指導者のスキルアップが必要である。 ○　入国後半年から１年間の間に，熱心に日本語を勉強する人とあきらめてしまう人に分かれるが，日本語教師の授業内容や進め方によるところが大きいように思われる。 ○　先生と生徒の関係から，同じ市民として対等の関係になるように，学習者にとって居心地の良いものとなるように，ボランティアに対する啓発活動が必要である。 ○　いわゆる地域の日本語教育（主としてボランティアさんが担う日本語教室）については，「日本語学習をすれば良い」という発想から，「地域における課題」に焦点を当て，それを「解決するために必要なことは何か」という発想への転換も必要になるのではないだろうか。（支援・被支援の関係の見直しにも繋がると思われる。また，行政側も「地域における課題」が明示できない或いは誤認していることもあるのではないだろうか。専門人材の育成や評価の在り方についても検討が必要ではないか。） ○　日本語教師有資格者（地域での指導者）のネットワーク化が必要である。 **【行政の関わり方】** ○　ボランティアの日本語教室に頼らなければならない状況であり，教室及び支援者の質をどのように向上させていけるか，打開策を見いだせない。 ○　日本語教室の講座内容に関しては，ボランティアの方の協力によるものが大きいため，教え方等の内容について，大幅な変更はできないと考えられる。 **【多様な人材の関わり】** ○　地域の日本語教室は，多文化共生社会の一端を担っており，地域の様々な人に関わってもらえたらよいと思うが，スキルや知識だけではなく，日本語教育特有の文法用語もあり，簡単にはで

	きないことも多い。現在では，ボランティアが無理なく活動ができるように様々な活動方法が考えられているが，それでも難しいと感じる人は多い。 ○市町村が運営している日本語教室の場合，日本語教室が外国人相談の受け皿としての役割を求められている場合が多く，ボランティアから「難しい問題を持ちかけられても対応できなくて困る」「日本語支援だけをしてはいけないのか」という意見も出ている。 ○　各行政区の市民館において行政直営で日本語学級の開催と，学習支援者（ボランティア）の養成を行っているが，学習支援者等の活動を地域へ広げていくことが課題である。
学習機会について （※論点２「日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」，論点７「日本語教育のボランティアについて」に関連。）	**【機会の充実】** ○　日本語を学んでいないとの回答のうち半数以上が時間に余裕がないことを理由としていることから，日本語教育の場をより多様な形で提供し，外国籍市民がより身近に参加できる日本語教育の機会を充実させていくことが求められる。 ○　実際の生活場面でのコミュニケーションに必要な日本語習得と交流の機会提供が必要である。 ○　子育て中の人への学習機会の提供（子供同伴や預かり等）が求められる。 ○　日本に来たばかりで，全く日本語ができない人に対する支援が手薄である。 ○　留学生支援及び就労支援のための講座のあり方の検討が必要である。 ○　（既に日本語教室等が充実している都道府県において）より高いレベルの習得ニーズに応じた効果的・効率的な日本語教育の在り方の検討が課題である。 **【地域間の格差】** ○　（都道府県によって状況は異なるが）日本語教室が多い地域とほとんどない地域があったり，また，全体として日本語講座を開設している市町村が半数以下であったりする都道府県がある。地元に講座がない場合は通うことが難しく，学習を希望していても受講できない場合がある。 ○　新たに外国人が増えている地域においても，ボランティアによる日本語クラスの開設を促進していく必要がある。 ○　学習者のニーズを満たすためには，個々の学習者に合った教材や指導方法が必要であり，また遠方から高知市内の日本語教室に参加できない外国人住民のために彼らの居住する地域で学習できる場所や講師が必要である。 　そのため，各市町村には外国人が日本語を学習できる場所（公民館等）を無料で開放していただき，国際交流協会が育成している日本語ボランティア講師を派遣するなど官民一体となって支援する必要がある。
学校における日本語指導について （※論点９「総合的な視点からの検討について」，論点１０「外国人児童生徒等に対する日本語教育について」に関連。）	**【子供が抱える困難】** ○　外国につながる子供への支援が不足している（特に学校）。就学状況が不明な児童生徒が存在するほか，就学していても授業についていけない児童生徒がいる。 ○　日本語，母語ともに十分に使えない子供が出てきている。 **【学校における対応】** ○　学校での日本語指導については，日本語教育が必要な子供たちへの予算の確保が難しく，特に散在化が進んでいる地域では，限られた予算の中で通級指導や訪問指導の支援体制を維持することが大変難しくなっている。年度途中に子供が来ても，日本語支援員を配置できない場合もある。また，行政，学校，保護者，日本語支援員が連携した支援ができていないケースがある。事業予算の確保と共に，外部の支援団体との連携強化が大切である。 ○　小学校と中学校の間において，支援の方針や内容が統一されていないため，支援制度のない地域では担任に負担が掛かったり，学習についていけないままになってしまうケースがある。 ○　高校進学を控えた外国籍生徒に対する学習支援図書がない。 **【保護者への支援】** ○　当該児童・生徒の実情に合わせた効果的な指導を行うために，日本語指導について保護者や学校側の理解を図ることや，当該児童・生徒の日本の生活歴や家庭環境などに配慮する必要がある。 **【体制】** ○　教職員関係者以外でも教科教育と日本語教育に通じた者を育成し，外国人児童・生徒の要望に個別に対応できるようになることが望まれる。 ○　県及び市町教育員会に，日本語教育の知識を持つコーディネーターがいないため，外国にルーツをもつ子供の状況やニーズに合わせた効果的な支援が行えていない。 **【地域間格差】** ○　子供への日本語教育について，一定基準の判定基準がなく，また，指導者の能力にもばらつきがあり，子供の居住地域の取り組みや環境により，受けるサービスが違うこと。住む地域により差があるのではなく，日本語について一定程度，保障がされるべきである。
周知について （※論点９「総合的な視点からの検討について」に関連。）	○　日本語教育及び関連領域や日本語教育を行っているボランティア団体に対する認識が低い（無知・無関心）ため，日本語教育施策の効果的な周知を図りたい。

［２－７　地方自治法における国，都道府県，市町村の役割分担について］

「地方自治法」（抄）

（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）最終改正：平成二五年六月二八日法律第七〇号

第一章　通則

第一条の二　地方公共団体は，住民の福祉の増進を図ることを基本として，地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

○２　国は，前項の規定の趣旨を達成するため，国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務，全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い，住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として，地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに，地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて，地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

○５　都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，第二項の事務で，広域にわたるもの，市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

○６　都道府県及び市町村は，その事務を処理するに当つては，相互に競合しないようにしなければならない。

○８　この法律において「自治事務」とは，地方公共団体が処理する事務のうち，法定受託事務以外のものをいう。

○９　この法律において「法定受託事務」とは，次に掲げる事務をいう。

一　法律又はこれに基づく政令により都道府県，市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，国が本来果たすべき役割に係るものであつて，国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二　法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち，都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて，都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

［２－８　地域における多文化共生推進プラン～国，都道府県，市町村，ＮＰＯ，ＮＧＯ等との役割分担について～］

「地域における多文化共生推進プラン」（抄）

平成１８年３月２７日　　総務省自治行政局国際室長

（４）多文化共生の推進体制の整備

①　多文化共生の推進を所管とする担当部署の設置や庁内の横断的な連携

地域の実情に応じて多文化共生の推進を所管とする担当部署を庁内に設置することや，外国人住民施策担当部局が中心となって，横断的な連絡調整を行い，各部局の連携が図られるようにすること。

②　地域における各主体の役割分担と連携・協働

【市区町村の役割】

ア．市区町村の役割

市区町村においては，地域の実情を踏まえつつ，また，都道府県との役割分担を明確にしながら，区域内における多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で，外国人住民を直接支援する主体としての取組を行うこと。

イ．各主体の連携・協働

市区町村の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い，市区町村レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で，関係するＮＰＯ，ＮＧＯその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

【都道府県の役割】

ア．都道府県の役割

都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画を策定し，市区町村レベルの対応を促進する

こと。

その際，広域の地方公共団体として，市区町村との役割分担を明確にしつつ，市区町村との情報共有の上，通訳者などの専門的人材育成やモデル事業の実施などの取組を推進すること。

イ．各主体の連携・協働

都道府県の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い，都道府県レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で，関係するＮＰＯ，ＮＧＯその他の民間団体が連携・協働を図るための協議の場を設けること。

［２－９　自助・共助・公助について］

「共助社会づくりの推進に向けて～論点の整理と今後の議論の進め方について～」（抄）

平成 25 年 5 月 27 日　共助社会づくり懇談会

我が国経済を再生し，成長を持続的なものとするためには，「すべての人材がそれぞれの持ち場で，持てる限りの能力を活かすことができる「全員参加」が重要であり，自助・自立を第一としつつも，自助・共助・公助のバランスのとれた政策を検討していく必要がある。公助については財政上の制約がある中で，地域の課題に対応し活性化を図っていくためには，共助の精神によって，人々が主体的に支え合う活動を促進することで，活力ある社会にしていくことが重要である。

表１９　［２－１０　国内における日本語教育（概況）］

区分			機関・施設等数	教師数					学習者数
				常勤教師		非常勤教師	ボランティア※3	合計	
				日本語※1	日本語以外※2				
大学等機関	大学	国立	80	363	112	878	190	1,543	10,953
		公立	31	27	4	95	0	126	900
		私立	313	567	330	2,053	392	3,342	30,779
		計	424	957	446	3,026	582	5,011	42,632
	短期大学	公立	0	0	0	0	0	0	0
		私立	52	41	43	128	0	212	1,140
		計	52	41	43	128	0	212	1,140
	高等専門学校	国立	48	3	25	65	3	96	332
		公立	0	0	0	0	0	0	0
		私立	1	0	1	0	0	1	0
		計	49	3	26	65	3	97	332
	小計		525	1,001	515	3,219	585	5,320	44,104
一般の施設・団体	地方公共団体	都道府県	1	10	7	18	2	37	306
		政令指定都市	3	0	0	0	503	503	1,355
		中核市	9	0	1	21	208	230	404
		上記以外	85	17	28	111	1,397	1,553	5,848
		うち外国人集住都市	7	1	4	22	28	55	175
		計	98	27	36	150	2,110	2,323	7,913
	教育委員会	都道府県	1	0	0	1	46	47	0
		政令指定都市	9	51	11	282	0	344	1,067
		中核市	7	18	1	46	11	76	433
		上記以外	181	147	46	432	1,241	1,866	6,298
		うち外国人集住都市	5	30	0	13	0	43	604
		計	198	216	58	761	1,298	2,333	7,798
	国際交流協会		331	12	31	468	10,532	11,043	17,476
	法務省告示機関		365	1,343	340	3,886	90	5,659	38,085
	その他	特定非営利活動法人	43	84	18	179	600	881	2,317
		学校法人・準学校法人	8	25	1	13	3	42	1,599
		株式会社・有限会社	11	20	7	132	9	168	456
		社団法人・財団法人	30	31	21	623	437	1,112	6,841
		上記以外の法人	8	10	0	34	9	53	482
		任意団体	379	149	30	167	5,159	5,505	12,542
		計	479	319	77	1,148	6,217	7,761	24,237
	小計		1,471	1,917	542	6,413	20,247	29,119	95,509
合計			1,996	2,918	1,057	9,632	20,832	34,439	139,613

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。
※１　日本語教育（授業の担当及びカリキュラム編成，教材作成等）を主たる業務とする者。
※２　日本語教育以外の業務（一般事務や管理業務，他の授業等）を主たる業務とするが，日本語教育も行う者。
※３　原則として，日本語教育に対する報酬を受けない者（交通費等の実費は報酬とみなさない。）

［２－１１　日本語教育に係る情報の流通システムについて］

日本語教育コンテンツ共有システム

［目的］

日本語教育関係府省庁・機関等がそれぞれの目的や対象者に応じて事業を実施し，各種資料・情報を作成・収集・提供しているが，全体としてそれらのコンテンツを総合的・効率的に活用できるための基盤として日本語教育コンテンツ共有システム「NEWS（Nihongo Education contents Web sharing System）」を作成。

［作成者］文化庁

［内　容］日本語教育に関する教材，カリキュラム，報告書，論文，施策資料等（「日本語教育コンテンツ」）を横断的に検索できる情報検索サイトであり，　日本語教育に関する各種コンテンツ（教材，論文，報告書，団体・人材情報等）を共有し，①信頼性のある情報を，②確実に，かつ③効率的に探し出せ，活用できる仕組み。

表２０　［総コンテンツ数について］

種別	登録件数（H25.8.15 現在）
教材	164
カリキュラム・シラバス	11
評価（日本語能力･指導力）	19
事業報告	237
計画・指針・審議のまとめ	17
論文	32
調査研究	144
合計	635

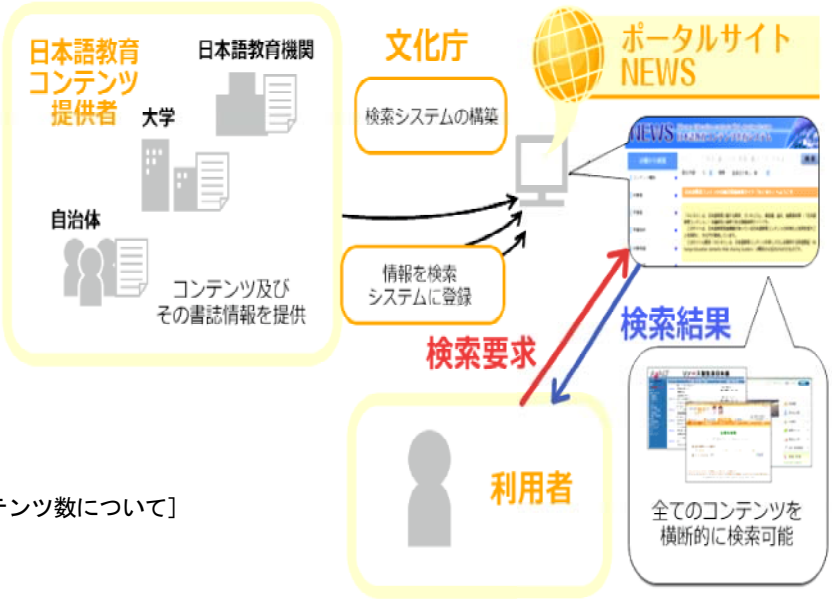

表２１　［カリキュラム案を活用したコンテンツ数について］

活用している	239
活用していない	159

※コンテンツのほか，「日本語教育関連事業の概要（※国，都道府県，市町村の別）」，「関連情報」の項目あり。

（２）日本語教育の内容及び方法について

論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）

①論点３の概要（※「論点整理」p.24 から転載。）

○　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準には文化庁のカリキュラム案や日本語能力評価，国際交流基金の「ＪＦ日本語教育スタンダード」，豊田市の「とよた日本語能力判定」がある。また，国内は日本国際教育支援協会が，国外は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」があり，約３０年の歴史を持ち，平成２３年の受験者は６１万人。

○　現行の取組では不十分であり，それを克服するためにどのような日本語教育の対象者，目的，分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。その上で，次のような点に関して十分な議論が必要。

・　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し，統一的な標準や基準を作ることは可能か，また，適切か。
・　新たな標準や基準を作るのがよいか，既にあるものをより充実したり，活用したりする方向で議論するのがよいか。

②論点３（①標準について）に関する意見

～論点３（①標準について）に関する意見のまとめ～

・　外国人の定住化が進んだことを受け，来日当初の生活に必要な日本語に加え，読み書きや子供の教育に関わるための日本語や就労のための日本語など，よりレベルの高いものが求められるようになっている。しかし，地域における日本語教育では来日当初の生活に必要な日本語や初級段階の日本語学習機会の提供にとどまっていることが多いのではないか。

　外国人の背景やニーズに合った日本語学習機会を提供することが継続的な学習につながると思われるため，外国人の背景やニーズの詳細について継続的に把握し，外国人が求める日本語について整理することが必要である。さらに，地域や企業などが外国人に求める日本語などについても把握した上で，日本語教育の標準について，新たに作るのか，既にあるものをより充実させるのか，活用の仕方を工夫するのかといったことについて検討が必要である。その際，外国人の多様性を踏まえ，日本語教育の必須の内容と選択内容などに分けて整理して示すことについても検討する必要があるのではないか。

～論点３（①標準について）に関して挙げられた意見～

（生活日本語について）

・　来日間もない人の初めての日本語教育の内容については，日本文化・習慣，生活のルールや各種制度，子供の学校から渡される保護者向けの資料，ゴミの出し方，公的資料の読み方，友達を作る，地域の付き合いや日常会話，災害時・緊急時の対応，安全確保への情報提供，医療機関での受診時のコミュニケーション，仕事に役立つ日本語，学校とのコミュニケーション（学校からの保護者向けの資料や進学の仕組み等），余暇（旅行や料理，音楽やゲーム，マンガ，スポーツ施設の利用等），日本語について，平仮名，片仮名，漢字の読み書き，方言など，様々なものがある。　※［２－６］（49～54 ページ）参照。

・　日本語での会話や読み書きが上手になりたいだけでなく，日本の文化・風習を学ぶための手段としてのニーズや，コミュニケーションを図ることが困難なために孤立したりしないよう友達を作るためのニーズも多い。　※［３－２］（63～64 ページ）参照。

・　日本語について学ぶだけでなく，地域住民との交流や日本文化や生活習慣を学ぶ機会も取り入れる必要がある。　※［３－２］（63～64 ページ）参照。

・　日本語教室に来ている学習者であっても，日本語の習得を最終目的としない者も多く，継続して日本語を学習することの意義は伝わりにくく，仕事が決まれば途中で辞める人も多い。地域によっては，大部分の学習者が，初級レベルの日本語学習を終えた時点で日本語教室を辞めてしまうという状況がある。
※［３－２］（63～64 ページ）参照。

（定住化傾向と日本語学習について）

・　子供が幼稚園や小学校に入ったことを契機に，漢字が読めるようになりたいという学習者が増加傾向にある。来日間もない外国人向けの「入門」「初級」レベルの学習内容よりも，「中級」「上級」レベルの学習内容のニーズが高まっていると思われる。　※［２－６］（49～54 ページ），［３－２］（63～64 ページ）参照。

・　長年日本に滞在している人の中には，日常会話はできるので，日本語の読み書きを勉強したいという人もいる。　※［２－６］（49～54 ページ）参照。
・　在住歴，学習歴が長くなるにつれ，日本語能力試験のＮ１，Ｎ２レベルなど資格取得のための学習や，社会に出て働いている人からは職場で同僚や上司，取引先とのコミュニケーションの際にきちんと敬語を使いこなせるようになりたいといったニーズがある。在留外国人の定住化により，日本で生活していく上で必要な運転免許の取得や，就職のための日本語検定やヘルパーなどの資格取得のための学習ニーズ，また，子供の学校からの文書を理解し返事を書く能力への学習ニーズなどが高まっている。　※［２－６］（49～54 ページ），［３－７］（70～71 ページ）参照。
・　日常生活での会話ができるようになりたいという外国人が多いが，日常生活での会話に限定せず，国際結婚の配偶者等を中心に高度な読み書きができるようになりたいという外国人も少なくない。

（定住化傾向に対する日本語学習機会の提供について）
・　地域における日本語教育のクラスは初級～中級レベルのことが多く，上級レベルの日本語学習や，就職等のための日本語学習には対応していないことが多いのではないか。　※［２－６］（49～54 ページ）参照。
・　在留資格「永住者」「家族滞在」「日本人の配偶者等」で日本に在留する者が増えてきている。家族単位で来日し，長期に在留する人が数として増えてきているだけでなく，日本に在留する外国人全体に対する割合も高くなってきている。正に生活者としての視点や，地域で子供が成長していくといった視点が求められている。　※再掲（論点１）　※表１（6 ページ）参照。

・　学習者の職業や年齢，レベル等の違いを踏まえ，さらにニーズに合わせた講座を開催することができるかどうかということが継続的な学習につながると考えられる。　※［２－６］（49～54 ページ）参照。
・　漢字圏・非漢字圏の別に日本語教育の内容や方法を考えるなど，外国人の背景に応じた対応が必要ではないか。
・　地域における日本語教育は外国人の状況が多様であり，外国人が求める日本語能力も多様である。必須の内容と選択する内容を分けて展開することが適当ではないか。また，個々の現場で作成された基準が，その現場を超えて，広く共有されることは稀であるため，全国的な基準が必要ではないか。

・　外国人について，国籍別や年齢別のデータはあるが，国籍，年齢，在留資格，性別をクロスしたデータがないために，細かな実態が分からず，どういった日本語がどれぐらい必要かということが見えてこない。
※再掲（論点１）

（立場の違いによる求める日本語の違いについて）
・　外国人が求める日本語，地域社会が外国人に求める日本語，企業が外国人に求める日本語は違うのではないか。　※［３－１］，［３－２］，［９－２］，［９－３］（61～64，121 ページ）参照。

③論点３（①標準について）関する状況等のデータ

［論点３（①標準について）に関する状況等のデータの一覧］
３－１　日本語学習の必要性について
３－２　日本語の目的，理由について
３－３　外国人の日本語能力の現状と外国人が求める将来の日本語能力について
３－４　「生活者としての外国人」に対する日本語教育について
３－５　ＪＦ日本語教育スタンダードについて

［３－１　日本語学習の必要性について］

※　それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「日本語学習の必要性」について記載している部分をまとめて，整理したもの。
※　赤枠，赤字（数字）は日本語学習に関する回答を示す。
※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。
※【　】内は質問文を示す。

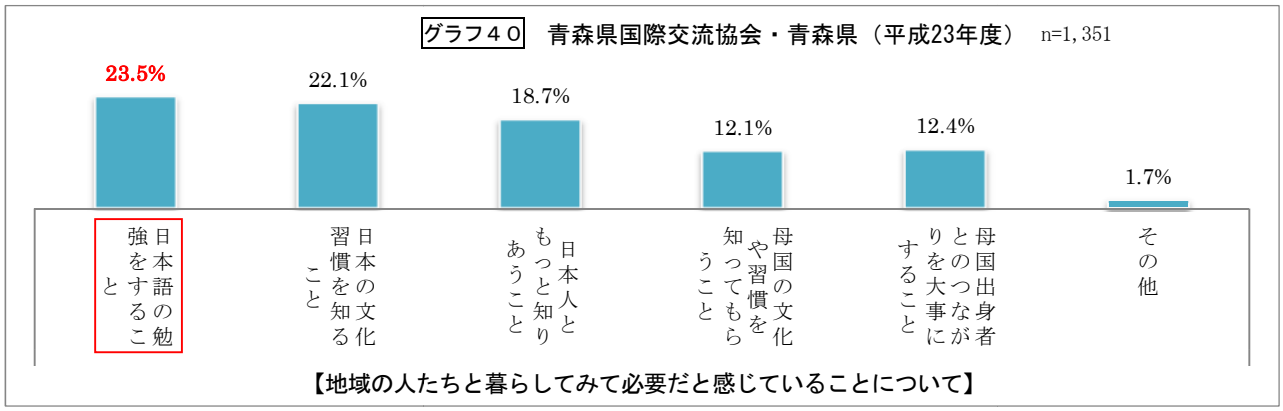

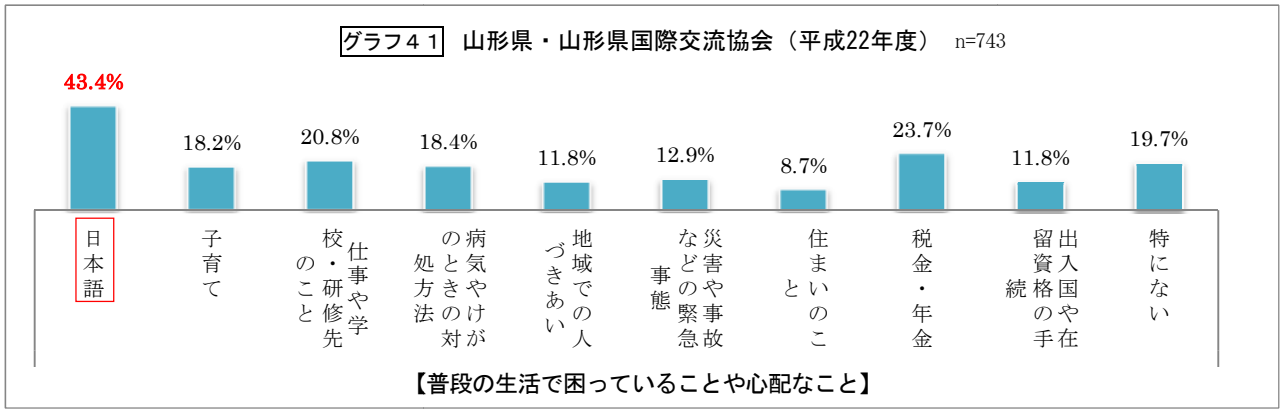

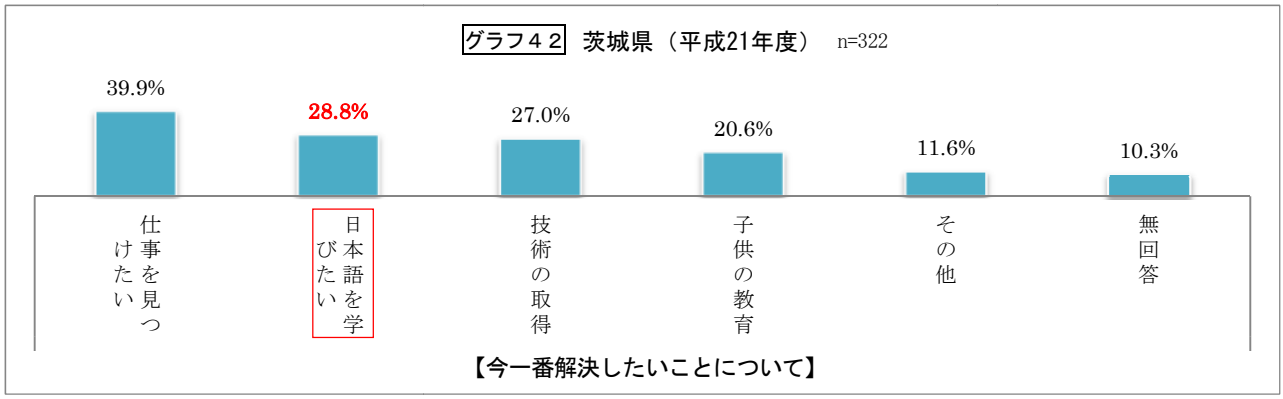

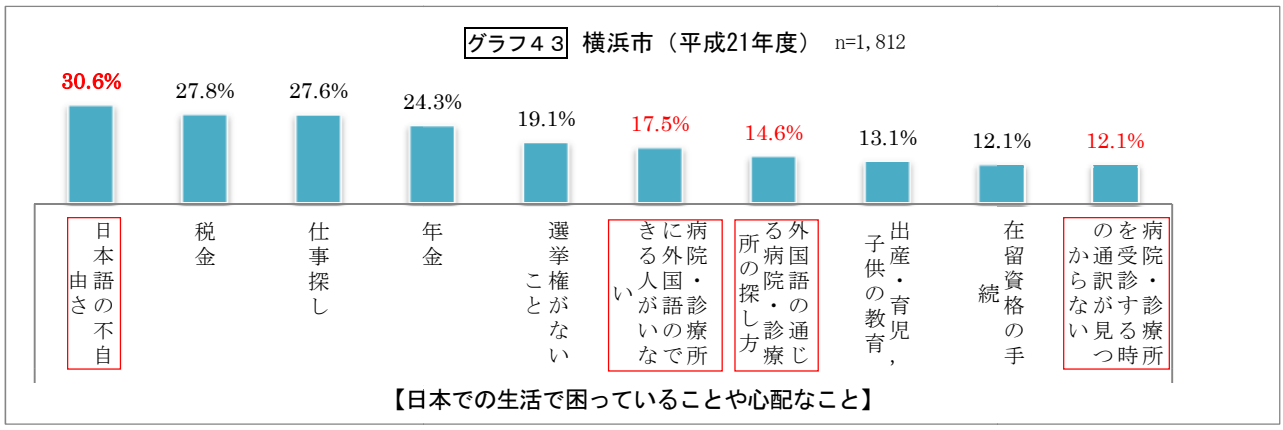
 グラフ４３ 横浜市（平成21年度） n=1,812
30.6%
27.8%
27.6%
24.3%
19.1%
17.5%
14.6%
13.1%
12.1%
12.1%
日本語の不自由さ
税金
仕事探し
年金
選挙権がないこと
病院・診療所に外国語のできる人がいない
外国語の通じる病院・診療所の探し方
出産・育児，子供の教育
在留資格の手続
病院・診療所を受診する時の通訳がつかない
【日本での生活で困っていることや心配なこと】

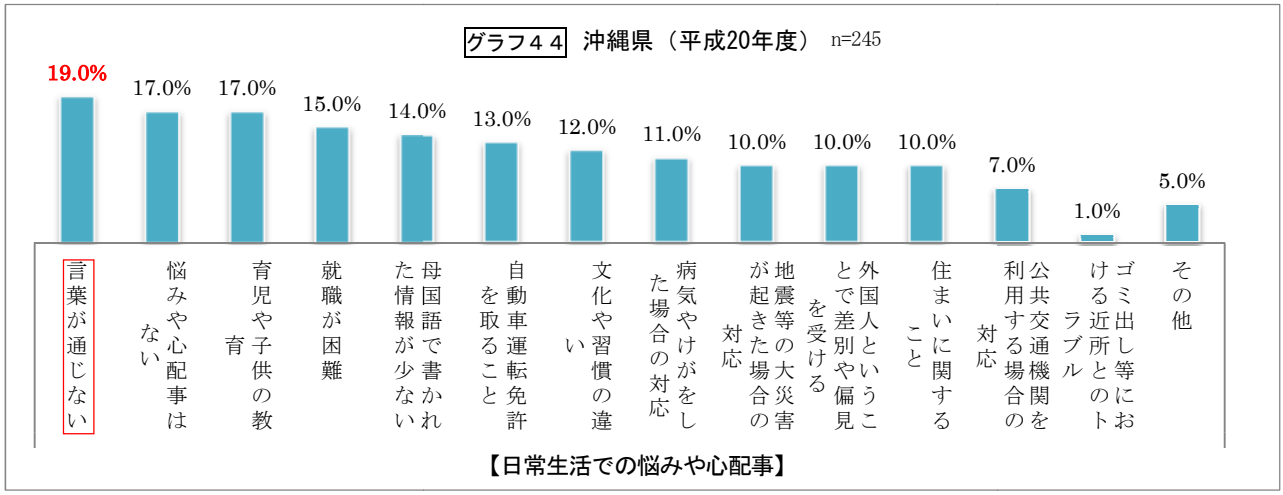
グラフ４４ 沖縄県（平成20年度） n=245
19.0%
17.0%
17.0%
15.0%
14.0%
13.0%
12.0%
11.0%
10.0%
10.0%
10.0%
7.0%
1.0%
5.0%
言葉が通じない
悩みや心配事はない
育児や子供の教育
就職が困難
母国語で書かれた情報が少ない
自動車運転免許を取ること
文化や習慣の違い
病気やけがをした場合の対応
地震等の大災害が起きた場合の対応
外国人ということで差別や偏見を受ける
住まいに関することこと
公共交通機関を利用する場合の対応
ゴミ出し等における近所とのトラブル
その他
【日常生活での悩みや心配事】

［３－２　日本語学習の目的，理由について］

※それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「日本語能力を身に付けることでできるようになりたいこと，望むこと」について記載している部分をまとめて，整理したもの。
※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。
※【　】内は質問文を示す。

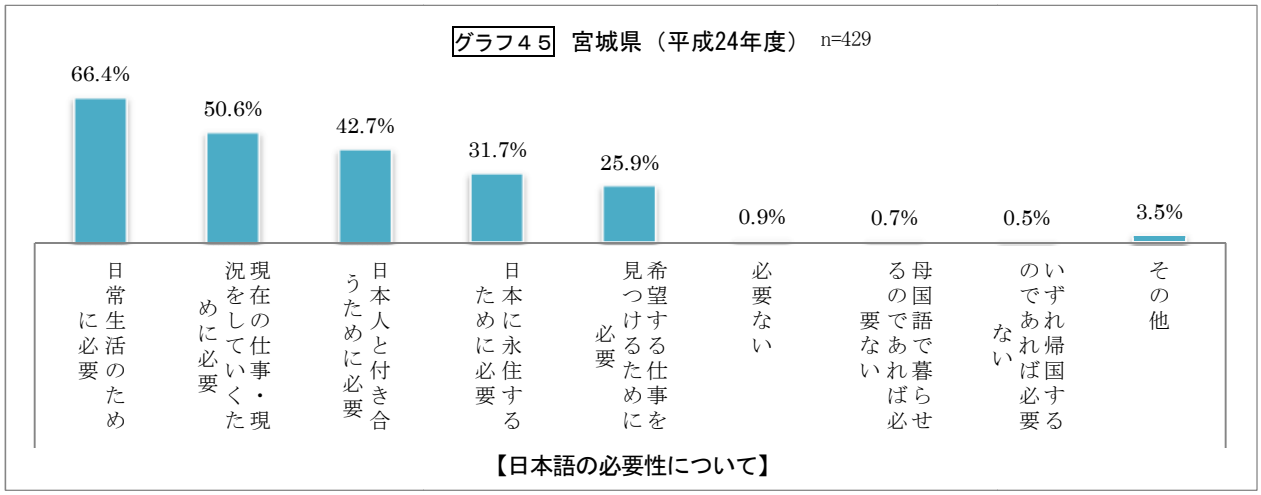

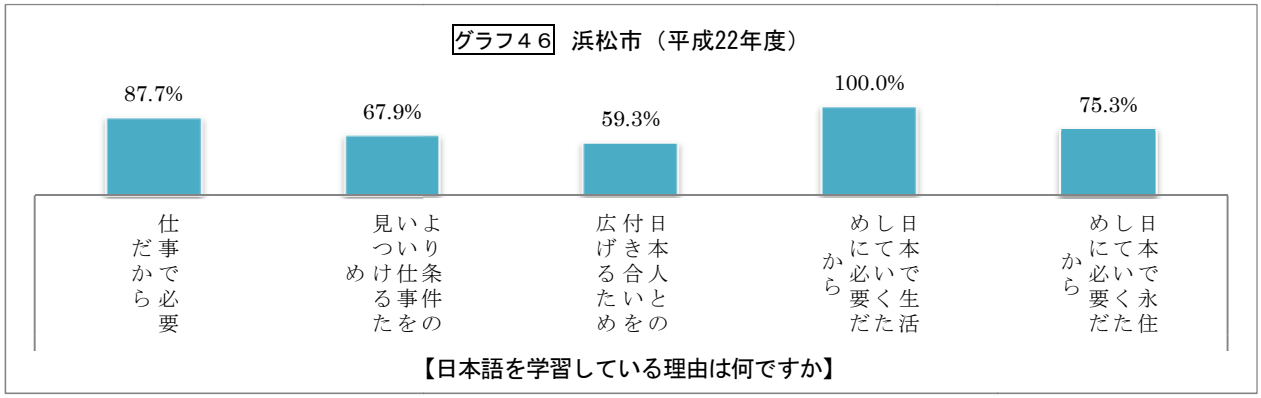

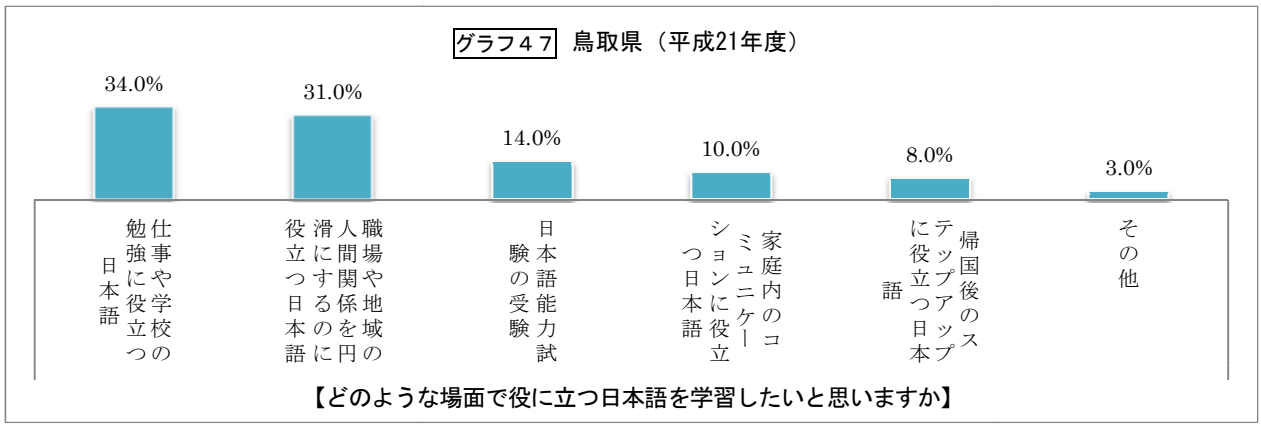

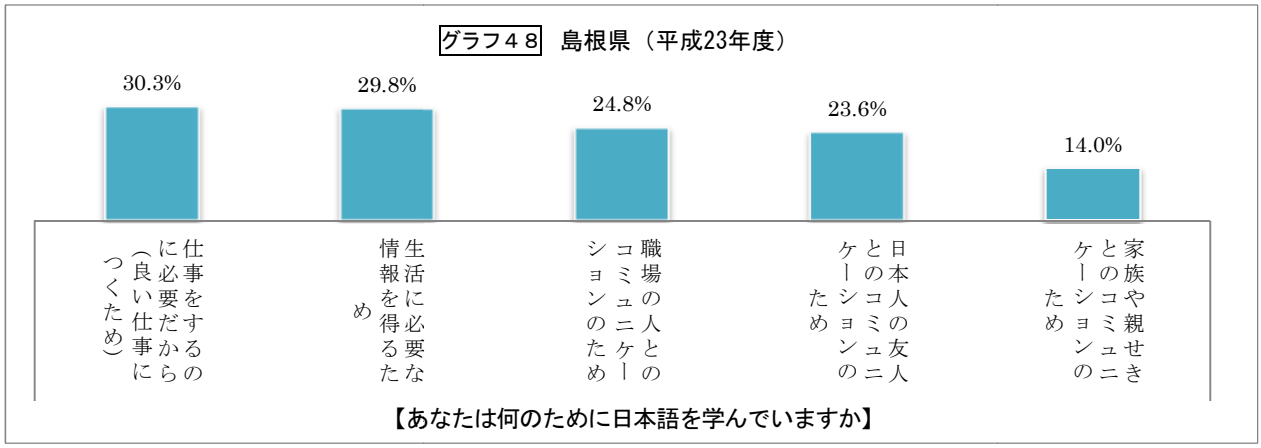

【子育てについての調査の例】

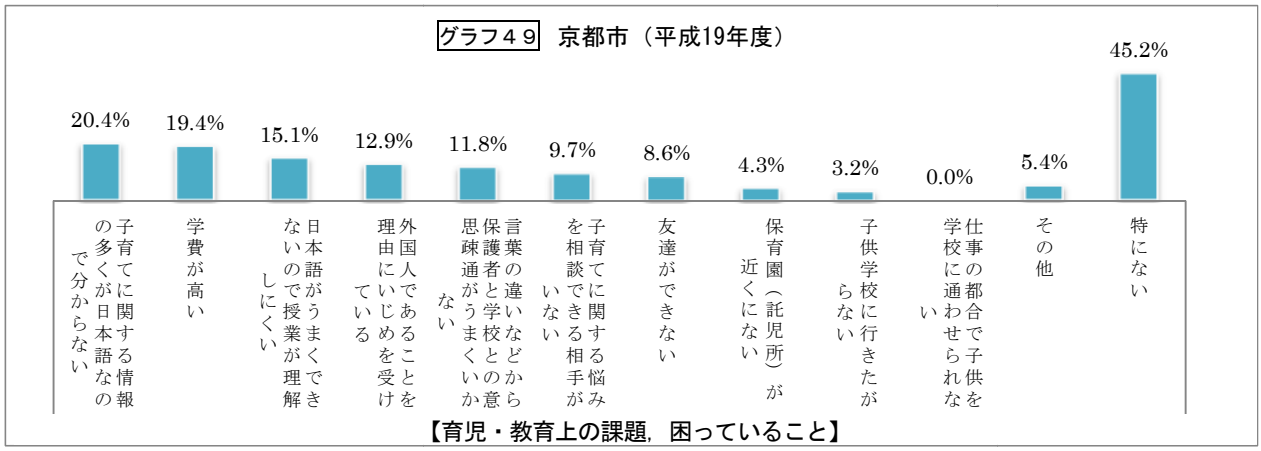

【医療についての調査の例】

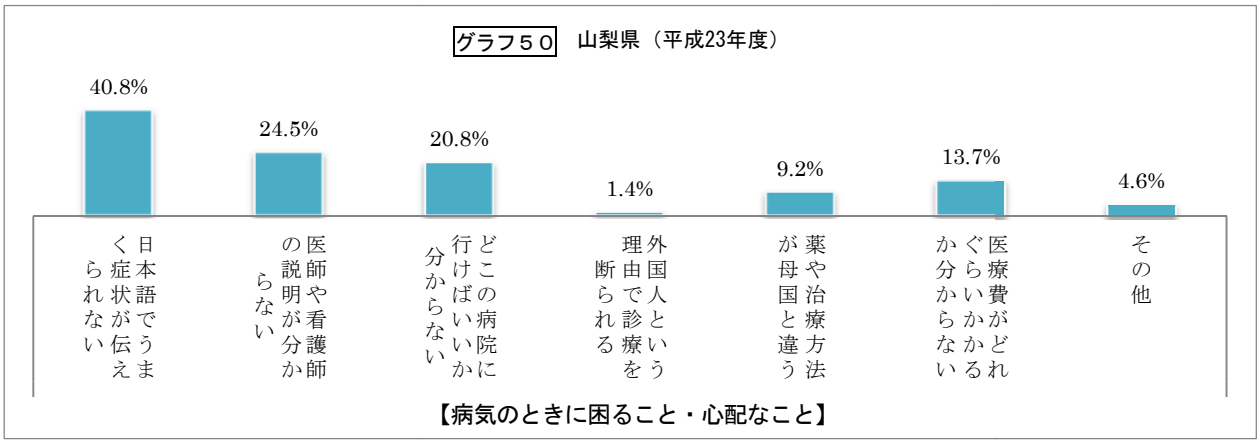

※再掲　［３－３　外国人の日本語能力の現状と外国人が求める将来の日本語能力について］

［生活のための日本語：全国調査］独立行政法人国立国語研究所

＜調査時期＞　2008 年 10 月～12 月

＜調査対象＞　原則として 20 歳以上の外国人

＜調査方法＞　国際交流協会や日本語教育関係者等を介して配布し，個別郵送あるいは調査協力者による回収。回収数は 1,662。以下の地域において 50 部以上配布（かっこ内の数字は回収数）。北海道（76），岩手県（61），山形県（77），千葉県（94），東京都（47），新潟県（134），富山県（87），石川県（56），長野県（91），静岡県（135），愛知県（116），京都府（98），大阪府（93），広島県（171），島根県（66），徳島県（40），高知県（49），佐賀県（33），鹿児島県（59），沖縄県（43）のそれぞれで 50 部以上配布。

グラフ５１　【話す】

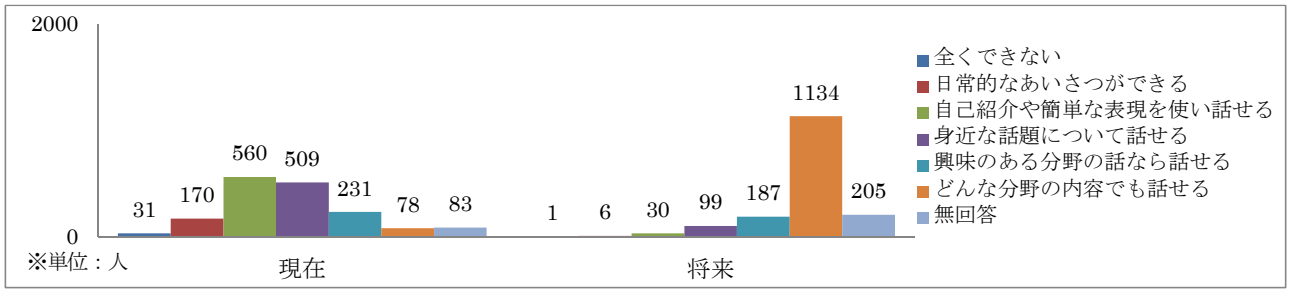

グラフ５２　【聞く】

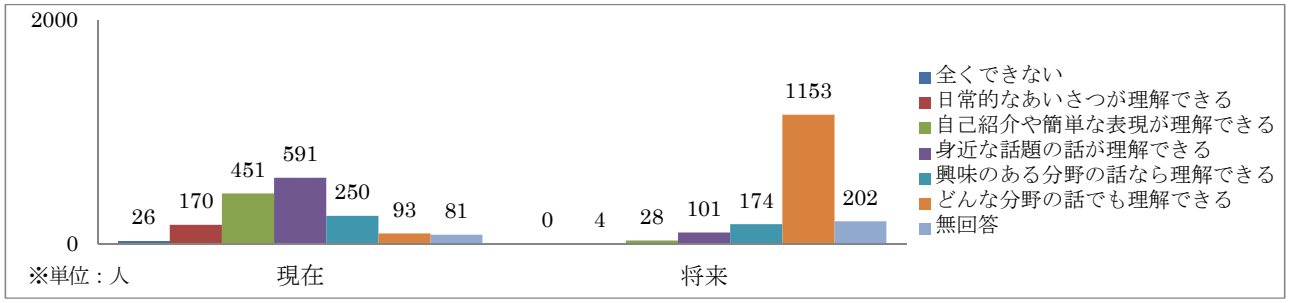

グラフ５３　【読む】

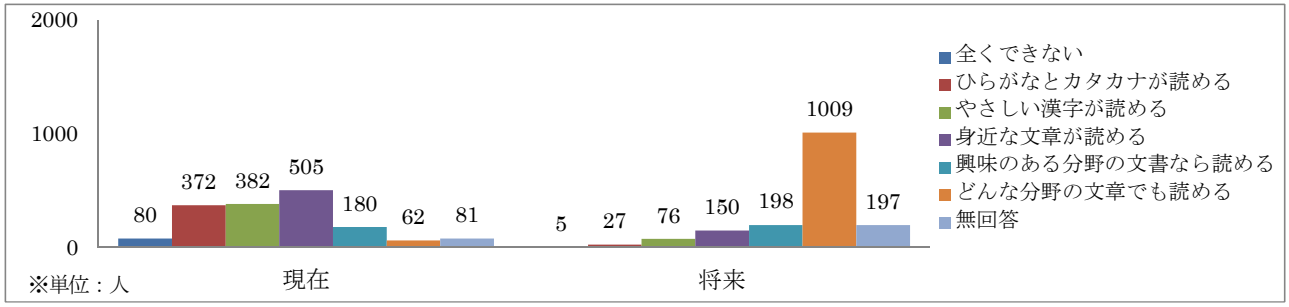

グラフ５４　【書く】

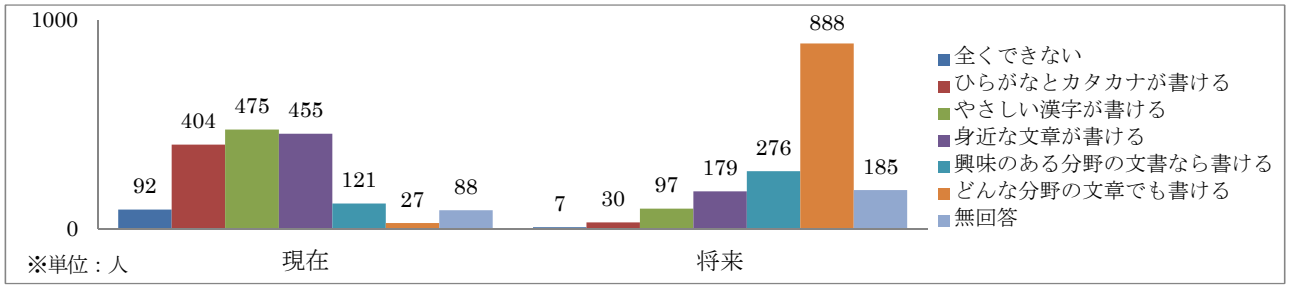

［３－４　「生活者としての外国人」に対する日本語教育について］

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標

（１）目的

言語・文化の相互尊重を前提としながら，「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること。

（２）目標

○　日本語を使って，健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること
○　日本語を使って，自立した生活を送ることができるようにすること
○　日本語を使って，相互理解を図り，社会の一員として生活を送ることができるようにすること
○　日本語を使って，文化的な生活を送ることができるようにすること

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について

（※以下，＜はじめに＞から抜粋）

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容については，各地域の実情や外国人の置かれている状況を踏まえたものとする必要があることから各地域に委ねられてきた。また，その活動は主として自主的なボランティア活動に支えられてきた。

「生活者としての外国人」の多くは，まとまった学習時間を確保することや継続的に日本語学習教室に通うことが困難な状況にあり，集中的かつ継続的な学習を前提とする日本語教育のカリキュラムでは対応が困難である。しかし，「生活者としての外国人」に対する日本語教育については必ずしも，その内容・方法等が確立されているとは言えず，多様な学習ニーズにこたえられていなかったり，教室活動の準備や実践においてボランティアに過度の負担を強いることとなっていたりするといった課題が指摘されている。このような課題に対応するため，国が各地域における多様な日本語教育の実践の指針となる標準的な教育内容を具現化するものとして，標準的なカリキュラム案を示す必要がある。

カリキュラム案で扱う生活上の行為について

Ⅰ　健康・安全に暮らす
- 01　健康を保つ
  - (01) 医療機関で治療を受ける
  - (02) 薬を利用する
  - (03) 健康に気を付ける
- 02　安全を守る
  - (04) 事故に備え，対応する
  - (05) 災害に備え，対応する

Ⅱ　住居を確保・維持する
- 03　住居を確保する
  - (06) 住居を確保する
- 04　住環境を整える
  - (07) 住居を管理する

Ⅲ　消費活動を行う
- 05　物品購入・サービスを利用する
  - (08) 物品購入・サービスを利用する
- 06　お金を管理する
  - (09) 金融機関を利用する

Ⅳ　目的地に移動する
- 07　公共交通機関を利用する
  - (10) 電車，バス，飛行機，船等を利用する
  - (11) タクシーを利用する
- 08　自力で移動する
  - (12) 徒歩で移動する

Ⅶ　人とかかわる
- 14　他者との関係を円滑にする
  - (31) 人と付き合う

Ⅷ　社会の一員となる
- 15　地域・社会のルール・マナーを守る
  - (33) 住民としての手続をする
  - (34) 住民としてのマナーを守る
- 16　地域社会に参加する
  - (35) 地域社会に参加する

Ⅸ　自身を豊かにする
- 20　余暇を楽しむ
  - (44) 余暇を楽しむ

Ⅹ　情報を収集・発信する
- 21　通信する
  - (45) 郵便・宅配便を利用する
  - (46) インターネットを利用する
  - (47) 電話・ファクシミリを利用する
- 22　マスメディアを利用する
  - (48) マスメディア等を利用する

カリキュラム案では，生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素を記述している。記述を行った学習項目の要素は，「能力記述」，「場面（場所，相手，状況・動機）」，「やり取りの例」，「機能」，「文法」，「語彙」，「４技能（話す，聞く，読む，書く）」である。

※「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」より抜粋。

［３－５　ＪＦ日本語教育スタンダードについて］

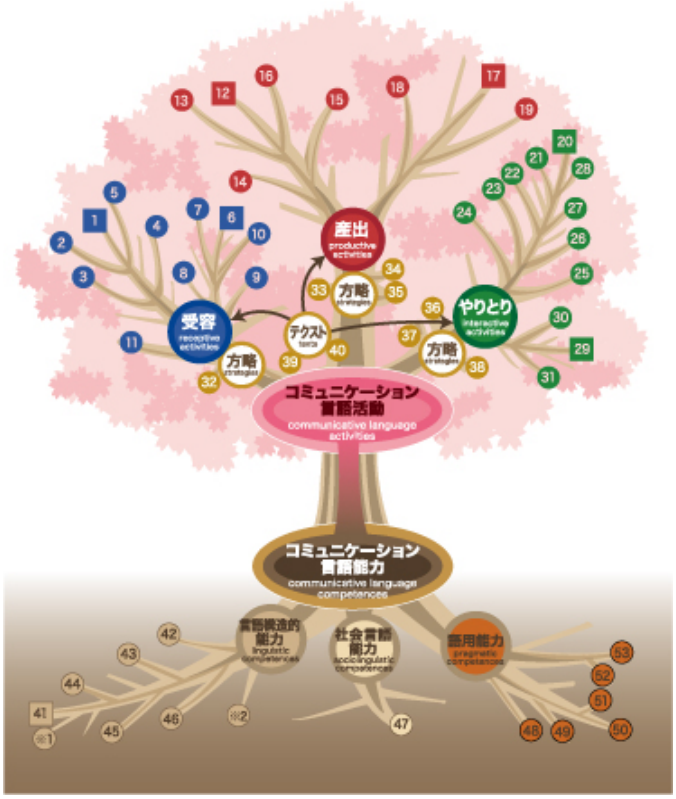

○　JF 日本語教育スタンダード（以下，JF スタンダード）は，日本語の教え方，学び方，学習成果の評価のし方を考えるためのツールです。

○　JF スタンダードを使うことによって，日本語で何がどれだけできるかという熟達度がわかります。また，コースデザイン，教材開発，試験作成などにも活用できます。

○　JF スタンダードの開発にあたっては，言語によるコミュニケーションを，言語能力と言語活動の関係でとらえ，一本の木（「JF スタンダードの木」）で表現しました。

○　これにもとづいて，日本語の熟達度を「～できる」という形式の文で示し，６つのレベルにわけました。この「～できる」という文を「Can-do」と呼びます。「Can-do」は，「みんなの「Can-do」サイト」で提供しています。

○　「Can-do」とは，日本語の熟達度を「～できる」という形式で示した文です。　「Can-do」には，６つのレベル(A1，A2，B1，B2，C1，C2)があります。以下は，「講演やプレゼンテーションをする」という言語活動がレベルによってどう変わっていくかを「Ｃａｎ－ｄｏ」で示したものです。

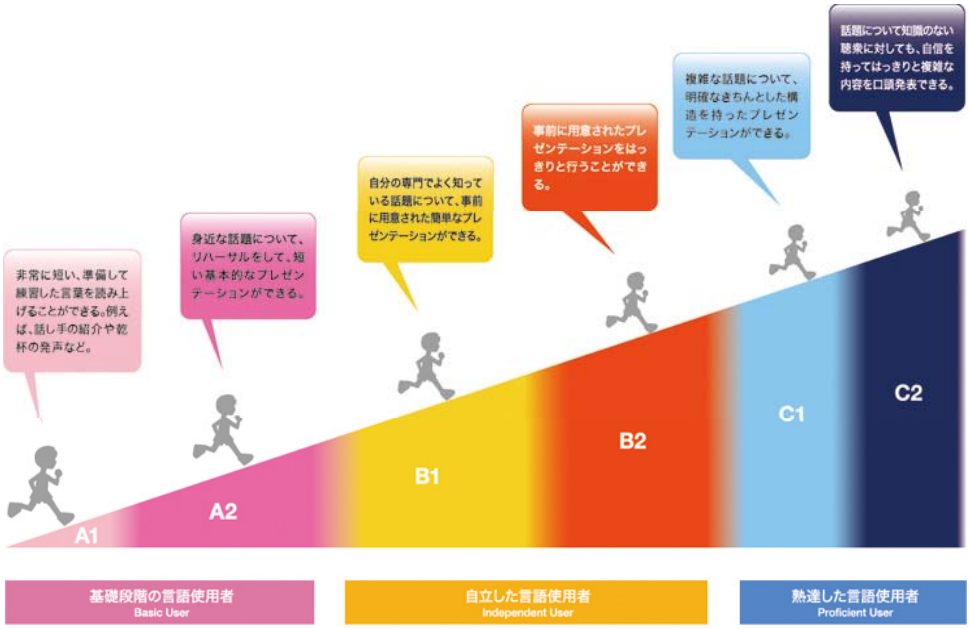

○　ポートフォリオとは，学習過程を記録し，保存するものです。ＪＦスタンダードのポートフォリオは，「評価表」「言語的・文化的体験の記録」「学習の成果」の３つで構成されます。教師は現場のニーズや目的に合わせて三つの要素を組み合わせて，自由にポートフォリオを作ることができます。

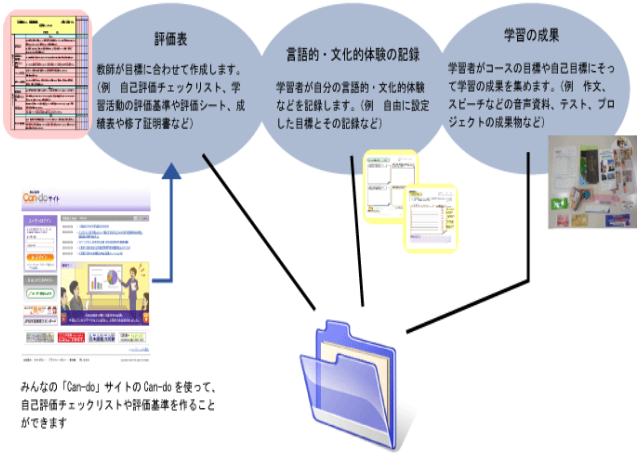

※独立行政法人国際交流基金ウェブサイトより転載

論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（②判定基準について）

①論点３の概要

（※「論点整理」p.24 から転載。本報告書 p.55 の再掲。）

○　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準には文化庁のカリキュラム案や日本語能力評価，国際交流基金の「ＪＦ日本語教育スタンダード」，豊田市の「とよた日本語能力判定」がある。また，国内は日本国際教育支援協会が，国外は国際交流基金が実施する「日本語能力試験」があり，約３０年の歴史を持ち，平成２３年の受験者は６１万人。

○　現行の取組では不十分であり，それを克服するためにどのような日本語教育の対象者，目的，分野を念頭に置いて日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を作ることを考えるか具体的な検証が必要。その上で，次のような点に関して十分な議論が必要。

・　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準を総合化し，統一的な標準や基準を作ることは可能か，また，適切か。
・　新たな標準や基準を作るのがよいか，既にあるものをより充実したり，活用したりする方向で議論するのがよいか。

②論点３（②判定基準について）に関する意見

～論点３（②判定基準について）に関する意見のまとめ～

・　日本語能力の向上（学習の振り返りや自律的な学習の支援等）や日本語能力の証明（就労や出入国管理施策等），多文化共生のまちづくりなど日本語能力評価の目的や活用の場面について広く捉えた上で，テスト形式による評価だけではなく，日本語学習ポートフォリオ（日本語学習の履歴・能力の把握と継続的な支援及び日本語教育プログラムの改善に資するため，学習成果を蓄積するファイル）等も含めた多様な日本語能力評価の在り方について検討すべきではないか。

～論点３（②判定基準ついて）に関して挙げられた意見～

（日本語能力試験について）　※［３－７］(70～71 ページ）参照。

・　「生活者としての外国人」に対しては，生活に必要な日本語が大事であるということが言われるが，もちろん，学習者の中には日本語能力試験に関心を持つ者もいる。　※［３－６］(69～70 ページ）参照。
・　求職の際，地域によっては，日本語能力試験のＮ１やＮ２の合格者であることが求められる。
・　同じように日本語能力試験のＮ１，Ｎ２に合格した外国人であっても，その学習者の背景（漢字圏かどうか，日本語学習経験はどうか）によって，会話や読み書きの能力は異なることが多い。

（「能力評価」について）　※［３－６］(69～70 ページ）参照。

・　「「生活者としての外国人」に対する日本語能力評価について」（以下「能力評価」という。）は活用する際に，主観的な判断の部分が大きく，評価者によって評価結果が異なる可能性がある。
・　地域における日本語教育について，日本語教室に継続的に参加することが困難な学習者が多く，「能力評価」が活用できるレベルまで日本語能力が上がらないことが多い。「能力評価」は自律的な学習を促すものとして作成されたが，実際には自律的な学習を促せていないのではないか。
・　地域における日本語教育は日本語能力の育成のみを目的としていないところもある。日本語能力の育成に関するものだけではなく，「能力評価」に外国人住民が地域社会の一員として参加できるようになるといった多文化共生のまちづくりの観点を加えられないか。その方が，より広く活用されるのではないか。
・　「生活者としての外国人」に対しては，テスト形式による評価だけではなく，日本語学習ポートフォリオ（日本語学習の履歴・能力の把握と継続的な支援及び日本語教育プログラムの改善に資するため，学習成果を蓄積するファイル）等の評価も重視すべきではないか。評価の在り方は多様である。

（ＣＥＦＲの扱いについて）

・　ＣＥＦＲについて，日本は複言語・複文化主義ではないので，飽くまでも物差しの一つとして参考にする程度がよいのではないか。

（出入国管理施策との関連について）

・　日本語教育小委員会が教育的な観点から行っている日本語能力評価に関する議論と，法務省（入国管理局）が外国人の適正な在留管理の観点から行っている出入国管理施策への日本語能力評価の活用に関する議論が全く無関係であるかのようだが，それらをつなげることの是非についても議論が必要であり，日本語能力に対する社会的意味付けについて検討することが必要ではないか。

③論点３（②判定基準について）に関する状況等のデータ

［論点３（②判定基準について）に関する状況等のデータの一覧］

３－６　能力評価について
３－７　日本語能力試験について
３－８　とよた日本語能力判定について
３－９　ＢＪＴビジネス日本語能力テストについて
３－１０　日本留学試験について

［３－６　能力評価について］

～振り返りの方法とポートフォリオの提示　やったことを確認して記録する～

①内容　学習者の自己評価に加えて，日本語能力を把握する方法と，学習成果を記録し蓄積するファイルである日本語学習ポートフォリオを示している。日本語能力を把握する方法についてはロールプレイにより，日本語を用いて生活上の行為がどの程度できるかということを以下の水準により判定することとしている。

表２２　「生活上の行為」がどの程度達成できたかを評価する４水準

よくできた	学習者が，その場面で期待される最低限の目的以上のことを，母語話者からの特別な援助や配慮なしで達成できる状態
できた	その場面で期待される最低限の目的が，母語話者からの特別な援助や配慮がなくても達成できる状態
なんとかできた	その場面で期待される最低限の目的が，母語話者からの特別な援助や配慮（ゆっくり繰り返す，別の言葉で言い換える，相手の発話を辛抱強く待つ，相手の言いたいことを推測して確かめる，一部で相手の母語を使って説明する，など）を受けることでどうにか達成できる状態
もう一息	意思疎通がうまく成立しない，またはその場面で期待される最低限の目的も達成できたとはいえない状態

【生活上の行為の事例のリスト】

生活上の行為	4技能/情報	年月日	場所（教室名）	私の評価	指導者の評価
Ⅰ　健康・安全に暮らす					
01　健康を保つ					
(01)医療機関で治療を受ける					
01 隣人に容態を伝えて助言を求める	話聞			◎○△	◎○△
02 初診受付で手続をする	話聞読書			◎○△	◎○△
03 医者の診察を受ける	話聞			◎○△	◎○△
04 病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する	話聞			◎○△	◎○△
<医者とやりとりをする> 03 医者の診察を受ける 04 病気への対処法・生活上の注意などを質問し答えを理解する	話聞			◎○△	◎○△
(02)薬を利用する					
01 医療機関で処方せんをもらい，内容を確認する	話聞読			◎○△	◎○△
02 症状を説明し，薬を求める	話聞読			◎○△	◎○△
03 薬剤師等の「効能，用法，注意」の説明を理解する	話聞読			◎○△	◎○△

ポートフォリオ
～生活上の行為の事例のリスト～

自己評価やロールプレイの結果，さらに日常生活の中でどのように日本語を使っているか，どのような日本語を学んだかということを記録するファイルとして日本語学習ポートフォリオを提示している。

②対象

基本的には指導者との話し合いや協力者の協力を得たりしながらも，学習者が活用することを想定している。

③活用の仕方

基本的には，学習者が自分にできるようになったことを確認したり，これからの日本語学習の目標や計画を立てる際に活用したりすることを想定している。そのほかにも指導者が学習者と一緒に日本語学習の目標や計画を立てたり，教室活動を考えたりする際，学習者が日本語でできることを協力者が確認したりする際に活用することを想定している。

なお，ここでの能力評価は，日本語教育プログラムの一環として行われるものであり，例えば，教室活動で学んだことが，「よくできた」「できた」という評価を得られれば，学習者は達成感を感じるだけでなく，その達成感が継続的な日本語学習の意欲につながると考えられる。

また，「なんとかできた」という評価の場合は，コミュニケーションを達成させるために，どのような配慮が必要

だったかということを振り返ることで，学習課題として残っていることを知ることができる。また，教室活動を離れて，今，学習者が一人でその生活上の行為を行うためには，本人にどのような準備が必要なのか，周りのどのような手助けが必要なのかについて考える材料になる。「もう一息」は，その生活上の行為が学習者にとって優先順位が高いものであれば，再度日本語教育プログラムの中に組み込まれるべきものであることになる。

また，日本語学習ポートフォリオによる記録をうまく活用することで指導者間での引き継ぎが可能となり，学習者が教室を移動しても，継続的に日本語を学べることが期待される。

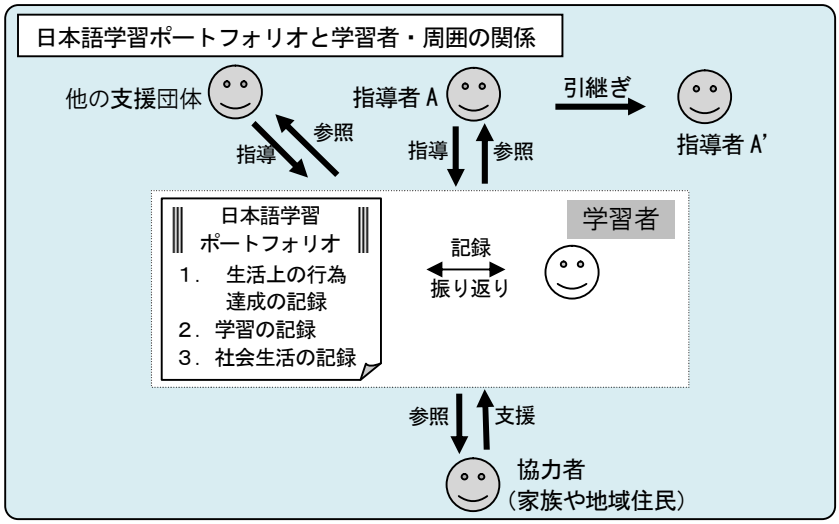

※「生活者としての外国人」に対する日本語教育　ハンドブック（試行版）より転載。

［３－７　日本語能力試験について］

日本語能力試験（Japanese-Language Proficiency Test）

［目的］日本国内及び海外において，日本語を母語としない者を対象として，日本語能力を測定し，認定すること

［主催］公益財団法人日本国際教育支援協会，独立行政法人国際交流基金が主催

［実施］国内では公益財団法人日本国際教育支援協会が実施し，海外では独立行政法人国際交流基金（台湾では財団法人交流協会と共催）が各地の実施共催機関の協力を得て実施

［テストの構成］

Ｎ１…言語知識（文字・語彙・文法）と読解【110 分】，聴解【60 分】
Ｎ２…言語知識（文字・語彙・文法）と読解【105 分】，聴解【50 分】
Ｎ３…言語知識（文字・語彙）【30 分】，言語知識（文法）・読解【70 分】，聴解【40 分】
Ｎ４…言語知識（文字・語彙）【30 分】，言語知識（文法）・読解【60 分】，聴解【35 分】
Ｎ５…言語知識（文字・語彙）【25 分】，言語知識（文法）・読解【50 分】，聴解【30 分】

［認定の目安］

表２３

レベル	各レベルの認定の目安を［読む］［聞く］という言語行動で表します。それぞれのレベルにはこれらの言語行動を実現するための言語知識が必要です。
Ｎ１	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる ［読む］・幅広い話題について書かれた新聞の論説，評論など，論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで，文章の構成や内容を理解することができる ・さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで，話の流れや詳細な表現意図を理解することができる。 ［聞く］・幅広い場面において自然なスピードの，まとまりのある会話やニュース，講義を聞いて，話の流れや内容，登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり，要旨を把握したりすることができる。
Ｎ２	日常的な場面で使われる日本語の理解に加え，より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる ［読む］・幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説，平易な評論など，論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。 ・一般的な話題に関する読み物を読んで，話の流れや表現意図を理解することができる。 ［聞く］・日常的な場面に加えて幅広い場面で，自然に近いスピードのまとまりのある会話やニュースを聞いて，話の流れや内容，登場人物の関係を理解したり，要旨を把握したりすることができる。

Ｎ３	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる ［読む］　・　日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を読んで，理解することができる。 ・　新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。 ・　日常的な場面で目にする範囲の難易度がやや高い文章は，言い換え表現が与えられれば，要旨を理解することができる。 ［聞く］　・　日常的な場面で，やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて，話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
Ｎ４	基本的な日本語を理解することができる ［読む］　・　基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を読んで理解することができる。 ［聞く］　・　日常的な場面で，ややゆっくりと話される会話であれば，内容がほぼ理解できる。
Ｎ５	基本的な日本語をある程度理解することができる ［読む］　・　ひらがなやカタカナ，日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文，文章を読んで理解することができる。 ［聞く］　・　教室や身の回りなど，日常生活の中でもよく出会う場面で，ゆっくり話される短い会話であれば，必要な情報を聞きとることができる。

［日本語能力試験のメリット］

①日本の出入国管理上の優遇措置を受けるためのポイントがつきます。

・　「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度」で日本語能力試験Ｎ１合格者は，１０ポイントがつきます。ポイントの合計が７０点以上の場合に，出入国管理上の優遇措置が与えられます。

②日本の医師等国家試験を受験するための条件の一つです。

・　海外において医師等の免許を持っている人が，日本の医師等の国家試験を受験するためには，日本語能力試験Ｎ１の認定が必要です。(※日本語能力試験Ｎ１が受験資格になっているほかの国家試験…歯科医師，看護師，薬剤師，保健師，助産師，診療放射線技師，歯科衛生士，歯科技工士，臨床検査技師理学療法士，作業療法士，視能訓練士，臨床工学技士，義肢装具士，救命救急士，言語聴覚士，獣医師)

③日本の准看護士試験を受験するための条件の一つです。

・　海外の看護師学校養成所を卒業した人が，日本の准看護士試験を受験するためには，日本語能力試験Ｎ１の認定が必要です。准看護士試験は都道府県ごとに行われています。

④日本の中学校卒業程度認定試験で一部の試験科目の免除が受けられます。

・　外国籍等の受験者の場合，日本語能力試験Ｎ１かＮ２の合格者は，国語の試験が免除されます。

⑤ＥＰＡに基づくベトナムからの看護師・介護福祉士の候補者選定の条件の一つです。

・　日本とベトナムのＥＰＡ（経済連携協定）に基づき，ベトナムから来日する看護師・介護福祉士の候補者は日本語能力試験Ｎ３以上の認定が必要です。

グラフ５５　日本語能力試験受験者数の推移

※縦軸（左）…受験者数（単位：人）
縦軸（右）…実施都市数（単位：都市）

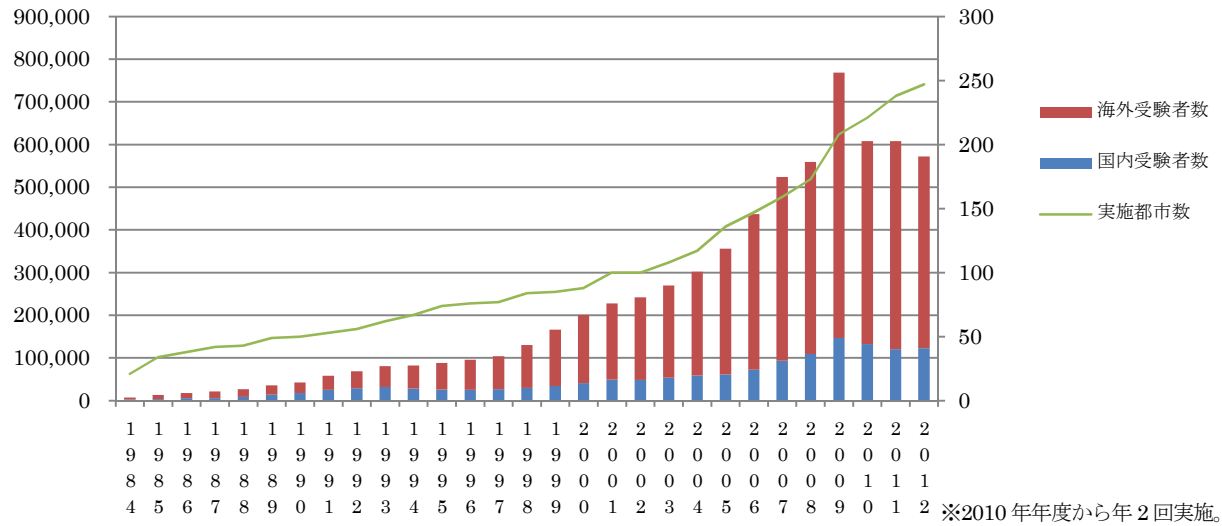

※2010年年度から年２回実施。
※日本語能力試験ＨＰより転載

［３－８　とよた日本語能力判定について］

・　とよた日本語能力判定は，学習者が適切な教室に参加できるように，また学習者が自分の日本語能力の状況を知り目標を意識し，学習成果の手ごたえを得られるようにすることを目的としています。

　そのために学習者自身に評価に参加してもらうことが重要です。成績をつけるために勝手に教師がテストするというのとは違います。学習者のための評価ですから，まず自分で日常生活の中で何ができて何が難しいのか，どんなことができるようになりたいのかCan-do statementsという「…ができます」リストに記入していきます。そして，実際に聞いたり話したり，読んだり書いたりしながら，今どのレベルにいるのか４技能別に判定していきます。

・　レベルを判定する際には，たくさん言葉を知っているとか，正確に覚えているかといった観点ではなく，実際にやりとりしてどのくらいコミュニケーションが成り立つか，言いたいことが伝わるかという観点からみていきます。相手の言っていることがわかるかどうかを測る「聞く」問題では，どのくらい学習者にわかりやすい言い方をすれば理解できるのかをやりとりの中で測ります。「話す」問題では，身近な話題から次第に慣れない話題に，単純な受け答えから説明したり，面倒な交渉をしたりできるかどうかを段階的に確認していきます。「読む」問題も，書く人がどのくらいやさしく書けば理解できるのかという観点からみていきます。「書く」問題も，どのくらい読み手が歩み寄って推測すれば通じるのかを調べます。つまり，支援の状況に応じて変わる能力を柔軟にみていこうと考えています。

・　これまでの日本語の能力を測るテストには，読み書き能力が必要なものがほとんどでしたが，とよた日本語能力判定では，日本語が読めなくても受けられるように，絵を使うなど工夫しました。指示の文などは学習者の読める言語，たとえばブラジルの方にはポルトガル語で表示しました。同様に，判定結果も「何ができる」レベルなのか，学習者の言語でお知らせします。

○対象者判定

　教室開設の判断やクラス分けのために「聞く」「話す」「読む」「書く」の４技能別に判定テストを行い，１レベル以下か２レベル以上かを判定します。４つのうちいずれかが０，１レベルであれば，本システムの支援対象者として認定します。現在，ポルトガル語，スペイン語，中国語（簡体字），中国語（繁体字），英語，タガログ語，タイ語，ベトナム語，インドネシア語版の９言語が用意されています。

○レベル判定

　「聞く」「話す」「読む」「書く」の４技能別に０レベルから４レベルまでの判定を行います。受験者である外国人にとっては現状の自分の日本語能力レベルを把握するとともに，学習成果の確認に役立ちます。企業などにとっては，採用基準，人事考課等への活用が期待できます。現在，ポルトガル語，スペイン語，中国語（簡体字），英語の４言語が用意されています。

○テストの構成

can-do-statements	日本語でどんなことができるかを確認するチェックリストです。「日本語であいさつができる」などと母語で書かれたリストに受験者自身が４段階でチェックをしていきます。
聞く・話す判定	「インタビュー」「ロールプレイ」「絵を見て話す」の各タスクから成るテストです。
読む・書く判定	「読む」「書く」能力について，筆記テストで判定を行います。

※　対象者判定については広く実施していただくために，実施上の注意点や質問項目などを載せた『とよた日本語能力判定対象者判定の手引き』を公開しています。レベル判定は受験者の能力を認証する試験ですので，非公開としています。

○結果

　結果は２種類のテストともにとよた日本語能力レベルに基づいた具体的な行動記述とともに示して，とりまとめ団体や個人にお渡しします。

表２４　とよた日本語能力レベル

レベル	段階	内容
6	熟　達　段　階	より抽象的な議論が日本語を用いてできる。
5	深　化　段　階	効果的なコミュニケーションが日本語を用いてできる。
4	拡　大　段　階	より多くの領域で日本語を用いてコミュニケーションができる。
3	自　立　段　階	自立して自分の身の周りの社会参加が日本語を用いてできる。
2	要　支　援　段　階	周囲の支援に基づいて基礎的な社会参加が日本語で行える。
1	基　礎　段　階	限られた単語を理解したり，話す・書くことができる。
0	未　学　習　段　階	日本語を話したり聞いたりすることがほとんどできない。

※この基準は次のようなとき役に立ちます。

・企業が雇用する外国人の日本語レベルを知りたいとき　　・日本語教室でレベルに応じたクラス分けをしたいとき

・日本語学習の成果をはかりたいとき　　・外国人が自分の日本語能力レベルを知りたいとき

※とよた日本語学習支援システムＨＰより転載

［３－９　ＢＪＴビジネス日本語能力テストについて］

［目的］ ビジネス場面で必要とされる日本語コミュニケーション能力を測定するテストです。

［主催］ 公益財団法人漢字能力検定協会

［実施］ 国内では平成 25 年度については東京，横浜，名古屋，京都，大阪，福岡，大分で実施。海外では，中国では中国教育部考試中心（試験センター）が 15 都市，HKU SPACE が 1 都市，タイでは泰日経済技術振興協会付属語学学校が 1 都市，アメリカでは JAIMS（Japan-America Institute of Management Science）が 1 都市，台湾では丸虎国際顧問有限公司が 1 都市，ベトナムではハノイ国家大学外国語大学が 1 都市，さくら日本語学校が 1 都市で実施。

［テストの構成］ 聴解テスト 35 題（50 分），複合テスト（聴解＋読解）30 題（30 分），読解テスト 35 題（40 分）の計 100 題（120 分）。

［志願者状況］ 2012 年度の志願者数は 4,107 人。2003 年度からの累計志願者数は 68,718 人。

［レベルガイドライン］ 結果は「合格／不合格」ではなく 0～800 点の点数制（スコア）で採点され，点数に応じて J1+～J5 の 6 段階のレベルで評価されます。

表２５

レベル	点数	
J1+	600～800 点	**どのようなビジネス場面でも日本語による十分なコミュニケーション能力がある。** ○日本語に関する正確な知識と運用能力がある。 ○どのようなビジネス会話でも正確に理解できる。 ○会議，商談，電話の応対などで相手の話すことが正確に理解できる。 ○対人関係に応じた言語表現の使い分けが適切にできる。 ○どのような社内文書やビジネス文書でも正確に理解できる。 ○日本のビジネス慣習を十分理解している。
J1	530～599 点	**幅広いビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある。** ○日本語の知識・運用能力に問題が一部あるが，意思疎通に支障はない。 ○幅広いビジネス会話が正確に理解できる。 ○会議，商談，電話での応対などで相手の話すことがおおむね理解できる。 ○対人関係に応じた言語表現の使い分けがある程度できる。 ○日常的な社会文書やビジネス文書が正確に理解できる。 ○日本のビジネス慣習をおおむね理解している。
J2	420～529 点	**限られたビジネス場面で日本語による適切なコミュニケーション能力がある。** ○日本語の知識・運用能力に問題が一部あり，意思疎通を妨げることがある。 ○日常のビジネス会話がおおむね理解できる。 ○会議，商談，電話での応対などで相手の話すことがある程度理解できる。 ○対人関係に応じた言語表現の使い分けが少しできる。 ○日常的な社内文書やビジネス文書がおおむね理解できる。 ○日本のビジネス慣習に対する理解がある程度ある。
J3	320～419 点	**限られたビジネス場面で日本語によるある程度のコミュニケーション能力がある。** ○日本語の知識・運用能力に問題があり，意思疎通を妨げることが多い。 ○日常のビジネス会話の簡単なものがおおむね理解できる。 ○会議，商談，電話での応対などで相手の話すことが少し理解できる。 ○対人関係に応じた言語表現の使い分けが断片的にできる。 ○日常的な社内文書やビジネス文書の基本的なものがある程度理解できる。 ○日本のビジネス慣習に対する理解が少しある。
J4	200～319 点	**限られたビジネス場面で日本語による最低限のコミュニケーション能力がある。** ○日本語の知識・運用能力に問題が多く，意思疎通ができることが少ない。 ○ゆっくり話された簡単なビジネス会話がおおむね理解できる。 ○対人関係に応じた言語表現の使い分けはできない。 ○日常的な社内文書やビジネス文書の基本的なものが断片的に理解できる。 ○日本のビジネス慣習に対する理解が断片的にある。
J5	0～199 点	**日本語によるビジネスコミュニケーション能力はほとんどない。** ○断片的な日本語の知識しかなく，日本語の運用能力はきわめて不十分である。 ○ゆっくり話された簡単な会話が部分的にしか理解できない。 ○日常的な社内文書やビジネス文書は理解できない。 ○日本のビジネス慣習に対する理解がない。

［メリット］

・外国人が日本に入国するための「在留資格認定証明書交付申請」において，本試験の結果を日本語能力試験と同様に審査の参考として活用できます。（在留資格「留学」については，本試験 400 点以上。）

グラフ５６　受験理由

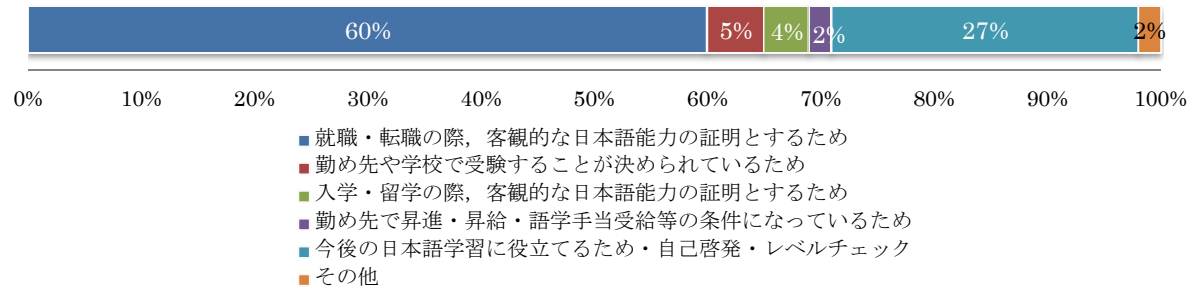

※公益財団法人漢字能力検定協会ウェブサイトより転載

［３－１０　日本留学試験について］

［目的］外国人留学生として，我が国の大学（学部）等に入学を希望する者について，日本語力及び基礎学力の評価を行う。

［主催］独立行政法人日本学生支援機構が，文部科学省，外務省，大学及び国内外の関係機関の協力を得て実施する。

［実施］国内について，北海道，宮城県，群馬県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，富山県又は石川県，静岡県，愛知県，京都府，大阪府，兵庫県，岡山県又は広島県，福岡県及び沖縄県で実施。国外についてインド，シンガポール，スリランカ，タイ，台湾，フィリピン，香港，マレーシア，ミャンマー，モンゴル，ロシアで実施（1 都市）。インドネシア，韓国，ベトナムでは 2 都市で実施。

［テストの構成］

日 本 語…読解，聴解・聴読解で 400 点，記述で 50 点。（125 分）

理　　科…200 点（80 分）

総合科目…200 点（80 分）

数　　学…200 点（80 分）

表２６　［日本留学試験利用校］

	国立	公立	私立	合計
大学総数（＊1）	82	80	579	741
利用大学数	80	48	284	412
大学利用率	98%	60%	49%	56%
大学院	6	9	28	43
専修学校				50
短期大学総数（＊2）	0	18	333	351
利用短期大学数		7	72	79
短期大学利用率		39%	22%	23%
高等専門学校総数	51	3	3	57
利用高等専門学校数	51	0	0	51
高等専門学校利用率	100%	0	0	89%

＊1…通信制のみの大学，大学院大学，募集停止を除く。

＊2…募集停止を除く。

グラフ５７　［受験者数の推移］

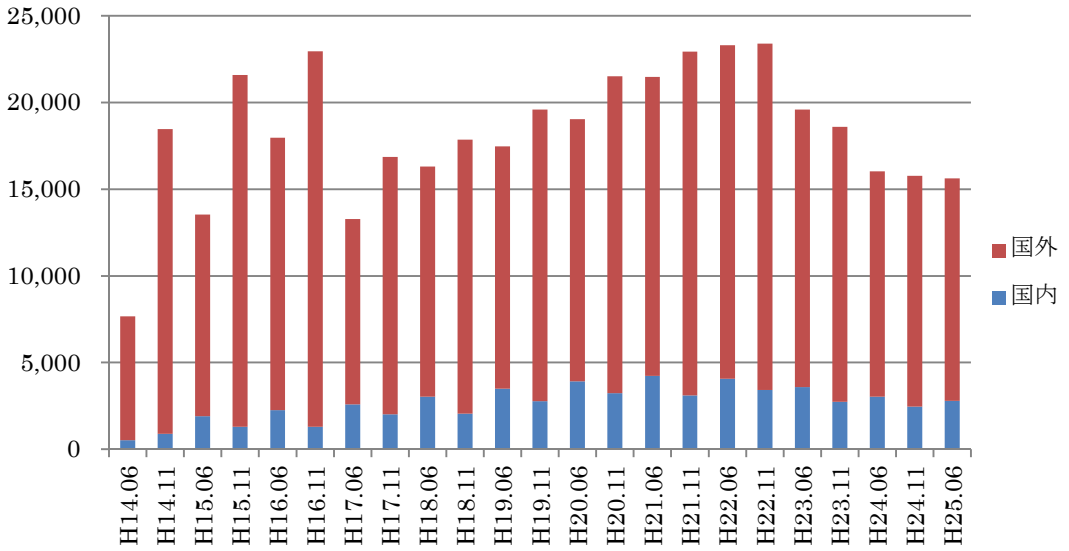

※独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイトより転載。

論点４　カリキュラム案等の活用について

①論点４の概要（※「論点整理」p.24 から転載。）

○　文化庁のカリキュラム案等が地域の日本語教育推進上の「よりどころ」として活用されるよう周知を工夫するとともに，その効果を検証，改善し，再び提供するＰＤＣＡサイクルを構築していく方策の検討が必要。

②論点４に関する意見

～論点４に関する意見のまとめ～

・　カリキュラム案等の活用について，研修を実施したり，モデルを作成したりするほか，カリキュラム案等について指導する人材の確保や生活者事業を通して広く活用してもらうことや，コーディネーターによる日本語教育実施団体へのフォローなど多面的に検討を行っていく必要があるのではないか。その際，カリキュラム案等の活用状況や改善に関する希望について継続的に実態把握を行うことが必要である。

　また，カリキュラム案等の活用のターゲット（対象や活用の仕方等）を明確にする必要があるのではないか。その上で，その内容や示し方等の改善について検討することが必要ではないか。

～論点４に関して挙げられた意見～

（カリキュラム案等の内容とその理解について）

・　カリキュラム案等の５点セットは，多くのボランティアや日本語教師，自治体職員には難解であり，存在や活用法についての理解は余り進んでいないと思われる。勉強会などが必要ではないか。　※［４－３］（79～81 ページ）参照。

・　教材例集なども手軽に利用してもらえるようなモデルがあるとよいのではないか。また，カリキュラム案等を参考にした教材等の一覧を作成するなど，活用しやすくするべきではないか。　※［４－３］（79～81 ページ）参照。

・　カリキュラム案等の内容は，地域差を扱っておらず，また余り季節感がないなど，現場ではそのままでは使いにくい部分がある。

・　地域における日本語教室でカリキュラム案等を活用している実践例は少ない。また，地域における日本語教育については，その教室の目的やプログラム，日本語教師の教え方，学習者の背景や学習経験などによって，その実践の在り方も大きく異なる。それらを含めた形で実践例を描き出していかないといけないのではないか。　※［４－３］（79～81 ページ）参照。

・　生活に必要な日本語も大事ではあるが，学習者の中には，文法を学びたいという学習者もいる。文法項目を中心に組み立てていない日本語会話の学習は重要と思わない人も多い。

（カリキュラム案等の活用について）

・　カリキュラム案等の活用方法について教えられる人が不十分ではないか。

・　カリキュラム案等が広く活用されていないのは，その存在を知らないからではないか。ただし，地域における日本語教室において，従来からのやり方を変えるということは大変である。新たにカリキュラム案等を参考にして日本語教育を行うことは，なかなか難しいのではないか。　※［４－３］（79～81 ページ）参照。

・　「能力評価」について，学習者が移動しても継続的に日本語学習を行えるようにするために日本語学習ポートフォリオを開発したが，その活用については，活用の具体例の提示を含めて丁寧に伝えていく必要があるのではないか。また，使いにくい部分がないか検証が必要ではないか。※再掲（論点３②）

・　カリキュラム案等ありきで，カリキュラム案等を広く活用してもらうという観点ではなく，各地の課題ややりたいことに寄り添い，今後の事業等の展開を一緒に考えていく中で，カリキュラム案等をどのように使うことができるか伝えていくという観点が大事ではないだろうか。単に「使い方を伝える」という観

点で物事を進めると「使いにくい」「使えない」という受け止め方をされるだけで終わってしまうのではないだろうか。　※［４－３］（79～81 ページ）参照。

（文化庁事業等を活用したカリキュラム案等の活用について）

・　カリキュラム案等を広く活用してもらうためには，コーディネーターによるフォローが必要であり，かつすぐに成果は出てくるわけではないので複数年度のモデル事業のスキームが必要である。
・　５点セットの活用については，「生活者としての外国人」のための日本語教育事業などの文化庁事業について広く知ってもらい，理解が深まることによって，その成果が活用されていくのではないか。

（カリキュラム案を活用する対象の絞り方について）

・　カリキュラム案等で示している考え方などは，既に似たような考え方で実践しているところもある。これから日本語教室を立ち上げ，新たに日本語教育を行おうとしているところであったり，既に日本語教室を行ってきているが，その活動内容の見直しを行おうとしているところにおいて有効であるのではないか。広く活用してもらうことを考える際に，ターゲット（対象や活用の仕方等）を明確にする必要があるのではないか。

（カリキュラム案等の改善について）

・　カリキュラム案等をボランティアの方々に使ってもらえるようにするためには，もう一工夫必要ではないか。　※［４－３］（79～81 ページ）参照。
・　カリキュラム案等をボランティア等により有効に活用してもらうためには，最初に細かく作り込んでしまうのではなく，それぞれの地域でどう作り上げていくかという発想が持てるように，大まかなものを示すのがよいのではないか。

③論点４に関する状況等のデータ

［論点４に関する状況等のデータの一覧］

４－１　カリキュラム案等の５点セットについて
４－２　カリキュラム案等の「想定される利用者」について
４－３　カリキュラム案の周知・活用の支援について（日本語教育大会，日本語教育研究協議会）

［４－１　カリキュラム案等の５点セットについて］

～背景・課題～

【グローバル化】
・グローバル化が進展し，人の国際的な移動も活発化
・日本に在住する外国人数の増加
約 108 万人（平成 2 年末）　⇒　約 204 万人（平成 24 年末）
・日本国内の日本語学習者数の増加
約 6 万人（平成 2 年末）　⇒　約 14 万人（平成 24 年末）

【目的に対応した日本語教育の必要性】
・生活上の基盤を形成する上で必要となる日本語教育（「生活者としての外国人」に対する日本語教育）の内容・方法が十分に確立されておらず，開発が必要。

～検討・提示～

日本語教育小委員会において，
＜どんな人に活用していただきたい？＞
・一義的には各都道府県，市町村における日本語教育担当者及びコーディネーター的役割を果たす人
＜どんな人に対応するために？＞
・「生活者としての外国人」（全ての外国人の生活の側面）
＜何をするのか＞
・生活上の基盤を形成する上で必要な日本語教育を行う際の内容・方法

目 的
言語・文化の相互尊重を前提としながら，「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り，生活できるようになること

目 標
日本語を使って
○健康かつ安全に生活を送る
○自立した生活を送る
○相互理解を図り，社会の一員として生活を送る
○文化的な生活を送る
ことができるようにすること

指導者について　**教室活動の内容について**　**学習者について**

教室活動のデザインと参加　　参加

行動・体験中心の教室活動への参加による
日本語学習，相互理解

指導力評価

◎実践の振り返り・点検・改善から，実践者のコミュニティの形成へ

【内容】
日本語教育プログラムの実践をＰＤＣＡサイクルの観点から振り返るための資料として

○指導力評価項目一覧（実際にはそれぞれの現場の状況や指導者の状況に応じて，必要な項目のみ選択して活用）
○日本語教育プログラムの実践や研修受講の記録の様式
○研修のプログラム例

などを掲載しています。

作成：平成 25 年 2 月 18 日

カリキュラム案

◎教室活動で取り上げる内容を考える材料の提示

【内容】
「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容として

○来日間もない外国人が生活上の基盤を形成する上で必要であると思われる生活上の行為
○生活上の行為の学習項目の要素（能力記述，場面，やり取りの例，機能，文法，４技能に関する情報）

などを掲載しています。

作成：平成 22 年 5 月 19 日

ガイドブック

◎カリキュラム案の内容を地域や外国人の状況に合わせるときのポイントの解説

【内容】
カリキュラム案の内容を地域や外国人の状況に合わせて実施するときのポイントとして

○カリキュラム案における言語・言語習得の考え方
○カリキュラム案の活用及び指導方法に関するポイント
○日本語教育プログラムの作成手順
○活動方法の例の具体的内容

などを掲載しています。

作成：平成 23 年 1 月 25 日

教材例集

◎行動・体験中心の教材の例示

【内容】
カリキュラム案で取り上げている生活上の行為を取り上げ，行動・体験中心の教室活動で用いる教材を例示しています（教室活動の展開や工夫の仕方を説明した指導ノート付き）。

※教材例集は文化庁ＷＥＢサイトからダウンロードし編集して使用することができます。

作成：平成 24 年 1 月 31 日

能力評価

◎振り返りの方法とポートフォリオの提示～やったことを確認して記録する

【内容】
学習者の自己評価に加えて，日本語能力を把握する方法と，学習成果を記録し蓄積するファイルである日本語学習ポートフォリオを提示しています。

※能力評価は日本語教育プログラムの一環として行うものです。

作成：平成 24 年 1 月 31 日

※「生活者としての外国人」に対する日本語教育　ハンドブック（試行版）より転載。

［４－２　カリキュラム案等の「想定される利用者」について］

「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」

平成２２年５月１９日　文化審議会国語分科会

３　想定される利用者

最後に，標準的なカリキュラム案の開発に当たって日本語教育小委員会が想定した利用者について説明する。

「生活者としての外国人」に対する日本語教育について，第８期日本語教育小委員会で整理した国，都道府県，市町村の役割分担では，国は標準的な内容・方法を示すこと，各都道府県は域内の実情に応じて日本語教育の体制・内容を検討・調整すること，市町村は，現場の実情に沿って具体的に編成・実施することとされた。

国が示す標準的なカリキュラム案は飽くまで指針であり，上述の役割分担を踏まえ，各都道府県及び市町村にといては，標準的なカリキュラム案で示された日本語教育の内容に適宜修正を加え，各地域の実情に合わせて実施する必要がある。そのため，国が示す標準的なカリキュラム案の一義的な利用者は，各都道府県，市町村における日本語教育担当者であり，各地域において日本語教育のコーディネーター的役割を果たす人を想定している。それは例えば，自治体の国際交流協会の担当者等である。

そのほかにも，各都道府県，市町村において，日本語教育施策や事業の企画を行う際に参考としたり，教室活動を行う際に，利用し，参考としたりすることが望まれる。

なお，各地域において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の具体的なカリキュラムを編成し，日本語教育プログラムを実施する際には，地域における日本語教育に精通した専門家の助言を受けることが望ましい。さらに，これら専門家も地域日本語教育プログラムに直接かかわることが期待される。

［４－３　カリキュラム案等の周知・活用の支援について（日本語教育大会，日本語教育研究協議会）］

日本語教育大会

［目的］　日本語教育に関するシンポジウム及び報告会等を開催し，日本語教育に対する理解の増進を図り，もって，日本語教育の充実と推進に資する。

［主催］文化庁

［開催日］平成２５年８月３０日（金），３１日（土）

［会場］昭和女子大学（東京都世田谷区）

［構成・内容］

第１日目　※8 月 30 日（金）

時間	項目
開会挨拶・基調講演	文化庁長官による開会挨拶・基調講演
施策説明	文化庁・文部科学省における日本語教育施策の説明
審議状況の説明	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明
報告	「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を活用した取組の報告
パネルディスカッション	地域日本語教育と住民の社会参加 - 地域日本語教育の在り方を考える -

第２日目　※8 月 31 日（土）

時間	項目
ワークショップ	「生活者としての外国人」のための日本語教育ワークショップ 〇第一分科会 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案とは？ - 5 点セット早分かり - 〇第二分科会 行動・体験中心の活動を考えよう - 教材例集を活用するために - 〇第三分科会 私たちの日本語教室・日本語教育プログラムを点検してみよう！ - 指導力評価に関するチェックシートを活用してＰＤＣＡサイクルを回そう -
ポスターセッション	平成 24 年度「生活者としての外国人」のための日本語教育　事例発表ポスターセッション
成果共有・報告会	分科会・事例発表の成果共有・報告会

日本語教育研究協議会

［目的］　文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において平成 19 年より「生活者としての外国人」のための内容・方法に関する検討が行われ，平成２５年２月「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等のセットが完成した。この機をとらえ，各地の日本語教育指導者等に対し，一連の成果物の報告及び活用に向けた実践的なワークショップを開催することにより，日本語教育の充実と推進に資する。

［主催］文化庁

［開催日・会場］○北海道・東北　平成２５年１０月１２日（土）　宮城県仙台市
○東海・近畿　平成２５年１１月２日（土）　大阪府大阪市
○中国・四国・九州・沖縄　平成２５年１１月２３日（土）　福岡県福岡市

［構成・内容］

時間	項目
施策説明	文化庁における日本語教育施策の説明
審議状況の説明	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議状況の説明
報告	「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案等を活用した取組の報告
ポスターセッション	平成 24 年度「生活者としての外国人」のための日本語教育　事例発表ポスターセッション
ワークショップ	「生活者としての外国人」のための日本語教育ワークショップ ○第一分科会 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案とは？ - 5 点セット早分かり - ○第二分科会 行動・体験中心の活動を考えよう - 教材例集を活用するために - ○第三分科会 私たちの日本語教室・日本語教育プログラムを点検してみよう！ - 指導力評価に関するチェックシートを活用してＰＤＣＡサイクルを回そう -
成果共有・報告会	分科会・事例発表の成果共有・報告会

［日本語教育大会，日本語教育研究協議会（仙台，大阪，福岡）の参加者について］

表２７　（日本語教育大会・日本語教育研究協議会）

東京	仙台	大阪	福岡
第１日目　434 名 第２日目　211 名	76 名	114 名	116 名

（分科会）

	東京	仙台	大阪	福岡
第１分科会	72 名	29 名	59 名	58 名
第２分科会	90 名	18 名	30 名	37 名
第３分科会	49 名	11 名	25 名	23 名

表２８　アンケートの結果（カリキュラム案等５点セットについて）

	東京		仙台		大阪		福岡	
現在も活用している	17	17%	2	5%	9	11%	4	4%
今後活用してみたい	47	47%	25	66%	49	61%	52	57%
もっと詳しく知りたい	28	28%	11	29%	15	19%	28	31%
活用は考えていない	7	7%	0	0%	7	9%	6	7%
活用しない・できない	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%

カリキュラム案等５点セットの内容や構成，活用方法等に関する意見について

【活用について】

・今までの教科書中心の教え方を考え直す参考資料としたい。／・チェックリストとして活用するのに便利である／・想定外の観点，アクセス方法がある。／・考え方，運用の仕方，手順が理解できたが，持って帰って実施しようとするとき，現状と照らし合わせると学習者のレベルや指導者側の問題で具体的なイメージが描きにくい。／・生活の中で最低限必要なものは図解して，各地域は外国人に配布してはどうか。

【構成について】

・教案にバリエーションが欲しい。／５言語に翻訳されている部分があるが，タイ語，ベトナム語等ほかの言語も必要。／内容の理解に苦労するので，もっとブレイクダウンした形で分かりやすい，取っつきやすい冊子にしてほしい。

【量について】
・読み込むのにかなりの労力が必要。／・５点セットを１～２冊にまとめてほしい。／・量が多く直感的ではない。／・量があって使いにくそう。
【デザインについて】
・分冊ごとに色分けするなど，区別しやすくして欲しい。／・もう少し読みたくなるような表紙にしてほしい。
【ＨＰの活用について】
・文化庁ＨＰに意見を寄せられるようにしてほしい。／・ダウンロードして個別に編集できるのがよい。
【コメント】
・様々な使い方ができることが分かったが問題も多いか。

表２９　アンケートの結果（ハンドブック（試行版）について）

	東京		仙台		大阪		福岡	
分かりやすい	76	92%	19	73%	42	82%	44	77%
分かりにくい	7	8%	7	27%	9	18%	13	23%

ハンドブックの内容等に関する意見について
【量について】
・ダイジェスト版のようで分かりやすい。／・薄くて良い。／・情報量，文字量が多い。／・文字が多過ぎる。
【構成について】
・書き込みスペースが必要。
【内容について】
・ポートフォリオの説明が欲しい。／・言葉が固い。／・コラムは分かりやすいが，文章部分はお役所的。／・一つの実践事例を取り上げ，実際に冊子をどう活用しているかを示すとよい。／・外来語が多過ぎる。／・何から見たらいいか分からない。／・対象を明確にした方がよい。／・専門的すぎる。／・５冊を使う場面設定を具体的にすべき。
【デザインについて】
・色分けするなど，ぱっと引けるような工夫が欲しい。／・フォントが単調。／・５冊のタイトルが分かりにくい。

（３）日本語教育に携わる人材について

論点５　日本語教育の資格について

①論点５の概要（※「論点整理」p.24 から転載。）

○　日本語教育能力を判定する試験には日本国際教育支援協会の「日本語教育能力検定試験」があり，約２５年の歴史を持ち，平成２３年度の受験者は５，７３２人。
○　文化庁も日本語教育に関する人材育成を財政支援するとともに，平成２２年度からは「地域日本語教育コーディネーター研修」を直接実施するほか，平成２４年度中には指導力評価について取りまとめる。
○　現行の枠組みや取組では不十分であり，想定される資格がその点をどのように克服するものか具体的な検証が必要。その上で，次のような点に関して十分な議論が必要。

・　新たな資格を作るのがよいか，それとも既にあるものをより充実したり，活用したりする方向で議論するのがよいか。
・　日本語教育指導者は多様であり，統一的な資格を作ることは可能か，また，適切か。
・　新たに専門性等によって一定の線引きを行うことは，特に地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状に照らして問題ないか。
・　国が新たに資格を作れば，規制緩和の流れに逆行し，民業圧迫とならないか。

②論点５に関する意見

～論点５に関する意見のまとめ～

・　地域における日本語教育において，外国人がどのようなニーズを持っているかということを踏まえた上で，日本語教育に関する人材に求められる内容について整理することが必要である。
　また，実態として日本語教育に関する人材の基準は多様であり，地域によって日本語教室やそこで日本語を教える者，コーディネーターの捉え方は大きく異なるが，地域における日本語教育に関する新たな資格を設定することは適切か，さらに，ボランティア（日本語教育能力検定試験の合格者や大学で日本語教育について学んだ者等も含む）が大きな役割を担っている現状に照らして一定の線引きを行うことは，問題がないか検討が必要である。
　その上で，新たな資格を作るのがよいか，それとも既にあるものをより充実したり，活用したりするのがよいか検討が必要である。仮に新たな資格を作るとなった場合は，実施者についての検討が必要である。

～論点５に関して挙げられた意見～

（地域における日本語教育の多様性について）

・　地域における日本語教育については，その教室の目的やプログラム，日本語教師の教え方，学習者の背景や学習経験などによって，その実践の在り方も大きく異なることが多い。　※論点４　再掲
・　地域における日本語教育において，ボランティアの捉え方は地域や教室によっても差が大きく，現在，ボランティアが担っているのは質の保証ではなく，機会の提供であると捉えることが適当である。

（指導者等の選考の観点について）

・　各日本語教室における日本語指導者像は各団体の考えによるところが大きく，団体間で考えや意見の一致は困難である。さらに，個人により目的や意識の違いも見受けられる。
・　地域における日本語教育において，指導者選考の観点は多様である。例えば，授業実施に必要な能力として，資格のほか，授業を計画し，実施する力を授業プランと模擬授業により確認したり，既に実施している日本語教室などの事業に対する理解を求めたり，事業実施者が指定する研修会の受講を求めたり，教室運営などの事業に対する協力的な態度やチームワークを求めたりするなど，様々である。

（資格について）

・　日本語教育能力検定試験について，学習者の学習ニーズが多様化したことを受け，平成２３年に内容の一部改定を行い，基礎を中心に出題することとしている。　※［５－１］（83～86 ページ）参照
・　日本語教育全般に共通する基礎の部分だけでなく，地域における日本語教育や留学生に対する日本語教

育などなの各分野で求められる知識や能力等について資格・認定が必要ではないか。また，民間に地域における日本語教育の資格がないことを考えると，公的に設けたとしても民業圧迫とならないのではないか。

・　地域における日本語教育で指導する際に必要とされる能力を評価する仕組み（試験等）があっても良いのではないか。

・　資格等について検討する際，日本語に関するニーズにはどのようなものがあり，指導者には何が求められるかということを整理した上で検討することが必要ではないか。

③論点５に関する状況等のデータ

［論点５に関する状況等のデータの一覧］

５－１　日本語教育能力検定試験（公益社団法人日本語教育学会認定）について
５－２　「指導力評価」について
５－３　地域日本語教育コーディネーター研修について
５－４　地域日本語教育専門家やコーディネーターに求められる知識・能力
５－５　地域日本語教育・支援に関わる人々に求められる資質・能力
５－６　日本語教育に関するコーディネーターの状況について

［５－１　日本語教育能力検定試験（公益社団法人日本語教育学会認定）について］

［目 的］

日本語教員となるために学習している者，日本語教員として教育に携わっている者を対象として，日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか，状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定することを目的とする。

［実施者］　公益財団法人 日本国際教育支援協会が実施する。

［後 援］　文化庁／大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所／独立行政法人国際交流基金／財団法人日本語教育振興協会／公益社団法人国際日本語普及協会

［試験の方法，内容等］

（１）受験資格…特に制限しない。

（２）試験の水準と内容　試験の水準：日本語教育に携わるにあたり必要とされる基礎的な知識・能力。
試験の内容：出題範囲は，別記のとおりとする。

［試験日］　平成25年度については平成25年10月27日（日）に実施。

［試験地］　札幌，仙台，東京，名古屋，大阪，広島，福岡（予定）

表３０

試験の構成・科目	解答時間	配点	測定内容
試験Ⅰ	90分	100点	原則として，出題範囲の区分ごとの設問により，日本語教育の実践につながる基礎的な知識を測定する。
試験Ⅱ	30分	40点	試験Ⅰで求められる「基礎的な知識」および試験Ⅲで求められる「基礎的な問題解決能力」について，音声を媒体とした出題形式で測定する。
試験Ⅲ	120分	100点	原則として出題範囲の区分横断的な設問により，熟練した日本語教員の有する現場対応能力につながる基礎的な問題解決能力を測定する。

表３１　［出題基準］次の通り。主要項目のうち，基礎項目は優先的に出題。ただし，全範囲に渡って出題されるとは限らない。

区分	主要項目（ゴシック＆下線は基礎項目）
１．社会・文化・地域	１．世界と日本 (1)諸外国・地域と日本　<u>(2)日本の社会と文化</u> ２．異文化接触 <u>(1)異文化適応・調整</u>　(2)人口の移動（移民・難民政策を含む。）　(3)児童生徒の文化間移動 ３．日本語教育の歴史と現状 <u>(1)日本語教育史</u>　(2)日本語教育と国語教育　<u>(3)言語政策</u>　(4)日本語の教育哲学

	(5)日本語及び日本語教育に関する試験　(6)日本語教育事情：世界の各地域，日本の各地域 ４．日本語教員の資質・能力
２．言語と社会	１．言語と社会の関係 (1)社会文化能力　(2)言語接触･言語管理　(3)言語政策　(4)各国の教育制度･教育事情　(5)社会言語学・言語社会学 ２．言語使用と社会 (1)言語変種　(2)待遇・敬意表現　(3)言語・非言語行動　(4)コミュニケーション学 ３．異文化コミュニケーションと社会 (1)言語・文化相対主義　(2)二言語併用主義（バイリンガリズム（政策））　(3)多文化・多言語主義　(4)アイデンティティ（自己確認，帰属意識）
３．言語と心理	１．言語理解の過程 (1)予測・推測能力　(2)談話理解　(3)記憶・視点　(4)心理言語学・認知言語学 ２．言語習得・発達 (1)習得過程（第一言語・第二言語）　(2)中間言語　(3)二言語併用主義（バイリンガリズム） (4)ストラテジー（学習方略）　(5)学習者タイプ ３．異文化理解と心理 (1)社会的技能･技術（スキル）　(2)異文化受容･適応　(3)日本語教育･学習の情意的側面　(4)日本語教育と障害者教育
４．言語と教育	１．言語教育法・実技（実習） (1)実践的知識・能力　(2)コースデザイン（教育課程編成），カリキュラム編成 (3)教授法　(4)評価法　(5)教育実技（実習）　(6)自己点検・授業分析能力 (7)誤用分析　(8)教材分析・開発　(9)教室・言語環境の設定　(10)目的・対象別日本語教育法 ２．異文化間教育・コミュニケーション教育 (1)異文化間教育・多文化教育　(2)国際・比較教育　(3)国際理解教育　(4)コミュニケーション教育　(5)異文化受容訓練　(6)言語間対照　(7)学習者の権利 ３．言語教育と情報 (1)データ処理　(2)メディア／情報技術活用能力（リテラシー）　(3)学習支援・促進者（ファシリテータ）の養成　(4)教材開発・選択　(5)知的所有権問題　(6)教育工学
５．言語一般	１．言語の構造一般 (1)言語の類型　(2)世界の諸言語　(3)一般言語学・日本語学・対照言語学　(4)理論言語学・応用言語学 ２．日本語の構造 (1)日本語の構造　(2)音声・音韻体系　(3)形態・語彙体系　(4)文法体系　(5)意味体系　(6)語用論的規範　(7)文字と表記　(8)日本語史 ３．コミュニケーション能力 (1)受容・理解能力　(2)言語運用能力　(3)社会文化能力　(4)対人関係能力　(5)異文化調整能力

表３２　［各区分における測定内容］

区分	求められる知識・能力
１．社会･文化･地域	日本や日本の地域社会が関係する国際社会の実情や，国際化に対する日本の国や地方自治体の政策，地域社会の人びとの意識等を考えるために，次のような視点と基礎的な知識を有し，それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。 ・国際関係論・文化論・比較文化論的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・政治的・経済的・社会的・地政学的な視点とそれらに関する基礎的知識 ・宗教的・民族的・歴史的な視点とそれらに関する基礎的知識
２．言語と社会	言語教育・言語習得および言語使用と社会との関係を考えるために，次のような視点と基礎的な知識を有し，それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。 言語教育・言語習得について，広く国際社会の動向からみた国や地域間の関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 言語教育・言語習得について，それぞれの社会の政治的・経済的・文化的構造等との関係から考える視点とそれらに関する基礎的知識 ・個々人の言語使用を具体的な社会文化状況の中で考える視点とそれらに関する基礎的知識
３．言語と心理	言語の学習や教育の場面で起こる現象や問題の理解・解決のために，次のような視点と基礎的な知識を有し，それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。 学習の過程やスタイルあるいは個人，集団，社会等，多様な視点から捉えた言語の習得と発達に関する基礎的知識 言語教育に必要な学習理論，言語理解，認知過程に関する心理学の基礎的知識 ・異文化理解，異文化接触，異文化コミュニケーションに関する基礎的知識
４．言語と教育	学習活動を支援するために，次のような視点と基礎的な知識を有し，それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。 個々の学習者の特質に対するミクロな視点と，個々の学習を社会の中に位置付けるマクロな視点

	学習活動を客観的に分析し，全体および問題の所在を把握するための基礎的知識 ・学習者のかかえる問題を解決するための教授・評価等に関する基礎的知識
５．言語一般	教育・学習の対象となる日本語および言語一般について次のような知識・能力を有し，それらと日本語教育の実践とを関連づける能力を有していること。 現代日本語の音声・音韻，語彙，文法，意味，運用等に関する基礎的知識とそれらを客観的に分析する能力 一般言語学，対照言語学など言語の構造に関する基礎的知識 ・指導を滞りなく進めるため，話し言葉・書き言葉両面において円滑なコミュニケーションを行うための知識・能力

グラフ５８　日本語能力検定試験　応募者・全科目受験者・合格者数　推移

※単位：人

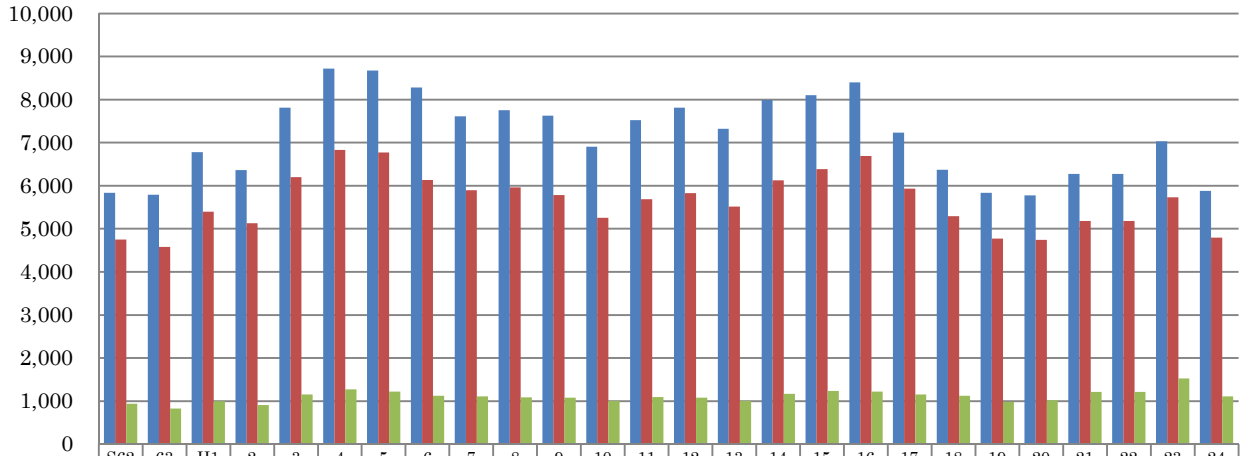

	S62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
応募者	5,837	5,794	6,783	6,367	7,815	8,723	8,673	8,282	7,614	7,755	7,624	6,906	7,526	7,809	7,319	7,989	8,103	8,401	7,231	6,374	5,837	5,773	6,277	6,277	7,034	5,877
全科目受験者	4,749	4,580	5,394	5,129	6,197	6,829	6,769	6,132	5,894	5,960	5,784	5,253	5,690	5,832	5,513	6,128	6,389	6,688	5,934	5,293	4,772	4,740	5,183	5,183	5,732	4,798
合格者	935	827	999	908	1,153	1,272	1,224	1,125	1,107	1,088	1,077	1,008	1,091	1,077	1,008	1,171	1,235	1,220	1,155	1,126	981	1,020	1,215	1,215	1,527	1,109

※　公益財団法人日本国際教育支援協会調べ

グラフ５９　日本語教育能力検定試験　全科目受験者年代別比　推移

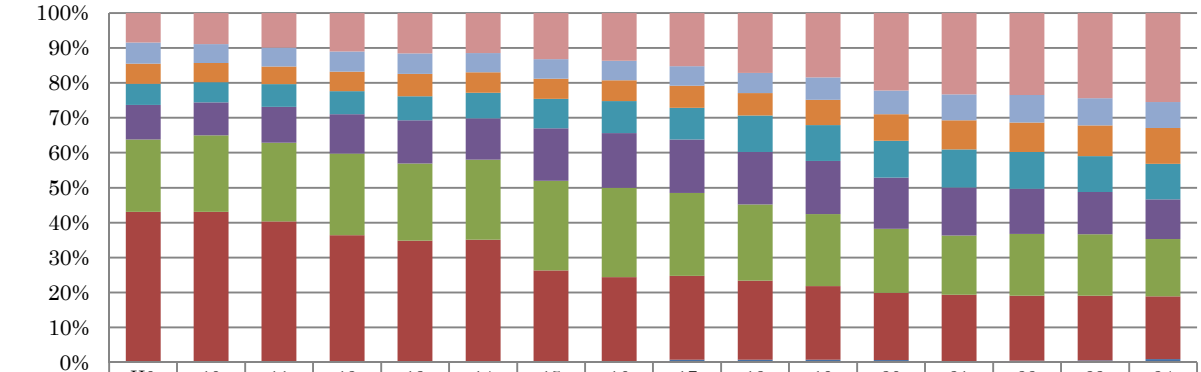

	H9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
50以上	487	468	562	642	640	702	843	913	906	909	881	1,052	1,208	1,311	1,400	1,225
45～49	352	284	308	338	323	338	356	373	327	307	306	322	385	441	442	356
40～44	333	287	289	326	354	359	371	401	376	338	346	361	433	471	509	490
35～39	348	306	368	383	378	450	539	613	537	550	488	499	562	586	584	488
30～34	575	493	583	659	680	724	959	1,045	907	796	725	693	715	722	697	545
25～29	1,195	1,153	1,287	1,359	1,215	1,402	1,638	1,709	1,411	1,153	985	868	875	985	1,005	787
20～24	2,494	2,262	2,293	2,125	1,923	2,153	1,655	1,606	1,421	1,200	1,005	911	983	1,041	1,060	863
20歳未満	0	0	0	0	0	0	28	28	46	40	36	34	22	27	35	44

※　公益財団法人日本国際教育支援協会調べ

表３３　日本語教育能力検定試験の受験者数と合格者数（都道府県別）

	H20		H21		H22		H23		H24	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
北海道	134	19	130	33	138	28	147	34	118	22
青森県	7	1	9	3	7	1	14	3	7	1
岩手県	21	5	10	3	19	5	15	4	12	3
宮城県	76	17	88	22	95	17	72	12	65	13
秋田県	6	3	8	3	17	4	10	3	18	6
山形県	5	1	12	1	10	4	9	1	7	1
福島県	7	0	19	3	21	5	17	4	15	1
茨城県	71	15	61	16	72	15	73	18	60	13
栃木県	38	9	46	4	56	8	53	20	43	10
群馬県	26	5	33	8	33	10	46	14	35	8
埼玉県	254	54	295	60	331	67	327	103	234	66
千葉県	270	51	322	62	305	73	309	79	287	56
東京都	958	229	1,109	287	1,193	274	1,244	402	1,064	265
神奈川県	484	100	515	124	578	144	584	166	473	109
新潟県	43	11	39	15	36	6	47	11	34	8
富山県	22	2	21	6	13	2	13	3	23	6
石川県	26	8	19	2	23	8	19	7	33	12
福井県	9	1	5	3	5	0	14	3	7	1
山梨県	12	3	20	5	22	5	36	7	19	2
長野県	43	11	40	8	50	15	45	9	35	8
岐阜県	35	6	51	4	57	8	52	7	46	14
静岡県	149	39	139	30	140	23	128	21	108	16
愛知県	325	77	338	82	382	79	344	88	334	97
三重県	46	11	59	14	65	9	51	11	42	4
滋賀県	42	6	50	10	48	17	46	12	51	11
京都府	192	42	156	34	180	42	201	47	182	48
大阪府	463	103	486	121	496	105	487	119	412	81
兵庫県	236	43	281	65	347	70	369	88	345	81
奈良県	67	15	68	16	76	17	69	15	64	17
和歌山県	26	1	19	2	19	2	28	8	25	3
鳥取県	4	0	4	2	5	0	5	0	8	3
島根県	9	3	9	1	7	1	7	2	5	1
岡山県	48	11	41	6	46	6	55	14	52	17
広島県	87	22	110	33	101	28	103	37	82	25
山口県	29	7	33	8	37	8	46	13	46	8
徳島県	11	0	10	3	10	1	11	4	7	0
香川県	27	4	38	9	37	6	33	10	17	4
愛媛県	18	6	30	6	19	5	21	8	14	2
高知県	10	1	17	5	17	0	13	2	13	3
福岡県	257	48	271	61	297	44	336	70	220	36
佐賀県	10	3	19	2	16	4	19	4	18	2
長崎県	23	5	27	7	21	3	41	6	17	5
熊本県	47	10	58	12	74	16	68	13	57	7
大分県	25	5	21	4	29	4	22	4	22	4
宮崎県	16	2	17	3	10	2	12	4	10	1
鹿児島県	36	4	21	5	30	3	29	7	22	5
沖縄県	17	1	29	2	26	3	79	10	21	3
合計	4,767	1,020	5,203	1,215	5,616	1,197	5,769	1,527	4,829	1,109

※　公益財団法人日本国際教育支援協会調べ。

［５－２　「指導力評価」について］

～実践の振り返り・点検・改善から，実践者のコミュニティの形成へ～

①内容　日本語教育プログラムの実践をＰＤＣＡサイクルから振り返るためのもの。

指導力評価項目一覧（簡略版）

Ｐｌａｎ－Ｄｏ－Ｃｈｅｃｋ－Ａｃｔｉｏｎの別	指導力評価項目
Ｐｌａｎ（企画）	
Ⅰ　地域や外国人の状況の把握	
	１．地域の外国人の状況の把握
	２．地域のリソース等の把握
Ⅱ　日本語教室の目的の設定・日本語教室の設置	
	３．日本語教室の目的の設定
	４．日本語教室の設置
Ⅲ　具体的な日本語教育プログラムの作成	
	５．学習内容の検討
	６．学習順序の検討
	７．学習時間の検討
	８．指導者・協力者の検討
	９．教室活動の検討
Ｄｏ（実施）	
Ⅳ　各地域の実情に応じた日本語教育の実施	
	１０．日本語教室の運営
	１１．カリキュラム案の理念に沿った日本語教育の実施
	１２．教室活動の記録・振り返り
Ｃｈｅｃｋ（点検）	
Ⅴ　日本語教育プログラムの点検	
	１３．日本語教育プログラムの状況の分析・課題の把握
Ａｃｔｉｏｎ（改善）	
Ⅵ　日本語教育プログラムの改善	
	１４．日本語教育プログラムの改善計画の作成・改善の実施

また，実践を振り返るチェックシートのほかに，日本語教育プログラムの実践や研修受講の記録の様式，研修のプログラム例を記載している。

②対象

行政や地域の関係機関との連携の下，日本語教育プログラムの実践に携わるコーディネーター，そして指導者を主な利用者として想定している。

③活用の仕方

指導力評価項目一覧はＰｌａｎ－Ｄｏ－Ｃｈｅｃｋ－Ａｃｔｉｏｎの四つの段階から構成されており，全部で 113 項目あるが，全ての人に全ての項目が必要なわけではない。日本語教室におけるそれぞれの役割に合わせて必要な項目を選択し，指導力評価に関する自分用のチェックシートを作成してください。

参考として，指導者を始めて３か月のＡさん，３年のＢさん，コーディネーターを始めて３か月のＣさん，３年のＤさんを例として取り上げ，どのようなチェックシートを作ればよいかということを示している（指導力評価 p.30～39）。

また，一人でじっくりと自分の実践を振り返る時間も大事ですが，チェックシートや研修受講の記録を見せ合い，お互いに気付いたことについて意見交換をしたり，指導力の向上の役に立ったことについて情報交換したりすることも有益である。

さらに，個々人の指導力の向上だけでなく，日本語教育プログラムの点検や改善にも役立ててください。

指導力評価に関する項目一覧は文化庁 WEB サイトからダウンロードして，パソコン上で加工し，記録をすることができるようになっている。

研修プログラムの例

例3）地域の実情に応じた日本語教室の設置に向けて

対象　地域日本語教育コーディネーター

目的　地域の状況に応じた日本語教室を新たに立ち上げる上で，必要な能力を身に付ける。（特に必要な行政や関係機関等との連携体制のあり方について）

内容
○地域や外国人の状況の把握
・地域の外国人の状況の把握の方法
・地域のリソース等の把握
○日本語教室の目的の設定・日本語教室の設置の考え方
・日本語教室の目的の設定
・日本語教室の設置
○具体的な日本語教育プログラムの作成

流れ

（1日目）

10:00～	説明	オリエンテーション
	講義①	地域や外国人の状況の把握について
	講義②	学習者の状況の把握の方法及び留意点について
	講義③	学習者のニーズの把握の方法及び留意点について
12:00～		（休　憩）
13:00～	講義④	地域のリソース等の把握の方法について
14:00～	講義⑤	日本語教室の目的の設定・日本語教室の設置における留意点について
15:00～	演習①	日本語教室の運営に当たって必要な連携について考える
16:30～17:00	まとめ	課題提示（課題：地域や外国人の状況の把握），1日目の振り返り

（2日目）

10:00～	説明	オリエンテーション
	演習②	地域や外国人の状況に応じた日本語教室の目的について考える
	演習③	必要なリソース・連携体制について考える
12:00～		（休　憩）
13:00～	講義⑥	日本語教育プログラムの作成について
14:00～	事例紹介	他地域の日本語教育プログラムの紹介

※　「生活者としての外国人」に対する日本語教育　ハンドブック（試行版）より転載。

［５－３　地域日本語教育コーディネーター研修について］

［目的］

地域において日本語指導者に対する指導的な役割を果たしている者等を対象に,そのために必要な能力について理解を深め，その能力の向上を図る。

［１］**【現状把握・課題設定】**地域日本語教室の現状及び問題の把握と課題の設定

［２］**【ファシリテーション】**課題解決のプロセスの可視化による活動の推進

［３］**【連携（ネットワーク）】**組織内外との調整や地域・組織・人の力をつなぐことによる協働の推進

［４］**【リソースの把握・活用】**日本語教育のリソースの把握と課題に応じた適切な活用

［５］**【方法の開発】**「生活者としての外国人」に適した日本語教育の方法の開発

［開催日程］　※以下は平成 25 年度のスケジュール

研修Ⅰ：**【西日本地域】**平成 25 年 10 月 30 日（水曜日）～10 月 31 日（木曜日）

【東日本地域】平成 25 年 11 月 6 日（水曜日）～11 月 7 日（木曜日）

（実践活動期間：【西日本地域】【東日本地域】平成 25 年 11 月～平成 26 年 2 月）

研修Ⅱ：**【西日本地域】**平成 26 年 3 月 7 日（金曜日）

【東日本地域】平成 26 年 3 月 13 日（木曜日）

［対象者］

次のいずれかに該当する者で，地域日本語教育に関する経験を 3 年以上有し，地方公共団体（都道府県及び市町村(教育委員会を含む)），国際交流協会又は社会福祉協議会が推薦する者。

（１）地域において日本語指導者に対する指導的な役割を果たしている者。

（２）地方公共団体・国際交流協会・地域の日本語教室等で日本語教育プログラムの編成や日本語教育プログラムの実施に必要な地域の関係機関との調整に携わっている者。

※ ここで言う「国際交流協会」とは，［１］地方公共団体が設立した，［２］地方公共団体が事務局を務める，［３］地方公共団体から補助金等を受けている，［４］地方公共団体の施設の指定管理業務を行う法人及び団体のうち，地域における国際交流，多文化共生，外国人支援等に関する事業を行うものを指す。

※ 研修Ⅰ，Ⅱ計 3 日間全ての日程を受講可能な者のみとする。

※ 平成 22～24 年度「地域日本語教育コーディネーター研修」を受講していない者とする。

※ 同一団体が推薦できる者は，1 名のみとする。

［定員］いずれの地域も原則として 20 名（受講希望者多数の場合は，本研修の目的等を考慮の上，選考を行う。）

［内容］

項目（時間）	時間	内　　容
■研修Ⅰ　【西日本地域】平成２５年１０月３０日（水）・３１日（木）／【東日本地域】平成２５年１１月６日（水）・７日（木）		
オリエンテーション	0.5 時間	本研修のねらいと内容について理解する。　（※文化庁職員による説明）
基調講演	1 時間	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議を踏まえて，地域日本語教育コーディネーターに求められることについての講演を行う。　（※講師：日本語教育小委員会委員等）
実践事例報告	2 時間	それぞれの地域の日本語教育における現状と課題や，コーディネーターの取組についての報告を行う。　（※報告者：前年度の地域日本語教育コーディネーター研修の受講者等。）
演習①	2時間	基調講演・実践事例報告を踏まえて地域日本語教育コーディネーターの役割について整理する。また，参加者同士で所属団体や地域における現状と課題について情報交換を行うことによって，以後の演習に資する課題の共有や関係作りを行う。
演習②	2 時間	それぞれの地域の日本語教育における課題解決の観点と，日本語教育のリソースや方法の概要について整理する。
演習③	2 時間	テーマや課題毎にグループに分かれて，課題解決に向けた今後の発展的なプランづくりのシミュレーションを行う。
実践に向けて	1 時間	これまでの研修内容を踏まえて実践活動の課題を設定し，効果的な実践活動の進め方について検討する。
ふりかえり	1 時間	研修Ⅰ全体のふりかえりを行う。
■実践活動　【西日本地域】【東日本地域】平成２５年１１月～平成２６年２月		
実践活動		それぞれの参加者が関わっている現場において，研修Ⅰで設定した実践課題に取り組む。実践活動の成果・課題等について整理し，研修Ⅱで発表を行うための準備をする。
■研修Ⅱ　【西日本地域】平成２６年３月７日（金）【東日本地域】平成２６年３月１３日（木）		
実践活動発表	3.5 時間	平成２５年１１月から平成２６年２月までに行った実践活動の成果を発表し，相互に学ぶ。
全体ふりかえり	2 時間	研修Ⅰ，実践活動，研修Ⅱを通して学んだコーディネーターに必要な能力について理解を深める。

［講師・事例報告者］

開催年度	講師・事例報告者（敬称略）
H22	［講　　師］品田潤子（公益社団法人国際日本語普及協会） 山田泉（法政大学） 米勢治子（東海日本語ネットワーク） ［事例報告者］土井佳彦（とよた日本語学習支援システム） 堀永乃（財団法人浜松市国際交流協会） 宮崎妙子（公益財団法人武蔵野市国際交流協会） ヤン・ジョンヨン（群馬県日本語教育支援政策研究会）
H23	［講　　師］品田潤子（公益社団法人国際日本語普及協会） 山田泉（法政大学） 米勢治子（東海日本語ネットワーク） ［事例報告者］各務眞弓（特定非営利活動法人可児市国際交流協会） 北川裕子（のしろ日本語学習会） 下村成子（財団法人西宮市国際交流協会）
H24	○東日本地域 ［講　　師］品田潤子（公益社団法人国際日本語普及協会） 矢部まゆみ（横浜国立大学） 米勢治子（東海日本語ネットワーク） ［事例報告者］日下部喜美子（ふくしま子どもの日本語ネットワーク） 佐藤佳子（特定非営利活動法人中信多文化共生ネットワーク） 高橋亜希子（会津喜多方国際交流協会） ○西日本地域 ［講　　師］神吉宇一（財団法人海外産業人材育成協会） 新矢麻紀子（大阪産業大学） ヤン・ジョンヨン（群馬県立女子大学） ［事例報告者］亀井あつ子（太閤山日本語グループ） 藤原麻佐代（社会福祉法人大阪ボランティア協会） 村上久美子（小松島市国際交流協会）
H25	○東日本地域 ［講　　師］品田潤子（公益社団法人国際日本語普及協会） 矢部まゆみ（横浜国立大学） 米勢治子（東海日本語ネットワーク） ［事例報告者］油川美和（我孫子市国際交流協会） 家城香織（日本語教室 in 黒部） 栗又由利子（ティビィシィ国際外語学院） ○西日本地域 ［講　　師］神吉宇一（長崎外国語大学） 新矢麻紀子（大阪産業大学） ヤン・ジョンヨン（群馬県立女子大学） ［事例報告者］菊池寛子（西尾市教育委員会，HAHAHA） 北村祐人（名古屋大学とよた日本語学習支援システム） 財部仁子（公益財団法人兵庫県国際交流協会）

［受講者数の実績］

	H21	H22	H23	H24	H25
受講者数	・（東京） …12 名 ※上級指導者実践者会議参加者数	・（東京） …21 名	・（東京） …20 名	・東日本地域（東京） …20 名 ・西日本地域（福岡） …20 名	・東日本地域（東京） …20 名 ・西日本地域（大阪） …17 名

※　（　）内は研修実施地を示す。

［地域日本語教育コーディネーター研修受講者フォローアップ研修］

H22 年度から H24 年度の受講生を対象にフォローアップとして，8 月 31 日にワークショップ（ワールドカフェ）形式による研修を東京で実施（41 人出席）。

＜内容＞

○開会，参加者紹介
○地域日本語教育に関する課題とその解決策の共有及びネットワーク構築のためのワークショップ
○講師コメント
○閉会

※　講師は平成 25 年度の講師（東日本地域 3 名，西日本地域 3 名）が担当。

表３４　［受講者の所属について（平成 22 年～平成 25 年の合計）］

	都道府県	県国際交流協会	市区町村	市区町村国際交流協会	財団法人等	ＮＰＯ法人	任意団体	大学	法務省告示校	合計
北海道			1							1
青森県										
岩手県				1			2			3
宮城県		1					1			2
秋田県							3			3
山形県						1				1
福島県				3			3			6
茨城県		1		1			1			3
栃木県						1	1		1	3
群馬県				1						1
埼玉県			1			1	1			3
千葉県		1		4			4			9
東京都				5		2	3			10
神奈川県				4	2	2	1			9
新潟県										
富山県							2			2
石川県		1								1
福井県										
山梨県							1	1		2
長野県	1		2			1				4
岐阜県						1				1
静岡県		1	1		1	3	1			7
愛知県			1	1			1	2		5
三重県		1	1			1				3
滋賀県										
京都府		1		1						2
大阪府			1	2	1	1	1			6
兵庫県		2	1	7		1	1			12
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県							1			1
岡山県			1			1				2
広島県										
山口県							1			1
徳島県				1		1				2
香川県		1								1
愛媛県				1						1
高知県										
福岡県		1		2		1	3			7
佐賀県										
長崎県										
熊本県				1						1
大分県										
宮崎県		1								1
鹿児島県										
沖縄県					1					1
合　計	1	12	10	35	5	18	32	3	1	117

※　文化庁調べ

コーディネーター研修受講者に対するフォローアップアンケート調査の結果について

グラフ６０　［地域日本語教育コーディネーター研修で学んだことについて］

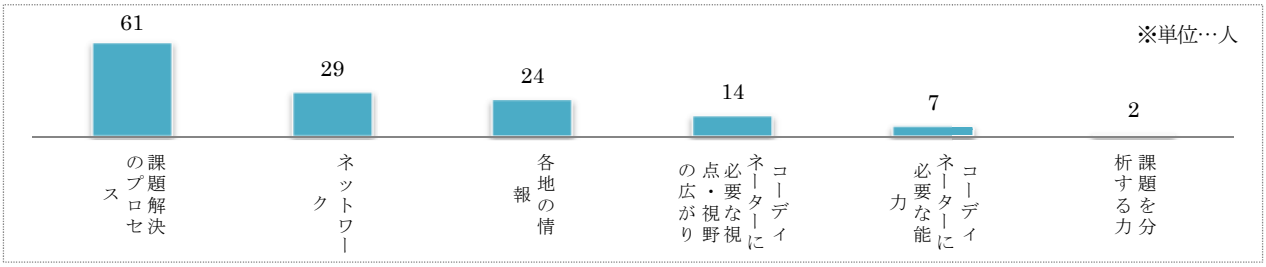

グラフ６１　［地域日本語教育コーディネーター研修で学びたかったことについて］

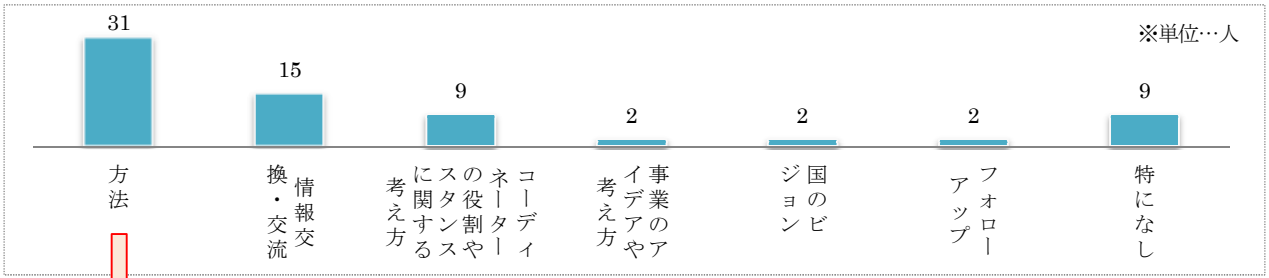

グラフ６２　［「地域日本語教育コーディネーター研修で学びたかったこと」への回答「方法」の内訳について）］

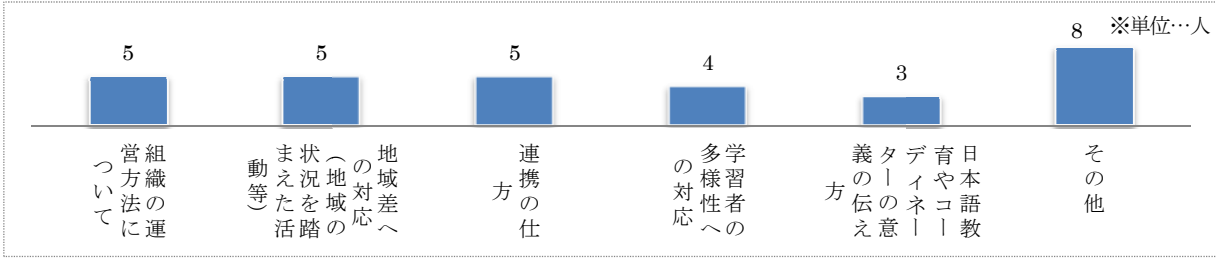

グラフ６３　［コーディネーターとして活動していく上で，今後身に付けたいこと，必要なこと］

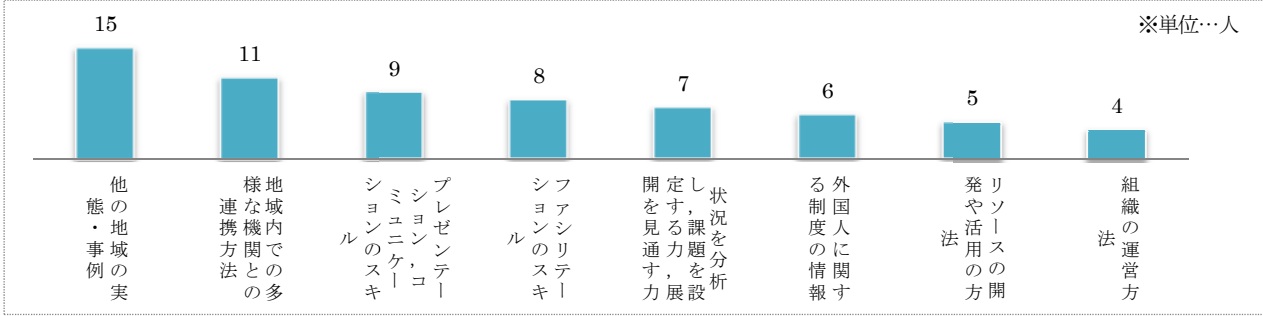

グラフ６４　［コーディネーターとして活動していく上で必要な環境や条件について］

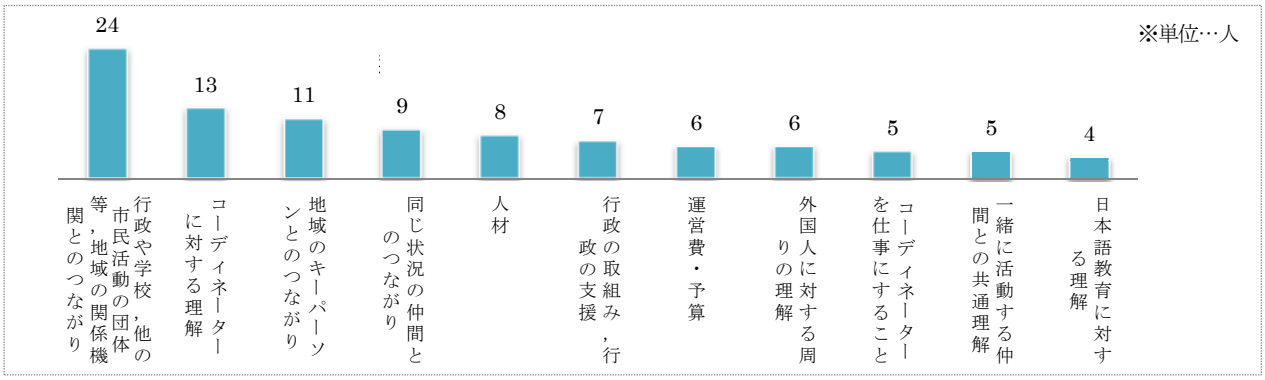

※文化庁調べ。（Ｈ２２年度からＨ２４年度の地域日本語教育コーディネーター研修受講者に対するアンケート調査。80 人中 67 人が回答。）

表３５　［５－４］地域日本語教育専門家やコーディネーターに求められる知識・能力

A	日本語教育に関する知識・能力	日本語教育能力検定試験で求められる知識・能力を一つの目安とする。以下のような目的，領域で実施される試験は，現場での実践能力を支えるものである。 ○目的：日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか，状況に応じてそれらの知識を関連づけ多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを検定することを目的とする。 ○５領域：１．社会・文化・地域，２．言語と社会，３．言語と心理，４．言語と教育，５．言語一般の５領域に分け，日本語教育の核となる「基礎項目」を設定している。
B	日本語教育に関する実践能力	・カリキュラムをデザインする力。 ・教材化し，教材を活用する力。 ・状況を的確に把握し，臨機応変に対応する力 ・学習者の能力・発話を引き出す力。質問力及びコメント力。 ・適切に評価する力と振り返る力。 ・自立的・自律的な学びを促す力（自分自身の学びも含む）
C	“その地域社会”を理解し，生きる力	・“その地域社会”の持つ特殊性や現状把握力 ・地域社会で生活していく上で求められる知識や能力 ・地域リソースの情報を収集する力 ・地域社会で一人ひとりの自己実現と「場づくり」の重要性を理解する力
D	企画立案能力	・現状を把握する力 ・目標を設定する力 ・多様な情報を収集し，編集する力 ・複合的な観点で，新たなものを創造する力 ・物事を順序だてて構成する力
E	人をつなぎ，動かす力	・交渉したり，調整したりする力 ・人々や機関などを巻き込み，共創的にことを進めていく力 ・人をつなぎ，ネットワークを構築する力 ・物事を的確に判断し，決断する力
F	対人関係を築く力	・簡潔・的確に伝えたいことを他者に伝える力 ・相手から目的に応じた情報を聞き出し，的確に聞きとる力 ・異なる価値観を認め合う力や相手に共感する力 ・場や状況を把握し，他者とコミュニケーションする力

※　平成 22 年度文化庁日本語教育研究委託　社団法人日本語教育学会「生活日本語の指導力の評価に関する調査研究」より

表３６　［５－５］地域日本語教育・支援に関わる人々に求められる資質・能力

		地域日本語教育専門家	地域日本語コーディネーター	システム・コーディネーター	日本語ボランティア
A	日本語教育に関する知識・能力	◎	◎	○	△
B	日本語教育に関する実践能力	◎	◎	-	△
C	“その地域社会”を理解し，生きる力	○	○	◎	○
D	企画立案能力	○	◎	◎	-
E	計画を実行する能力	○	◎	◎	-
F	対人関係を築く力	◎	◎	◎	◎

◎非常に求められる　○求められる　△ある程度求められる　- 特に求められない

※　平成 22 年度文化庁日本語教育研究委託　社団法人日本語教育学会「生活日本語の指導力の評価に関する調査研究」より
※　地域日本語教育に関わる人々の名称や分類法は統一が図られていない状況ではあり，地域日本語教育専門家，地域日本語コーディネーター，システム・コーディネーター，日本語ボランティアという分け方は試みとして示されたものである。

表３７　［５－６　日本語教育に関するコーディネーターの状況について］

	施設数	活動形態										担当している業務				
		日本語教育を主たる業務とする者			日本語教育以外を主たる業務とする者			常勤計	非常勤計	ボランティア計	計	実態把握	企画・運営	連絡調整	養成研修	その他
		常勤	非常勤	ボランティア	常勤	非常勤	ボランティア									
北海道	5	2			2		14	4		14	18	2	4	5	3	
青森県																
岩手県	5			1	1	1	4	1	1	5	7	2	3	4	1	
宮城県	5		1	2	1	1		1	2	2	5	3	4	5	2	
秋田県	2	1	1	2		1	1	1	2	3	6	2	2	2	2	
山形県	4	1			2	1	2	3	1	2	6	2	3	3		
福島県	6		1		1	1	2	1	2	2	5	3	4	2	2	2
茨城県	4			1	2		1	2		2	4	2	2	4	3	2
栃木県	1	1	1	2				1	1	2	4	1	1	1	1	1
群馬県	3		1		2			2	1		3		1	1	2	
埼玉県	12	8		9		1	9	8	1	18	27	5	9	10	8	2
千葉県	12	1		7	4		10	5		17	22	7	7	9	3	2
東京都	27	24	3	39	44		50	68	3	89	160	11	16	22	11	4
神奈川県	10	2	1	5	3	8	2	5	9	7	21	6	4	6	4	2
新潟県	2	2					3	2		3	5	2	2	2	2	1
富山県	2			2	7			7		2	9	2	2	2	2	2
石川県	4	1	1	5	2	3		3	4	5	12	2	3	3	2	
福井県	1				1			1			1			2	1	
山梨県	2					1	2		1	2	3	2	1	2	2	
長野県	5	1	1		1	4		2	5		7	1	4	5	2	
岐阜県	3				16	3		16	3		19	1	1	2	1	
静岡県	15	4	5		5	18	5	9	23	5	37	9	12	10	5	2
愛知県	15	3	3	4	6	1	4	9	4	8	21	9	11	10	8	2
三重県	5	3	7	8		2	3	3	9	11	23		3	4	1	
滋賀県	8		1		2	1	3	2	2	3	7	4	4	4	3	
京都府	6	4		2			12	4		14	18	3	4	4	3	1
大阪府	20		14	14	2	3	13	2	17	27	46	8	10	11	4	3
兵庫県	21	4	3	3	9	7	4	13	10	7	30	9	14	19	9	2
奈良県	1			1						1	1					
和歌山県	1	1						1			1	1	1	1		
鳥取県																
島根県	1			1			3			4	4			1		
岡山県	4	1			2	2	4	3	2	4	9	4	3	4	3	2
広島県	10	4		4	4	1	8	8	1	12	21	7	9	8	6	1
山口県	1			1						1	1			1		
徳島県	3		3	1	2			2	3	1	6	3	3	3	3	1
香川県	2				1			1			1	1	1	1		
愛媛県	2						3			3	3		2	1		
高知県	1		3						3		3	1	1	1		
福岡県	9	1	3	1	4	1	1	5	4	2	11	4	5	5	5	3
佐賀県	1		4	1					4	1	5		1	1		
長崎県																
熊本県	3		1	6					1	6	7	1	2	1		2
大分県	2						2			2	2		1	2	1	1
宮崎県																
鹿児島県	2	2			3			5			5	1	1	1	2	1
沖縄県																
合　計	248	71	58	122	129	61	165	200	119	287	606	121	161	185	107	39

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

論点６　日本語教員の養成・研修について

①論点６の概要（※「論点整理」p.24 から転載。）

○　平成２４年３月の文化庁の日本語教員等の養成・研修に関する調査研究協力者会議のまとめでは，特に大学や日本語学校を念頭に日本語教員等の養成・研修の在り方について議論すべきであると提言。
○　大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修上，平成１２年３月の文化庁の協力者会議が「日本語教育のための教員養成について（報告）」や，平成２４年３月の文部科学省の検討会議の報告書で示された在留資格「留学」で在留する外国人を受け入れる日本語教育機関としての国の審査基準の中の教員の要件は，参考として活用し得る。
　大学や日本語学校における日本語教育は，主として留学生などが対象であり，この分野の日本語教員の養成・研修については，その後の大学等の取組の積み重ねなどに照らして，現時点で現行の枠組みを変更すべき特段の事情はない。
○　また，留学生への日本語教育については，日本語教育はもとより，受入れ，教育研究活動，生活，就職の支援などの一連のキャリア形成の観点から，必要に応じて留学生政策その他の個別の政策論の中で検討していくのが基本。
○　このようなことから，引き続き日本語教員の養成・研修に関する取組の動向に留意しつつ，関係府省や関係部局等の連携の下，適切に対応していくことが適当。

②論点６に関する意見

～論点６に関する意見のまとめ～

・　地域における日本語教育について，日本語指導者の捉え方や求める役割は多様であり，養成・研修の実施内容も地域により大きく異なるところであるが，各地域においては明確な目的や理念とそれに基づく計画等のビジョンに基づき，計画的に指導者の養成・研修を行うことが必要ではないか。また，より効果的・安定的に日本語教育を行うため，行政内部における人材確保の在り方，広く一般の地域住民に協力者などの立場で関わってもらう際に求められる研修などの在り方，指導力を試験等によって評価する仕組み等についても検討することが必要ではないか。
　大学・日本語学校での日本語教師養成については，地域における日本語教育に特化した人材育成プログラムなどの実施などが考えられるが，まずは大学・日本語学校での日本語教師養成課程において，地域における日本語教育がどの程度取り扱われているか把握することが必要ではないか。

～論点６に関して挙げられた意見～

（養成・研修の状況について）

・　民間の日本語学校等が実施している４２０時間の日本語教師養成講座に対する捉え方は，地域や団体によって異なる。また，日本語の指導を行う人材を育成するのか，外国人住民を隣人としてサポートする人材を育成するのかといった役割によっても異なる。
・　地域によって人材確保の状況は異なるが，地方において，多様化する学習者のニーズに対応できる人材（指導力や対応できる言語での多様性）が不足している。高齢化や指導者の移動などにより，新たな指導者の確保が課題となっている地域がある。そもそもコーディネーターが不足している地域が見受けられる。
※［２－６］（49～54 ページ）参照。
・　地域における日本語教育において，計画的ではない日本語教師・ボランティアの養成は学習者の減少と合わせ，需要と供給のバランスを崩してしまう。バランスが取れなくなると，日本語講師・ボランティアに対する活動の場の提供も課題となる。
・　地域における日本語教育において，日本語教室の指導者のスキルアップや研修が必要である。スキルアップや研修の内容について，指導方法等に関するものから，市民として外国人とどういった関係を作るか，さらには地域における課題をどう捉えるかなど多様なものが求められていると考えられる。　※［２－６］（49～54 ページ）参照。
・　行政主導でボランティアによる日本語教育を立ち上げたのち，ボランティアが自立的に活動を行えるようになるには，ボランティアの人数が十分なだけではなく，十分な経験の蓄積も必要である。さらに，人材を養成するための場と財政の継続的確保が不可欠である。　※再掲（論点２）

（養成・研修の内容の方向性について）

- 各地で「地域における日本語教育」と銘打っている講座が開催されているが，講座の土台となる考え方は様々であり，特に方向性が定まっているわけではない。
- 日本語教育の専門性について分かりにくい部分がある。特に，地域における日本語教育については，その教室の目的やプログラム，日本語教師の教え方，学習者の背景や学習経験などによって，その実践の在り方も大きく異なることが多い。 ※再掲 論点４
- 地域における日本語教員の養成・研修においても，日本語教育一般ではなく，地域における日本語教育に特化した内容や多文化共生が取り上げられているとは限らない。そのため，養成や研修の場で学んだことと，現場に入って求められることとの間で考え方が違うこともあり，実際に活動する際に考え方のすり合わせが必要となる場合がある。
- 日本語教育について，少なくとも公的なお金を使ってボランティアの養成講座などを行うときは，明確な目的や理念とそれに基づく計画等のビジョンに基づいて行うべきではないか。
- 地域における日本語教育を指導する際の必要とされる能力を評価する仕組み（試験等）があっても良いのではないか。 ※再掲（論点５）
- コーディネーター研修の参加者からカリキュラム案等の活用の困難点や課題に関する情報を集めることや，それらの結果をコーディネーター研修に反映させていくことなどが必要ではないか。 ※［５－２］（89～92 ページ）参照。

（大学・日本語学校での日本語教師養成・研修における「地域における日本語教育」の取扱いについて）

- 日本語教育全般について，現行の日本語教員養成の枠組みは，日本語学校などの機関で活躍する人材の育成を想定していることが多いと思われるが，地域日本語教育に特化した人材育成プログラムや，教員養成課程においても地域日本語教育に関する知識・経験の充実が今後必要ではないか。
- 大学や日本語学校における日本語教員の養成・研修の場において，地域における日本語教育がどの程度，取り上げられているのか。日本語教員の養成あるいは研修の場を通じて，カリキュラム案等の普及を図っていくことが重要ではないか。

（ネットワークについて）

- 日本語教師有資格者（地域での指導者）のネットワーク化が必要ではないか。
- 地域における日本語教室の指導者やボランティアの情報交換の場として，東北地方の自治体国際化協会や大学等が協力し，ネットワーク会議を開催している。 ※再掲（論点２）

（行政の民間に対する関与について）

- 日本語教室を開設していない地方公共団体では，日本語教育の実施はボランティアの日本語教室に頼らなければならない状況であるが，教室及び指導者者等の質をどのように向上させていけるか，打開策を見いだせない。また，日本語教室の内容等に関しては，ボランティアの協力によるものが大きいため，教え方等の内容について，大幅な変更はできないと考えられる。

（行政における人材の確保について

- 行政内部に，財源を含め，専門人材の安定的な確保が急務であるが，多文化共生あるいは日本語教育について関心が高くない場合，日本語教育施策は十分に進められない。また，日本語教育施策に関する評価，評価できる人材の育成，育成方法についても検討が必要ではないか。

（地域への展開について）

- 地域の日本語教室は，多文化共生社会の一端を担っており，地域の様々な人に関わってもらうことが良いと考えられるが，日本語を教えるために必要な知識やスキルがあること，さらに日本語教育の分野において特有の用語（文法用語等）もあり，簡単にはできないことも多い。そういったハードルを下げ，ボランティアが無理なく活動ができるように様々な活動方法が考えられているが，それでも難しいと感じる人は多い。そういった壁を越えて，活動に関わる人を増やすことが課題である。
- 地域における日本語教育について，多様な人材が多様な立場で関与することが良いのではないかという意見があるが，それぞれにどういった役割が求められており，その役割を果たすためにはどこでどういっ

た研修を行うのかということについて検討が必要ではないか。

・　各行政区の公民館等において行政直営で日本語教室の開催と，ボランティアの日本語指導者等の養成を行っているが，ボランティアの日本語指導者等の活動を地域へ広げていくことが課題である。

（人材の育成と職業としての日本語教師について）

・　日本語教育に関する若手の人材（日本語指導者やコーディネーター等）を育成することが求められるが，その際，職業としての日本語教師はどうあるのがよいかということと併せて議論をする必要があるのではないか。

③論点６に関する状況等のデータ

［論点６に関する状況等のデータの一覧］

６－１　日本語教師養成・研修の状況について（都道府県別）
６－２　日本語教師養成・研修の状況について（都道府県別・機関種別）
６－３　日本語教師養成・研修を担当する教師の雇用形態について
６－４　日本語教師養成・研修に関する推移について
６－５　留学生施策の動向について

表３８　［６－１　日本語教師養成・研修の状況について（都道府県別）］

	機関・施設等数	教師数				受講者数
		常勤教師	非常勤教師	ボランティア	合計	
北海道	11	35	54	13	102	811
青森県	1	10	4		14	197
岩手県	4	9	8	2	19	76
宮城県	12	35	29	11	75	1,572
秋田県	6	6	6	2	14	80
山形県	3		13		13	74
福島県	6	55	25	6	86	96
茨城県	23	60	23	6	89	568
栃木県	14	7	21		28	340
群馬県	11	6	19	2	27	316
埼玉県	36	119	116	25	260	2,050
千葉県	26	76	100	30	206	1,534
東京都	91	411	517	30	958	9,644
神奈川県	35	37	65	34	136	1,910
新潟県	9	7	6	2	15	129
富山県	2	7	3		10	31
石川県	12	33	11	4	48	223
福井県	5	5	12	5	22	78
山梨県	6	24	52	6	82	390
長野県	8	16	30	19	65	100
岐阜県	5	6	3		9	86
静岡県	17	36	102	5	143	753
愛知県	35	121	147	29	297	1,380
三重県	9	25	13	9	47	350
滋賀県	9		7	42	49	125
京都府	17	175	244	6	425	1,455
大阪府	44	141	148	30	319	2,061
兵庫県	37	81	180	3	264	1,552
奈良県	6	3	3		6	61
和歌山県	2	1	4		5	21
鳥取県	2	2	2		4	119
島根県	3	5	2	2	9	244
岡山県	7	35	24		59	141
広島県	12	57	58	12	127	641
山口県	6	12	12	1	25	207
徳島県	9	12	12		24	136
香川県	3	9	3		12	66
愛媛県	4	12	10		22	141
高知県	3	7	7		14	95
福岡県	24	74	118	2	194	1,338
佐賀県	5	26	14	1	41	99
長崎県	4	26	31		57	68
熊本県	2	19	3		22	83
大分県	1	23	19		42	2
宮崎県	3	9	3		12	58
鹿児島県	6	21	8		29	144
沖縄県	4	16	16		32	152
合計	600	1,912	2,307	339	4,558	31,797

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

表３９　［６－２　日本語教師養成・研修の状況について（都道府県別・機関種別）］

	大学等機関						法務省告示校						地域					
	機関・施設等数	教師数				受講者数	機関・施設等数	教師数				受講者数	機関・施設等数	教師数				受講者数
		常勤教師	非常勤教師	ボランティア	合計			常勤教師	非常勤教師	ボランティア	合計			常勤教師	非常勤教師	ボランティア	合計	
北海道	7	34	46		80	752							4	1	8	13	22	59
青森県	1	10	4		14	197												
岩手県	1	8	4		12	9							3	1	4	2	7	67
宮城県	4	33	12		45	1,427	1	2	8		10	5	7		9	11	20	140
秋田県	2	6	2		8	39							4		4	2	6	41
山形県													3		13		13	74
福島県	1	55	20		75	43							5		5	6	11	53
茨城県	4	59	2		61	70							19	1	21	6	28	498
栃木県	1	2	3		5	102	1	3	3		6	46	12	2	15		17	192
群馬県	3	2	5		7	127							8	4	14	2	20	189
埼玉県	8	87	79		166	836	2	3	8		11	32	26	29	29	25	83	1,182
千葉県	9	73	57		130	1,117	1	2	2		4	7	16	1	41	30	72	410
東京都	44	337	336		673	6,583	17	64	123	13	200	524	30	10	58	17	85	2,537
神奈川県	6	31	19		50	735	2	3	6		9	4	27	3	40	34	77	1,171
新潟県	2	6			6	68							7	1	6	2	9	61
富山県													2	7	3		10	31
石川県	3	27	7		34	79							9	6	4	4	14	144
福井県	1	5	5		10	23							4		7	5	12	55
山梨県	4	24	50		74	310							2		2	6	8	80
長野県	1	6	2		8	19	2	9	17		26	21	5	1	11	19	31	60
岐阜県	1	5			5	14							4	1	3		4	72
静岡県	3	29	21		50	123	1	5	12		17	5	13	2	69	5	76	625
愛知県	16	112	78		190	1,043	3	3	48		51	76	16	6	21	29	56	261
三重県	2	25	7		32	181							7		6	9	15	169
滋賀県													9		7	42	49	125
京都府	10	170	233		403	1,400	1	4	3		7	8	6	1	8	6	15	47
大阪府	14	130	74		204	1,390	3	5	43		48	58	27	6	31	30	67	613
兵庫県	12	72	82		154	812	3	6	21		27	35	22	3	77	3	83	705
奈良県	3	3	1		4	49	1						2		2		2	12
和歌山県	1	1	3		4	21							1		1		1	
鳥取県	1	2	2		4	43							1					76
島根県	1	2	1		3	187							2	3	1	2	6	57
岡山県	3	27	16		43	91	1	4	2		6	12	3	4	6		10	38
広島県	5	51	31		82	557	1	6	24		30	17	6		3	12	15	67
山口県	4	12	6		18	182							2		6	1	7	25
徳島県	2	11	4		15	8							7	1	8		9	128
香川県	2	9	3		12	51							1					15
愛媛県	2	12	9		21	121							2		1		1	20
高知県	2	7	4		11	41							1		3		3	54
福岡県	9	50	38		88	935	1	20	19		39	0	14	4	61	2	67	403
佐賀県	1	24	3		27		1	2	3		5	7	3		8	1	9	92
長崎県	4	26	31		57	68												
熊本県	2	19	3		22	83												
大分県	1	23	19		42	2												
宮崎県	1	9	1		10	8							2		2		2	50
鹿児島県	5	20	8		28	132							1	1			1	12
沖縄県	4	16	6		32	152												
合計	213	1,672	1,347	0	3,019	20,230	42	141	342	13	496	857	345	99	618	326	1,043	10,710

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

［６－３　日本語教師養成・研修を担当する教師の活動の形態について］

グラフ６５　全体

グラフ６６　大学等機関

グラフ６７　法務省告示校

グラフ６８　地域

※文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

［６－４　日本語教師養成・研修に関する推移について］

表４０　日本語教師養成・研修実施機関・施設等の推移　　単位:機関･施設

	平成１４年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
大学等機関	199	236	205	207	207	213
地方公共団体	14	37	54	62	55	66
国際交流協会	60	131	130	137	106	161
上記以外	85	117	171	146	157	160
合計	358	521	560	552	525	600

表４１　日本語教師養成・研修担当の教師数の推移（機関・施設等別）　　単位:人

	平成１４年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
大学等機関	2,282	3,560	2,176	3,289	3,004	3,019
地方公共団体	57	228	429	292	269	166
国際交流協会	228	742	535	750	460	390
上記以外	1,351	980	998	1,194	1,020	983
合計	3,918	5,510	4,138	5,525	4,753	4,558

表４２　日本語教師養成・研修担当の教師数の推移（職務別）　　単位:人

	平成１４年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
常勤教師	981	2,277	1,503	2,107	1,976	1,912
非常勤教師	2,678	2,677	1,663	2,542	2,348	2,307
ボランティア	259	556	972	876	429	339
合計	3,918	5,510	4,138	5,525	4,753	4,558

表４３　受講者数の推移　　単位:人

	平成１４年度	平成２０年度	平成２１年度	平成２２年度	平成２３年度	平成２４年度
大学等機関	24,585	29,356	22,913	18,229	19,555	20,230
地方公共団体	479	1,617	2,110	2,143	1,846	1,747
国際交流協会	2,160	5,972	4,932	4,825	4,025	4,939
上記以外	8,877	3,641	3,653	4,009	3,556	4,881
合計	36,101	40,586	33,608	29,206	28,982	31,797

※ 文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。地方公共団体には教育委員会を含む。また，法務省告示校は「上記以外」に分類。

［６－５　留学生施策の動向について］

世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（報告書）

平成２５年１２月１８日　戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

４．戦略を実現するための具体的な方策

（１）戦略的な外国人留学生の受入れ

（留学コーディネーターの配置）

（我が国の大学の国際展開の促進）

（アカデミックパスの工夫）

（２）奨学金の充実と運用改善（戦略枠の設定等）

（３）外国語で単位や学位が取得できる環境の整備促進

我が国への留学に関し，日本語が留学の阻害要因となっている地域もあり，そのため国際的言語である英語圏の大学に有為な人材が流出しているとの指摘もあることから，英語等の外国語のみで単位や学位が取得できるコースや日本文化や日本の歴史を英語で学ぶコースを充実させるとともに，優秀な外国人教員の積極的な採用や海外大学との連携による教育展開を更に進めるべく，現在概算要求中の「スーパーグローバル大学事業」や「大学の世界展開力強化事業」等による大学の国際化を徹底して進め，我が国に留学しやすい環境を整える。

（４）地域と連携した外国人留学生の生活支援

外国人留学生が知日派として将来我が国の成長に貢献する役割を果たすためには，我が国において学修することだけでなく，我が国の文化や慣習等に係る理解を深めてもらう必要がある。このため，外国人留学生が日本人学生や地域住民と交流できる機会を提供するとともに，大学等のキャンパス内だけでなく地域の中に居住する機会を設けることも重要である。このため，大学等を始め，地方公共団体，企業，各種民間団体など幅広い関係者が一体となり，地域の特性を生かした留学生の生活支援を行う取組を一層充実させる。

（５）我が国で学修した外国人留学生への対応

（帰国した外国人留学生のフォローアップ）

（我が国等で就職を希望する外国人留学生の支援）

論点７　日本語教育のボランティアについて

①論点７の概要（※「論点整理」p.25 から転載。）

○　地域の日本語教育でボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか，自治体の取組や成果はどうかなど，まず自治体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要。今後，文化庁の取組の効果も検証し，必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討が必要。

②論点７に関する意見

～論点７に関する意見のまとめ～

・　地域により日本語教室の開設状況や人材確保の状況は大きく異なる。人材について，ボランティアの果たす役割は大きいが，高齢化等の理由により，確保が困難なところが出てきており，教える側に若い人や外国人などが参加し，継続的に日本語教育を行えるように検討することが求められる。また，ボランティアとして日本語指導やコーディネートに関わる人の知識や経験，属性等は多様であるが，実態の把握，整理を行った上で，その役割や待遇，配置などについて検討が必要ではないか。

～論点７に関して挙げられた意見～

（日本語教室の開設状況について）

・　外国人住民の日本語学習ニーズは多様であるが，都市部と比較して外国人住民人口が少ない地域では，行政主体の施策として実施することが難しい状況となっており，むしろ課題となっていることが多いのではないか。　※［７－２］，［７－３］，［７－４］（105～107 ページ）参照。

・　日本語教室の開設状況について，日本語教室が多い地域とほとんどない地域があったり，また，全体として日本語講座を開設している市町村が半数以下であったりする都道府県がある。

　また，日本語教室が開設されていたとしても，その情報が外国人に届いていなかったり，情報が届いていたとしても「日本語教室の時間や内容が合わない」，「仕事・家事で時間がない」，「交通手段がない」といった理由により，日本語教室に通えていない者がいる。　※再掲　論点２　※［２－１］，［２－２］，［７－１］（42～44，104 ページ）参照。

・　新規来日者の減少やボランティアの高齢化などにより，日本語教室が休校・閉校するところがある。
※［７－６］（109 ページ）参照。

（ボランティアの実態と多様性について）

・　日本語教育のボランティアも多様である。日本語教育に関して専門的な教育を受けてきたわけではないが，様々な活動を行い，さらにそれらの活動から学んだ人と，日本語教育に関する専門的な教育を受けてきた人との間にどのような協力関係を作るかということが求められる。また，ボランティアに対して専門性や責任をどこまで求めるのかということが議論となる。

・　１９９０年以降に外国人が増加した地域では，外国人支援の歴史が浅く，外国人との接触が少ない住民にとっては，外国人に接することについて心理的にハードルが高い可能性がある。

・　日本語教室等の運営や日本語の指導に外国人当事者の参画も求められるところである。元学習者による日本語教室の立ち上げが行われ，外国人による居場所作りの取組が行われている。

・　大学や日本語学校で日本語教師をしている人に，日本語教室全体に関わる企画やコーディネートをお願いし，そのほかの人に個々の学習者への日本語指導などの対応をお願いしているが，個々の関わり方には温度差がある。

・　ボランティアの高齢化が進んでいる。１０年後に今と同じように日本語教育を行うことができるかということは大きな課題であり，教える側に若い人や外国人などが参加し，継続的に日本語教育を行えるように，経済的な裏付けも含めて検討することが必要ではないか。　※［７－６］（109 ページ）参照。

（ボランティアの捉え方等について）

・　「ボランティア」として活動している人は余りにも多様であるため，待遇や資格要件はどうなっているかといったことについて実態を把握し，整理すべきではないか。
・　ボランティアについて，「ボランティアとプロ」という構図において見るのではなく，「専門家と非専門家」や「アマチュアとプロ」といったような構図により，整理をする必要があるのではないか。「ボランティア＝経験や知見がない人」としてしまわないようボランティアの捉え方について留意すべきである。
・　日本語教育に関する資格を有している人の活動については予算措置を行う必要があると思われるが，その重要性は余り理解されていない。
・　地域における日本語教育の専門性を有している者に対して，相応の対価が必要ではないか。
・　海外だけでなく，国内でもコーディネーターやプロの配置ができないのか。自国の言語や文化について，責任をもって伝えられる国にすべきではないか。

（日本語教育関連事業（日本語ボランティアに関連する事業を含む）の具体的把握について）

・　自治体及び国が日本語教育関連事業の中で，日本語ボランティアを含め，日本語教育に関する人材養成についてどのように位置付け，どのような事業を行っているかを検証することにより，今後の日本語教育の在り方を考える必要がある。

③論点７に関する状況等のデータ

［論点７に関する状況等のデータの一覧］

７－１　域内に日本語教室がある地方公共団体の数について（都道府県別）
７－２　外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について
７－３　外国人住民比率別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について
７－４　地方公共団体における外国人施策に対する体制について
７－５　地域における日本語教育における教師一人当たりの学習者数について（都道府県別）
７－６　地域における日本語教師の雇用形態及び年代別の割合について
７－７　「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について
７－８　都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修について

表４４　［７－１　域内に日本語教室がある地方公共団体の数について（都道府県別）］

	(A)地方公共団体数	(B)うち域内に日本語教室がある地方公共団体の数	(A)に占める(B)の割合
北海道	186	15	8.1%
青森県	39	5	12.8%
岩手県	33	9	27.3%
宮城県	39	13	33.3%
秋田県	25	14	56.0%
山形県	35	15	42.9%
福島県	59	14	23.7%
茨城県	44	20	45.5%
栃木県	26	14	53.8%
群馬県	35	12	34.3%
埼玉県	72	43	59.7%
千葉県	59	33	55.9%
東京都	61	44	72.1%
神奈川県	72	35	48.6%
新潟県	37	13	35.1%
富山県	15	7	46.7%
石川県	19	11	57.9%
福井県	17	8	47.1%
山梨県	27	7	25.9%
長野県	77	27	35.1%
岐阜県	42	13	31.0%
静岡県	43	27	62.8%
愛知県	69	49	71.0%
三重県	29	13	44.8%
滋賀県	19	12	63.2%
京都府	36	13	36.1%
大阪府	72	40	55.6%
兵庫県	49	31	63.3%
奈良県	38	7	18.4%
和歌山県	29	4	13.8%
鳥取県	19	4	21.1%
島根県	19	7	36.8%
岡山県	30	7	23.3%
広島県	30	16	53.3%
山口県	19	7	36.8%
徳島県	24	6	25.0%
香川県	17	8	47.1%
愛媛県	20	4	20.0%
高知県	34	3	8.8%
福岡県	72	22	30.6%
佐賀県	20	1	5.0%
長崎県	21	3	14.3%
熊本県	49	9	18.4%
大分県	17	3	17.6%
宮崎県	26	2	7.7%
鹿児島県	41	3	7.3%
沖縄県	41	3	7.3%
計(「(A)に占める(B)の割合」については全国平均)	1,902	676	35.5%

※　自治体数については総務省調べ。日本語教室については文化庁調べ（平成 24 年 11 月 1 日現在）。
※　全国平均の 35.5%を上回る割合を示している都道府県のセルに水色を付している。

［７－２　外国人住民数別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について］

表４５

総人口	（外国人数）～20 人			（外国人数）20～50 人			（外国人数）50～100 人			（外国人数）100～500 人			（外国人数）500～1000 人			（外国人数）1000 人～		
	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率
50 万～																15	15	100.0%
30～50 万													1	1	100.0%	50	48	96.0%
10～30 万										22	10	45.5%	42	26	61.9%	276	220	79.7%
5～10 万							2	1	50.0%	122	58	47.5%	84	61	72.6%	100	68	68.0%
1～5 万	11	0	0.0%	75	4	5.3%	187	28	15.0%	369	92	24.9%	41	22	53.7%	14	6	42.9%
～1 万	248	2	0.8%	146	6	4.1%	64	7	10.9%	32	2	6.3%	1	0	0.0%			

※　人口～１万で外国人人口がゼロの地方公共団体は１５。うち，６団体は総人口ゼロ。
※　総人口，外国人人口については総務省調べ。教室数は文化庁調べ。
※　教室は大学，法務省告示校を除いてカウントしているため，必ずしも地方公共団体によるものとは限らない。
※　自治体数が 100 を超えている部分のセルに色付けし，開設率が 50.0%未満のところを赤字で示している。なお，開設率を計算するに当たって，当該自治体において開設されている日本語教室の数は考慮に入れず，「一つでも日本語教室が開設されているかどうか」という点に着目している。

［７－３　外国人住民比率別に見た地方公共団体における日本語教室設置数・割合について］

表４６

総人口	（外国人人口比率）～0.5%			（外国人人口比率）0.5%～1.0%			（外国人人口比率）1.0%～1.5%			（外国人人口比率）1.5%～2.0%			（外国人人口比率）2.0%～			（外国人人口比率）3.0%～		
	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率	自治体数	うち教室あり	開設率
50 万～	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	2	2	100.0%	4	4	100.0%
30～50 万	6	6	100.0%	10	10	100.0%	19	18	94.7%	2	2	100.0%	7	7	100.0%	7	6	85.7%
10～30 万	43	23	53.5%	75	53	70.7%	70	56	80.0%	58	48	82.8%	55	43	78.2%	40	32	80.0%
5～10 万	70	33	47.1%	94	56	59.6%	23	16	69.6%	67	48	71.6%	24	14	58.3%	30	21	70.0%
1～5 万	278	29	10.4%	262	80	30.5%	83	17	20.5%	32	6	18.8%	29	12	41.4%	14	8	57.1%
～1 万	286	1	0.3%	125	9	7.2%	40	6	15.0%	19	0	0.0%	15	1	6.7%	6	0	0.0%

※　総人口，外国人人数については総務省調べ。教室数は文化庁調べ。
※　教室は大学，法務省告示校を除いてカウントしているため，必ずしも地方公共団体によるものとは限らない。
※　自治体数が 100 を超えている部分のセルに色付けし，開設率が 50.0%未満のところを赤字で示している。なお，開設率を計算するに当たって，当該自治体において開設されている日本語教室の数は考慮に入れず，「一つでも日本語教室が開設されているかどうか」という点に着目している。

［７－４　地方公共団体における外国人施策に対する体制について］

グラフ６９　外国人施策に関する専門部署・担当の設置について

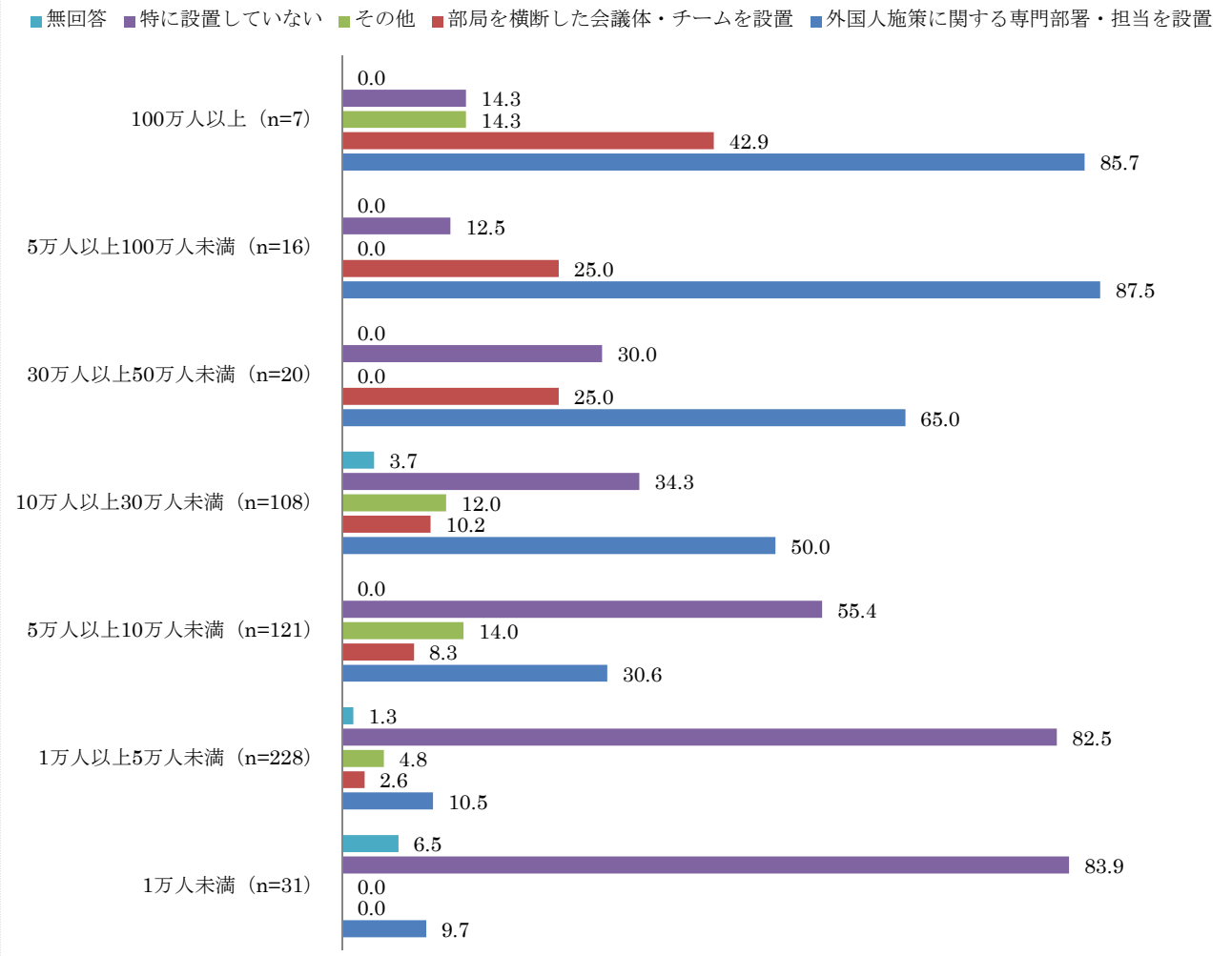

※当該地方公共団体における外国人人口（「n」は有効回答数）

グラフ７０　外国人住民施策に対する庁内体制について

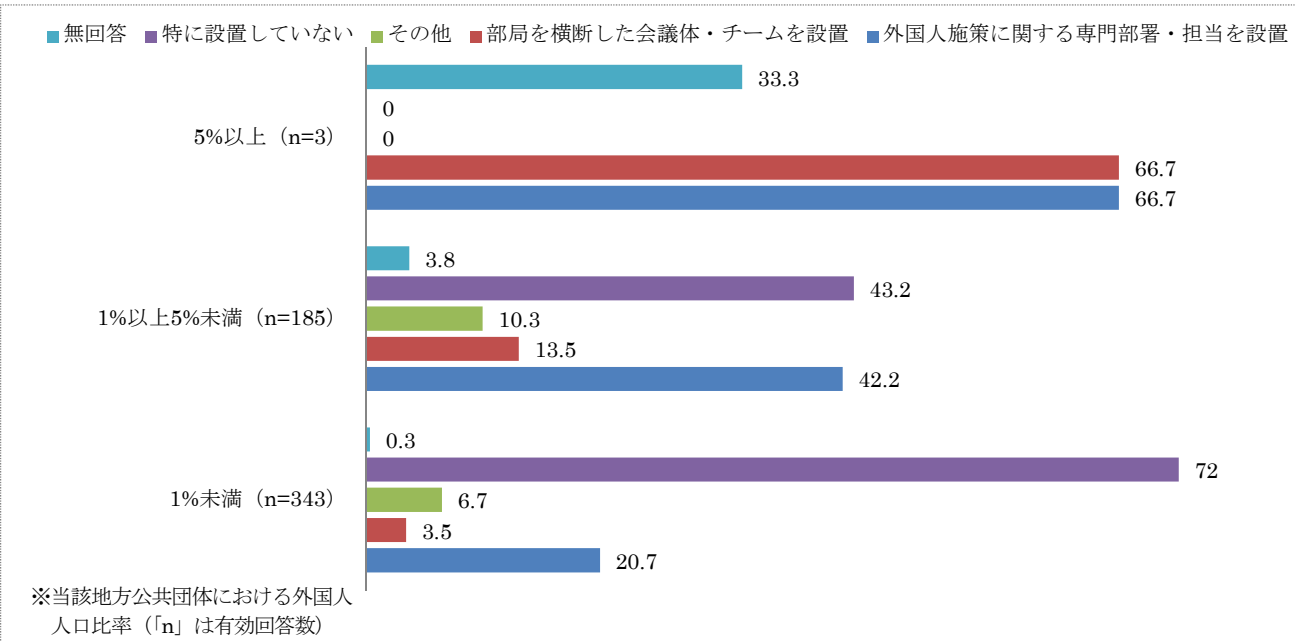

※当該地方公共団体における外国人人口比率（「n」は有効回答数）

グラフ７１　外国人住民施策に関する拠点・施設の設置状況について（外国人住民の人口比率別）

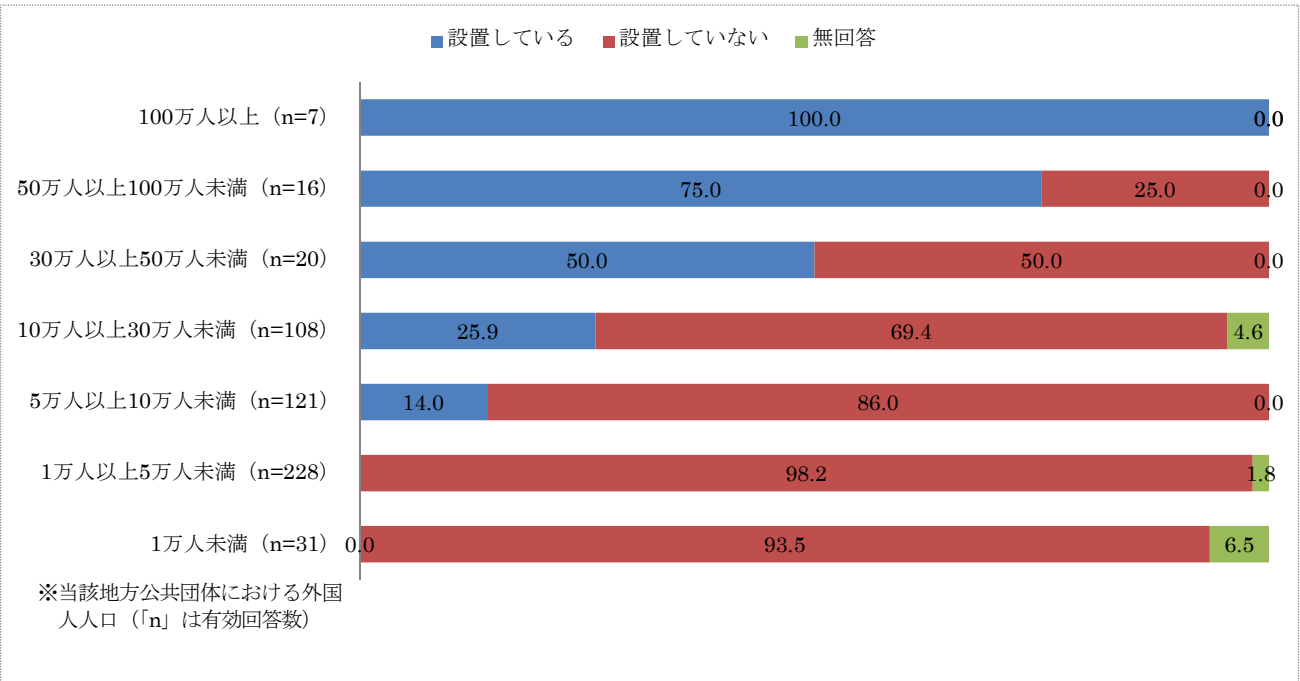

グラフ７２　外国人住民施策に対する庁内体制について

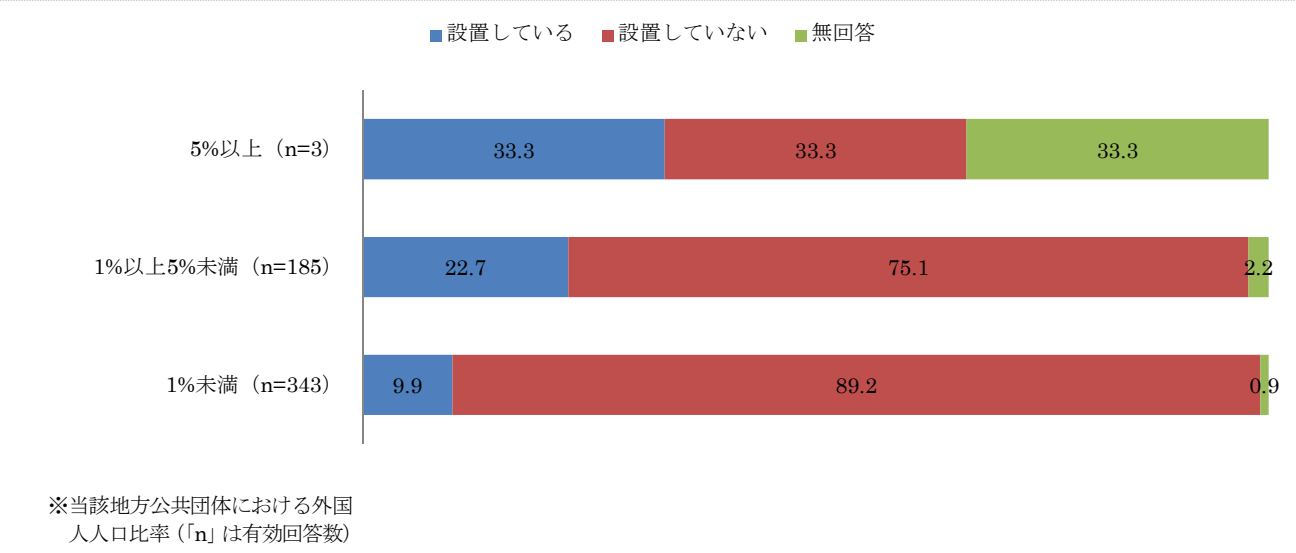

※出典：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング（2013）「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」
＜調査時期＞2012 年 11 月 21 日～12 月 5 日（12 月 25 日到着分まで集計）
＜調査対象＞総務省「平成 22 年度国勢調査」より，外国人人口が 50 人以上の基礎自治体 1,246 団体。
＜調査方法＞調査対象となる 1,246 団体を対象として調査票を発送。有効回収数は 535 件，有効回収率は 42.9%。

表４７　［７－５　地域における日本語教育における教師一人当たりの学習者数について（都道府県別）］

	機関数	教師数	学習者数	教師一人当たりの学習者数（単位：人）
北海道	21	668	1,758	2.63
青森県	7	51	141	2.76
岩手県	11	82	177	2.16
宮城県	18	159	505	3.18
秋田県	18	149	383	2.57
山形県	21	137	229	1.67
福島県	17	136	383	2.82
茨城県	30	617	1,239	2.01
栃木県	25	353	742	2.10
群馬県	16	337	1,223	3.63
埼玉県	74	1,515	3,498	2.31
千葉県	48	1,389	2,698	1.94
東京都	102	3,857	10,153	2.63
神奈川県	58	1,634	6,588	4.03
新潟県	18	183	445	2.43
富山県	13	142	431	3.04
石川県	16	212	399	1.88
福井県	14	189	384	2.03
山梨県	10	106	211	1.99
長野県	47	387	1,547	4.00
岐阜県	18	358	990	2.77
静岡県	45	677	2,195	3.24
愛知県	69	1,646	4,516	2.74
三重県	22	454	818	1.80
滋賀県	17	217	537	2.47
京都府	16	397	567	1.43
大阪府	83	1,560	3,567	2.29
兵庫県	49	3,070	2,667	0.87
奈良県	11	127	196	1.54
和歌山県	5	36	96	2.67
鳥取県	4	124	277	2.23
島根県	13	121	196	1.62
岡山県	15	279	908	3.25
広島県	34	353	2,523	7.15
山口県	10	120	404	3.37
徳島県	8	108	315	2.92
香川県	13	151	271	1.79
愛媛県	8	85	348	4.09
高知県	7	33	137	4.15
福岡県	43	768	1,813	2.36
佐賀県	3	44	37	0.84
長崎県	4	80	48	0.60
熊本県	8	154	537	3.49
大分県	4	44	50	1.14
宮崎県	2	48	137	2.85
鹿児島県	6	31	109	3.52
沖縄県	4	24	31	1.29
合計	1,105	23,413	57,424	2.45

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。

表４８　［７－６　地域における日本語教師の雇用形態及び年代の割合について］

	常勤	非常勤	ボランティア	～20 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代～	不明
北 海 道	1.9%	6.6%	91.5%	0.0%	1.0%	1.5%	3.4%	9.6%	8.8%	1.9%	73.7%
青 森 県	0.0%	13.7%	86.3%	0.0%	5.9%	17.6%	27.5%	15.7%	23.5%	0.0%	9.8%
岩 手 県	19.5%	4.9%	75.6%	0.0%	2.4%	13.4%	6.1%	15.9%	43.9%	9.8%	8.5%
宮 城 県	4.4%	15.1%	80.5%	0.0%	2.5%	6.3%	13.2%	21.4%	29.6%	13.8%	13.2%
秋 田 県	14.1%	32.2%	53.7%	1.3%	4.0%	14.1%	10.7%	22.8%	26.2%	8.7%	12.1%
山 形 県	0.7%	8.8%	90.5%	0.0%	3.6%	14.6%	10.9%	27.0%	35.8%	8.0%	0.0%
福 島 県	2.9%	8.1%	89.0%	0.0%	2.9%	8.1%	21.3%	21.3%	22.1%	16.2%	8.1%
茨 城 県	2.4%	0.6%	96.9%	0.5%	3.4%	3.9%	8.3%	17.0%	36.3%	14.7%	15.9%
栃 木 県	6.2%	2.3%	91.5%	0.0%	3.1%	4.5%	10.2%	13.0%	26.6%	6.5%	36.0%
群 馬 県	3.4%	6.7%	89.9%	0.9%	1.2%	4.5%	11.9%	14.5%	26.7%	4.7%	35.6%
埼 玉 県	2.6%	8.5%	88.8%	0.0%	1.5%	3.6%	6.1%	12.2%	26.3%	9.0%	41.5%
千 葉 県	1.7%	4.2%	94.0%	0.1%	4.8%	4.0%	8.6%	14.0%	32.8%	13.0%	22.7%
東 京 都	4.8%	19.1%	76.1%	0.3%	2.8%	5.3%	10.2%	15.1%	23.3%	10.6%	32.4%
神奈川県	3.1%	8.4%	88.5%	0.0%	1.7%	5.9%	10.3%	17.9%	22.2%	6.7%	35.4%
新 潟 県	4.4%	12.6%	83.1%	1.1%	6.0%	14.2%	12.0%	17.5%	18.0%	8.7%	22.4%
富 山 県	8.5%	16.9%	74.6%	0.0%	3.5%	17.6%	14.8%	21.8%	20.4%	5.6%	16.2%
石 川 県	4.2%	19.3%	76.4%	0.0%	6.1%	11.3%	23.1%	34.4%	20.8%	3.8%	0.5%
福 井 県	0.0%	19.6%	80.4%	0.0%	1.1%	5.3%	12.7%	19.6%	39.2%	13.2%	9.0%
山 梨 県	1.7%	58.6%	39.7%	0.0%	6.9%	5.2%	10.3%	37.9%	24.1%	15.5%	0.0%
長 野 県	8.2%	12.4%	79.4%	0.0%	2.8%	10.6%	12.6%	17.8%	34.0%	14.2%	8.0%
岐 阜 県	1.7%	12.6%	85.8%	0.8%	8.4%	8.7%	18.7%	17.3%	28.2%	13.4%	4.5%
静 岡 県	10.3%	24.8%	64.8%	0.0%	3.4%	7.2%	17.1%	18.8%	29.0%	6.8%	17.7%
愛 知 県	4.1%	10.2%	85.7%	0.0%	8.0%	8.3%	11.2%	13.3%	19.9%	5.2%	34.2%
三 重 県	1.5%	7.7%	90.7%	0.9%	9.0%	15.0%	18.7%	20.5%	24.0%	4.4%	7.5%
滋 賀 県	3.1%	10.6%	86.3%	0.9%	6.9%	6.9%	13.8%	25.3%	35.5%	7.4%	3.2%
京 都 府	0.8%	5.8%	93.5%	0.8%	8.3%	8.6%	8.6%	19.1%	24.2%	7.6%	22.9%
大 阪 府	2.1%	10.3%	87.6%	0.4%	4.0%	8.1%	10.2%	17.4%	30.8%	9.4%	19.8%
兵 庫 県	1.0%	3.6%	95.4%	1.1%	14.8%	17.3%	13.4%	17.7%	22.0%	7.9%	5.8%
奈 良 県	0.0%	9.4%	90.6%	0.0%	9.4%	7.1%	11.8%	24.4%	37.0%	6.3%	3.9%
和歌山県	0.0%	5.6%	94.4%	0.0%	2.8%	8.3%	27.8%	27.8%	30.6%	2.8%	0.0%
鳥 取 県	0.0%	19.4%	80.6%	3.2%	5.6%	20.2%	21.0%	21.8%	25.8%	1.6%	0.8%
島 根 県	0.8%	14.9%	84.3%	0.0%	0.8%	7.4%	6.6%	16.5%	60.3%	8.3%	0.0%
岡 山 県	1.1%	11.5%	87.5%	0.0%	3.6%	9.7%	12.9%	20.8%	25.8%	3.6%	23.7%
広 島 県	3.7%	8.8%	87.5%	2.5%	11.9%	12.5%	15.0%	23.8%	20.4%	4.8%	9.1%
山 口 県	0.8%	1.7%	97.5%	0.0%	3.3%	10.0%	8.3%	30.0%	15.8%	11.7%	20.8%
徳 島 県	2.6%	17.4%	80.0%	0.0%	8.4%	13.5%	14.2%	30.3%	18.1%	14.2%	1.3%
香 川 県	2.6%	9.9%	87.4%	0.0%	5.3%	19.2%	13.9%	19.9%	22.5%	7.3%	11.9%
愛 媛 県	0.0%	34.1%	65.9%	0.0%	2.4%	11.8%	10.6%	22.4%	34.1%	11.8%	7.1%
高 知 県	14.3%	85.7%	0.0%	0.0%	4.8%	4.8%	9.5%	33.3%	28.6%	19.0%	0.0%
福 岡 県	7.8%	21.6%	70.6%	0.9%	5.1%	9.0%	12.1%	17.4%	20.4%	6.6%	28.4%
佐 賀 県	2.2%	39.1%	58.7%	0.0%	0.0%	2.3%	15.9%	81.8%	0.0%	0.0%	0.0%
長 崎 県	0.0%	35.7%	64.3%	16.7%	58.3%	0.0%	8.3%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%
熊 本 県	3.9%	11.8%	84.2%	0.0%	13.6%	14.9%	16.2%	31.2%	20.8%	3.2%	0.0%
大 分 県	2.3%	0.0%	97.7%	0.0%	0.0%	6.8%	31.8%	18.2%	22.7%	20.5%	0.0%
宮 崎 県	0.0%	8.3%	91.7%	0.0%	12.5%	12.5%	12.5%	16.7%	22.9%	22.9%	0.0%
鹿児島県	12.9%	61.3%	25.8%	0.0%	16.1%	19.4%	29.0%	25.8%	6.5%	3.2%	0.0%
沖 縄 県	15.4%	30.8%	53.8%	0.0%	15.4%	30.8%	23.1%	7.7%	23.1%	0.0%	0.0%
全国平均	3.4%	11.3%	85.3%	0.4%	5.5%	8.5%	11.4%	17.2%	25.1%	8.6%	23.2%

※　文化庁調べ。平成２４年１１月１日現在。
※　年代別の指導者について，全国平均と比べて２倍以上の割合を占めているところには赤色を付し，全国平均の半分以下の割合の部分には青色を付している。
※　なお，表４８の「不明」の欄については色付けを行っていない。

［７－７　「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について］

［事業の概要］

本事業は，日本国内に定住している外国人等を対象とし，日常生活を営む上で必要となる日本語能力を習得できるよう，地域における日本語教育に関する優れた取組の支援，日本語教育の充実に資する研修及び調査研究を実施することにより，日本語教育の推進を図ることを目的として平成 19 年度から実施しています。平成 24 年度からは，事業の枠組みを変更して，次に掲げる事業を行うこととしています。

（１）地域日本語教育実践プログラム（Ａ）

「生活者としての外国人」に対する日本語教室の実施，その実施のために必要な指導者等の人材の育成・研修及び学習教材作成業務。

（２）地域日本語教育実践プログラム（Ｂ）

多様な機関等との連携・協力を図り，「生活者としての外国人」に対する日本語教育の体制整備を推進する業務。

（３）地域日本語教育コーディネーター研修

地域において日本語指導者に対する指導的な立場を果たす者を対象とした研修業務。

（４）地域日本語教育の総合的な推進体制の整備に関する調査研究

地域の実情に応じた日本語教育の総合的な推進体制の整備について，各地の取組の把握・分析及び推進体制の整備に関する効果を検証する調査研究業務。

表４９　［事業形態の変遷］

<table>
<tr><th></th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th></tr>
<tr><td>予算額</td><td>132,487</td><td>148,157</td><td>176,921</td><td>215,252</td><td>194,949</td><td>194,732</td><td>163,747</td></tr>
<tr><td>日本語教室の設置運営</td><td>日系人等を活用した日本語教室の設置運営</td><td>日系人等を活用した日本語教室の設置運営</td><td>日本語教室設置運営</td><td>日本語教室設置運営</td><td>日本語教室設置運営</td><td rowspan="5">地域日本語教育実践プログラム（A）</td><td rowspan="5">地域日本語教育実践プログラム（A）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">指導者養成</td><td>退職教員を対象とした日本語指導者養成</td><td>退職教員を対象とした日本語指導者養成ｉ</td><td rowspan="3">日本語指導者養成</td><td rowspan="3">日本語指導者養成</td><td rowspan="3">日本語指導者養成</td></tr>
<tr><td></td><td>退職教員を対象とした日本語指導者養成ⅱ</td></tr>
<tr><td>日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成</td><td>日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成</td></tr>
<tr><td>ボランティア研修</td><td>ボランティアを対象とした実践的長期研修</td><td>ボランティアを対象とした実践的長期研修</td><td>ボランティアを対象とした実践的研修</td><td>ボランティアを対象とした実践的研修</td><td>ボランティアを対象とした実践的研修</td></tr>
<tr><td>調査開発</td><td>外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発</td><td>外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">体制整備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地域日本語教育実践プログラム（B）</td><td>地域日本語教育実践プログラム（B）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>地域日本語教育の総合的な推進体制の整備に関する調査研究</td><td></td></tr>
<tr><td>コーディネーター研修</td><td></td><td></td><td>上級指導者実践者会議</td><td>地域日本語教育コーディネーター研修</td><td>地域日本語教育コーディネーター研修</td><td>地域日本語教育コーディネーター研修</td><td>地域日本語教育コーディネーター研修</td></tr>
</table>

※　H20 について，退職教員を対象とした日本語指導者養成は委託団体が自前で養成講座を実施する「ｉ」と，自前での実施が難しいところについては，財団法人国際日本語普及協会（当時）の支援の下，養成講座を実施する「ⅱ」の二つの形態で企画を募集し，実施した。

※　H21 について，上級指導者研修の内容を検討するため，各地でコーディネーター等の役割を担っている者の出席により，上級指導者実践者会議を実施し，それらの検討内容を踏まえ，その後，「生活者としての外国人」のための日本語教育事業企画・評価会議において地域日本語教育コーディネーター研修の方向性や内容等を決めた。

表５０　「生活者としての外国人」のための日本語教育事業　委託件数の実績（プログラム別）

	H19			H20			H21			H22			H23			H24		H25	
	日本語教室	指導者養成	ボランティア実践研修	日本語教室	指導者養成	ボランティア実践研修	日本語教室	指導者養成	ボランティア実践研修	日本語教室	指導者養成	ボランティア実践研修	日本語教室	指導者養成	ボランティア実践研修	実践プログラムA	実践プログラムB	実践プログラムA	実践プログラムB
北海道							2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
青森県							1			1			1						
岩手県										2	1		2			1			
宮城県													2	1		1			1
秋田県				1			1			1			1		1		1		
山形県							1			1			1		1	1			
福島県										1			1	1	1	1		1	
茨城県								3			1			1		1			1
栃木県			1			1		1	1	1		1				1	1		1
群馬県		1		3	1	2	4	1	1	6	1	3	5	2	3	3		1	1
埼玉県				1			3	3		3	1		3		1	3			1
千葉県					1	1	2	2	1	2	1	1	2		1	4		1	
東京都	1	2	1	2	6	5	7	10	5	6	7	5	12	7	6	5	4	5	1
神奈川県	1	1	1	2	3		4	4		5	5	2	7	3	3	7	2	3	2
新潟県								1			1								
富山県									1										
石川県							1	1		1	3		3	3	2	2		1	1
福井県			1								1								1
山梨県						1				3			3	1					
長野県	2	2			1		2	1	1	1	1	1		3	1	1		1	2
岐阜県				2			2	1		1	1		1		1		2	1	2
静岡県	1	1		3	1		14	4	2	17	3	1	19	4	2	9	4	6	7
愛知県					1		1	1	1	3	1		12	1		1	2	2	2
三重県	2	1	2	2		2	2	1	1	2	2		5	1	1	2		1	
滋賀県				1			3			3			2						
京都府		1				1	1		1	2		1	1	1	2	2			2
大阪府	1	1	1	3	2		6	3	2	7	5	6	13	6	6	5	1	2	1
兵庫県		1			2		5	3	5	5	3	5	8	4	5	4	1	3	2
奈良県																			
和歌山県																			
鳥取県																			
島根県			1								1			1					
岡山県						1	1		1	3	1	1	2	1		2		2	
広島県					1		2		1	3		1	2			1			2
山口県																			
徳島県							1			1			1			1	1	2	
香川県																			
愛媛県																			
高知県									1	1		1	1		1		1		
福岡県							1		1	2	1	2	2	2		2		1	1
佐賀県													1		1	1			1
長崎県																			
熊本県									1										
大分県																			
宮崎県																			
鹿児島県																			
沖縄県							1			3			3	1		2		1	1
合計	8	11	8	20	19	14	68	41	28	88	42	32	117	45	40	64	21	35	33

※　文化庁調べ。

グラフ６９　年度別・プログラム別の委託件数の推移

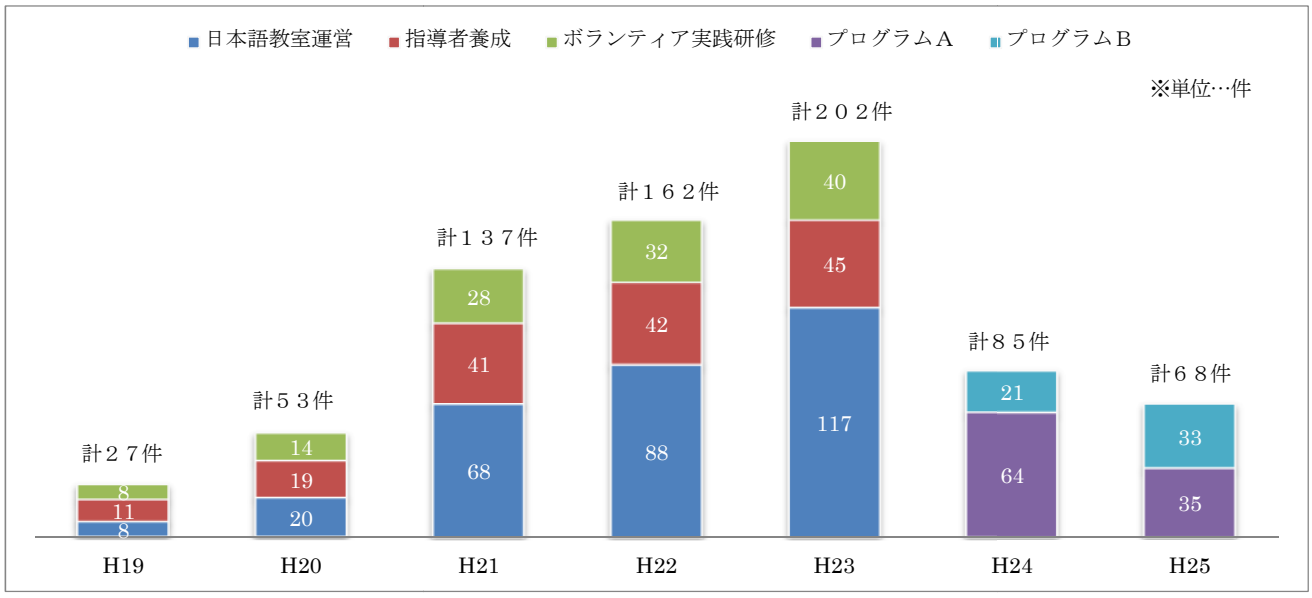

グラフ７０　年度別・団体種別の委託件数の割合について

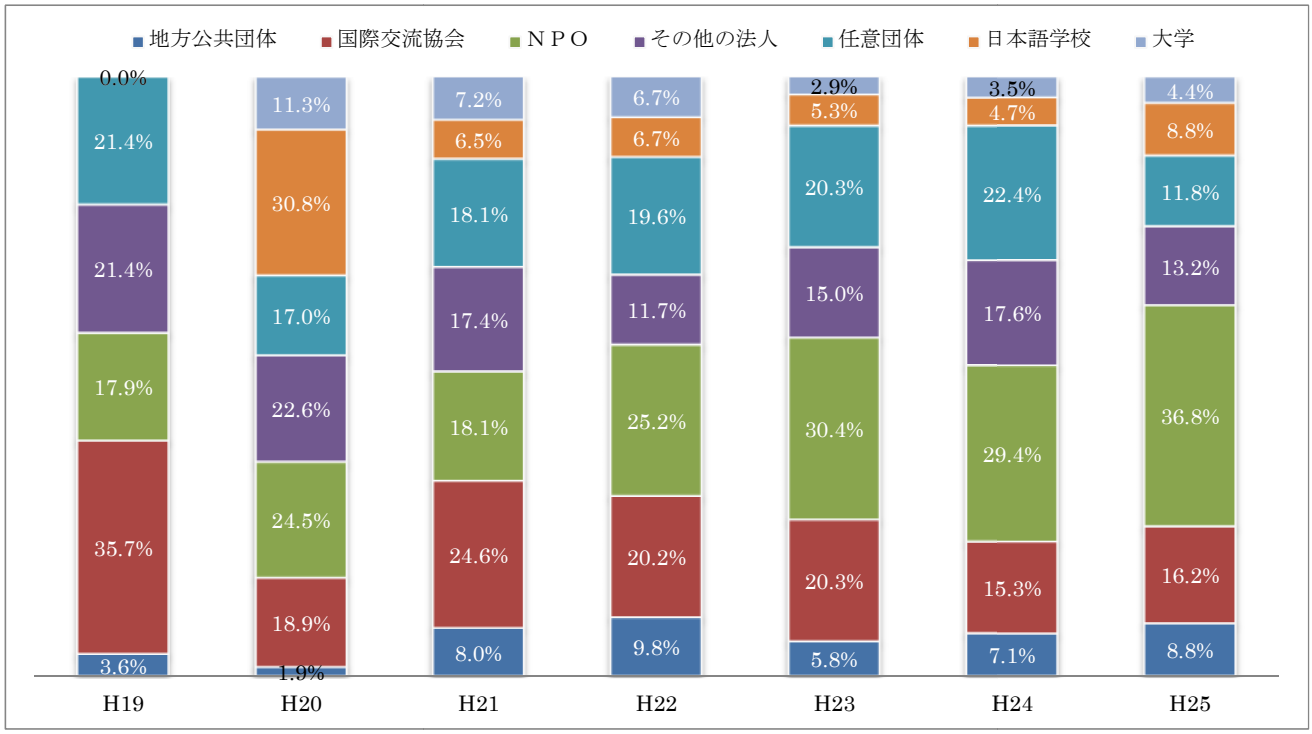

※文化庁調べ。
※各年度の全委託件数はグラフ６９「年度別・プログラム別委託件数の推移」で示したものと同じ。

［７－８　都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修について］

［趣旨］

我が国に在留し，定住化する外国人を社会の一員としてしっかりと受け入れ，日本語能力が不自由であるために社会から排除されないようにするために，日本社会におけるコミュニケーション手段である日本語を習得するための体制を整える必要がある。

そこで，全国都道府県及び市区町村等の日本語教育担当者が一堂に会して，国，地方公共団体等の取組についての情報交換と，地域における日本語教育施策の企画立案能力の向上を目的とした研修を実施する。

平成２０年度から実施（※なお，平成２０年度については「都道府県政令指定都市等日本語教育担当者会議」，平成２１年度から平成２４年度までは「都道府県政令指定都市等日本語教育担当者研修」という名称で実施。）

［実施時期］

平成２０年度から平成２４年度までは１月～２月頃，平成２５年度については１１月に実施。

［開催場所］

東京

［参加対象］

全国の都道府県及び市区町村の日本語教育担当部署の職員，又は，上記地方公共団体が設置した国際交流協会等（※）において日本語教育事業を担当している職員

※　ここで言う国際交流協会とは，以下の団体とする。

①地方公共団体が設立した
②地方公共団体が事務局を務める
③地方公共団体から補助金等を受けている
④地方公共団体の施設の指定管理を行っている

}　①～④のいずれかを満たす団体のうち，地域における国際交流，多文化共生，外国人支援等に関する事業を行う団体。

※　平成２４年度までは，都道府県，政令指定都市，中核市，外国人集住都市会議加盟都市に限定。

［実施内容］

年度	内容
Ｈ２０	○施策説明：文化庁・文部科学省の日本語教育に関する施策説明（国語課，国際教育課） ○講演：地域をとりまく日本語教育の現状とこれからの課題の説明 （独立行政法人国立国語研究所日本語教育基盤情報センター整備普及グループ長・野山広） ○報告及び協議（（財）埼玉県国際交流協会，群馬県大泉町，（財）浜松国際交流協会）
Ｈ２１	○施策説明：文化庁・文科省の日本語教育に関する施策説明（国語課，大臣官房国際課，国際教育課） ○講演：『生活者としての外国人』の実態と地域における日本語教育の役割 （慶應義塾大学総合政策学部教授　平高史也） ○報告：群馬県，（財）宮城県国際交流協会，（財）北九州国際交流協会，ぶんきょう多文化ねっと ○演習：地域日本語教育のシステムづくり （講師：東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープログラムコーディネーター 杉澤経子）
Ｈ２２	○施策説明：「日系定住外国人に関する基本指針」について（内閣府定住外国人施策推進室） 文化庁・文科省の日本語教育に関する施策について（国語課，大臣官房国際課，国際教育課） ○報告：多文化共生施策としての日本語教育の取組とその推進体制の整備について （広島県，長野県上田市，（財）とやま国際センター） ○演習：地域における日本語教育推進のための体制整備について （講師：東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープログラムコーディネーター 杉澤経子）
Ｈ２３	○施策説明：国語課，大臣官房国際課，国際教育課 ○報告：日本語教育小委員会審議状況（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査　西原鈴子） ○事例報告：石川県国際交流協会，横浜市政策局国際政策室国際事業担当課 ○演習：地域における日本語教育推進のための体制整備について （講師：東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープログラムコーディネーター 杉澤経子）
Ｈ２４	○施策説明：国語課，大臣官房国際課，国際教育課 ○報告：日本語教育小委員会審議状況（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査　西原鈴子） ○事例報告：大阪府教育委員会，岡山県総社市 ○演習：地域における日本語教育推進のための体制整備について （講師：東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープログラムコーディネーター 杉澤経子）
Ｈ２５	○施策説明：国語課，大臣官房国際課，国際教育課 ○報告：日本語教育小委員会審議内容（文化審議会国語分科会日本語教育小委員会主査　伊東祐郎） ○事例報告：公益財団法人京都府国際センター，飯田市公民館 ○講演：地域資源の活用方法について （講演者：東京学芸大学総合教育科学系教授　渋谷英章） ○演習：多文化共生に向けた地域における日本語教育の体制整備のために （講師：東京外国語大学多言語・多文化教育研究センタープロジェクトコーディネーター 杉澤経子）

表５１　［参加者数の実績］

年度	開催年月日	出席者数					
		計	都道府県	政令市	中核市	外国人集住都市	市区町村
H20	H21. 2.13	64	38	12	8	6	-
H21	H22. 1.22	67	35	16	8	8	-
H22	H23. 2. 9	74	46	15	8	5	-
H23	H24. 2.22	52	27	13	5	7	-
H24	H25. 2.20	45	26	9	5	3	-
H25	H25.11.27	44	13	5	2	1	23

＊平成２０年度は，「都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者会議」という名称で開催
＊平成２５年度より，対象を全都道府県・市区町村に広げ，名称を変更。
＊出席者は首長部局，教育委員会，国際交流協会等の職員であり，ボランティア等は含まない。

［平成 25 年度のスケジュール］

項目	時間	内　　容
開会挨拶	-	
施策説明	1 時間	文部科学省，文化庁における日本語教育施策に関する説明
報告	0.5 時間	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会における審議内容の説明
事例報告	1.5時間	各自治体における取組例の報告（※都道府県と市区町村の組合せ）
講演	45 分	地域における日本語教育に関する施策の企画・立案に資する講演
演習	1.5 時間	企画・立案に関する演習（グループ作業）。
開会・情報交換		（閉会後，各自，情報交換）

（４）日本語教育に関する調査研究について

論点８　日本語教育に関する調査研究の体制について

①論点８の概要（※「論点整理」p.25 から転載。）

○　日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で，調査研究は重要。今後，文化庁が中心となって国立国語研究所，関係府省，自治体，日本語教育学会，大学等の協力を得て，政策的に必要な調査研究の実施が必要。

②論点８に関する意見

～論点８に関する意見のまとめ～

・　日本語教育政策の適切な企画立案・推進を図る上で必要な調査研究について，国，地方公共団体，その他の関係者でどのように連携協力して実施するかということについて検討することが必要である。

　また，調査研究の内容としては，外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境，地域による状況の差などの実態について詳細なデータを収集し，日本語教育の多様性の内実を明らかにすること及び各地域において日本語教育を推進する際に必要となる具体的なデータ（外国人の社会参加に必要となる日本語や知識，地域住民の協力を得るために必要な工夫等）を整理することが必要である。

　なお，既に調査結果として得られていることが，日本語教育施策等について検討する際に十分なものとなっているかどうかについても確認が必要である。

～論点８に関して挙げられた意見～

・　外国人について，国籍別や年齢別のデータはあるが，国籍，年齢，在留資格，性別をクロスしたデータがないために，細かな実態が分からず，どういった日本語がどれぐらい必要かということも見えてこない。
※再掲（論点１）

・　日本語教室に来ない人，来られない人をいかに発掘していくか，学習できる環境を作っていく際に必要となるデータを取っていくべきではないか。正確な外国人の実態調査が必要であり，それに基づく施策を考える必要がある。

・　外国人の日本語学習に関するニーズの把握が必要であり，それぞれの地域の外国人が置かれる状況や生活スタイルなど，各地域により多様化した日本語学習の目的やニーズを的確に把握する必要があると思われるが，どの地域にどのようなレベルの日本語習得のニーズがあるのかを把握していない。

　さらに，地域における日本語教育を推進していくための資料やデータが不十分である。例えば，外国人が「〇〇をしよう」と思った際に必要となる日本語や知識のリストアップが必要ではないか。その際，短期的な支援と中期的な支援とを分け，現場のニーズに応える「〇〇に必要な日本語」等のリストアップが必要であると思われる。

・　日本語教育関係機関の在り方だけではなく，一般の地域住民などがどのように関わってもらえるか，協力してもらえるかといった観点からの調査があってもよいのではないか。

・　日本語教育において「多様である」ということを現状とすることが多いが，さらに踏み込み，何がどう多様となっているのか，その実態を浮かび上がらせないことには現状より先に進むことは困難なのではないか。グループ化や類型化を行うなど，多様性の内実を明らかにしていくべきだろう。

・　既に調査結果として得られていることが，日本語教育施策等について検討する際に十分なものとなっているかどうか。例えば，「国語に関する世論調査」（25 ページ）の「日本に在住する外国人はどの程度日本語の会話ができるといいか」とあり，「日常生活に困らない程度」という回答が最も多いが，外国人の置かれている状況や背景は多様であり，具体的にどのような日本語のことを指すのか分からないのでないか。

・　日本語教育施策を推進していく上で必要な研究を国，地方公共団体，その他の関係者でどのように連携協力しながら進めていくか検討が必要である。

・　現時点で日本語教育施策を推進していく上でどういった調査研究が必要かということをリストアップする必要があるのではないか。

・　政策的に必要と考えられる調査・調査研究のテーマの例について

○　日本語学習に関するニーズや学習環境の違い，日本語使用や日本語能力，日本語の学習状況など，継続的な日本語学習者の多様性の実態把握と整理について
○　日本語教育を実施する意義の具体例について（論点１に関連）
○　関係機関・団体間のネットワーク及び情報共有の具体例について（論点２に関連）
○　外国人に対する情報提供について（論点２に関連）
○　外国人，地域，企業等が求める日本語について（論点３①，②に関連）
○　カリキュラム案等の活用状況及び改善に関する希望の継続的な実態把握について（論点４に関連）
○　地域における日本語教育の指導者の選考・養成・研修の実態について（論点５，６に関連）
○　大学及び日本語学校の日本語教師養成課程での「地域における日本語教育」の扱われ方について（論点６に関連）
○　ボランティアとして日本語指導やコーディネートに関わる人の多様性の実態把握と整理について（知識や経験，属性等）（論点７に関連）
○　自治体における日本語教育の体制及び施策の効果について（論点７に関連）
○　文化庁における日本語教育施策の効果について（論点７に関連）
○　各地域において日本語教育を推進する際に必要なデータについて（外国人の社会参加に必要となる日本語や知識，地域住民の協力を得るために必要な工夫等）（論点８に関連）
○　日本語能力を身に付けることにより解決される社会課題について（論点９に関連）
○　日本語教育と関連領域（教育や就労，医療，保険，福祉等）との連携の実態について（論点９に関連）

③論点８に関する状況のデータ

［８－１　日本語教育に関する調査研究について　※平成１９年度以降］

表５２

年度	テーマ	委託先	調査内容
Ｈ１９ ［41,473千円］	外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 （※「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の一つのプログラムとして実施。）	群馬県外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発に関する運営委員会 （実績額：4,389千円）	「生活するためにこれだけは必要」である日本語能力を養うことを目的に，「聞く」「読む」を中心に，かつ言語機能と生活スキーマからなる場面（生活，学校，災害の三本柱）を重視したカリキュラムやプログラムを企画，実践し，検証。
		学校法人吉岡教育学園千駄ヶ谷日本語学校豊島日本語学院 （実績額：3,105千円）	成人学習者を対象に，日本語能力試験３級水準の日本語を日常生活で十分運用できる能力を身に付けさせる各回完結型の対話型カリキュラム及び絵教材等を含んだ活用例集（学習者が協働して学び合い，地域の特性に応じて運用できるもの）を開発。
		社団法人日本語教育学会 （実績額：7,526千円）	在住外国人のための日本語教育体制の整備を目的としたプロジェクト兼調査（生活実態調査，教材開発，日本語ボランティア養成研修，地域日本語教育システムづくり）を実施。
		社会福祉法人駒ヶ根市社会福祉協議会 （実績額：4,184千円）	外国人の生活スタイル，文化，言語環境，文学への抵抗感等を踏まえたカリキュラムを作成。
		財団法人浜松国際交流協会 （実績額：7,989千円）	外国人集住地域におけるある企業を対象に，環境調査（会社事情・作業工程・勤務状況・作業安全教育や研修マニュアル等の資料及び外国人従業員の生活圏・社会生活状況等），意識調査（職場内外のコミュニケーション場面・労働観・会社観・生活観等），学習調査（労働研修，日本語学習等），言語調査（観察・面接による日本語使用等）を行い，標準的カリキュラムを作成。（※また，地域地元自治会の集会や報告会の開催，既存のボランティア研修等を通じ，地域日本語教育関係者をはじめ企業関係者や地域住民に成果の普及を図る。

		神戸ＹＷＣＡ学院専門学校 （実績額：3,321 千円）	日常生活を円滑に運ぶための学習を目的とした場面シラバスによるカリキュラムを開発（※語彙の選択，自立学習のアイデアを含む）。
		コミュニカ学院 （実績額：6,461 千円）	生活者としての外国人のためのモジュール型カリキュラム，学習ツールとしての日本語ポートフォリオを開発し，それぞれ日本語版，ポルトガル語版で作成。
	日本語教育実態調査	社団法人中央調査社 （実績額：4,498 千円）	日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため，これに必要な調査を実施。
Ｈ２０ ［21,816 千円］	外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発 （※「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の一つのプログラムとして実施。）	社団法人日本語教育学会 （実績額：7,889 千円）	（1）生活者としての外国人のための日本語教育のカリキュラム開発プロジェクト，（2）コーディネータ・ボランティア養成・研修のためのプログラム開発プロジェクト（3）地域在住外国人の多様な日本語ニーズをカリキュラムに反映させるプロジェクト，（4）地域社会における日本語教育のシステムづくりに関するプロジェクトを実施し，　調査。
		社団法人国際日本語普及協会 （実績額：3,906 千円）	（1）学習者が生活に密着した学習項目を主体的に学べるカリキュラム，（2）『リソース型生活日本語』の行動目標の達成に必要な能力の分析とポートフォリオ評価を導入したカリキュラムの研究開発，（3）地域の日本語教室との連携による教室活動案の研究開発を実施。
		財団法人浜松国際交流協会 （実績額：5,611 千円）	量産型企業における現状を把握し，製造業に従事する外国人労働者のための日本語教育カリキュラムを開発。特に受注型企業における日本語教育支援の実践例を基に，汎用的なカリキュラムのあり方を協議し，ボランティア（地域）と企業担当者（企業）の連携による教室の実践が行えるカリキュラムを開発。
	日本語教育実態調査	株式会社教育測定研究所 （実績額：4,410 千円）	日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため，これに必要な調査を実施。
Ｈ２１ ［27,227 千円］	「生活者としての外国人」の日本語能力測定・評価に関する調査研究	国立大学法人東京外国語大学 （実績額：22,869 千円）	生活者としての外国人に必要な日本語能力を客観的に測定するための評価基準及び評価方法についての策定に向け，生活者としての外国人の日本語能力に関して調査。
	日本語教育実態調査	株式会社教育測定研究所 （実績額：4,358 千円）	日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため，これに必要な調査を実施。
Ｈ２２ ［13,549 千円］	生活日本語の指導力の評価に関する調査研究	財団法人日本国際教育支援協会 （実績額：3,327 千円）	「生活者としての外国人」が日本で生活していくために必要な日本語を指導する能力及びその能力の測定・評価方法について調査。チェックリストとポートフォリオを作成。
		公益社団法人国際日本語普及協会 （実績額：3,139 千円）	「生活者としての外国人」が日本で生活していくために必要な日本語を指導する能力及びその能力の測定・評価方法について調査。　チェックリストを作成。
		社団法人日本語教育学会 （実績額：3,800 千円）	「生活者としての外国人」が日本で生活していくために必要な日本語を指導する能力及びその能力の測定・評価方法について調査。日本における指導者のの現状及び海外における自国語教育について調査。
	日本語教育実態調査	株式会社ＲＪＣリサーチ （実績額：3,283 千円）	日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため，これに必要な調査を実施。
Ｈ２３ ［ 9,856 千円］	諸外国における外国人対する自国語教育・普及施策に関する調査研究	株式会社ＷＩＰジャパン （実績額：4,253 千円）	我が国における定住外国人に対する今後の日本語教育関連施策の立案推進の参考とするため，諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策等について最新の状況を調査。
	日本語教育実態調査	株式会社ビーコス （実績額：5,603 千円）	日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため，これに必要な調査を実施。
Ｈ２４ ［ 9,073 千円］	諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策に関する調査研究	株式会社ＣＤＩ （実績額：1,863 千円）	我が国における定住外国人に対する今後の日本語教育関連施策の立案推進の参考とするため，諸外国における外国人に対する自国語教育・普及施策等について最新の状況を調査。
	地域日本語教育の総合的な推進体制の構築に関する調査研究	社団法人日本語教育学会 （実績額：3,490 千円）	地域の実情に応じた日本語教育の総合的な推進体制の整備について，各地の取組の把握・分析及び推進体制の整備に関する効果を検証する調査研究を実施。
	日本語教育実態調査	株式会社社構研 （実績額：3,720 千円）	日本語教育実施機関・施設等に関する実態を把握するため，これに必要な調査を実施。

※日本語教育実態調査を除き，いずれの調査研究も外部の有識者を含んだ運営委員会を設置した上で調査研究を実施。

（５）その他

論点９　総合的な視点からの検討について

①論点９の概要（※「論点整理」p.25 から転載。）

○　日本語教育は多様であり，日本語教育の推進方策等について議論する際には，どのような日本語教育を想定するか明確にすることが必要。
　また，外国人が抱える問題は日本語能力の問題にとどまらず，他の外国人施策の分野と切り離して日本語教育について議論するだけでは必ずしも十分とは言えない。
　さらに，外国人の権利・義務やその受入れについて政府全体や社会全体の問題としてどう考えるかは，避けて通れない重要な問題。以上のことから，日本語教育の推進について議論する上では，総合的な支援の視点が必要であり，社会全体で考えるべき。
○　なお，平成２４年５月に外国人労働者問題担当大臣を議長，関係府省の副大臣級を構成員とする「外国人との共生社会」実現検討会議が設置され，８月に中間的な整理を行い，外国人の受入れの在り方については，我が国の産業，治安，労働市場への影響等国民生活全体に関する問題として，国民的コンセンサスを踏まえつつ，我が国のあるべき将来像と併せ，幅広く検討・議論していく必要があるとして，幅広い国民的議論の活性化に資するよう，まずは必要なデータの収集整備，国民への情報提供等に努めるとともに，どのような検討方法がふさわしいか等について，引き続き検討を進めることが必要である旨明記。
　今後，検討会議の議論にも留意し，日本語教育に関しても更に議論を深めていくとともに，必要な調査研究や国民に対する情報発信・ＰＲを行っていくことが重要。

②論点９に関する意見

～論点９に関する意見のまとめ～

・　日本語能力の不足によりどのような課題があるのか，日本語能力を身に付けることによりどういった社会課題の解決が期待されうるのかということについて検討し，整理することが必要である。
　その上で，既に実施されている取組の効果等も踏まえながら，教育や就労，医療，保険，福祉等の関連分野との連携の在り方（取組の内容や取組の評価の仕方）について検討し，さらに関連機関・団体等に対する情報発信を行うことが必要である。

～論点９に関して挙げられた意見～

（日本語能力による課題解決について）

・　日本語力が低いほど①教育分野において，学校関係者との意思疎通が困難で子育てに不安を抱えている，②就労の分野において，就職や転職が困難で，失業及び要保護に陥りやすい，③医療・保険・福祉の分野において，行政サービスへのアクセス困難である，④防災の分野において，防災訓練等への参加率や防災意識が低く，避難行動・生活に苦慮しているということが仮説として考えられるのではないか。
・　日本語力，社会知識等が他分野の問題改善につながる部分があるのではないか。

（他分野との連携について）

・　各地の外国人支援団体等において，日本語教育以外の外国人支援等に関連する事業として，外国人相談，外国人コミュニティーや外国人も参加している市民活動等の活動支援，防災訓練への参加支援，地域に関して知るための講座やツアー，多文化人材育成事業等など，多様なものを実施しているが，特に福祉，介護，看護，サービス業等の分野との連携は不可欠である。
・　就労のための日本語教室はまさに他分野との連携が必要な分野である。
・　児童・生徒に対する日本語を含んだ学習支援は教育委員会や学校との連携が不可欠である。外国人児童・生徒は授業についていけないことが多々あり，また進学の際に日本語が問題となることがある。親については，日本語が理解できず，学校との関係がうまくいっていないことがあり，（母）親が孤立することがある。日本人と結婚した外国人配偶者の連れ子が学齢期に来日するケースが増えてきており，その子供への日本語教育，学校への適応のサポートもニーズがある。留学生の配偶者は日本語ができないにも関わらず，家事や子供の教育に当たって，サポートが乏しい中での生活を余儀なくされる。　※［２－６］（49～54ページ）参照。

・　外国人を受け入れるスキームを検討する際に，受け入れ時の在留資格と日本語能力の関係について議論すべきではないか。その際に求められる日本語能力の評価の仕方，日本語学習機会の提供の仕方についても議論すべきであるが，学習機会が保障されることが大事ではないか。
・　関連分野との連携について，既に様々な教育プログラムが効果を上げていると思われるが，整理をする必要があるが，現段階では，関連分野との連携について整理し，効果について評価する指標やシステムが存在しない。特に自治体が実施している事業に対して，時間，費用とその効果を算出し，評価できるようなものが必要ではないか。

（「日本語指導者」以外による活動について）
・　外国人当事者が，読み聞かせや交流会，海外出身の女性同士又は地域に暮らす日本人女性との交流を目指した活動の立ち上げを行っているケースがある。
・　日本語教育及び関連領域や日本語教育を行っているボランティア団体に対する認識が低い（無知・無関心）ため，日本語教育施策の効果的な周知を図る必要がある。

③論点９に関する状況等のデータ

［論点９に関する状況等のデータの一覧］
９－１　外国人住民が増えることの効果と課題について
９－２　人材別採用の要件について
９－３　外国人労働者に求める日本語能力について
９－４　日本語能力と離職期間の関係について
９－５　医療機関の利用等と日本語について
９－６　子育て，教育と日本語教育について

［９－１　外国人住民が増えることの効果と課題について］

グラフ７１　外国人住民が増えることの効果　※複数回答

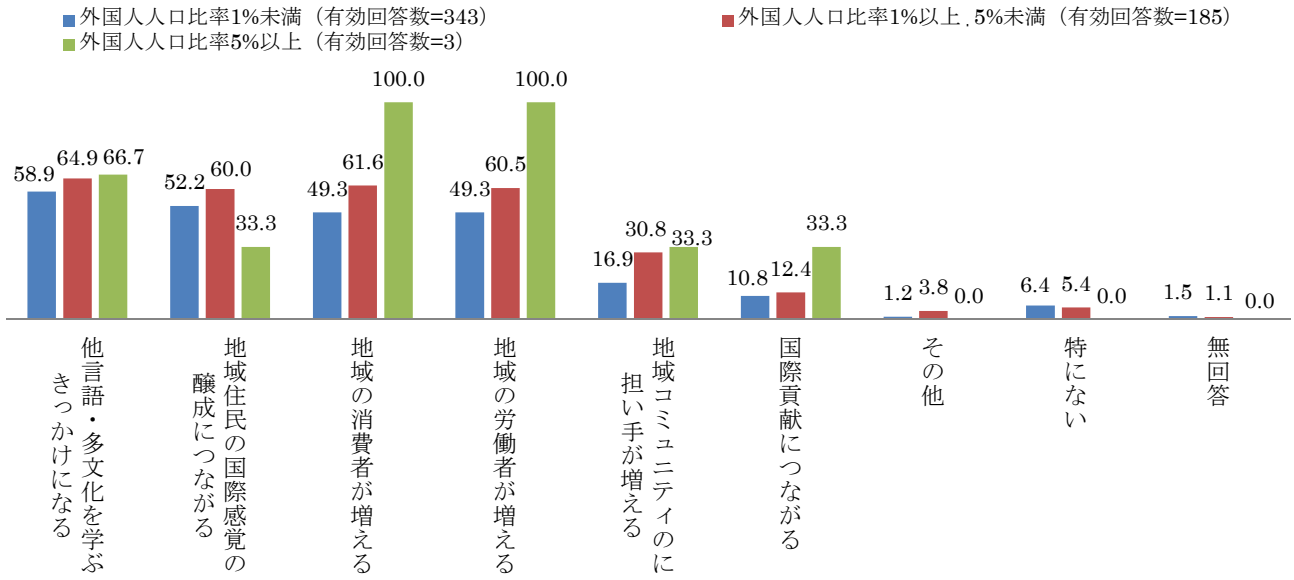

グラフ７２　外国人住民が増えることによる課題 ※複数回答

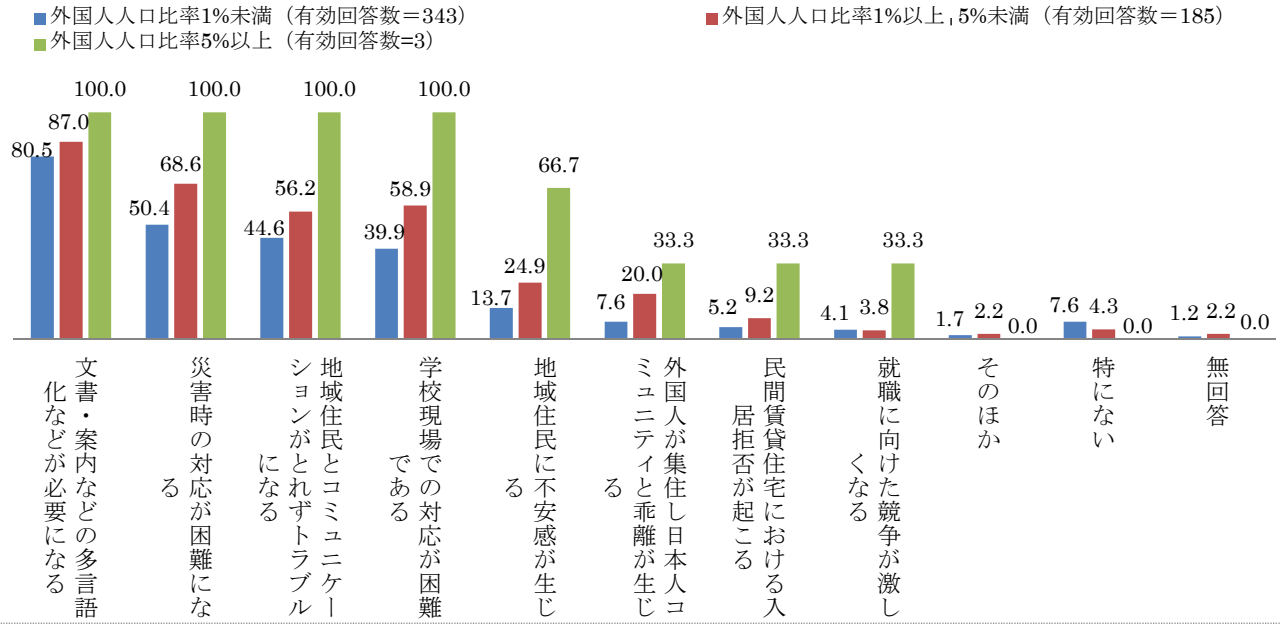

※出典：三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティング（2013）「基礎自治体の外国人政策に関するアンケート調査報告書」
＜調査時期＞2012 年 11 月 21 日～12 月 5 日（12 月 25 日到着分まで集計）
＜調査対象＞総務省「平成 22 年度国勢調査」より，外国人人口が 50 人以上の基礎自治体 1,246 団体。
＜調査方法＞調査対象となる 1,246 団体を対象として調査票を発送。有効回収数は 535 件，有効回収率は 42.9%。

※　回答は当該自治体の外国人人口比率（1%未満，1～5%，5%以上～）によって三つに分けて示している。

［９－２　人材別採用の要件について］

表５３　人材別採用の要件について

	日本人		外国人	
	正社員要件	非正社員要件	正社員要件	非正社員要件
一般常識，ビジネスマナー	64.5	58.6	48.3	47.8
学歴	13.1	2.5	6.7	1.9
専門的知識，技能	42.5	41.8	27.8	26.4
これまでの職歴（経験）	23.2	18.4	14.6	9.3
仕事上必要な資格の有無	23.2	18.4	14.6	9.3
給与	4.1	5.7	5.3	6.3
転職回数	7.9	6.2	2.2	3.7
人柄	56.1	61.5	47.5	53.5
職場への順応性	37.4	51	41.3	51.9
意欲，積極性	63.4	58.3	49.2	51.3
その他	1.1	1.8	2.0	2.4
日本語（外国人のみ）			57.9	54.1

※出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構（2011）「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」
＜調査時期＞２０１０年７月１９日～７月３１日
＜調査対象＞民間の事業所データベースに登録されている事業所のうち外国人集住都市２８自治体にある従業員１０人以上の事業所２万所を一定の方法により抽出し，質問紙を送付。
＜調査方法＞質問紙による通信調査。20,000 票発送し，有効回収数は 2,305 票。回収率は 11.5%。

［９－３　外国人労働者に求める日本語能力について］

グラフ７３　話す

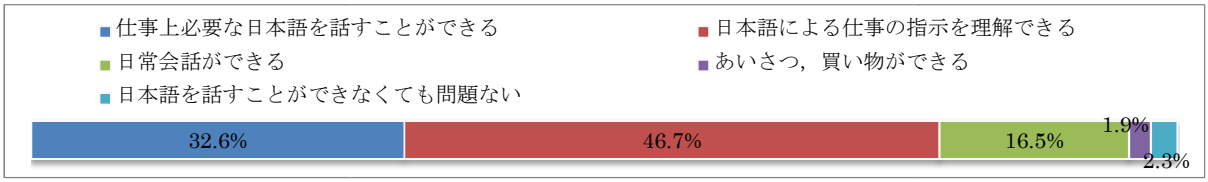

グラフ７４　読む

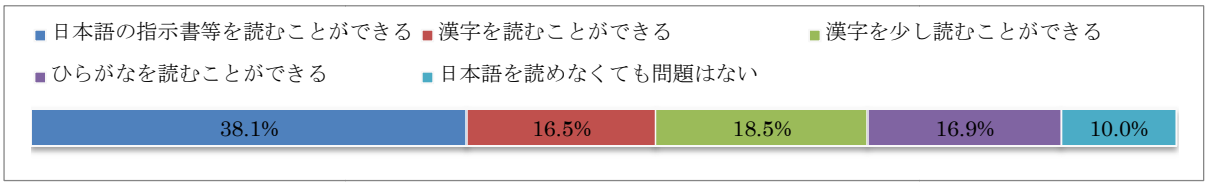

グラフ７５　書く

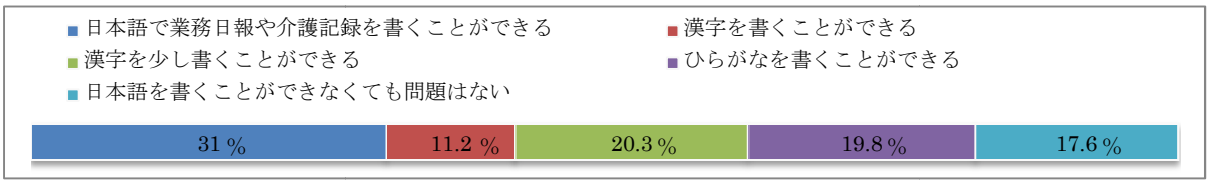

※出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構（2011）「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」
＜調査時期＞2010 年 7 月 19 日～7 月 31 日
＜調査対象＞民間の事業所データベースに登録されている事業所のうち外国人集住都市２８自治体にある従業員１０人以上の事業所２万所を一定の方法により抽出し，質問紙を送付。
＜調査方法＞質問紙による通信調査。20,000 票発送し，有効回収数は 2,305 票。回収率は 11.5%。

［９－４　日本語能力と離職期間の関係について］

グラフ７６　話す

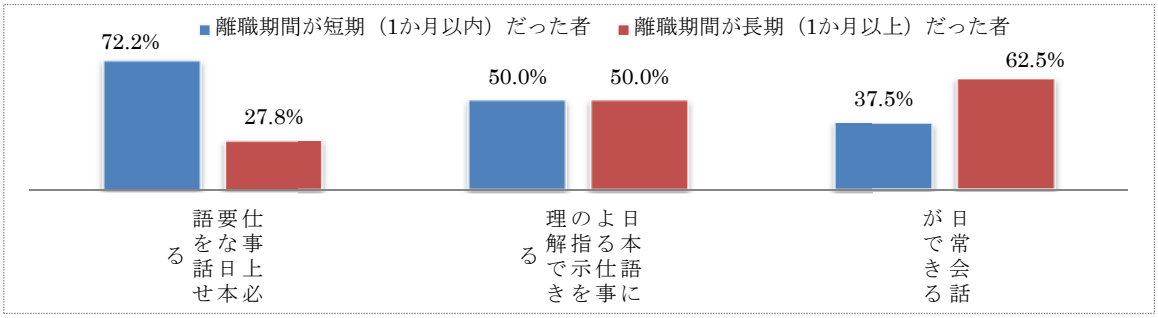

グラフ７７　読む

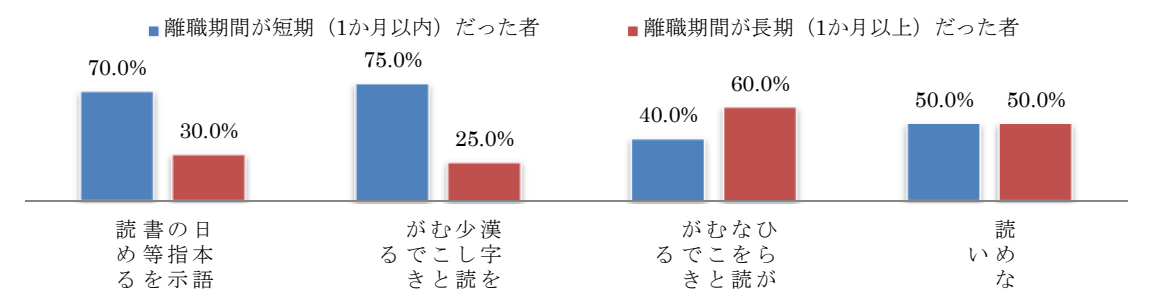

グラフ７８　書く

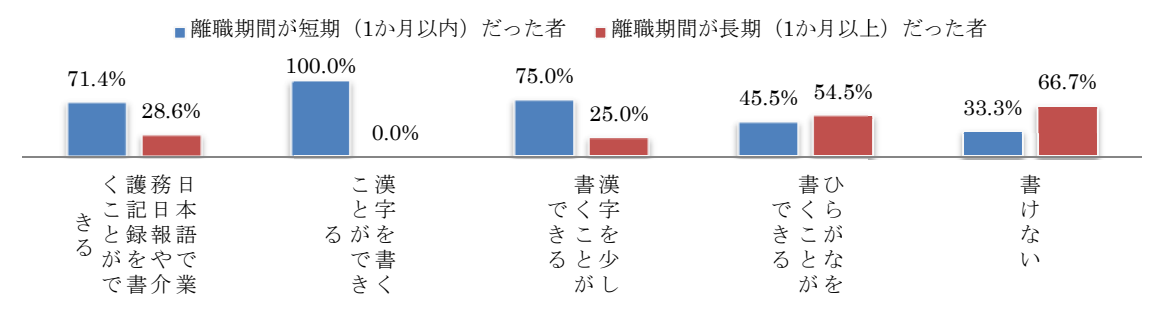

※出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構（2011）「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」

＜調査時期＞2010 年７月～8 月

＜調査対象＞民間の事業所データベースに登録されている事業所のうち外国人集住都市２８自治体にある従業員１０人以上の事業所２万所のうち，そこから直接雇用で日系ブラジル人労働者，日系ペルー人労働者を雇用している事業所。

＜調査方法＞調査対象の事業所にスペイン語・ポルトガル語の質問紙の配布を依頼し，日系人労働者本人が返送。

＜ケース数＞４４件

［９－５　医療機関の利用等と日本語について］

※それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「医療機関の利用」について記載している部分をまとめて，整理したもの。

※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。

グラフ７９　青森県国際交流協会・青森県（平成23年度）

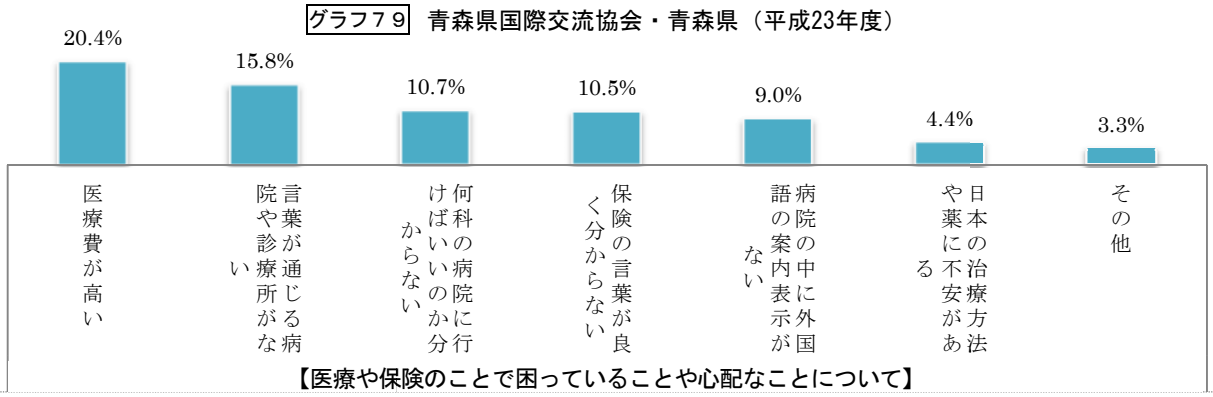

【医療や保険のことで困っていることや心配なことについて】

グラフ８０　岩手県国際交流協会（平成19年度）

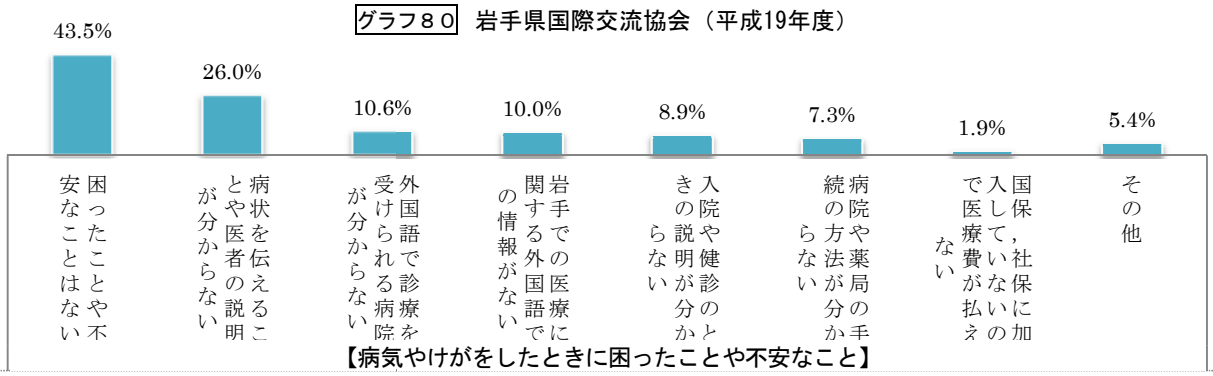

【病気やけがをしたときに困ったことや不安なこと】

グラフ８１　宮城県（平成24年度）

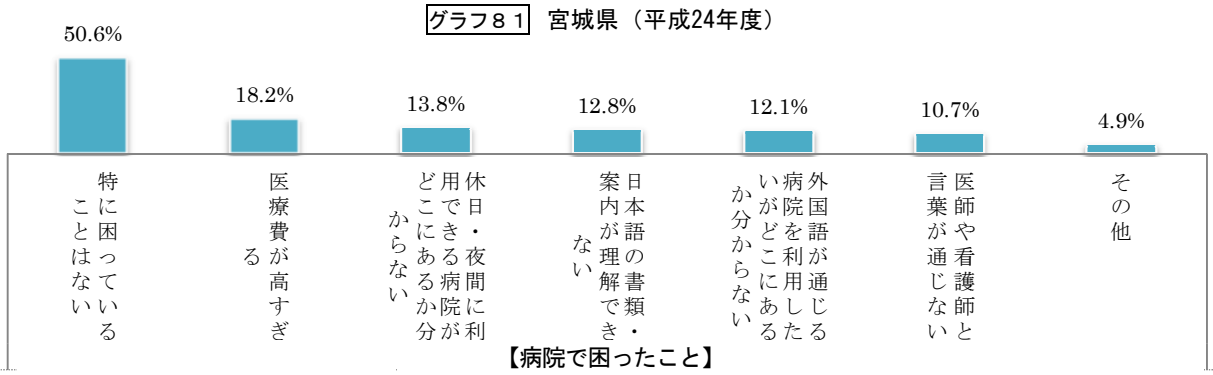

【病院で困ったこと】

グラフ８２　山梨県・山梨県国際交流協会（平成23年度）

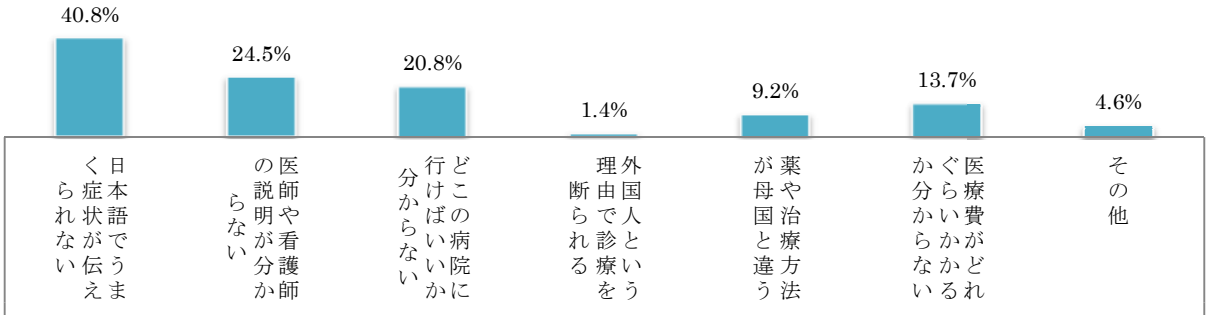

【病気のときに困ること・心配なこと】

グラフ８３　浜松市（平成22年度）

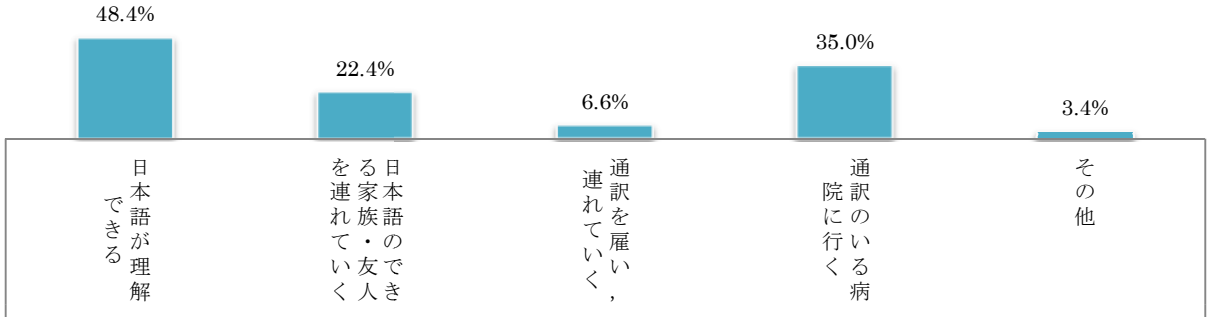

【病院での言葉の問題への対応方法】

［９－６　子育て，教育と日本語教育について］

※それぞれ，各都道府県，政令指定都市及びそれらの地域国際化協会が独自に実施した調査であり，調査対象，調査規模，調査方法，実施時期等は異なるが，大まかな傾向を把握することを目的に，文化庁が各調査報告から「子育て・子供の教育」について記載している部分をまとめて，整理したもの。

※　「ｎ」は有効回答数の総数を表す。なお，調査結果については都道府県，政令指定都市により，回答数のみ，％のみ，回答数と％の両方があったが，有効回答数の総数（ｎ）と「％」を示す形で揃えている。

グラフ８４　宮城県（平成24年度）

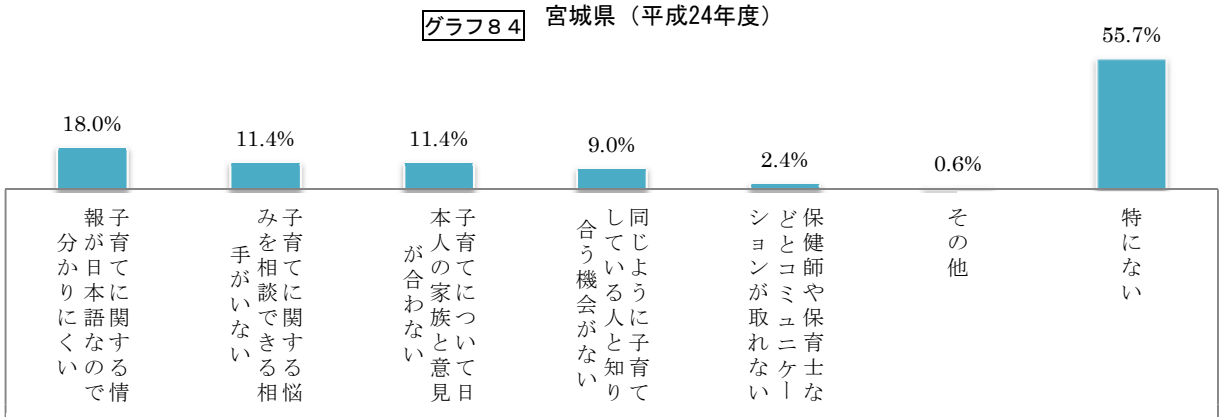

【育児について上記のようなことで困っていることはありますか】

グラフ８５　石川県（平成23年度）

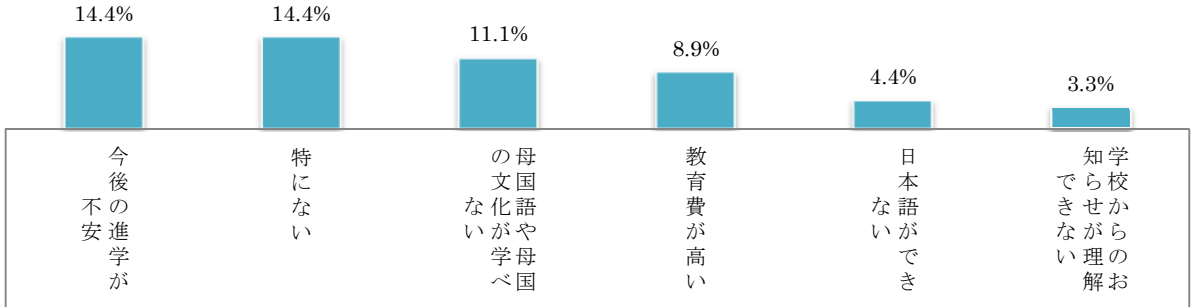

【子供の教育で心配なことについて】

グラフ８６　名古屋市（平成22年度）

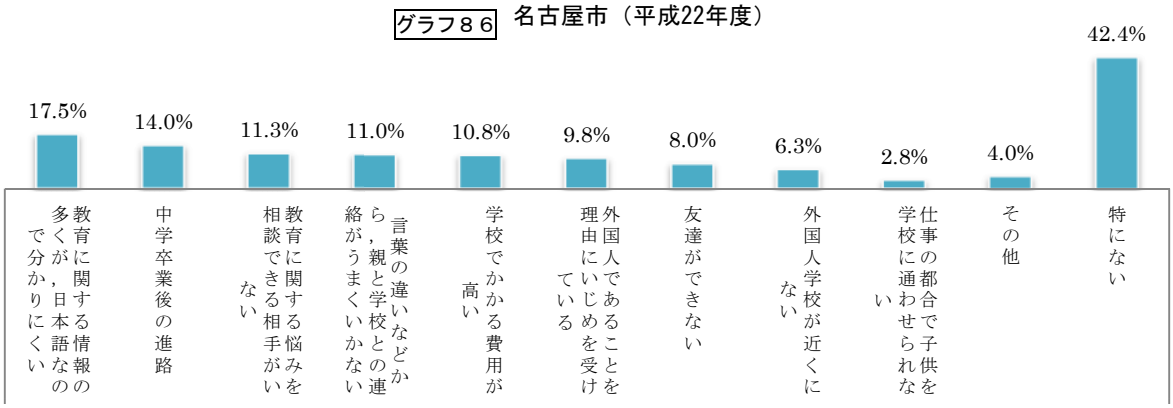

【教育で困っていること（学齢期の子のある人）】

グラフ８７　京都市（平成19年度）

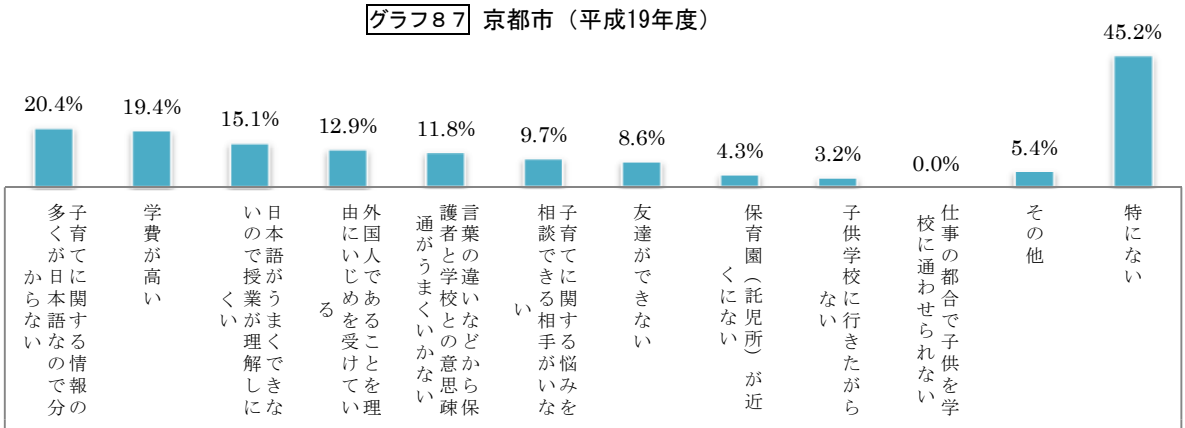

【育児・教育上の課題，困っていること】

グラフ８８　広島市（平成24年度）

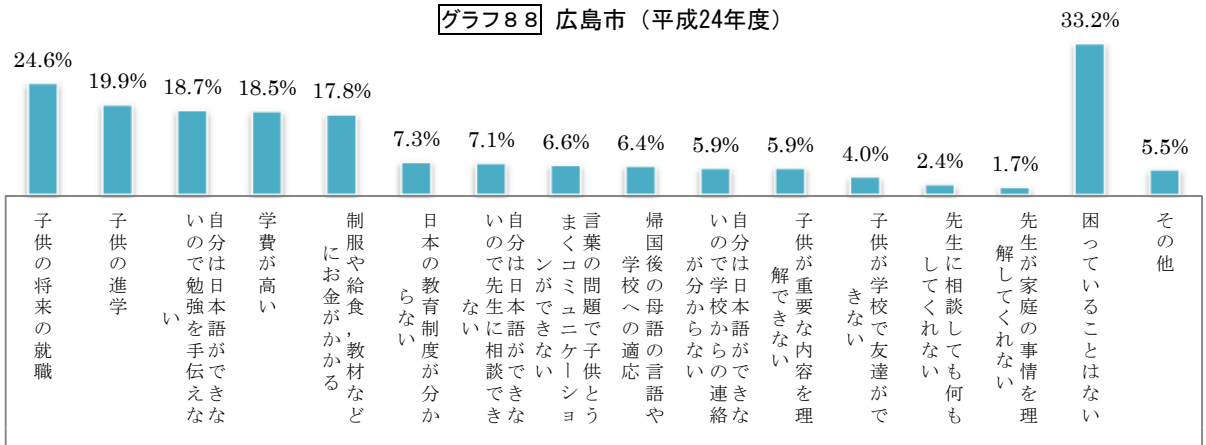

【子供の教育で困っていること】

グラフ８９　沖縄県（平成20年度）

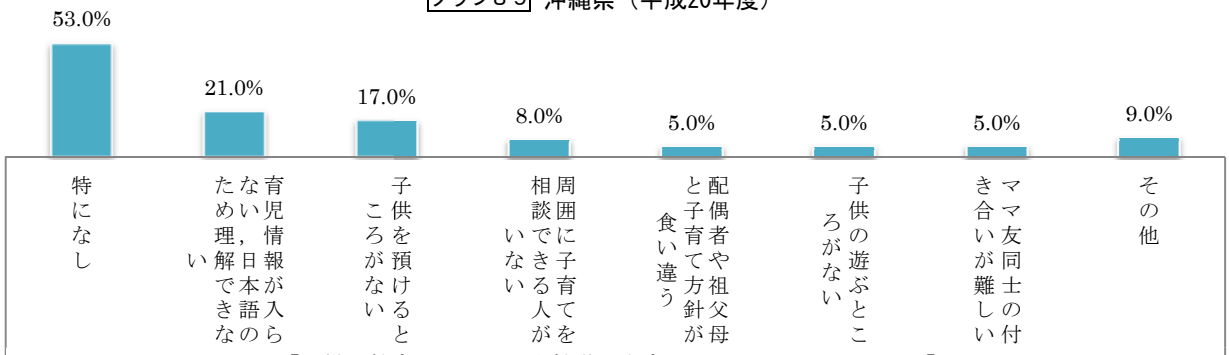

【子供の教育について（未就学児を育てる上で困っていること）】

論点１０　外国人の児童生徒等に対する日本語教育について

①論点１０の概要 （※「論点整理」p.25 から転載。）

○　日本語能力が十分でない児童生徒がどのような教育を受け，キャリアを形成していくかは大きな問題。今後とも外国人の児童生徒等に対する日本語教育の一層の充実が必要。

②論点１０に関する意見

～論点１０に関する意見のまとめ～

・　全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるような制度を整備するため，「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた政策のポイント」（平成２２ 年５月１９日 文部科学省）及び「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）」（平成２５年５月３１ 日 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議）等も踏まえ，文部科学大臣が定める一定の要件を満たす「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合，「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにするところであり，引き続き外国人の児童生徒等に対する日本語教育の動向に留意しつつ，関係府省や関係部局との連携の下，適切に対応していくことが適当である。
（※なお，子供の教育に関する親への支援については論点９で取り上げる。）

～論点１０に関して挙げられた意見～

・　保護者との間に円滑な人間関係がないと子供への適切な支援は困難である。保護者との間に円滑な人間関係を築くと同時に，子供の教育に関する保護者への支援も必要ではないか。
・　来日間もない１０代後半の子供たちには日本語指導や進学支援だけでなく，地域との交流や自分の将来を考える機会を作っていくことも必要である。そうした活動を通じて日本語を使わなければならない状況を作り，日本語学習の必要性を意識付けていく仕掛けも必要ではないか。
・　公立学校以外の教育機関及び学外における日本語教育等の必要性についても検討が必要ではないか。外国人学校や特別支援学校，幼稚園・保育所，院内学級，少年院，児童養護施設，中途退学・学卒者，非正規滞在者等，日本語教育の機会が必要である。
・　子供に対する対応をボランティアだけで行うのは困難であるが，学齢期を過ぎた子供などに対する対応をボランティアだけで行うことは特に困難である。
・　生活言語だけではなく，学習言語が学べる体制や教材が求められている。学習支援は，子供が通う学校や身近な地域で行われることが求められている。

③論点１０に関する状況等のデータ

［論点１０に関する状況等のデータの一覧］
　１０－１　日本語指導が必要な児童生徒数について
　１０－２　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について

［１０－１　日本語指導が必要な児童生徒数について］

グラフ９０　日本語指導が必要な外国人児童生徒数／公立学校について

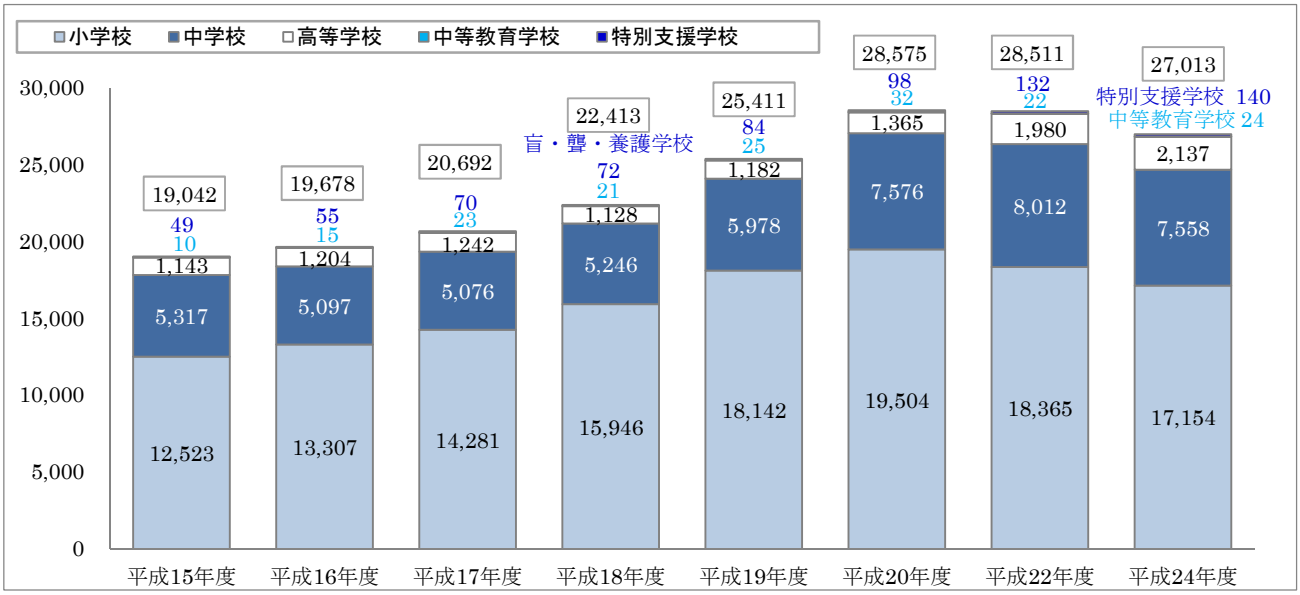

※　平成 22 年度まで各年９月１日現在，平成 24 年５月１日現在。
※　出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」
※　「日本語指導が必要な児童生徒」とは，「日本語で日常会話が十分できない児童生徒」及び「日常会話ができても，学年相当の学習言語能力が不足し，学習活動への参加に支障が生じており，日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

グラフ９１　日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数/公立学校

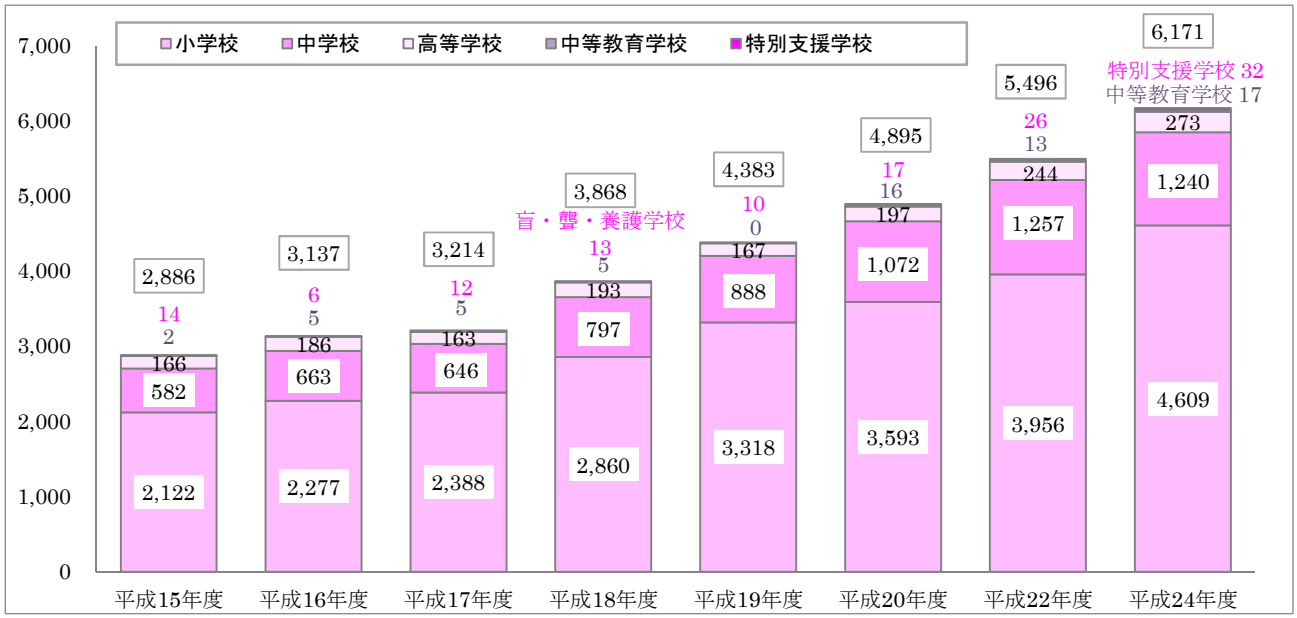

※　平成 22 年度まで各年９月１日現在，平成 24 年５月１日現在
※　出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査」
※　「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」とは，帰国児童生徒のほか，本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており，日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

［１０－２　日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について］

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について

【日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施】

１．背景・趣旨

○　国際化の進展等に伴い，平成 24 年５月現在，我が国の公立義務教育諸学校に在籍する外国人児童　生徒は，約６万２千人であり，平成 22 年９月現在，これらの学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒は約２万６千人，日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約５千２百人にのぼっている。

○　このような児童生徒に対して行う日本語指導は，現行制度の下では教育課程に位置付けられておらず，各教科等の中で行われているもの，帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校や学校外施設における課外活動として行われているものなど，地域や学校，児童生徒の実態等によって，指導内容や指導体制は大きく異なっている。

また，指導者に対して，日本語指導に関する指導計画の作成や学習評価の実施が求められていないため，必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。

さらに，他校や学校外施設において日本語指導を受ける児童生徒は，放課後等に課外授業を受けることもあり，負担が大きい。

○　児童生徒の負担に配慮しつつ，全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるような制度を整備するため,「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた政策のポイント」(平成 22 年５月 19 日 文部科学省）及び「日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ)」(平成 25 年５月 31 日 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議）等も踏まえ，文部科学大臣が定める一定の要件を満たす「日本語の能力に応じた特別の指導」を行う場合,「特別の教育課程」を編成・実施することができるようにする。

２．省令案及び告示案の概要

（１）　特別の教育課程の編成・実施【学校教育法施行規則の一部改正】

小学校，中学校，中等教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部及び中学部において，日本語指導が必要な児童生徒（例 : 帰国児童生徒又は外国人児童生徒など）に対して，その日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合には,「特別の教育課程」を編成・実施することができることとする。

①　指導の内容【告示制定】

児童生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに，学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。

②　授業時数【告示制定】

年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

また，学校教育法施行規則第 140 条の規定による障害に応じた特別の指導（いわゆる「通級による指導」）の対象となっている児童生徒が，（１)の特別の教育課程による日本語指導を受ける場合には，児童生徒の負担にも配慮し，２種類の指導を併せて，授業時数の合計がおおむね 280 単位時間以内とする。

（２）　他校における指導【学校教育法施行規則の一部改正】

在籍校の校長の判断により，（１)の児童生徒が他校において「日本語の能力に応じた特別の指導」を受けた場合には，当該授業を在籍校の「特別の教育課程」に係る授業とみなすことができることとする。

３．施行期日

平成 26 年４月１日（予定）

論点１１　国外における日本語教育について

①論点１１の概要 （※「論点整理」p.25 から転載。）

○　国外の日本語学習者は，平成２１年で３６５万人を超え，日本や日本文化に興味・関心を持つ外国人や日本への留学や就労を希望する外国人等への積極的な日本語教育の展開が期待される。平成２４年７月の「日本再生戦略」の閣議決定では世界における日本のプレゼンス（存在感）の強化のためにも，日本語・日本文化等，日本の国家ブランドを確立して世界に伝えていく方策を検討する旨明記。今後とも関係府省等が連携・協力し，国外における日本語教育の一層の充実が必要。

②論点１１に関する意見

～論点１１に関する意見のまとめ～

・　「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会　最終報告書」が取りまとめられたところであり，引き続き，国外における日本語教育の取組の動向に留意しつつ，関係府省や関係部局等の連携の下，適切に対応していくことが適当である。

～論点１１に関して挙げられた意見～

・　来日後の支援だけではなく，来日前教育としての日本語教育及び法制度・習慣に関する説明が必要ではないか。
・　海外在留邦人の長期滞在化・永住化による子弟の母語・母文化継承も重要であり，諸外国との関係に影響が大きいと思われる。
・　来日／出国・帰国の繰り返しを念頭に置いた受入と送出時の教育体制整備が必要であると思われる。
・　インドネシア等，学習者が急増している地域については，指導者が足りないのではないか。

③論点１１に関する状況等のデータ

［論点１１に関する状況等のデータの一覧］

１１－１　海外における日本語教育について
１１－２　「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会　最終報告書」

［１１－１　海外における日本語教育について］

グラフ９２　機関数について

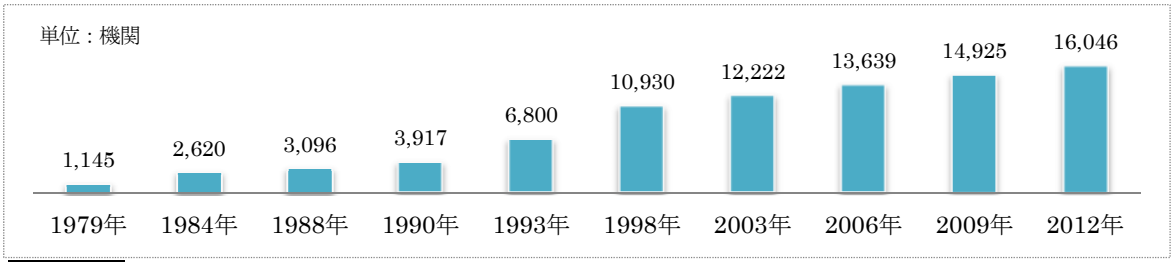

グラフ９３　教師数

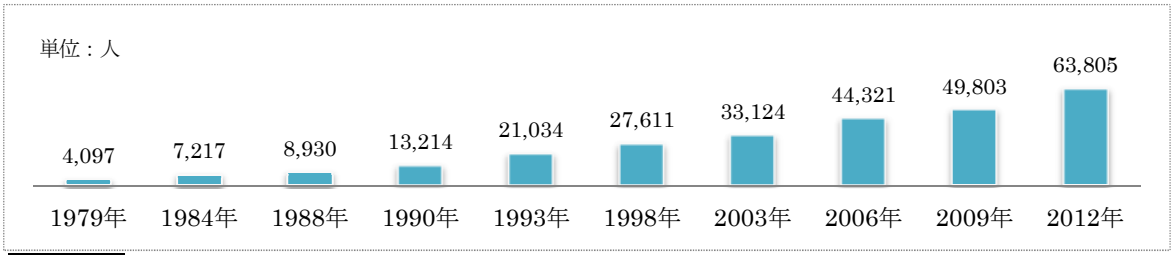

グラフ９４　学習者数

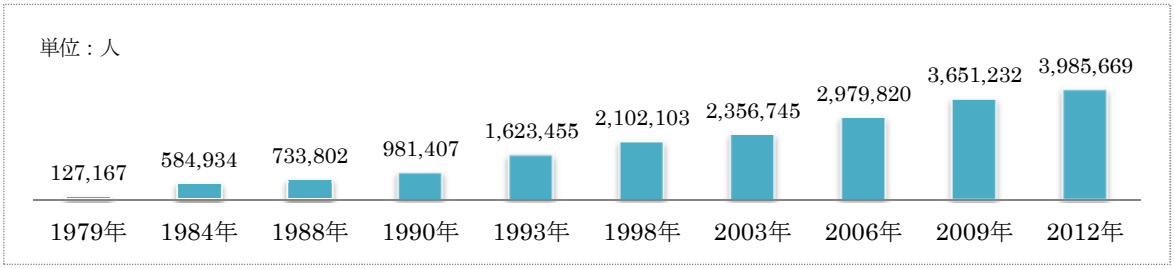

※　出典:海外の日本語教育の現状　2012 年度日本語教育機関調査より

グラフ９５　日本語学習の目的

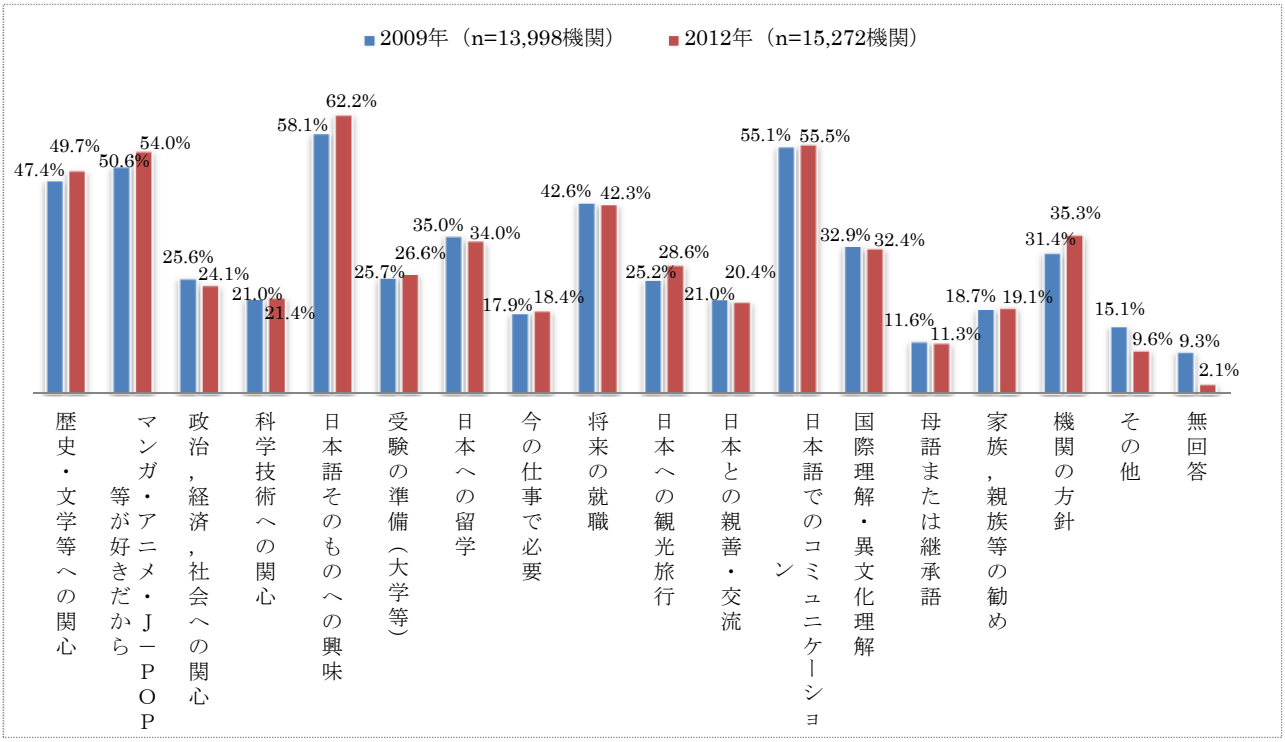

グラフ９６　日本語教育上の問題点

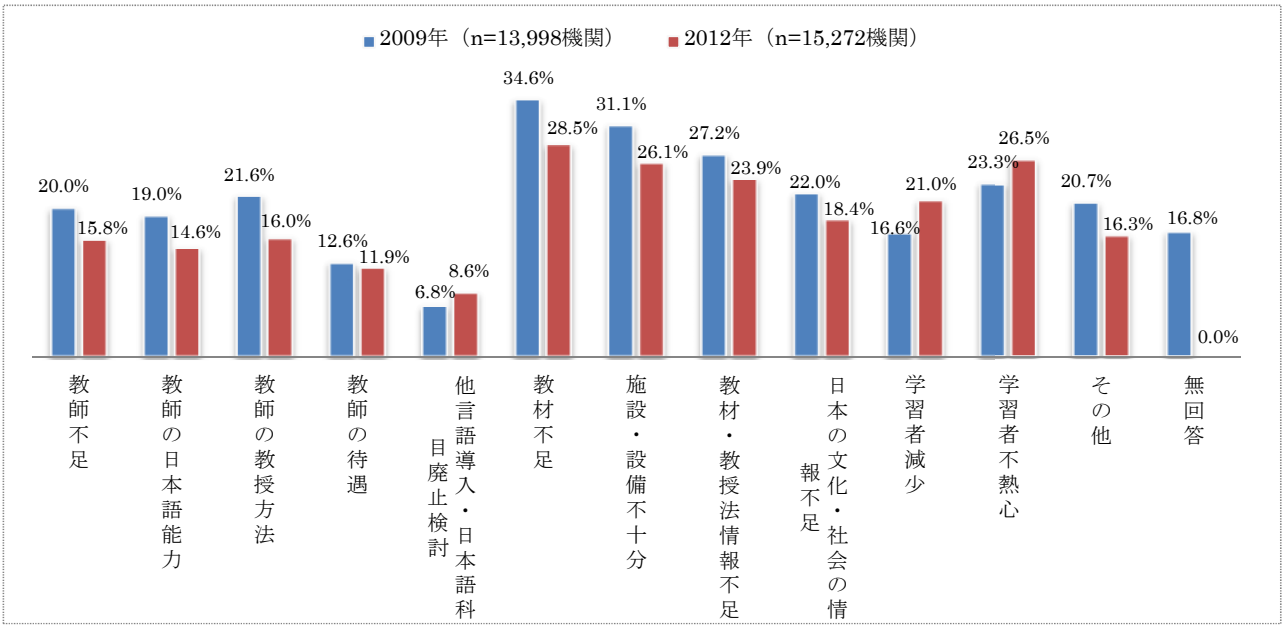

※　出典:海外の日本語教育の現状　2012 年度日本語教育機関調査より

表５４　地域別学習者数・機関数・教師数

地域	学習者					機関				教師			
	2009 年（人）	2012 年（人）	増減率（%）	割合（%）	10 万人あたりの学習者数（人）	2009 年（機関）	2012 年（機関）	増減率（%）	割合（%）	2009 年（人）	2012 年（人）	増減率（%）	割合（%）
東アジア	2, 079, 894	2, 154, 344	3. 6	54. 1	150	6, 583	6, 630	0. 7	41. 3	27, 142	39, 000	43. 7	61. 1
東南アジア	908, 246	1, 132, 701	24. 7	28. 4	191	2, 913	3, 462	18. 8	21. 6	8, 277	9, 075	9. 6	14. 2
南アジア	35, 527	29, 081	▲18. 1	0. 7	2	323	349	8. 0	2. 2	939	1, 015	8. 1	1. 6
大洋州	302, 141	331, 285	9. 6	8. 3	939	1, 442	1, 750	21. 4	10. 9	2, 880	3, 214	11. 6	5. 0
北米	168, 732	179, 049	6. 1	4. 5	52	1, 429	1, 677	17. 4	10. 5	4, 280	5, 035	17. 6	7. 9
中米	9, 162	9, 555	4. 3	0. 2	5	121	113	▲6. 6	0. 7	398	402	1. 0	0. 6
南米	32, 844	32, 968	0. 4	0. 8	8	467	443	▲5. 1	2. 8	1, 709	1, 652	▲3. 3	2. 6
西欧	72, 594	76, 132	4. 9	1. 9	19	1, 104	1, 069	▲3. 2	6. 7	2, 533	2, 698	6. 5	4. 2
中央アジア	3, 124	2, 831	▲9. 4	0. 1	5	43	41	▲4. 7	0. 3	171	159	▲7. 0	0. 2
東欧	26, 354	25, 412	▲3. 6	0. 6	8	378	345	▲8. 7	2. 2	1, 166	1, 141	▲2. 1	1. 8
中東	2, 744	3, 508	27. 8	0. 1	1	51	72	41. 2	0. 4	139	171	23. 0	0. 3
北アフリカ	1, 647	1, 592	▲3. 3	0. 0	1	23	21	▲8. 7	0. 1	83	90	8. 4	0. 1
アフリカ	8, 223	7, 211	▲12. 3	0. 2	2	48	74	54. 2	0. 5	86	153	77. 9	0. 2
全世界	3, 651, 232	3, 985, 669	9. 2	100. 0	64	14, 925	16, 046	7. 5	100. 0	49, 803	63, 805	28. 1	100. 0

表５５　教育段階別学習者数・機関数・教師数

教育段階	学習者		機関		教師	
	（人）	（%）	（機関）	（%）	（人）	（%）
初等教育	169,881	4.3	907	5.7	1,271	2.0
中等教育	2,014,626	50.5	8,044	50.1	12,787	20.0
高等教育	1,062,406	26.7	3,403	21.2	21,208	33.2
学校教育以外	561,277	14.1	3,134	19.5	26,139	41.0
複数段階教育	177,479	4.5	558	3.5	2,400	3.8
全教育段階	3,985,669	100.0	16,046	100.0	63,805	100.0

グラフ９７　各地域の教育段階別学習者の人数（2012 年度）

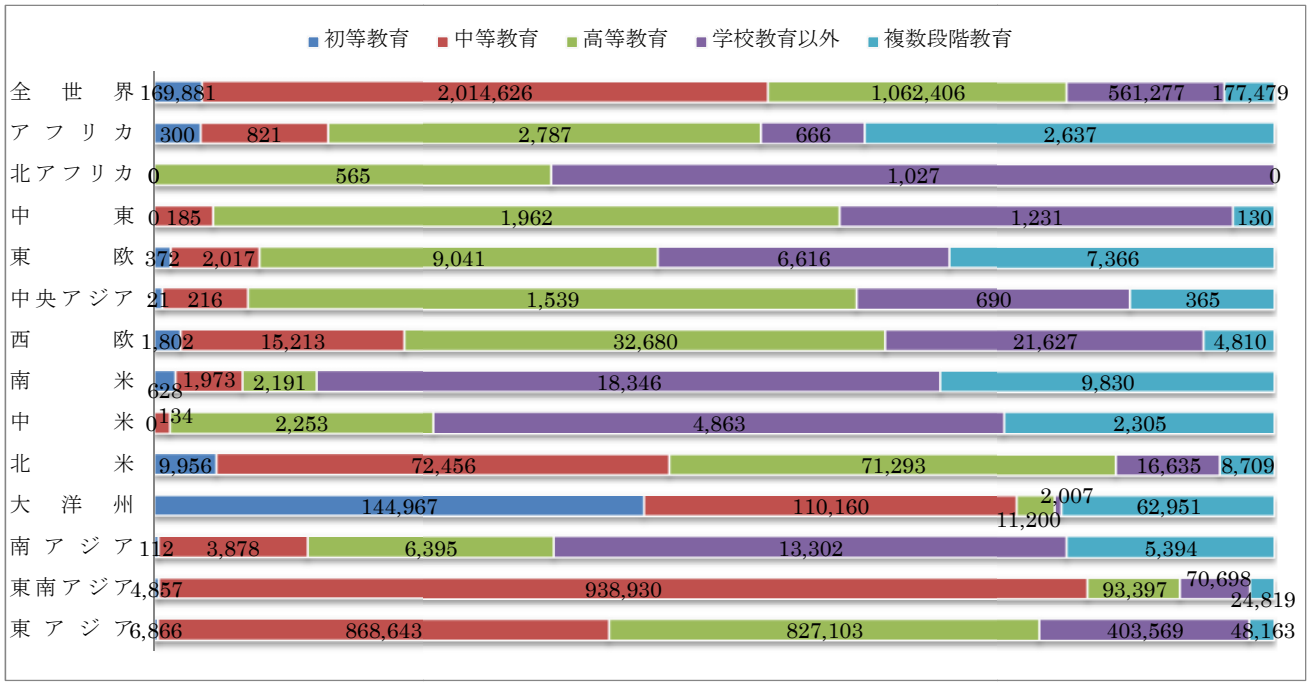

※出典：海外の日本語教育の現状　2012 年度日本語教育機関調査より

［１１－２　「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会　最終報告書」］

「海外における日本語の普及促進に関する有識者懇談会　最終報告書」（抄）

平成 25 年 12 月

４　具体的施策提言

上記の海外における日本語教育の現状及び課題を踏まえ，政府として取り組むべき施策について，（１）需要及び（２）供給の観点，並びにそれぞれについて施策の実施について早急に実施すべき，ないし早期に実施可能なものと，中長期的（概ね今後３年以降）に実施を検討すべきものに整理してまとめた。なお，日本語教育におけるＩＴ化の推進は，需要，供給両方の観点で活用できる施策であるので，（３）として独立した形でまとめた。

なお，これらの施策を実施していく上で，関係省庁・機関はいうまでもなく，独自のノウハウを有する民間企業のＳＲ活動や民間ベースの日本語教育機関と連携して，限られた資源を効果的・効率的に活用するオールジャパンでの取り組みを追及していくことが重要である。

（１）日本語学習への需要喚起のための施策

【早急に対応すべき，ないし早期に実施可能な施策】

【中長期的な施策】

（２）日本語教育を供給面から充実させるための施策

【早急に対応すべき，ないし早期に実施可能な施策】

カ　日本語教師の量的・質的拡大・向上のため，国際交流基金の日本語ネイティブ教師の雇用支援事業（「海外日本語教育機関日本人教員雇用促進支援事業」）を拡大する。また，海外の日本語学習者と日本語ネイティブ話者との接点を拡大するとの観点から，日本語専攻ないし副専攻の日本人大学生の海外派遣を進める。

キ　現地日本語教師の資質や教育の質を高めるため，教師が活用できる教材の提供や制作支援を行う。その際，現地の行政機関や教育機関と連携・共同して教科書などの教材開発にあたっている国際交流基金のノウハウを活かし，日本語教材の質の充実を図る。また，関係省庁，国際交流基金，民間日本語学校，企業などが協力・連携して，総合的な情報収集‐共有を行い，その情報を各方面に提供する。

【中長期的な施策】

カ　海外の日本人子弟のための在外教育施設などを，海外における日本人に対する日本語教育，すなわち国語教育，継承日本語教育，外国人に対する日本語教育の総合機関と位置づけ，そのための体制整備を進める。

（３）需要供給両面の共通課題としての日本語教育におけるＩＴ化の推進

４　おわりに

この報告は，冒頭述べたとおり，今後，日本語教育の具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策について議論していくために，「論点整理」で示された１１の論点ごとに意見やデータを整理したものである。

今期の日本語教育小委員会では，小委員会での議論のほか，日本語教育推進会議等の文化庁主催事業において「論点整理」に関する意見やデータの収集を行い，各論点ごとに意見やデータを整理してきたが，それらは，地域における日本語教育に関するものが中心であった。したがって，今後の検討の範囲を地域における日本語教育だけに限定するわけではないが，当面は地域における日本語教育を中心に検討を進めていくことが適当であると考えられる。

今後の検討について，地域における日本語教育は，現状ではボランティア（日本語教育能力検定試験の合格者や大学で日本語教育について学んだ者等も含む）が大きな役割を担っている。そのため，論点７「日本語教育のボランティアについて」で挙げられた意見やデータも踏まえながら，「地域の日本語教育においてボランティアが大きな役割を担っている現状をどう捉えるか,自治体の取組の成果や課題はどうかなど,まず自治体における日本語教育の体制について具体的な検証が重要」であり,「文化庁の取組の効果も検証し,必要に応じて更にどのような方策が考えられるか検討が必要」であると考える。

また，本報告でも見てきたように，地域における日本語教育の取組は，ボランティア，自治体，文化庁以外にも既に大学や日本語学校等においても取り組みが始められているだけでなく，今後より広範な連携を求める意見も見られたところである。そのため，「論点２　日本語教育の効果的・効率的な推進体制について」との関連も視野に入れ，さらに，地域における日本語教育の実践は現実には「生活日本語」の教育に限定されるものではなく，多様な領域と関連することから「論点１　日本語教育に関する政策のビジョンについて」，「論点９　総合的な視点からの検討について」など日本語教育の関連領域も見据えて，検討を進めることが必要である。

なお，論点８「日本語教育に関する調査研究の体制について」では，「外国人の日本語学習ニーズや日本語学習環境，地域による状況の差などの実態について詳細なデータを収集し，日本語教育の多様性の内実を明らかにすること及び各地域において日本語教育を推進する際に必要となるデータ（外国人の社会参加に必要となる日本語や知識,地域住民の協力を得るために必要な工夫等)を整理することが必要である。」といった意見が挙げられている。また，「検討の留意点」においても「客観的なデータなどを活用しながら，論拠を明確にするよう努めること」とあることから，調査研究を国，地方公共団体，その他の関係者でどのように連携協力しながら進めるか検討し，さらに，上記論点に関するデータを中心に調査を実施することが適切である。

その上で，必要に応じて，「論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）」，「論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（②判定基準について）」，「論点４　カリキュラム案等の活用について」，「論点５　日本語教育の資格について」，「論点６　日本語教員の養成・研修について」など日本語教育の内容及び方法や人材に関する議論につなげていくことが考えられる。

なお，「論点１０　外国人児童生徒等に対する日本語教育について」及び「論点１１　国外における日本語教育について」はそれぞれ文部科学省及び外務省において報告を取りまとめたところであり，今後，さらに関係府省や関係部局等の連携の下，適切に対応していくことが適当であると考える。

以上のように，各論点に関して段階的に検討を行っていくことを示したが，本報告の内容からも明らかなように各論点とも密接につながっている部分が多いことから，ある論点について検討している際もできる限り，他の論点についても視野に入れ，整合性が取れるように留意すべきである。また，関連施策の動向や必要な情報収集の状況によっては取り上げる論点の順序等についても柔軟に対応して検討していくこと，さらに，必要に応じて地域における日本語教育以外にもついても検討していくことが求められる。

日本語教育小委員会では，本報告を基に，次期以降，より具体的に日本語教育のさらなる推進に向けた検討を行っていく。

参考資料

［参考資料１　平成 25 年度の日本語教育小委員会等及び文化庁における日本語教育事業の実績］

日程	日本語教育小委員会等	文化庁における日本語教育事業
5 月 17 日	国語分科会総会① 分科会長，分科会長代理選出，小委員会設置決定	
	日本語教育小委員会① 主査・副主査選出，委員紹介，審議の進め方	
7 月 1 日	日本語教育小委員会② ヒアリング（関係府省や関係機関・団体） １．外国人集住地域（市町村） 岡山県総社市市民環境部人権･まちづくり課課長補佐兼国際交流推進係長 - 西川茂氏 ２．外国人集住地域（市町村の国際交流協会） 特定非営利活動法人可児市国際交流協会事務局長（岐阜県）- 各務眞弓氏 ３．外国人散在地域（市町村の国際交流協会［市町村からの委託を含む］） 公益財団法人横浜市国際交流協会多文化共生課課長代理 - 藤井美香氏	
7 月 10 日	日本語教育小委員会③ ヒアリング（関係府省や関係機関・団体） ４．外国人散在地域（市町村の国際交流協会） 山形市国際交流協会事務局次長 - 石山公亮氏 ５．外国人散在地域（都道府県の国際交流協会） 公益財団法人宮城県国際化協会企画事業課課長補佐 - 大泉貴広氏 ６．ＮＰＯ法人 特定非営利活動法人多文化共生リソースセンター東海代表理事 - 土井佳彦氏	
7 月 26 日	日本語教育小委員会④ ヒアリングを受けて委員から報告及び意見交換 ・加藤早苗委員 ・小山豊三郎委員 ・金田智子委員	
8 月 30 日		地域における日本語教育協議会 （※４９ページ参照）
8 月 30 日，31 日		平成２５年度文化庁　日本語教育大会 （※７９ページ参照）
9 月 25 日		日本語教育推進会議 （※４７ページ参照）
10 月 11 日		地域における日本語教育協議会（仙台） （※４９ページ参照）
10 月 12 日		日本語教育研究協議会（仙台） （※８０ページ参照）
10 月 21 日	日本語教育小委員会⑤ 各論点に関する意見の集約，整理について検討	
10 月 28 日	国語分科会総会② 小委員会からの報告	
10 月 30 日～31 日		地域日本語教育コーディネーター研修 （西日本地域：大阪） （※８９ページ参照）
11 月 1 日		地域における日本語教育協議会（大阪） （※４９ページ参照）
11 月 2 日		日本語教育研究協議会（大阪） （※８０ページ参照）
11 月 6 日～7 日		地域日本語教育コーディネーター研修 （東日本地域：東京） （※８９ページ参照）
11 月 22 日		地域における日本語教育協議会（福岡） （※４９ページ参照）
11 月 23 日		日本語教育研究協議会（福岡） （※８０ページ参照）

11月27日		都道府県・市区町村日本語教育担当者研修（※１１３ページ参照）
1月21日	日本語教育小委員会⑥ 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について	
1月31日	日本語教育小委員会⑦ 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について	
2月21日（予定）	国語分科会総会③ 小委員会からの報告	

※　平成25年10月29日（火）には「外国人集住都市会議ながはま２０１３」において情報収集。

［参考資料２　参考とした各都道府県・政令市における多文化共生及び日本語教育に関する計画や調査等］

都道府県及び政令市名	名称
都道府県	
北　海　道	北海道国際化推進指針
青　森　県	青森県在住外国人アンケート調査報告書 2012-平成23年度地域連携多文化共生推進事業-
岩　手　県	岩手県多文化共生推進プラン
	岩手県に在住する外国人の課題調査
	平成18年度銀河系いわてモニター
宮　城　県	平成24年度宮城県外国人県民アンケート調査結果報告書
	宮城県多文化共生社会推進計画
秋　田　県	あきた国際化戦略（平成23年3月）
山　形　県	平成22年度山形県在住外国人アンケート調査報告書（平成23年3月）
	山形県における国際化推進の方向性（平成23年3月）
福　島　県	公益財団法人福島県国際交流協会第4期運営基本計画（変更）平成23年度～27年度
茨　城　県	ブラジル人等生活実態調査報告書（概要版）
栃　木　県	新とちぎ国際化推進プラン
群　馬　県	定住外国人実態調査
	群馬県多文化共生推進指針
埼　玉　県	埼玉県多文化共生推進プラン（平成24年度～28年度）
千　葉　県	輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）
神奈川県	かながわ国際施策推進指針（第３版）
	外国人コミュニティ調査報告書
	かながわの日本語学習支援（2009年）
富　山　県	富山県多文化共生推進プラン
石　川　県	在住外国人施策に関する指針
	平成23年度石川県地域日本語教室実態調査報告書
福　井　県	福井県における外国人医療支援に関する報告書
山　梨　県	外国人住民実態調査
長　野　県	多文化共生研究会報告書
岐　阜　県	岐阜県多文化共生推進基本方針
	岐阜県定住外国人の就労に関する実態調査事業報告書
愛　知　県	多文化共生の県づくりに向けて - 愛知県多文化共生社会づくり推進会議報告書
三　重　県	三重県国際化推進指針（第一次改訂）～多文化を共に生きる三重を目指して～
滋　賀　県	滋賀県多文化共生推進プラン
大　阪　府	大阪府在日外国人施策に関する指針
	地域における識字・日本語学習環境実態調査結果
和歌山県	和歌山県長期総合計画
鳥　取　県	平成21年度県内外国出身者アンケート調査結果
島　根　県	平成23年度島根県在住外国人実態調査報告書
岡　山　県	岡山多文化共生政策研究会報告書［岡山多文化共生政策研究会］
広　島　県	ひろしま国際施策推進プラン 2010
山　口　県	新・やまぐち国際化推進ビジョン
香　川　県	かがわ多文化共生推進プラン
	外国人住民アンケート調査結果
	県政世論調査
長　崎　県	長崎県総合計画
熊　本　県	くまもと国際化総合指針

宮　崎　県	みやざき国際化推進プラン
	宮崎の国際化に関する県民アンケート調査
	宮崎に住む外国人アンケート調査
沖　縄　県	おきなわ多文化共生推進指針
政令指定都市	
札　幌　市	札幌市外国籍市民意識調査報告書」2009 年 2 月（ダイジェスト版）
仙　台　市	多文化共生の推進に関する基礎調査報告書
千　葉　市	外国人市民との共生についての調査・研究・分析 - 次期国際化推進基本計画の策定むけて -（平成 22 年 2 月）
横　浜　市	ヨコハマ国際まちづくり指針
	外国人市民意識調査
相 模 原 市	さがみはら国際プラン　国際交流等に関する市民アンケート調査及び調査結果
	外国籍住民聞き取り調査結果の概要
新　潟　市	新潟市国際化推進大綱
浜　松　市	浜松市多文化共生都市ビジョン
	浜松市における南米系外国人及び日本人の実態調査結果（2010 年度）
名 古 屋 市	名古屋市多文化共生推進プラン　ことば　くらし　ちいき　～３つのきずなづくりに向けた指針～
	平成 22 年　名古屋市外国人市民アンケート調査結果報告書
京　都　市	京都市国際化推進プラン
	京都市外国籍市民意識・実態調査報告書（2007 年 12 月）
大　阪　市	大阪市外国籍住民施策基本指針
堺　　市	堺市国際化推進プラン
神　戸　市	神戸市国際化推進大綱
岡　山　市	多文化共生推進プラン
広　島　市	広島市多文化共生のまちづくり推進指針
	調査（［生活調査］，［教育調査］）
北 九 州 市	北九州市国際政策推進大綱 2011
福　岡　市	福岡市国際化推進計画
	平成 23 年度福岡市外国籍市民アンケート
熊　本　市	熊本市国際化指針

日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について
［概要］

１．はじめに

第１３期文化審議会国語分科会は，平成２５年５月１７日の第１回総会で日本語教育小委員会を設置。同委員会において,「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成２５年２月１８日，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会課題整理に関するワーキンググループ。以下「論点整理」という。）で示した１１の論点についてデータ，意見の収集及び整理を行う。

２．全般的な状況について

我が国の在留外国人数は，この２０年間で１００万人から２００万人に，国内の日本語学習者も６万人から１４万人に増加したが，経済危機や東日本大震災の影響等で前者は平成２０年末をピークに４年連続で減少，後者は平成２３年に前年と比べ４万人減少したが，平成２４年については約１万人増加。

日本語教育をめぐる状況は変化しており，こうした変化に適切に対応しつつ，日本語教育の推進に向けた検討を進める必要がある。その際,「論点整理」で示した「日本語教育の推進に当たっての基本的な考え方について」,「具体的な施策の方向性や日本語教育の推進に当たっての主な論点について」を踏まえた検討が必要。

３．日本語教育の推進に当たっての主な論点について

「論点整理」で示した論点１～１１のそれぞれについて，①論点の概要，②論点に関する意見（論点に関する意見のまとめ及び論点に関して挙げられた意見），③論点に関する状況等のデータを示している。

（１）日本語教育の推進体制について
　論点１　日本語教育に関する政策のビジョンについて
　論点２　日本語教育の効果的・効率的な推進体制について
（２）日本語教育の内容及び方法について
　論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（①標準について）
　論点３　日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について（②判定基準について）
　論点４　カリキュラム案等の活用について
（３）日本語教育に携わる人材について
　論点５　日本語教育の資格について
　論点６　日本語教員の養成・研修について
　論点７　日本語教育のボランティアについて
（４）日本語教育に関する調査研究について
　論点８　日本語教育に関する調査研究の体制について
（５）その他
　論点９　総合的な視点からの検討について
　論点１０　外国人児童生徒等に対する日本語教育について
　論点１１　国外における日本語教育について

４．おわりに

次期以降の検討について，地域における日本語教育を中心に検討を進めることが適当である。

また，今期，収集した意見やデータを踏まえたまとめとして，論点７について検討が必要であるが，その際，論点２との関連を視野に入れること，さらに論点１，論点９などの関連領域も見据えながら検討を進めること。その上で，必要に応じて，論点３，論点４，論点５，論点６など日本語教育の内容及び方法や人材に関する議論につなげていくことが考えられる。

なお，論点１０，論点１１については外務省，文部科学省において報告を取りまとめたところであり，それぞれの取組の動向に留意しつつ，関係府省や関係部局等との連携の下，適切に対応していくことが適当であると考える。

参考資料

文化審議会国語分科会委員名簿

（敬称略・五十音順）

	石井恵理子	東京女子大学教授
	石垣明子	つくば国際大学教授
	井田由美	日本テレビ放送網株式会社編成局アナウンスセンター・ アナウンス部専門部長
	伊東祐郎	国立大学法人東京外国語大学教授，留学生日本語教育センター長
	井上洋	一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
○	岩澤忠彦	一般財団法人ＮＨＫ放送研修センター常務理事・日本語センター長
	内田伸子	国立大学法人筑波大学監事
	沖森卓也	立教大学教授
	尾崎明人	名古屋外国語大学教授
	影山太郎	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所所長
	加藤早苗	インターカルト日本語学校代表
	金田智子	学習院大学教授
	川端一博	公益財団法人日本国際教育支援協会作題主幹
	小山豊三郎	愛知県地域振興部次長
	迫田久美子	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 日本語教育研究・情報センター長
	笹原宏之	早稲田大学教授
	佐藤郡衛	目白大学副学長・人間学部教授
◎	杉戸清樹	独立行政法人国立国語研究所名誉所員
	鈴木一行	一般社団法人日本書籍出版協会常任理事，大修館書店代表取締役社長
	鈴木泰	専修大学教授
	関根健一	読売新聞東京本社紙面審査委員会用語幹事， 一般社団法人日本新聞協会用語懇談会委員
	髙木展郎	国立大学法人横浜国立大学教授
	出久根達郎	作家，公益社団法人日本文藝家協会常任理事
	東倉洋一	大学共同利用機関法人情報・ｼｽﾃﾑ研究機構国立情報学研究所名誉教授 （平成 25 年 12 月 5 日死去）
	戸田佐和	公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
	納屋信	日本文化大学准教授
	やすみりえ	川柳作家
	吉尾啓介	独立行政法人国際交流基金上級審議役

（◎：分科会長，○：副分科会長）

小委員会の設置について

平成２５年５月１７日
文化審議会国語分科会長決定

１　設置

文化審議会国語分科会運営規則（平成１４年３月２７日文化審議会国語分科会決定）第２条第１項の規定に基づき，分科会に次の表の左欄に掲げる小委員会を置き，これらの小委員会の調査審議事項は，それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	調査審議事項
漢字小委員会	常用漢字表の手当てに関すること
日本語教育小委員会	外国人に対する日本語教育に関すること

２　その他

各小委員会の運営に関し，必要な事項は，当該小委員会が定める。

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿

（敬称略・五十音順）

	石井恵理子	東京女子大学教授
	伊東祐郎	国立大学法人東京外国語大学教授，留学生日本語教育センター長
	井上　洋	一般社団法人日本経済団体連合会社会広報本部長
	尾崎明人	名古屋外国語大学教授
	加藤早苗	インターカルト日本語学校代表
	金田智子	学習院大学教授
	川端一博	公益財団法人日本国際教育支援協会作題主幹
	小山豊三郎	愛知県地域振興部次長
	迫田久美子	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所 日本語教育研究・情報センター長
	佐藤郡衛	目白大学副学長・人間学部教授
◎	杉戸清樹	独立行政法人国立国語研究所名誉所員
	戸田佐和	公益社団法人国際日本語普及協会常務理事
	吉尾啓介	独立行政法人国際交流基金上級審議役

（◎：主査，○：副主査）